

平成 20 年

第10回宮古島市議会(定例会)会議録

= 定 例 会 =

自 平成20年 9 月12日 (金) 開 会

至 平成20年 9 月29日 (月) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第10回定例会	
○招集告示	1
○上程案件処理結果	2
○応招議員名簿	7
○9月12日(議事日程第1号)	9
○会期及び日程	11
会議録署名議員の指名について	15
会期を定めることについて	15
○9月16日(議事日程第2号)	17
議長の常任委員会委員の辞任について	22
動議	22
決議案第5号	77
議案審議(説明のみ)	80
○9月17日(議事日程第3号)	87
動議	93
議案審議	93
○9月22日(議事日程第4号)	113
審査期限をつける件	126
委員長報告	126
一般質問	127
與那覇 タズ子 君	127
池 間 雅 昭 君	135
○9月24日(議事日程第5号)	151
一般質問	153
前 川 尚 誼 君	153
上 里 樹 君	162
與那嶺 誓 雄 君	172
○9月25日(議事日程第6号)	183
一般質問	185
池 間 豊 君	185
亀 濱 玲 子 君	194
下 地 秀 一 君	204
動議	211
○9月29日(議事日程第7号)	233

議案審議	2 4 7
動議 (2 件)	2 7 7

宮古島市告示第83号

平成20年第10回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成20年9月5日

宮古島市長 伊志嶺 亮

1 期 日 平成20年9月12日（金）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第79号	平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）	市 長	平成20年 9月12日	平成20年 9月29日	修正可決
議案 第80号	平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	”	”	平成20年 9月22日	原案可決
議案 第81号	平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	”	”	平成20年 9月29日	”
議案 第82号	平成20年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第2号）	”	”	”	”
議案 第83号	平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	”	”	”	”
議案 第84号	平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	”	”	”	”
議案 第85号	平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第86号	平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第87号	平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第88号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	”	”	”	”
議案 第89号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第90号	字の区域の変更について	”	”	”	”
議案 第91号	字の区域の変更について	”	”	”	”
議案 第92号	字の区域の変更について	”	”	”	”
議案 第93号	あらたに生じた土地の確認について	”	”	”	”
議案 第94号	字の区域の変更について	”	”	”	”

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第95号	市道路線の認定及び変更について	市長	平成20年 9月12日	平成20年 9月29日	原案可決
認定 第1号	平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算 認定について	〃	〃	〃	継続審査
認定 第2号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第3号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計歳入 歳出決算認定について	〃	〃	〃	認定
認定 第4号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入 歳出決算認定について	〃	〃	〃	継続審査
認定 第5号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特 別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	認定
認定 第6号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第7号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入 歳出決算認定について	〃	〃	〃	継続審査
認定 第8号	平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入 歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第9号	平成19年度宮古島市パブリックゴルフ事業 歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	認定
認定 第10号	平成19年度宮古島市水道事業決算認定につ いて	〃	〃	〃	〃
報告 第13号	平成20年度宮古島市健全化判断比率及び資 金不足比率の報告について	〃	〃		
同意案 第2号	教育委員会委員の任命について	〃	〃	平成20年 9月29日	同意
陳情書 第9号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請)	宮古島市伊 良部商工会 会長 奥濱幸雄	〃	〃	採択
陳情書 第10号	旧城辺町道7号線(福嶺小学校門前)拡幅整 備工事、早期事業採択について要請	城辺皆福自 治会会長 川満登	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第11号	宮古島市環境清掃事業協同組合との一括契約について（陳情）	宮古島市環境清掃事業協同組合理事長 砂川恵俊	平成20年 9月12日	平成20年 9月29日	採 択
陳情書 第12号	公共工事での事業用自動車（緑ナンバー）使用の指導方について（陳情書）	社団法人沖縄県トラック協会宮古支部支部長 奥濱貞夫	”	”	”
陳情書 第13号	地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について（要請）	沖縄県私立大学協会会長（沖縄大学学長） 桜井国俊	”	”	継続審査
陳情書 第14号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情	『協同労働の協同組合』法制化市民会議・沖縄代表者 幸地良丈	”	”	採 択
陳情書 第15号	宮古島市の国民健康保険税の引き下げに関する陳情書	新日本婦人の会宮古島「かぎすま」班班長 三浦美恵	”	”	”
陳情書 第16号	国民健康保険税の引き下げに関する要請	沖縄商工団体連合会民主商工会宮古支部代表 下地美意子	”	”	”

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第17号	農業振興を図るための各種助成の復活・拡充の要請	J Aおきな わ宮古地区 青壮年部部 長 長浜国博	平成20年 9月12日	平成20年 9月29日	採 択
陳情書 第18号	学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情	沖縄県教職 員組合中央 執行委員長 大浜敏夫	”	”	継続審査
陳情書 第19号	「30人以下学級完全実現」のための陳情	”	”	”	採 択
陳情書 第20号	「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情	”	”	”	”
陳情書 第21号	幼稚園の教育条件整備と臨時職員の待遇改善を求める陳情	”	”	”	”
陳情書 第22号	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情	日本労働組 合総連合会 沖縄県連合 会（連合沖 縄）会長 仲村信正	”	”	”
意見書案 第8号	国民健康保険の国庫負担を増額し、国民健康保険税を引き下げを求める意見書	文 教 社 会 委 員 会	平成20年 9月29日	”	原案可決
意見書案 第9号	国民健康保険税の引き下げを求める意見書	”	”	”	否 決
決議案 第5号	伊志嶺亮市長の辞職勧告決議について	議 員	平成20年 9月16日	平成20年 9月16日	可 決
	議長の常任委員会委員の辞任について	議 長	”	”	許 可
	宮原地区ほ場整備工事に係わる不正行為について、市長と副市長に対し詳細な説明と関連して集中質疑を行う動議	議 員	”	”	可 決

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
	宮原地区ほ場整備に係る補助金不正受給事件に係る宮古島市職員懲戒分限審査委員会の該当職員の提出した弁明書の提出を求める動議	議員	平成20年 9月17日	平成20年 9月17日	否決
	総務財政委員会に付託の議案第79号平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)、経済工務委員会に付託の議案10件及び認定5件並びに陳情書6件について審査期限をつける件	議長発議	平成20年 9月22日	平成20年 9月22日	可決 審議:9月26日
	宮原地区補助金不正受給問題について、会議録開示後の市長、副市長に対し、詳細な説明と関連して質疑を行う動議	議員	平成20年 9月25日	平成20年 9月25日	可決
	宮古島市長伊志嶺亮君の不信任に対する決議の動議	〃	平成20年 9月29日	平成20年 9月29日	否決
	宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為の調査に関する動議	〃	〃	〃	〃

※ 陳情書第1号 保育行政に民間活力の活用をお願い(提出月日:平成20年3月3日、提出者:花園保育園 所長 浅野弘子)については、審議未了となった。

開会日（9月12日）に応招した議員

下地智君	眞榮城徳彦君
友利恵一	新城啓世
仲間明典	上地博通
池間健榮	平良隆
新里聰	亀濱玲子
砂川明寛	上里樹
棚原芳樹	與那覇夕ズ子
前川尚誼	富永元順
與那嶺誓雄	富浜浩
山里雅彦	下地秀一
池間豊	下地明
宮城英文	池間雅昭

9月16日に応招した議員

嘉手納学君	豊見山恵栄君
佐久本洋介	

平成 20 年

第10回宮古島市議会(定例会)会議録

9月12日(金) 初日

(議案上程、説明、聴取)

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第1号

平成20年9月12日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- ” 第 2 会期を定めることについて
- ” 第 3 議案第79号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）（市長提出）
- ” 第 4 ” 第80号 平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
（ ” ）
- ” 第 5 ” 第81号 平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）（ ” ）
- ” 第 6 ” 第82号 平成20年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第2号）（ ” ）
- ” 第 7 ” 第83号 平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
（ ” ）
- ” 第 8 ” 第84号 平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
（ ” ）
- ” 第 9 ” 第85号 平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）（ ” ）
- ” 第10 ” 第86号 平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第11 ” 第87号 平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第12 ” 第88号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例 （ ” ）
- ” 第13 ” 第89号 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（ ” ）
- ” 第14 ” 第90号 字の区域の変更について （ ” ）
- ” 第15 ” 第91号 字の区域の変更について （ ” ）
- ” 第16 ” 第92号 字の区域の変更について （ ” ）
- ” 第17 ” 第93号 あらたに生じた土地の確認について （ ” ）
- ” 第18 ” 第94号 字の区域の変更について （ ” ）
- ” 第19 ” 第95号 市道路線の認定及び変更について （ ” ）
- ” 第20 認定第 1 号 平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について （ ” ）
- ” 第21 ” 第 2 号 平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
て （ ” ）
- ” 第22 ” 第 3 号 平成19年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第23 ” 第 4 号 平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

(市長提出)

- 日程第 2 4 認定第 5 号 平成 1 9 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
- " 第 2 5 " 第 6 号 平成 1 9 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
- " 第 2 6 " 第 7 号 平成 1 9 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (")
- " 第 2 7 " 第 8 号 平成 1 9 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について (")
- " 第 2 8 " 第 9 号 平成 1 9 年度宮古島市パブリックゴルフ事業歳入歳出決算認定について (")
- " 第 2 9 " 第 1 0 号 平成 1 9 年度宮古島市水道事業決算認定について (")
- " 第 3 0 報告第 1 3 号 平成 2 0 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について (")
- " 第 3 1 同意案第 2 号 教育委員会委員の任命について (")

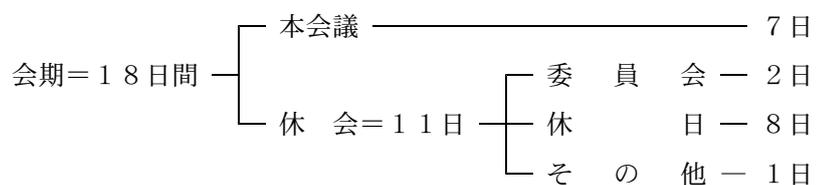
◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- " 第 2 会期を定めることについて

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）会期日程計画表（案）

平成20年9月12日（金）午前10時開会

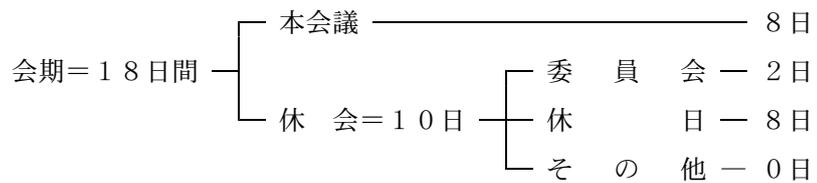
月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
9月12日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取	開 会
9月13日	土	休 会		
9月14日	日	”		
9月15日	月	”		敬老の日
9月16日	火	本会議	議案に対する質疑（付託）	
9月17日	水	休 会	委員会	通告締切
9月18日	木	”	”	
9月19日	金	”		報告書作成
9月20日	土	”		
9月21日	日	”		
9月22日	月	本会議	一般質問	
9月23日	火	休 会		秋分の日
9月24日	水	本会議	一般質問	
9月25日	木	”	”	
9月26日	金	”	”	
9月27日	土	休 会		
9月28日	日	”		
9月29日	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）会期日程計画表（変更）

平成20年9月16日（火）

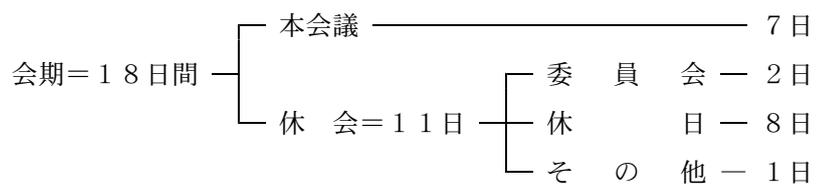
月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
9月12日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定	開 会
9月13日	土	休 会		
9月14日	日	”		
9月15日	月	”		敬老の日
9月16日	火	本会議	議案上程、説明、聴取	
9月17日	水	”	議案に対する質疑（付託）	通告締切
9月18日	木	休 会	委員会	
9月19日	金	”	”	報告書作成
9月20日	土	”		
9月21日	日	”		
9月22日	月	本会議	一般質問	
9月23日	火	休 会		秋分の日
9月24日	水	本会議	一般質問	
9月25日	木	”	”	
9月26日	金	”	”	
9月27日	土	休 会		
9月28日	日	”		
9月29日	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）会期日程計画表（再変更）

平成20年9月25日（木）

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
9月12日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定	開 会
9月13日	土	休 会		
9月14日	日	”		
9月15日	月	”		敬老の日
9月16日	火	本会議	議案上程、説明、聴取	
9月17日	水	”	議案に対する質疑（付託）	通告締切
9月18日	木	休 会	委員会	
9月19日	金	”	”	報告書作成
9月20日	土	”		
9月21日	日	”		
9月22日	月	本会議	一般質問	
9月23日	火	休 会		秋分の日
9月24日	水	本会議	一般質問	
9月25日	木	”	”	
9月26日	金	休 会		
9月27日	土	”		
9月28日	日	”		
9月29日	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成20年9月12日

（開会＝午後3時26分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後3時31分）

議長（22番）	下地 智 君	議員（13番）	宮城 英文 君
議員（1"）	友利 惠一 "	"（14"）	眞榮城 徳彦 "
"（2"）	仲間 明典 "	"（16"）	新城 啓世 "
"（3"）	池間 健榮 "	"（17"）	上地 博通 "
"（4"）	新里 聰 "	"（18"）	平良 隆 "
		"（19"）	亀濱 玲子 "
		"（20"）	上里 樹 "
		"（21"）	與那覇 夕ズ子 "
"（7"）	砂川 明寛 "		
"（8"）	棚原 芳樹 "	"（24"）	富永 元順 "
"（9"）	前川 尚誼 "	"（25"）	富浜 浩 "
"（10"）	與那嶺 誓雄 "	"（26"）	下地 秀一 "
"（11"）	山里 雅彦 "	"（27"）	下地 明 "
"（12"）	池間 豊 "	"（28"）	池間 雅昭 "

◎欠席議員（3名）

副議長（15番） 嘉手納 学 君 議員（23番） 豊見山 恵栄 君
 議員（6"） 佐久本 洋介 "

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川 正吉 君
副市長	下地 学 "	下地支所長	平良 哲則 "
総務部長	宮川 耕次 "	水道局次長	砂川 定之 "
企画政策部長	久貝 智子 "	消防長	砂川 享一 "
環境施設整備局長	長濱 博文 "	教育長	下地 恵吉 "
経済部長	上地 廣敏 "	教育部長	長濱 光雄 "
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大 "	生涯学習部長	饒平名 建次 "
会計管理者	平良 富男 "	総務課長	伊良部 平師 "
平良支所長	狩俣 照雄 "	財政課長	石原 智男 "
城辺支所長	平良 光成 "	企画調整課長	下地 信男 "

◎議会事務局職員出席者

事務局長 喜屋武 重三 君 議事係 仲間 清人 君
 次長 荷川取 辰美 " 庶務係長 友利 毅彦 "
 補佐兼議事係長 前里 安男 "

◎議長（下地 智君）

ただいまから平成20年第10回宮古島市議会定例会を開会いたします。

（開会＝午後3時26分）

本日の出席議員は、24名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりでございます。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去る6月定例会の閉会后、20件の陳情書を受理し、そのうち14件を陳情処理表とともにお手元に配付いたしましたので、それぞれの所管委員会のご審査をお願いします。なお、6件の陳情書については、資料としてお手元に配付いたしました。

次に、宮古島市監査委員の川満勇委員、眞榮城徳彦委員のご両名から、平成20年4月分、5月分、6月分の例月出納検査報告がありました。

次に、平成20年9月5日、伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第10回宮古島市議会定例会招集告示の通知がありました。

次に、9月9日、伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第10回定例会に付議すべき議案の送付がありました。

また、同日午前10時から開催された当局の提出議案の事前説明終了後に議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日9月12日から9月29日までの18日間とするのが適当であると決しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（下地 智君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において砂川明寛君と仲間明典君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月12日から9月29日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日9月12日から9月29日までの18日間とすることに決しました。

なお、議事の都合により、9月17日から19日までの計3日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

本日は、これをもちまして延会します。

（延会＝午後 3 時31分）

平成 20 年

第10回宮古島市議会(定例会)会議録

9月16日(火) 2日目

(議案上程、説明、聴取)

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第2号

平成20年9月16日（火）午前10時開議

- 日程第 1 議長の常任委員会委員の辞任について
- ” 第 2 議案第79号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）（市長提出）
- ” 第 3 ” 第80号 平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
（ ” ）
- ” 第 4 ” 第81号 平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）（ ” ）
- ” 第 5 ” 第82号 平成20年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第2号）（ ” ）
- ” 第 6 ” 第83号 平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
（ ” ）
- ” 第 7 ” 第84号 平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
（ ” ）
- ” 第 8 ” 第85号 平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）（ ” ）
- ” 第 9 ” 第86号 平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第10 ” 第87号 平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第11 ” 第88号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例 （ ” ）
- ” 第12 ” 第89号 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（ ” ）
- ” 第13 ” 第90号 字の区域の変更について （ ” ）
- ” 第14 ” 第91号 字の区域の変更について （ ” ）
- ” 第15 ” 第92号 字の区域の変更について （ ” ）
- ” 第16 ” 第93号 あらたに生じた土地の確認について （ ” ）
- ” 第17 ” 第94号 字の区域の変更について （ ” ）
- ” 第18 ” 第95号 市道路線の認定及び変更について （ ” ）
- ” 第19 認定第 1 号 平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について （ ” ）
- ” 第20 ” 第 2 号 平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て （ ” ）
- ” 第21 ” 第 3 号 平成19年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第22 ” 第 4 号 平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）

- 日程第 2 3 認定第 5 号 平成 1 9 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- ” 第 2 4 ” 第 6 号 平成 1 9 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 2 5 ” 第 7 号 平成 1 9 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 2 6 ” 第 8 号 平成 1 9 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 2 7 ” 第 9 号 平成 1 9 年度宮古島市パブリックゴルフ事業歳入歳出決算認定について (”)
- ” 第 2 8 ” 第 1 0 号 平成 1 9 年度宮古島市水道事業決算認定について (”)
- ” 第 2 9 報告第 1 3 号 平成 2 0 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について (”)
- ” 第 3 0 同意案第 2 号 教育委員会委員の任命について (”)

◎会議に付した事件

- 日程第 1 議長の常任委員会委員の辞任について
- 追加日程 宮原地区ほ場整備工事に係わる不正行為について、市長と副市長に対し詳細な説明と関連して集中質疑を行う動議 (議員提出)
- ” 決議案第 5 号 伊志嶺亮市長の辞職勧告決議について (”)
- 日程第 2 議案第 7 9 号 平成 2 0 年度宮古島市一般会計補正予算 (第 5 号) (市長提出)
- ” 第 3 ” 第 8 0 号 平成 2 0 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (”)
- ” 第 4 ” 第 8 1 号 平成 2 0 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算 (第 1 号) (”)
- ” 第 5 ” 第 8 2 号 平成 2 0 年度宮古島市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) (”)
- ” 第 6 ” 第 8 3 号 平成 2 0 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (”)
- ” 第 7 ” 第 8 4 号 平成 2 0 年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (”)
- ” 第 8 ” 第 8 5 号 平成 2 0 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (”)
- ” 第 9 ” 第 8 6 号 平成 2 0 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (”)
- ” 第 1 0 ” 第 8 7 号 平成 2 0 年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算 (第 1 号) (”)
- ” 第 1 1 ” 第 8 8 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (”)

日程第 1 2	議案第 8 9 号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(市長提出)
" 第 1 3	" 第 9 0 号	字の区域の変更について	(")
" 第 1 4	" 第 9 1 号	字の区域の変更について	(")
" 第 1 5	" 第 9 2 号	字の区域の変更について	(")
" 第 1 6	" 第 9 3 号	あらたに生じた土地の確認について	(")
" 第 1 7	" 第 9 4 号	字の区域の変更について	(")
" 第 1 8	" 第 9 5 号	市道路線の認定及び変更について	(")
" 第 1 9	認定第 1 号	平成 1 9 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 0	" 第 2 号	平成 1 9 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 1	" 第 3 号	平成 1 9 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 2	" 第 4 号	平成 1 9 年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 3	" 第 5 号	平成 1 9 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 4	" 第 6 号	平成 1 9 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 5	" 第 7 号	平成 1 9 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 6	" 第 8 号	平成 1 9 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 7	" 第 9 号	平成 1 9 年度宮古島市パブリックゴルフ事業歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 8	" 第 1 0 号	平成 1 9 年度宮古島市水道事業決算認定について	(")
" 第 2 9	報告第 1 3 号	平成 2 0 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	(")
" 第 3 0	同意案第 2 号	教育委員会委員の任命について	(")

議長の常任委員会委員の辞任について

みだしのことについて、下記の理由により常任委員会委員を辞任したいから、許可されるよう申し出ます。

平成20年9月16日

経済工務委員会
委員（議長） 下 地 智

記

辞任の理由

1. 議長は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会であっても、自由に出席して発言（質疑も可）することのできる権限が与えられている。
(地方自治法第105条)
1. 本会議での表決において、可否同数の場合は議長が裁決することとなる。
(地方自治法第116条)
1. 議長は、議会の重要な地位にあるので、一委員としての発言であるにせよ、事件の決定に少なからぬ影響を与えるおそれがある。

以上の3点からして、議長が常任委員会に所属し、採決に加わることは、中立的立場を堅持する上からも好ましくない。

また、近年、議長の公務も多忙であり、委員会審議中、中座または欠席等で委員会に迷惑をかける場合がある。

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成20年9月16日

（開議＝午前10時55分）

◎出席議員（27名）

（延会＝午後11時53分）

議長（22番）	下地 智君	議員（13番）	宮城 英文君
副議長（15〃）	嘉手納 学〃	〃（14〃）	眞榮城 徳彦〃
議員（1〃）	友利 惠一〃	〃（16〃）	新城 啓世〃
〃（2〃）	仲間 明典〃	〃（17〃）	上地 博通〃
〃（3〃）	池間 健榮〃	〃（18〃）	平良 隆〃
〃（4〃）	新里 聰〃	〃（19〃）	亀濱 玲子〃
〃（5〃）	〃	〃（20〃）	上里 樹〃
〃（6〃）	佐久本 洋介〃	〃（21〃）	與那覇 夕ズ子〃
〃（7〃）	砂川 明寛〃	〃（23〃）	豊見山 恵栄〃
〃（8〃）	棚原 芳樹〃	〃（24〃）	富永 元順〃
〃（9〃）	前川 尚誼〃	〃（25〃）	富浜 浩〃
〃（10〃）	與那嶺 誓雄〃	〃（26〃）	下地 秀一〃
〃（11〃）	山里 雅彦〃	〃（27〃）	下地 明〃
〃（12〃）	池間 豊〃	〃（28〃）	池間 雅昭〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮君	城辺 支所長	平良 光成君
副市長	下地 学〃	上野 支所長	砂川 正吉〃
総務部長	宮川 耕次〃	下地 支所長	平良 哲則〃
企画政策部長	久貝 智子〃	水道局次長	砂川 定之〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣〃	消防 長	砂川 享一〃
環境施設整備局長	長濱 博文〃	教育 長	下地 恵吉〃
経済部長	上地 廣敏〃	教育部長	長濱 光雄〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大〃	生涯学習部長	饒平名 建次〃
会計管理者	平良 富男〃	総務課長	伊良部 平師〃
伊良部総合支所長	垣花 恵〃	財政課長	石原 智男〃
平良支所長	狩俣 照雄〃	企画調整課長	下地 信男〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	喜屋武 重三君	議事 係	仲間 清人君
次 長	荷川取 辰美〃	庶務 係 長	友利 毅彦〃
補佐兼議事係長	前里 安男〃		

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時55分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりでございます。

この際、日程第1、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

この際、申し上げます。本件は、私の一身上に関するものでありますので、地方自治法第117条の規定により退席いたします。

副議長、議事の進行をお願いします。

休憩します。

（休憩＝午前10時56分）

◎副議長（嘉手納 学君）

再開します。

（再開＝午前10時57分）

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり申し出がなされております。

お諮りします。議長の常任委員の辞任については、申し出のとおりこれを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（嘉手納 学君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は許可されました。

議長の入場を許します。

休憩します。

（休憩＝午前10時57分）

◎議長（下地 智君）

再開します。

（再開＝午前10時58分）

（「議長」の声あり）

◎下地 明君

動議を提出します。

宮原地区ほ場整備工事に係わる不正行為について、市長と副市長に対し詳細な説明と関連して集中質疑を行う動議を提出します。

（「賛成」の声あり）

◎議長（下地 智君）

ただいま下地明君から宮原地区ほ場整備工事に係わる不正行為について、市長と副市長に対し詳細な説明と関連して集中質疑を行う動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

本動議を議題とし、市長から説明を求めます。

◎市長(伊志嶺 亮君)

宮原地区ほ場整備工事の不正行為について私から説明いたします。

まず、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会を8月の14日に立ち上げまして、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会がそれからずっと調査いたしております。また、懲戒分限審査委員会を立ち上げまして、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の調査結果に基づいて現在9月9日に答申をいただきまして、これについて今私はその対応について考えているところであります。8月27日に県にこの件について報告をいたしました。そして、県との協議によりまして、その宮原地区の全工事の内容あるいは不正支払い額の精査等をいたしております。また、宮原地区の住民への説明を9月9日に行いまして、謝罪いたしまして、この対応について庁内で対応を今話し合っております。

◎議長(下地 智君)

これで説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎下地 明君

質問を行います。今さっき市長からこれまでにいろいろと説明などもやってくられた関係で本当に簡単な説明に終わりますけども、余りにも簡単過ぎるなどはと思いますが、これまで市長はもちろんコメントもされておりますね。そういったことも踏まえて私は質問をしていきたいと思っておりますから、市長、副市長に明快なる答弁をお願いしたいと思います。

市長ですね、まず市長は先月の臨時議会においてこのようなコメントをなさっております。宮原地区ほ場整備工事にかかわる不正行為について、市長コメントですね。宮原地区ほ場整備工事に関して不正行為していたことが明らかになりました。議員各位初め市民の皆様にも深くおわび申し上げます。国、県に対しても多大な迷惑をおかけしました。まことに申しわけございませんと述べております。そしてですね、市長は今回の不祥事は私にとって残念のきわみの一言に尽きますというふうなコメントもあります。事務ミスが続く役所の体質を何とか改善するため、職員研修による職員の資質向上や全職場での業務マニュアル策定で互いの課題を徹底議論し、課題解決を図っていくという全庁体制での組織改善に全力を尽くしてまいりましたとここに述べられているんですね。全力を尽くしてまいりました。しかし、またしても不祥事を起こしてしまいました。それも単なる事務ミスで許されるものではありませんと、市長はこのようにしてもうひれ伏したコメントをなされております。後でこの件については副市長にもお聞きしたいと思いますけども、こういうふうにしてコメントをされておまして、しかし我々議会の全員協議会においては

また議員の、これからまた職員を集めていろいろと今後こういうような不祥事が起きないように徹底して改善をしたいと。そのように四、五日前の全員協議会に副市長からあったんですよ。市長のコメントでは、徹底した議論、解決を図っていくと全庁体制で組織改善に全力を尽くしてまいりましたけども、またしても不祥事が起きてしまいましたというのは、これはどうしようもない。これは、市長と副市長の職員を指導していくという能力が欠如している。そういったことを踏まえてですね、我々18名の議員有志は市長に対して9月9日に辞任を求めた要求をやったわけですね。これまでの下里地区の土地売却問題、パイナガマ公園用地に係る土地購入問題及び上野地区における不当利得金返還問題等が議会や市民によって職員、市長に対する告発まで発展してきた中でこのたびの宮原地区ほ場整備工事に係る不祥事は伊志嶺市長の指導能力の欠如を露呈した決定づけになる。我々は、こういうふうなことを踏まえまして、しかも副市長にありましてはこの業者にかかわった方がですね、副市長の身内であるということを議場でも前同僚議員からもこっちで指摘されて、それは副市長認めたと私は覚えています。こういうふうな事件等抱えてですね、市長、副市長は我々が要求したとおり職員の指導能力もちろんでありますけども、市民に対しても今度の事件は多大な損害をもう与えているというふうなことで我々はどうしても市長に重い責任を取ってもらいたいというふうなことを再三申し上げてきております。ご存じかと思いますが、国頭村の問題等も、最近の問題でありますので、十分そういった資料等はもうそろえてあると思いますけども、やめた村長も住民訴訟によって損害賠償もこうむらなきゃならないというふうなことになっておりますし、現村長も教育長であったということでその責任が負わされるというふうなことで報道に書かれております。そういったこと等も一応私は踏まえて後で質問しますから。

また、懲戒分限審査委員会はそのことによって22名の処分を答申、今さっき、市長は答申はあったけども、まだ決定していないというふうな説明だったと思いますけども、どうしてこの懲戒分限審査委員会もマスコミもシャットアウトして行われる、まずこれが疑問なんですよ。口裏を合わせるために懲戒分限審査委員会をやったようなもんじゃありませんか、我々からしたら。マスコミにも堂々と公表して、懲戒分限審査委員会を開いても、内々で何回もやって、はい、もう22名の処分を発表してあります。その中には、副市長、市長の処分は全く一言も書かれていません。今後に引き継ぐとも何も書かれてありません。本来ならですね、本当に市長、副市長、こういうな責任でしたら、部下は、今から伸びるべき部下にこういうふうな重い処分をやるべきじゃないですよ。印鑑もちゃんと押してあるわけだから。そういったことで私はこの懲戒分限審査委員会の処分に対しても非常にいかなもんかと。しかし、これは処分決めるのは当局でありますので、あえてもうそれ以上申し上げませんが、私はですね、そういった自分たちの責任を棚に上げて若い部下にばかりこういうふうな処分するのはいかなもんかと私は思うんですよ。

この工事関係検査の結果を復命しますというふうな書類には、もちろん全部市長も印鑑みんな押してあるんですね。私は、あえて復命という意味を辞典で引きました。命令されてしたことの経過や結果を報告することと、この復命というのは。意味なんですよ。あなたは、この仕事やりなさいと命令されて、この稟議書を書いて、上司にあげて、工事はやっているわけですね。それに基づいて部下がこういうふうなこの代金はこうなっていますよというふうなことで当初の請負金額等もいろいろとあれして、稟議して、検査の段階において8,351万700円というふうな工事費も市長も工事検査復命書にちゃんと署名やっただけです。責任を逃れることはできません、そういうことで再三申し上げます復命という意味は、命

令されてしたことの経過や結果を報告することという意味に、これ辞典でありますから、後で辞典を引いてください。そういうことでなぜこういうふうにして命令して仕事をさせて、あんだけが悪いですよ、何で報告しなかったのかと、これは恐らく市民もこの私が今言っていることを聞いているかどうかわかりませんが、市民も納得しないと思うんですよ。そういうことでこういった点からも私は責任は許されないと、と言うわけです。

それから、私はきのうもこの現場へ行きました。前も行きましたけれども、3回ほど行っております。向こうの地権者はですね、もちろん新聞に載っているとおり一日も早く水をと。今は、高圧ホースでやっておりますけれども、きのうも水が漏れていました。非常に困っていると。非常に損害をこうむっていると。当局の皆さんが水は通しているから、今は大丈夫だと、損害はこうむっていないと思うかも知れないけれども、あのゴーヤー自体に、今までこういうふうにならぬ水がとまって損害した賠償なども皆さんは考えていると思うんですけども、この辺についてもですね、農家には損害与えないと言っているわけですから、市長がこれまでおっしゃっていることは、上野の不当利得の1,200万円に対しても市民には一円たりとも損害は与えませんとこれまでも言ってきておりますけれども、既にもう多大な市民に対しては損害を与えているわけです。だから、今度のゴーヤー農家に対しても、向こうの農家に対しても一円たりとも損害を与えないように取り組んでもらいたい。

また、これは現場、我々が行ったところだったかな、その地権者の人が何か工事名を、私は習ったけれども、はっきりわかりませんが、石れき作業代金、これはほ場整備事業が大体終わった後に小さい石ころなどを拾う作業で何年か前からか地権者の皆さんに幾らかでもこういうふうにした手間賃を払ったほうが後の負担金の支払いについても幾らか軽くなりそうというふうなことで、これは何年か前とは、それは私は確認しておりませんが、そういうことで地権者の方々に石れき除去というふうな作業をさせているわけです。これをさせてですね、前は私が2週間ほど前に行ったら去年の8月で払うと言ったけれども、払っていない。それで、労基署に訴えると自分は言ったと。きのう行って確認したら、本人は居なかったので、一緒に農家の人たちがおりましたので、私は私に言った農家の方に直接電話で確認しました。最近になって支払いますからということですけども、これも去年の8月段階で払うということはまだ払っていないということでもあります。この金額についても、どこからどういうふうにして払うのかも後で答弁を求めたいと思います。

そういった今まで申し上げたことで今の工事代金のことと、それから私が今まで申し上げたとおり処分についてと、また市長はこれまではこれに対しては、この辞職要求に対してもこの問題が片づいた後に自分なりの明確な責任のとり方はするとこれまで言ってきているんですよ。私はですね、もうこの答弁が、市長のこれまでもこういうふうな、私から言ったら何か皮肉な答弁というか、見えないんですよ。だから、明確にですね、何も私は今日、あすやめろと言っているわけじゃないです。一月、この問題が、それというのは経済部長の話では、我々には一月ぐらいでは補助金返還の額がわかるでしょう、というふうな答弁ももらってあるし、全員協議会の場で。そういったことからした場合には補助金返還額も、まあ、いいでしょう、一月半かかってもいいさ。一月半かかってもいい。場合によっては2カ月かかってもいいでしょう。そういったことで市長にはあえて申し上げたい。これまでの報酬何十%何カ月の責任では許される事件でないですよ。それで、私のはっきりと、辞任という言葉は使いたくないけれども、とにかく責任、も

うこれ以上の責任はない。市長の辞任要求やっであるわけですから、まあ、そうですね、辞任。辞任という言葉をはっきり求めたいんですよ。だから、このはっきりした言葉をですね、私は今先程言ったとおり一月とか二月とはあえて申しません。本当に私の考えとしては早いほうがいいんでありますけども、せめて年内にもう私は全面的な責任をとるというふうな答弁を求めたいと思います。

また、副市長に対しては自分の身内がかかわった工事に対してどのような責任を感じているか、一応とりあえずはその件について答弁求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

質問が多岐にわたっておりますので、答弁漏れがあったらご指摘を願いたいと思います。

まず、総論的なことから申し上げます。11日に懲戒分限審査委員会から答申がありました。これに関して私は現在考慮中であります。

今まで私や副市長の責任のとり方について言及していないじゃないかということでもありますけども、これについてはこれからしっかりといろんな調査をして、その調査に基づいて責任のとり方を皆様方に改めて申し上げたいと、そのように思っております。

また、年内にやめるということを明言したらどうかというお話ですけども、今いろんな調査をやっておりまして、また国や県とも話し合いをしております。その話し合いをしっかりとやるのが、そして再発防止に向けて市内でしっかり取り組むことが私に課せられた義務であると考えておりますので、これをしっかりと取り組んで、それから私の態度を明確にしていきたいと考えております。

◎副市長（下地 学君）

質疑の要点が余り把握できないですが、大まかにですね、まず1つには業者が私の身内だということと、もう一つは懲戒分限審査委員会をなぜ非公開にしたか。さらに、懲戒分限審査委員会の処分の量定について、大体こんなもんかと思うので、お答えいたします。

業者が私の身内であるということは、8月19日の臨時議会、そして8月の29日の議員全員協議会、さらには9月の11日の議員全員協議会にも申し上げたとおり、紛れもない私の身内であることは申し上げたとおりであります。このことについては、私は大変厳粛に受けとめて、その道義的責任があることも痛感しております。

それから、懲戒分限審査委員会の非公開なんですが、このことは関係職員のいわゆる個人情報等にかかわるので、原則としてこれまでも懲戒分限審査委員会は非公開にしております。

そして、なぜ懲戒分限審査委員会で市長と私の処分の問題が出てこないかということもありましたけど、これは地公法に基づいて市の職員の懲戒に対する委員会であって、ですから市長、私の責任については市長含めてみずからが判断すべきものだと考えております。

それから、懲戒分限審査委員会の職員の処分の量定については、市の条例、そして市の職員の懲戒処分に関する指針に基づいて量定をし、市長に答申してあります。

◎経済部長（上地廣敏君）

議員ご指摘のとおりですね、ほ場整備地区内から発生する石れきについては、事業費の中で支出、支払うということで農家の皆さんにお願いをして石れきの除去をさせてあります。ただ、その費用についてまだ支出がされていないと。平成19年度中も支出がされていないということですね、地権者の小緑さんか

ら聞きました。早速調査をしましたところ、支出がされていないということが判明いたしましたので、平成20年度の予算で支出をするようにということで今支出の準備をしているところであります。金額にいたしますと42万円程度であります。

◎下地 明君

先に今の経済部長の答弁から質問したいと思います。

確かにきのう確認しても42万幾らかというふうなことをおっしゃってありました。この42万円という工事代金は、もちろん去年の8月いっぱい払うというのが延びになっているもんだから、労基署に訴えますよということまで言ったと、さらにですね、このように話してありました。そういうことでこれはもう一日も早く払わんといけないけども、しかしこの42万円というのと、また私が現在会議の場で申し上げてきているけども、ホース代です。仮にやってあるホース代が全員協議会の場合は33万円とか、そういうふうにしてあるというふうなことがありました。このホース代金、今の42万円余り、これはこの今のほ場整備工事の8,351万700円の中には入っていないですか。もし、当初から入っていなかったら、それは今補正してやると言っておりますけども、この中にはこの分は入っているのかどうか、その確認をしたいと思えます。これが入っていなかったら、これが補正でできるのかどうか、この辺を答弁願いたいと思えます。

それから、市長がですね、これまでの答弁と全く変わらない答弁をなさいました。これまでの問題に対していろいろと調査、報告を待って、そして国や県からの対応というかな、これを見た後に自分は自分なりの責任のとり方については考えますと。さっきからそういう内容ですね、市長の答弁は。よろしいですか。そのような内容ですね。

これまで我々がお聞きしたところ、全くもう変わらないこのような答弁をなさっております。私は、あえて市長にお願い申し上げますが、もちろん辞任にこれは値する。何も事業やらないで、これだけの事業を何もやらないでお金を払ったわけです。一般市民でもそういうふうにお金を貸すというかな、そういうふうに貸すような制度をやってくださいよ。一部の業者にですね、これだけの大金を工事も何もやらないのにやって終わりましたと市長まで印鑑を押して、工事代金を、何もやらないのに工事代金払ってある。これ、もちろん、今までの8,300万円の委託管理料含めたら9,000万円余りますけども、この中のもちろん100%じゃなくして、場合によっては工事の施工された部分もあると思う。そういったことでこれの90%かな、95%かな、パーセントは詳しくは掌握しておりませんが、これだけの額を工事をやらないのに県、国をだましたと。これは、もうこれに対して副市長は県まで行って、経済部長連れて行って本当に悪いことをいたしました、本当にお許しくださいじゃなくて、とにかくもう補助金返還やらざるを得ないというふうなことで、経済部長はまた農家に対しては、迷惑はかけないというふうなことをやってきております。農家に対してはもう迷惑はかけないと言っているわけだから、迷惑かけないと言っているんでしたら市の予算から新たに補正して工事をやるのか、また22名の皆さんでもってこの工事金を捻出するか、この点とですね、済みません、質問がちよっとあいまいになって申しわけございませんが、経済部長にはその辺と、それから市長に対してはこういうふうな今までの繰り返し言った答弁でなくて、私はこの議会をですね、混乱させているのは市長は我々には議会だと言っておりますけど、決して議会じゃない、市長だと私は思っています。そういうことで市長はですね、先程も私は申し上げました。せめて年内、これも市民のこれだけの事業に対して自分は責任があるということで、場合によっては年内という言葉が言えなかったら、

出せなかったら、それじゃ新年度の予算はいつから作業入るか私ははっきりわかりませんが、新年度予算作業に入る前あたりに考えたいとか、こういうふうな答弁をお願いできないか。だから、新年度予算編成だよ。私は編成時期をいつにしているんですよ。編成時期。だから、僕は例えば12月1日から始まるか、1月1日から始まるか、作業のあれは把握していません。だから、それを当局は知っているはずですよ。だから、そういうことで年内とか、あるいは言えなかったら新年度予算の作業の入る前あたりまでにはという明確な答弁ができないかどうか、これをお願いしたいと思います。まず、市長から答弁をお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

答弁申し上げます。

新年度予算をつくり上げる前にやめるように明言しろということですけども、これは私としては今明言するわけにはまいりません。私は、今一生懸命事件の事後処理について頑張っておりますし、その経緯を踏まえながらしっかりと考えていきたいと申し上げるだけでございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、ホース代金はどうかということですが、ホース代金につきましては事業費の中に含まれておりません。これは、当然かんがい排水事業が実施されるという前提でありますから、その事業費の中に仮設のホース代金というのは当然含まれておりません。これは、事業が実施されていないということ踏まえて仮設でも水が必要であるということから、担当が業者をお願いをして仮設のホースを設置したと、分土工から仮設のホースでハウスのほうに水を引っ張ったということでございます。

それから、石れき除去の費用でありますけれども、これは当然工事費の中に入っております。したがって、今平成20年度工事も宮原地区進行中でありまして、経費のですね、組み替えいたしまして、工事費の中から支出をしていきたいというふうに考えております。

また、残工事についてどう対応するのかということですが、宮原地区の住民説明会にも申し上げました。当然国から返還命令があると思っておりますし、時期がいつになるのかは今のところ確定はしておりません。ただ、市としてはその補助金について返還をする義務があるというふうに考えております。じゃ、残工事についてはということですが、残工事については当然補助事業で実施できると思っておりますので、一般といいますか、市の単独事業で取り組む以外にないというふうに考えております。宮原の説明会でも申し上げましたけれども、まず市の単独予算で実施をしたいというふうに考えた場合に議会の同意が得られるかですね、その辺がちょっと気になるところでありますから、今後議員の皆さん方ともいろいろ話し合いを進めていながらですね、12月の議会で補正を組むことが可能なのか、あるいは新年度、平成21年度の予算で組むことが可能なのかですね、その辺をご相談していきたいというふうに考えているところであります。いずれにいたしましても単独予算で実施せざるを得ないというふうに今のところは考えております。

◎下地 明君

質疑はあと1回ですので、工事についてはもう単独でやらざるを得ないであろうというふうな経済部長から明快な答弁でありました。

市長ですね、繰り返し市長に申し上げますが、市長は上野の問題についてもしかり、これまだ取れるめども立っていないんですよ。今度の工事代金についても、もちろん仕事やっていないのに払ったわけで

すから、これ返すことが当たり前ですよね。当たり前。今日すぐにも返してもらいたいと言わなきゃならない。この部分については、副市長の答弁をもらいたい。もう業者に対して強制してでも返してもらいたい。で、言ったように、これが発生してから一月以上なっていると思いますけど、これがいったのかどうか、いつまで業者は取ったもののあれは返すのか、それを副市長に答弁してもらいたい。

市長にはですね、同じ内容の答弁で市長はなっておりますけども、私は再三申し上げておりますが、市長はですね、これだけの事件を起こしたわけですから、市長として最大の責任を負う、これ義務ですね。義務なんですよ、我々からした場合に。市民からしても。我々は、辞任要求のときにも私は申し上げました。我々は、市民に背中を押されてこういうふうには辞任要求をしておりますよというふうなことであります。そういったことで市長にですね、せめて新年度予算作成以前にはもう態度は明確にしたいと答弁をぜひお願いします。

以上で、答弁をお聞かせ……

(議員の声あり)

いや、ぜひともこれを今でも明快に答弁をお願いしたい。

◎市長(伊志嶺 亮君)

私は、私に今回の事案について責任はないとは申しておりません。責任はございます。ですから、その責任のとり方については、これからしっかりとこれまでの経緯を踏まえて国や県とも交渉しながら、その交渉の結果によって私の責任の度合いの重さを私が判断して対応してまいります。

◎副市長(下地 学君)

工事をしていない業者が不正に受け取った予算は、いわゆる回収できるかということなんですが、当然工事をしていないので、回収しなきゃならないし、場合によっては、このことは不当利得ということで返還命令することもできると思います。特に今の段階では、県や国の調査に入ってきちっと精査した結果を踏まえて測量設計の委託業務を請け負った業者、さらには工事を請け負った業者についてはこれだけの返還をしなきゃならないということを明確に伝えて、そしてその結果を踏まえてですね、これは当局と当事者の間できちっと解決していくもんだと考えております。

(「議長、休憩」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午前11時35分)

再開いたします。

(再開＝午前11時37分)

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午前11時37分)

再開いたします。

(再開＝午前11時38分)

ほかに質疑ありませんか。

ご静粛をお願いします。

◎上地博通君

ちょっと私も何点か質問したいと思います。

今副市長は業者に対して不当利得で返還をしたいと、要求したいという話でありますけれども、これはですね、私どもが考えますと、この問題は逆にもうとっくの昔に業者に対してはこの話し合いをしていなければいけないでしょうし、もし業者がそれに応じないというのであれば裁判をしてでも取り返すぐらいの強い意思が必要じゃないかと、これを思っております。宮古島市がだまされてお金を取られて、それで黙っているというのは、一月もたっていないながらですね、何もしないというのはちょっと考えられないんですけれども、これはどういう話し合いに今現在なっているのか。やるとしたらですね、これはどういう形でこの問題を提起をしていくのか、その不当利得の問題ですね。まず、これが1点目ですね、これをお聞きしたいと思います。

それからですね、今まで職員が、22名がかかわったという話だけで、仮にだれの職員がどういうかかわりをしたのかというのは全くだれもわからないんですよ。発表もされなければ何も表にも出てこない。懲戒分限審査委員会の答申だけが出ていると。そうすると、これは普通はですね、どの職員がどういう罪を犯したから、こういう処分が妥当だというような答申の仕方になると思うんですけども、それさえも出ていない。特別な調査委員会をつくってやったにしても、ただそうは思われる、こうであろうと思われるという感じで結びをつけて、もうそれ以外何も出てこない。これは、調査をしたのかどうなのかさえももうあやふやな状態になっているのが現実だと思います。ですから、この職員がどういうかかわりをしたのか、どういうかかわりをしたから、どういう罪に問われているのかというのもすべてここで発表してもらいたい。これは、市民も、全部我々議会も納得がいくような処分が要するに要求されているのかどうかを見るためにもこれ絶対必要だと思いますから、それをやっていただきたいと思います。

それともう一つ、これまで市長はですね、我々が辞任を要求したことに対しましていろいろと理屈を並べてといたしますか、辞任をする意思がないような感じで申しております。

じゃ、お聞きをしますけれども、市長はこの問題は辞任をするほどの重要な問題ではないと考えているのか。辞任には値しないと思っているのか、それともこの事件というのは自分が辞任をするほどの重要な事件だと考えているのか、この認識をお聞かせ願いたい。どういう認識なのか。辞任しなくてもいいという認識なのか、辞任しなければいけないという認識なのかですね、これもはっきりしていただきたいと思います。

それともう一つ、きのうですかね、議会が始まる前に我々が辞職の申し入れをしたときにですね、市長は行政処分と刑事罰とは全く別だと、二重に罰を科すことはできないというふうなことをおっしゃっておいりましたけれども、本当にそう思っているのか。要するに刑事罰がかかった職員は、もう行政処分はしなくて済むのかですね。自分がいわゆる行政処分をして罰を与えたから、もう刑事罰はこの人には一切かからないと考えているのか、この辺もはっきりしていただきたいと思います。この辺をはっきりとさせていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

今回の事案が辞任に値するかしないかということは、これからの国、県との交渉、その結果いかんにもかかわってくると思っております。ですから、この経緯を見ながら考えていきたいと、そのように思っております。

また、22名について懲戒分限審査委員会から答申を受けました。これについて、やはりどういうぐあいな懲戒の仕方をするのかということについて今考慮中であります。そして、刑事罰と重ならないほうがいいとは思っておりますので、そうするためにはどうすればいいか、それを今考慮中でございます。

◎副市長（下地 学君）

1つには、業者との工事代金の返還の問題なんですが、このことについては宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会で調査し、そして出席してもらって聞き取りした段階でもちゃんと返還命令があれば返しますというような返答いたします。その後……

（議員の声あり）

◎副市長（下地 学君）

いや、これは先程も申し上げたとおり、これだけだと精査してこれだけ返してもらいたいという、いろんな……

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

静粛にしてください。

◎副市長（下地 学君）

ですから、そういうのをきちっと整理して段階的にしか進められないので……

（議員の声あり）

◎副市長（下地 学君）

今は、博道議員の質問ですから、静かに聞いてください。

◎議長（下地 智君）

ご静粛をお願いします。

◎副市長（下地 学君）

そういうことで、そしてこれからのことについては担当主管課ですね、きちっとこの工事代金の返還等については話を進めていくというふうに段取りになっております。

それから、審査に当たってですね、どういう調査したか見えてこないじゃないかというふうな質問したんですが、まず審査に当たっては平成15年度宮原地区ほ場整備測量設計委託業務に関し、畑地かんがい施設工事に係る一部設計図書の納品がないまま検査調書の作成がされ、往復通知、業務成果物引き渡し証の実績報告がされていると。これにかかわった職員ですね。それから、2つ目が平成18年度宮原地区ほ場整備工事に係る、未執行工事分を含む部分払いや一部未執行にかかわらず、検査調書が作成されていること。また、工事目的別引き渡し書や実績報告が提出されていることが審査の対象となりました。3つ目が審査に当たっては対象職員に対し懲戒、諮問、理由に対する弁明書の提出や意見聞き取りを行うとともに、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の調査報告書や本市の懲戒処分に関する指針、その他類似例なども参考に業務にかかわった職員等の懲戒を踏まえ、懲戒分限審査委員会では全会一致で答

申しております。

◎上地博通君

今副市長は、業者との話し合いの中で業者が返還命令があれば返還をするということをおっしゃっているというふうに話されましたけれども、これは筋が通っていますかね。工事もしないで代金を受け取っていた人がですね、返還命令を待っていないと工事代金、要するに自分が不当に受け取った代金の返還をしないと。逆に自分から進んでやるべき問題じゃないかと思うんですけども、これを許している当局側の私は見解を聞きたいです。なぜ工事もしないで支払いをした代金であるならば、それから先にまず返してくれと求められるのが普通じゃないですか。命令書とかなんとかというよりも、まずそれが先じゃないですか。しかも、市長はこの問題についてはっきりだれが悪いことをしたというのがわかれば警察に告発すると議会で約束しましたよね。もう問題は出ているんですよ。だれがどういう悪いことしたというのは、今市長が話されたように全部もうわかっているんです。なぜそれをやらないんですか、じゃ。これいつやるんですか。だから、これも早くやってほしい。これは、いつやるのかこの場ではっきりさせてもらいたいと思います。

しかも、今までやらなかった工事代金、これがやっぱりあるわけですから、何もしないで受け取っているお金というのは業者が持っているわけですからね、この金を一日も早く回収してこの金で宮原地区の工事は進めるべきだと私も思っています。農家に一日たりとも負担をかけることはできない、金銭的に一円の負担もかけることは許されないと思っていますから、しかもこの問題がもし補助金返還等がかかわってこの額が大きくなればですね、これは市長、副市長以下これにかかわった職員すべてがこの問題は弁償しなけりゃいけないと、このように考えております。この問題についても市長以下副市長もどのような見解をお持ちなのか。

もう一度聞きますけれども、悪いことをしたという職員がはっきりもう副市長も罪を並べて今こういう罪で処分をしたということをおっしゃっていますけれども、これがじゃ警察に告発するという約束をしたにもかかわらず、まだされていない。これは、じゃいつやるのか、なぜやらないのか、これをまず明確にさせていただきたいと思います。

それから、もう一つ、なぜ市長はですね、県の対応、国の対応を見ないと自分の罪の度合いがわからないというようなことをおっしゃっておりますけれども、しかしこれだけの悪いことをしているという、もうやってはいけないことをしたというのはみんなはっきりわかっているわけですから、これが自分が本当に辞任するに値することなのか、そうじゃないことなのか、これはもうはっきりしているんじゃないですか。これ説明してくださいよ。じゃ、どういう理由で自分はこれは辞任に値しないと、今は国が、県が要するにはっきりした対応策を示していないから、自分は辞任とかなんとかというのはできないと、こういうことも返事もできないということですけども、市長の私は見解を聞いている。これは、辞任に値すると思っっているのか思っていないのかですね、これをはっきりさせていただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

私が辞任する、しないということは、これからの国や県との話し合いの中身によると思っています。これは、国家賠償法で恐らく告発があるかと思しますので、そういうあたりも見ながら、どれぐらい業者がこうやって不当利得といいますか、それを返せるのか、そういうあたりも考えながら考えていきたいと思

っております。

◎上地博通君

市長、今の言葉を聞きますとね、じゃ業者が金を返して、それで済めば自分はやめなくていいとお考えなんですか。今の考えは、そうとられますよ。

最後に聞きます。じゃ、この問題でですね、もし万が一一人でも逮捕者が出た場合、市長は即座に辞任するのかなのか、最後にそれをお聞きしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

一人でも逮捕者が出た場合という仮定の円卓で私は自分の態度を今明確にできません。

（「休憩願います」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時53分）

再開いたします。

（再開＝午前11時54分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

告発するとすれば、その時期の問題とか、それからだれを告発するのかと、この特定ですね、これを今考慮中です。

◎議長（下地 智君）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議を2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時55分）

再開いたします。

（再開＝午後2時00分）

午前中に引き続き質疑を許します。

◎平良 隆君

私も何点か質問させていただきたいと思います。

今回の宮原地区の不正行為というのは、非常に前代未聞な事件ではないかなと思っています。県内各地で大変波紋が広がっているようでございます。そういう中におきまして、8月の14日に宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会が設置されてこの調査がなされております。いろいろと調査をなされていたようでございますけども、私は調査委員の6名の中、委員長がこれ副市長になっておられるわけでございますけども、本来だったら副市長はですね、この調査委員から外れたほうがよかったのではないかなという気がしておりました。これは、なぜかと申しますと、やはり事業者が当然これ副市長のおいっ子ということですから、これ本当に真相究明はできていないんじゃないかなという感じを持っているわけでございます。6回にわたってですね、調査がされたということで調査の報告がなされているわけでございますけども、そもそもこの事件というのはもう当初からこれは不正受給がなされているわけでございます。当時平成15年の設計委託業務、これ当然設計図は納品されないままこの事業を進められたというこ

とですから、最初の平成15年の事業においても補助金の不正受給がなされているわけでございます。私は、なぜこういうことができるかなと思って非常に疑問に思っております。なぜかと申しますと、やはり平成15年、これは平成16年の3月1日から3月31日の工期で設計の委託業務がなされているわけでございますけれども、そういう中におきましてですね、完成工事のいろんなこの供覧なんか、また完成、竣工、登録等も全部これ課長以下3名の方々が決裁されているんですよ。なぜその設計の納品がですね、気づかなかったのかと、その辺非常に疑問になるわけでございますね。当然入札というのは、この特記仕様によってこれがされていくんじゃないかと思っておりますけれども、そういう特記仕様にちゃんと書かれているにもかかわらずですね、かん排事業の設計書がやはり納品未納ということは、これはだれが考えても考えられないことなんですね。そういうことからいけば、本当に業者と職員が共謀してそのことをやったしか言えないんですよね。そういうことで、非常に多くの市民の間からはですね、これはもう業者と職員が共謀してそういう大きな事件を起こしたんじゃないかと。そこにワイロが発生したんじゃないかといううわさまで聞こえてきているわけでございます。そういうことでですね、本当にこういうのがですね、真相究明ができたのか非常に疑問に思っているわけでございますけれども、本当に今回の調査ですね、満足のいく調査ができたのかどうかですね、その点についてお聞きをしたいなと思っております。

特に今回の不正行為の大きな要点って、当然これは補助金の不正受給、また県へ虚偽の実績報告、当然業者の不当利得金の問題。業者だってこれ何も完成していないのに完成した報告出してですね、金をもらっているから、これは詐欺罪に当たるんですよ。当然、また市長もこれはやっていないものを行ったということでですね、県に補助金の交付を申請してもらったわけね、これ1つ詐欺罪ですよ。これ大きな犯罪ですよ。こういうことを起こしているながら市長は県との調整があるから、これを見ながら責任をとりたいというようなことをおっしゃっている。これは、本当に多くの市民の皆様方は納得いかない答弁だと思っております。今回のですね、事件に対しては非常に多くの市民が大きく関心をしてですね、この議会を注目しているんじゃないかなと思っております。

私は、この事件が今回きり、1回きりだったらいいと思っておりますけれども、何回もですね、起こっているんですよ。当然、下崎の土地の売買の問題だとか、上野地区における差し押さえの問題、またパイナガマ公園の問題、今回の問題、これだけの事件を起こせばですね、普通私ら市長はですね、辞職するのが当たり前じゃないかなという感じもしています。これが政治家と思うんですよ。いつまでもだったら、だらだらしてですね、市長にとどまる必要ないと思うんですよ、これは。多くの市民はですね、一日も早くやめてですね、責任とって頂きたいという大きな希望を持っているんじゃないかというようなことを思っていると思っておりますけれども、市長は午前中2人の議員に対しても今はやめるということを言わないというようなことを言っていたんですけども、ほとんどの市民が市長はやめて責任をとってほしいという意見であると私は思いますが、この点についてはいかがですか、この点についてもお聞きをしたいなと思っております。

それと、平成18年の事業でですね、3,800万円余の随意契約がなされています。皆様方の報告書を見るとですね、今回の随意契約はですね、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号が適用されているということで、これが随意契約の要因ですということの調査結果が出ておりますけれどもですね、本当にこの法律に基づいてですね、この随意契約に付されたのかですね、その真意をお聞きしたいと思っております。

3,800万円余のですね、事業費に対して指名した業者がね、指名を断る人いないんですよ。それとまた、

再三再四それが入札落札しなかったからという理由らしいんですけども、本当にそういう理由でこれは随意契約なされたんですか、これは。これは、おかしいと思いますよ。今の仕事のない時期にですね、3,800万円余のですね、事業に対して指名したら喜んでみんな入札に行きますよ、これは。これも本当かどうかですね、本当にこれは調査の結果、こういう理由で随意契約になされたかですね、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。それだけ聞いてまた後で。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平良隆議員の質問にお答えいたします。

多くの市民が私の辞任を求めているということですけども、私のところにはしっかりこの事件の内容を解明してから対応するよという市民が言ってきております。

◎副市長（下地 学君）

1点は、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会と業者のかかわりの問題なんですが、調査委員会は真相を究明するために市長から委員が特命を受けて委員会を立ち上げております。なぜ私が委員長をしたかということなんですが、この委員会で調査する段階でまず関係職員、そして関係業者、これは測量設計についての委託業務みんな含めてなんです。この業者については、私は調査委員会の席を外しておりました。直接かかわっておりません。そういう調査委員会での配慮をいたしております。

それから、この設計、いわゆる畑かんの図面が上がってこないのはなぜかと、これみんな一連の流れの中にあるんじゃないかという質問ですが、測量設計についての委託業務は平成16年の3月1日から31日までの期限で委託をしております。今回の畑かんの事業については、これは平成18年度の事業でありますので、事業全体としては一連の工事であるけど、直接今回の畑かんを随契した業者と、それから設計測量、測量設計委託業者との関連は調査の結果は全くありません。

もう一点は、3,800万円余の随契をしているけど、これが地方自治法施行令第167条の2第1項第6号をいわゆる適用したということだけど、どういうことかということなんですが、これは担当課から宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会が聞き取り調査をしたことでもあります。

◎平良 隆君

市長、本当にこれは多くの市民からもっと頑張れよと激励を受けているんですか、これうそでしょう。私は、上野地域なんですけどもね、これまで余り市長の批判はしなかった上野地域なんです。今回ですね、あちこち行ってもね、市長早くやめさせなさいという声が聞こえるんですよ。これだけですね、大きな事件を起こして、あるいは波紋が広まるというのはですね、これ非常にそれは市長は最高責任者としてやはりちゃんとした責任とらなきゃいけないわけなんです。これが正規の責任のとり方じゃないかなと思うわけでありまして。その一部の人から激励されて、頑張ってくれと言われたからといって多くの人と言わんでくださいよ。多くの方がですね、本当にもう今回は市長早くやめて責任とってほしいと、新しい市長で宮古島市の行政運営をした方が一番いいんだという考え方を本当に多くの方が持っておられます。やはり今回のですね、事件、いろんなこれまでの事件、責任持って今回対応しないとですね、多くの市民はもう怒ると思いますよ。ぜひその点考えていただきたいなと思っております。

また、副市長が業者に対しての調査は身内だから自分は抜けたというようなお話でございましてですけども、こういう話初めて聞くわけでございましてけれども、しかし委員長としてだれが、代理としてだれがじゃこ

ういう調査なされたんですか。

今回の事件そのものというのはですね、業者と市長以下職員の皆さんの共謀だとみんな言っておりますよ。そうじゃなければ、そういう事件は起こらないですよ。考えてみてくださいよ。平成15年の設計の委託業務等についても、これはちゃんとこの特別仕様書があるんですけども、かんがい排水事業の設計書も含まれているんですよ。何が含まれていないですか、この九百何十万の中に。それをやっていないから、補助金を不正に受給したことになるわけでしょうが。これ違いますか。だから、私はですね、一日も早く業者に対して不当利得の裁判訴訟を起こしてですね、請求するか、早目に刑事告発するか、その2つなんですよ、これは。当然これは犯罪者ですから、虚偽の完了報告を出して、やってもいない仕事の代金もらっているんだから、これは詐欺です、これ。それを行政が一日も早くですね、刑事告発して真相を究明していただきたいと。今の宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会では、全然ほとんどこれは究明されておりません。ただ経緯だけしか調査されていないと思うんですよ。それだけやって、職員にあれだけの懲戒処分の答申する、これだれが考えてもおかしいと思いますよ。これみんな決裁、担当から市長のほとんど決裁がなされたわけでしょう、これは。それよりも、県にうその調査書そろえてですね、市長が自分の名前で補助金交付申請して、それを不正受給したのは大きな罪ですよ、これが一番。これも一つの詐欺罪ですよ、これも。やってもいない仕事をやったということですね、虚偽の報告出されて、それを余り責任感じていないというのは、だれが考えてもですね、多くの市民もこれは納得しないし、理解しないとしますよ。だから、その前に市長はちゃんと私が全責任を持ってやめて責任とりますよということぐらい言わないと、これは最高責任者としてやるべきことだと私は思っております。

それで、今副市長がですね、この随意契約の件、本当にですね、これ副市長がそういう答弁したということなんですが、証拠があると思うんですよ。当然指名業者もあれば、もし再度入札に付したんだけど、これで落札しなかったとか、そういう証拠書類があると思うんですよ。それを見たんですか、これは。

◎副市長（下地 学君）

2点ほど質問がありましたので、お答えいたします。

1点は、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の中で私が関係者の調査に加わらなかった場合にはだれが代理するかということなんですが、これは委員会には副委員長制がありますので、副委員長が取りまとめはします。

それから、先程の地方自治法施行令第167条の2第1項第6号についての質問なんですが、これは先程答弁したとおり、調査委員会として関係職員の出席を求めて聞き取りをした結果、この地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用したというふうな認識をしているということです。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

静かにしてください。中身を今答弁させますので、静かにしてください。

休憩いたします。

（休憩＝午後2時17分）

再開いたします。

（再開＝午後2時17分）

◎経済部長（上地廣敏君）

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の条文でありますけれども、競争入札に付することが不利と認められるときということであります。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時18分）

再開いたします。

（再開＝午後2時22分）

◎平良 隆君

市長にですね、再度お聞きしたいと思います。

本当にこの今の不正行為の事件の大きさというのは余り感じないわけですか。いや、僕見た場合、本当に市長はね、余り考えていないような感じがするわけなんですね。本来だったら、これだけの事件を起こす、これは前代未聞ですよ。恐らく県内自治体初めての例じゃないかなと思います。やってもいない工事をやったと虚偽の報告をされて、補助金の交付申請をして不正受給する、これ1つの犯罪なんですよ。市長は、それはもう自分のわからんところでやったとか絶対言えないですよ、それ。市長の名前でこれはもう県や国に虚偽の報告をして補助金を不正受給してあるんだから。先程午前中の議員の質問にありましたけども、国頭村なんかはこれから比べれば、これは余り大きいと言えないですよ。あれでもやめていますよ、市長は。ちゃんと責任とって。新しい市長だってまた教育長だったということだけで責任をとっておられるじゃないですか。なぜ当の本人のですね、市長そんなにですね、市長職にこだわるのか。非常に市民もですね、あきれ返っているんじゃないかなという感じを持っているわけでございます。今回だけの事件だったら、それはわかるんですけども、あれだけの事件起こして、何回も何回も。本来だったら潔くもう責任をとって私は辞めます、ということをするのが僕は市長らしい責任のとり方じゃないかなと思っておりますけども、それでもやはり県と国の状況を見ながら責任のとり方を考えていくというご答弁をなされるわけですか。そういう答弁なされるんだったら答弁なさらなくてもよろしいです。

ところでですね、今回の随意契約の問題に対して非常に疑問をこれは感じるわけでございます。これを真相究明するためにはですね、もっともっとですね、調査していただきたいと思えます。

3,800万円、これ普通は条例でもさ、工事費の30%以上の増額の場合は随意契約しなきゃならないというこれは条例もあるでしょうが。それにもかかわらず、こういうまた地方自治法施行令を適用してやったというのは、こういうことから考えてもやはり業者と職員と何か共謀してですね、この事業を進めたんじゃないかなという感じがします。案の定、両方詐欺をやっているんだから。

これは、市長にお聞きしたいんですけども、この委託業者、これなども虚偽の進行を報告してお金をもらっているんだから、請求しているんだから、これも一つの詐偽ですよ。こういったのを刑事告発の考えないのかですね、その辺についてもお聞きをしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

今調査して返還額を要求していると聞いておりますので、これによっては告発をいたします。

(「この随意契約の再度調査してさ、やる考えないのか、その答弁お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

随契に対して再調査は必要じゃないのかということです。

(「いや、これ本当にそういう考え方で随意契約したと思えないから、疑問点があるもんだからさ」の声あり)

◎副市長(下地 学君)

随契の再調査という質問ですが、これについては宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会としては担当部の関係職員の出席を求めて聞き取りをした結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいていわゆる特例措置として地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用したというふうに私どもの聞いたことに対しては答えているので、私たちはそれを踏まえるしかないと思いますので、この随契に問題があるとするならばその条文の、いわゆる法令のですね、解釈の問題になると思いますので、その点については担当職員も含めて納得いくような場を設けていきたいと思います。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後2時27分)

再開いたします。

(再開=午後2時50分)

◎経済部長(上地廣敏君)

随意契約した業務担当の職員の聞き取りではですね、本体工事との類似近接性あるいは各種調査の省略の可能性などから、もともとの請負業者と契約を締結しないと契約金額、工期の関係で不利な状態に置かれるときなどが考えられると。ですから、現に施工中の業者と随意契約をしたほうが市としては不利にならないという判断があったということで随意契約をしたというふうなことであります。

◎議長(下地 智君)

ほかに質疑ございませんか。

◎富浜 浩君

行政の皆さん方は、これまでも何回も問題を犯して、失態を犯してきました。それは、どういうことかと申しますと、条例、法令、遵法の精神にのってきちっとやっていないから次々と問題が出てきたと私は思っております。したがって、今回の問題というのは、これまで以上に許されないということですね、我々18名は市長にやめてもらいたいと、そして新しい市長でやってもらいたいということで辞任をお願いしているわけでありまして。そこで、簡単に4点ばかり質問しますので、具体的な答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、副市長は懲戒処分において22名を処分したと申しました。午前中に上地博通議員がその弁明書、きちっとどういう形でどういうふうに分したのかということでお願いしたら、それもあやふやで

終わってしまいました。私は、これだけの問題が出た以上は、やはり市民に具体的に説明する義務があると私は思っておりますので、その弁明書をきちっと各議員に報告をし、書類を求めたいと思っております。

次に、今回大きな問題がありまして、市長、副市長は県や、そして宮古支庁にその説明、そして過去の謝りに行きました。私は、どうしてこれだけの大きな問題を起こしたのに、市長がじきじきに行って県にも宮古支庁にもお願いするのが筋じゃないかと思うんですけども、どうも腑に落ちませんので、この件も具体的に説明を求めます。

次に、今大きな問題になっているのは2つであります。まず、宮原地域の皆さん方がこれまでも夢や希望を持って農業にしっかりとやっていきたいと気持ちを持ってきました。しかし、行政の皆さん方がこれだけ虚偽の報告をやって失敗をし、夢がなくなりました。その状況を皆さん方はどう考えているのか。きちっとですね、その宮原地域の皆さん方に説明をしてもらいたい。

次に、これだけの問題が出た中においては、やはり補助金の返還が出てくると私は思っております。そうすると、この補助金問題というのは大きな問題でありまして、それをどのような形で対応していくのか、その点をまずお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

先日副市長と担当部長が県と国に状況の説明に行っておりまいました。これは、こういうことが起きたよという報告をしに参りました。まだ調査の途中でありますので、詳細については後ほどということで私はまだ行っておりません。

◎副市長（下地 学君）

懲戒処分を受けた22名の職員の弁明書を市民に公開できないかという質問なんですが、懲戒は職員のプライバシーにかかわる問題が含まれており、そして個人情報の保持という観点からですね、これは市民に公開することはできません。

それから、補助金の返還については、これは国、県が精査して補助金の返還命令が来れば当然これは関係業者から不正に受給した工事費については返還を求めます。返還してもらいます。そして、なおそれでも不足分が出るというような結果になった場合には、11日の全体協議会でもありましたように、国家賠償法に基づくいわゆる求償権の行使ということになると思います。

◎経済部長（上地廣敏君）

宮原の受益住民への説明でございますけれども、9月の9日の午後1時30分から宮原公民館において受益者5名の方々の出席のもとにこれまでの経緯の報告、それから今後の残事業についての市の考え方について説明を行っております。

◎富浜 浩君

市長の話によれば、市長は調査の途中であるということで副市長だけ行かせたということでもありますけど、私から言わせればやっぱり途中であっても大きな問題が出てきているわけでもありますから、それはあくまでも必ず市長が行かなきゃならないという形の中で何回もですね、県や支庁に行って、これはたとえば市長が報告しなくてもその気持ち、心、わびる心ですよ。その精神が見られないような感じがする。部下を行かせて、私は知らなかったから、それでいいですよというような感じですね、こういう行政のやり方というのが今まで大きな失態を起こしてきているんですよ。そういうことをですね、しっかり考えても

raitai to omou wake desu.

それから、宮原の問題でありますけれども、私は一日も早く早急に水が欲しいということでありまして、現状の中においては厳しい状況になるわけです。つまりそこには補助金問題の絡みが出てきて、はいよと普通出るわけにはならないわけでありまして。そうすると、その対応の仕方というのは補正をやっけてきちっと対応するのか。その中においてですよ、どういう形の中でその宮原の皆さん方に対応していくのか、市民の税金でやるのか、皆さん方ときちっと対応していくのかと、罰則を受けて皆さん方がやっているのか、そういう形です、報告をしてもらいたい。それを一応報告をお願いします。

◎経済部長（上地廣敏君）

午前中の質疑にも答弁いたしました。残事業についての市の考え方でありまして、当然国庫の補助事業をもっては整備できないというふうに考えております。また、国からですね、補助金の返還命令が届くのも時間の問題であると思っております。したがって、残事業についてどの資金をもって実施するのかということでありまして、午前中の答弁にも申し上げたようにですね、市の一般財源をもって対応せざるを得ない状況になります。その場合には議会の皆さんの同意が必要でありまして、当然これは予算に計上して同意をもらわなければ、議決をもらわなければならない事項でありますから、その手続を踏みます。その前にですね、議員の、議会のお考え方もまた伺っておきたいというふうにも考えております。ただ、市が一般財源をもって事業対応したいというふうになった場合、どうしても議会の皆さんの同意がなければできないことではあります、宮原の受益地区の住民の立場に立てばですね、議員の理解も得られるのではないのかという考えもありますが、しかし誠心誠意ですね、尽くしてお願いをしていきたいと思っておりますし、また先程副市長から答弁がありましたようにですね、議員の質問では罰則を設けて職員から損害について賠償を求めるということではあります、副市長の答弁ではですね、国家賠償法の第1条第2項を適用する用意もあるというふうな感じでの答弁であったかと思っております、そういった形になっていくのではないかと今のところは考えております。

◎富浜 浩君

ずっともう朝から問題になっているのは、課題になっているのは、責任をどうとるかということになっているわけでありまして、具体的に責任ということは、これは今懲戒分限審査委員会委員の方々と、それから大きな重みを持った最高責任者である市長、副市長、そういう形になるんですけど、どういう形の中で責任を持っていくのか。そして、補助がいろいろ、幾らかわかりませんが、出てきたところにおいてですね、これは私から言わせればこれまでの行政の最高責任者がすべて職員の皆さん方に復命をやり、そして指令をやってですね、こうこうやりなさいよということで僕は職員は動いてきたと思っております。はっきり言わせれば、私はその職員、職員と、22名の職員、職員と言っていますが、私は職員にそういう失態はないと思っております。すべて私は市長、副市長にあると思っております。ですから、こういう問題が出てきたときにはですね、すべて責任を持って市長がやめるのか、それとも補助金の返還に対して市長がすべて副市長と払っていくのか、そのぐらいの腹を括るのが極めて重要な考えだと思っておりますけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

これが国が補助金の返還を求めるという事態に至れば、これは返還しなきゃならないような状況があり

ます。ですから、その補助金の返還に関しても、あるいはこの22名の今度懲戒を受けた職員に対しても、また私に対しても、副市長に対してもですね、それに見合った賠償の仕方をやっていきたい、そのように思っております。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後3時07分)

再開いたします。

(再開=午後3時08分)

ほかに質疑ございませんか。

◎砂川明寛君

どうもここで何回言っても市長が同じような答えをしましてですね、どうするか、どうするかというのが本当に何回も聞こえているようで、また市長もですね、何か私から、ここから見ていますと平気な顔をしている。本当にこれはですね、市民をばかにしているんですよ、はっきり言って。今までですね、パイナガマの問題、そして上野の不当利得の問題ですね、これはその不当利得の問題、下崎の問題ですね。こういったいろいろな問題がたくさん出てまいりました。そして、今までも給料カットとかね、そういうような問題でやめろといってもやめなかったんですよ。でも、今の場合はですね、はっきり言って職員も認めているとおり、また当局も認めているとおりですね、虚偽の報告をして国や県をだまして補助金を取ったと、この行為はまさにですね、犯罪ですよ、市長。これは、過去に例のない宮古島市の恥なんです。これはですね、我々18名の議員がですよ、市長の前へ行ってやめてくださいと下地明会長を中心にですね、行きました。そのとき市長はですね、写真が写るようと平気で要請書を受けるようにやっている。これは、笑い事じゃありませんよ、市長。単なる要請書とか、陳情書とか、そういうものを受け取るような顔でですね、平気でこれを写真が上等に写るようとか、そういう感じで受け取るのをですね、私はこれ真剣味がない、許せない。また、宮古島市の市民はですね、これを一番思っているんです。ですから、今の問題は市長は補助金返還とかですね、そして再発防止ですか、の施策をしっかりとってから自分の責任はとりたい。我々は、今すぐにやめろとは言っておりません。しかし、この再発防止も補助金返還もですね、それは別に市長がやる必要ありません。新たな市長を選んでやってもいいんです。そして、これまで市民にはですね、今まで何回も犯してきた事務ミス、いろんなことに対してですね、市長は再三にわたって市民には一円も迷惑はかけないと言っている。しかし、今宮原地区の問題はですね、宮原の農業をしている方々にも大きな問題があるんです。これを今果たして一般財源からやった場合、我々は認めますか。認められませんよ、これは。例えば補助金返還が決まりました。お聞きしますけどもね、補助金返還幾らと決まった場合、これを22名、そして皆さんで、みんなでちゃんと支払いできますか。その辺についてまず聞きましょうね。

そして、次にですね、市長は今まで不利益を与えない、市民には。全く与えないと言っておられるんですけども、上野の不当利得なんかもそうですけども、1,200万円のお金払っているじゃないですか。これ以上にまだ問題が大きいですよ。国をだまして何千万円の補助金を宮古島市は取ったんです。だから、私

は市長やめるに値するんじゃないかな。先程博通議員が言いました。市長は、今のこの問題に対してやめるに値する、辞職に値する問題なのか、問題じゃないのかと聞いたときに市長は私はそれまで考えておりませんと。これこそまさにですね、市長、発覚してから1カ月もたっているのに何も自分の責任をとろうとしない。22名の組織ぐるみの犯罪ですよ、これは。1人でこんなことができますか。ですから、市長、18名の議員が言うとおりに辞職してくださいよ。これは、私はこれが市民の今の声であり、願いであると思います。答える部分は答えてください。今からたくさん出てくると思いますので、短く。

◎市長（伊志嶺 亮君）

私の進退について皆様がやめるようにという申し入れをしていることは重く受けとめております。しっかりと受けとめまして、これから県との対応、国との対応をしながら、しっかりその後を決めてまいりたいと思っております。

◎砂川明寛君

もう一つだけね。市長は、国の対応とか県の対応とかとおっしゃっておられますけども、それは市長、補助金返還も市長じゃなくてもね、ちゃんともう答えは出てくると思います。補助金返還をまさになさった場合に、いつごろまでにそれをちゃんとした返還ができるように職員を国家賠償法によって訴えるとかね、そういうものができるのか、その辺をはっきりしてくださいよ、市長。

◎市長（伊志嶺 亮君）

国の対応が決まるのが一月後と聞いておりますので、一月の間にやめることはないと思います。その後になります。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時15分）

再開いたします。

（再開＝午後3時17分）

◎砂川明寛君

これ非常に大事なことです、市長ね、いつから一月かというのはですね、期限を決めないとはですね、いつやめるか、そういうことは僕らにも言えないですよ。はっきり言って我々18名で、この18名の皆さんが市長をやめろと言っているんですよ。よその皆さんは、頑張れという声もあるかもしれませんが。多くの市民がね、やめろと言っているんですよ。これをですね、市長ね、真摯に受けとめてですね、真剣にですよ、受けとめてどういった判断を下すか。そして、市民に一つの不利益も与えてはいけないというのが市長の言ったことでしょうか。だったら今までの不当利得もちゃんと精査してくださいね。でしょう。今まで1,200万円のお金も払ってあるでしょう。これも市民に不利益を与えていますよね。そして、今のこのあれだって宮原地区の農民の皆さんには物すごく不利益を与えているんです。これは、本当に笑い話じゃありませんから、しっかりと受けとめないと私は市民に納得できる説明ができませんのでね、この辺をしっかりとお願いします。

◎新城啓世君

私も質問いたしますけれども、今回の質問がですね、伊志嶺市長への私の最後の質問になるような気がいたしますので、答弁漏れがないようにあらかじめこの質問事項の概要についてお渡しをしますので、よろしくをお願いします。

それでは、質問をさせていただきますが、早速この質問いたしますけれども、まずこの1年間の停職処分を答申された職員が出ました。その前に、これまでたくさん質問が出まして、これから私の質問も重複するかもしれませんけれども、それはそれでいいとお答えいただきたいと思います。この懲戒処分、懲戒分限審査委員会からの答申、停職処分も出ておりますけれども、最高決裁の責任者である市長がもしこの懲戒分限審査委員会の処分対象になるとしたら、どの程度の処分なら納得されるのか。停職なのか、免職なのか、あるいはそこそこの減給なのかをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目に、宮古島市職員の懲戒処分に関する指針に照合しますと、今回の不正行為は懲戒免職処分を受ける職員が出てもおかしくない不祥事なんですけれども、市長は委員長の答申をそのままお受けするおつもりか、あるいは答申内容を軽減されるのか、あるいは逆に重くされるのか、この辺についての展開をお聞かせいただきたいと思います。

3番目に、市長は職員を告発する旨言明しておりますけれども、刑事事件としての告発なのか、あるいは民事事件としての告訴にもなるのか。職員を告発もしくは告訴できる法的根拠をお示しいただきたいと思います。

次に、4番目に今即市長がやめられると当然副市長も退任されるわけですし、ましてや幹部職員にも問題があるとなれば政治の空白は避けられず、市民生活に大きな影響を及ぼすことは必至であります。だからといって、これだけの重大問題の最高責任者である市長が責任を明確にしないまま行政のトップにとどまるべきではないという圧倒的多数の市民の声を無視することはできません。市長は、せんだってこの選挙でですね、過半数の負託を受けたと、市民の負託を受けたと自負されておりましたけれども、このことは逆に一連の不祥事で多くの市民の負託を受けたことにはならないわけですね。実は、今出ておりますこの議員の辞職勧告、驚くべきことに27名の議員の中で議長を除く18名が辞職を勧告しておりますけれども、選挙で18名の議員が市民からの負託を受けた票数はですね、1万6,700票、議長会派は全員が市長不信任ですから、議長の大きな獲得票を加えますとですね、1万7,500を超えます。それに対して市長のこの与党票というのは8,000しかないんですよ。半分にも満たない。そこで、伺いますけれども、市長が言われるような多くの市民の負託を受けていながら、その負託にこたえられない市長として市民の負託を受けた在職議員の3分の2の辞職勧告をどのように受けとめられるのか。あえて申し上げますけれども、この事件は辞職には及ばないと考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

次5番目に、ちょっと法律用語が入ってきますので、読ませてまいりますけれども、地方自治法第2編第7章第2節第2款における市長の権限で第147条に地方公共団体の統轄及び代表、第148条で事務管理及び執行、第149条で市長の関連事務としてその第5号に会計を監督することとあり、第154条には職員の指揮監督として普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督するとうたわれております。この法律に準じて市長がこれらの市長権限を行使したと考えましょう。また、地方公務員法第32条の一部には、職員は上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとうたっており、処分を受ける見込みの22名の職員はこの行政行為を実行にあらしめた副市長、市長の決裁を職務上の命令と考えなくてはなりません。

市長は、会計職を含む職員を指揮監督、工事もしていないのに工事に係る補助金を虚偽の報告で国から不正受給し、業者に支払いを命じたということになります。つまり公金不正受給という犯罪行為の主犯となると解釈されるわけですね。もしそうでないとなれば、つまり市長の知らないところで行われた犯罪だとすれば、市長は地方自治法における市長の権限を放棄していたことになるはずですが。本件の事件はいずれに当たるのか、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。同罪での主犯なのか、あるいは市長権限の放棄なのかをお聞かせいただきたいと思います。

6つ目に、宮古島のマスコミ業界の重鎮がですね、市長はいずれ辞任するだろうし、市民の99%もそのように考えている。問題は、いかにしてこの政治空白を最小限にとどめるかということをおっしゃられました。また、ある筋からの話では、市長は辞任することでタイミングを見計らっている。退陣後の選挙体制かもしれない。また、市民からは次のような意見もあります。市長がやめられるのであれば、衆議院解散を見きわめながら同時選挙に持ち込めば選挙費用も大分浮くはずだと。また、市長みずからおやめにしなければリコール運動を起こすと怒り心頭の市民もおりますけれども、しかしリコール運動などは全く問題にならん。問題といたしますか、大変な労力を必要とするわけですから、そういうふうなことを市民に課すことはいかがかと思えます。

そこで、伺いますけれども、次年度予算を見きわめながら退陣を考えているようだと市長側近からの声がある中で市長は来年度予算編成にかかわるおつもりなのかをお聞かせいただきたいと思えます。

最後に、国家賠償法、先程も答弁されておりましたけれども、国家賠償法で生じた関係職員に賠償責任が生じたとき最高決裁責任者として職員の責任はすべて市長、副市長で負うというご気概はおありかをお聞かせいただきたいと思えます。

以上、お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

順を追ってお答えしてまいります。

職員の懲戒処分と市長の責任の対比でございますけれども、職員の懲戒処分は懲戒分限審査委員会が職員について答申をいたしております。私の処分は、私自身で考えたいと思っております。

懲戒分限審査委員会の答申に対する見解ですけれども、これはあらゆるこれまでの他市町村での類似の事案について考えながら、そして庁内の条例あるいは規則等に照らしてやっております。そして、かなり厳しい答申がされたと考えております。しかし、そのまま受けるのかどうかということについては今思案中でございます。

職員に対して刑事告発するのか、民事告訴するのかという事件でありますけれども、この点についても今考慮中であります。

それから、在職議員の3分の2の辞職要求に対する見解でありますけれども、私は前の辞任要求のときに市民の負託を受けているということをお知らせしました。市民の負託というのは、かなり重いものがあると思えますので、これにこたえながら自分の責任を明確化していきたいと考えております。

地方自治法の指揮監督の責任についてでございますけれども、これは私に責任があると考えております。

来年度の予算編成にかかわるのかという質問に対しては、これはまだ今のところ不明であります。

国家賠償法の責任については、当然私の責任において求償権を行使してまいります。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後3時29分)

再開いたします。

(再開=午後3時37分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

職員を告発する場合の法的根拠ですけれども、これは恐らく虚偽公文書作成ということになろうかと思えます。

それから、市長、副市長で国賠のときに全部負担したらどうかというご意見ですけれども、これはこれから考えていきます。

◎新城啓世君

再質問をします。

宮古島市職員の懲戒処分に関する指針ではですね、ほかの市町村も大体同じですけれども、いわゆる今回の公文書偽造、公金不正受給というのがこういう形で表現して、詐取となりますよね、これはね。だまし取ったわけだからね。詐取とは、これ宮古島市の規定ですよ、懲戒処分に関する指針の中にありますよ。その中にですね、詐取、人を欺いて公金又は公物を交付させた場合というのがありましてね、これは免職なんです。ですから、副市長は先程この宮古島市職員の懲戒処分に関する指針に基づいて答申したと言いましたけれども、これからすると免職があっても不思議じゃないわけですね。だって、これ書いてあるんだから。公金をだまし取ったわけだから、これは免職なんです。それ厳しくするもしないもこれは懲戒分限審査委員会の権限でしょうけれども、しかし免職に値するような職員の処分事項があるのにもかかわらず、そのトップである副市長、市長がですね、なかなか責任を明確にしてくれない、これが問題なんです。ですから、最初に聞いたもし市長が懲戒分限審査委員会の審査対象だったらどうするか。職員は免職ですよ。その上にもっと責任がある市長、副市長は当然辞任しかないでしょう。それをもう一度お考えの上、もう一度見解を聞かせていただきたいと思います。

それから、その処分に関しまして他の自治体、他の事例を参考にしますと言いますが、この事例についてどこで、どういうふうな事例があったのか、これもお聞かせいただきたいと思います。

それから、続きましてですね、答弁聞く前に今度は副市長にお伺いいたしますけれども、この事件は、この不正事件、この不正は犯罪であるとお認めになりますか。1つね。

2番目に、処分を受けることになる職員は地方公務員法第29条の第何項第何号によって処分を受ける見込みなのか。

次に、また宮古島市職員の懲戒処分に関する指針のどの条項で、別表のどの非違行為による責めを受けるのか。役職と処分内容、今請求していますので、説明をお願いします。

それから、宮古島市職員の懲戒処分に関する指針の第2条に任命権者は、懲戒処分の種類及び程度を決定するに当たっては懲戒処分の標準的な事例を参考にするとありますけれども、今度の処分はどのような事例を参考にしたか、先程の質問と同じですね。これの事例をぜひ、標準的事例を答弁いただきたいと思

います。

次に、質問は重複しますが、第2条にですね、職員が行った一連の行為が、複数の非違行為に該当する場合において、標準例で規定する最も重い懲戒処分よりも重い処分を行うことができるとありますけれども、この適用を受ける職員はいるのか。今度は逆に、逆にです。軽い処分を受けることを適用される職員もいるのか。つまり標準的な事例よりも重い処分を受けた職員がいるのか、あるいは標準的な事例よりも軽い処分でおさまった職員がいるのか、これについての説明をお願いします。

次に、8番目ですけども、この一連の不正行為の決裁では昨年末で退職した課長の名前が頻繁に出てまいります。そこで、この元前課長ですね、当時の課長の責任は問われるのか。問われないとすればなぜか、それについてのお答えをお願いします。

次に、先程から副市長の身内、親族についての話出ていまして、これについてはつらい答弁を求めることとなりますけれども、議員の職責としてあえてお伺いいたします。平成18年12月25日に当該会社、会社と略してありますが、会社は城辺にあって、代表者はSさんなんですね。その会社と4,267万円の工事請負契約を締結しております。そして、1カ月後の平成19年1月26日には1,792万1,000円を後払いという形で違法に前払いしておりますよね。これ皆さん方から提供してもらった資料の中から抜粋していますから、間違いございません。後払いという形で前払いしています。そして、問題はですね、その10日後に、10日後の2月5日にはですね、会社の代表者が今問題になっている副市長の親族に変更されているわけです。さらにまた問題なのは、その2週間後に今問題になっている3,800万円余の随意契約が行われているわけです。そこで、聞きますと、関係筋の話としましてはですね、こんなこと言っていますよ。工事請負契約1カ月後に違法な支払いを受けた前払い金で会社を買取り、その2週間後に3,800万円余の違法な随意契約を行った。ということは、あれは計画的だというふうな人もいるわけ、話もあるわけです。そこで、これまでの問題ですので、副市長は8月何日からしかわかっていないとおっしゃいますけれども、ご自分の身内ですから、この辺の事情には割かと知っておられたんじゃないかと思うんですね。ですから、これについて本当はどうなのかお聞かせいただきたいと思います。これは、非常にうまい話なんですね。4,000万円余の工事を契約して、1カ月後には代表者変更して、代表者変更した10日後には3,870万円余の随意契約を結ぶという、こんな流れというのはね、これは非常に理解しがたい。この辺の副市長のご認識についてお伺いしたいと思います。

それから、この事件は結果として職員の作成した虚偽文書に副市長が決裁したことが実効性をもたらし、公金が副市長の親族に違法に支払われております。副市長におかれましては、全く不本意かもしれませんが、この事件に親族が大きく関与したという道義的責任は非常に大きいと思うんですね。そこで、副市長がこの決裁した責任、契約にしましても、あるいは支払いにしましても副市長が印鑑を押した決裁責任、ましてやこれが、対象がご自分の身内となれば、これは副市長辞任に当たるとは思いますけれども、それについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

最後に伺いますけれども、先程市長にもお聞きしました。国家賠償法に基づいて職員並びに副市長、市長にこの賠償責任が来た場合、職員はいいから、2人で持とうよというふうな気構えございませんかということについてお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

職員の懲戒処分と市長の責任ですけれども、懲戒処分については特別職以外の者について22名諮問いたしました。この答申を得ました。市長の責任については、私自身が考えたいと思っております。

◎議長（下地 智君）

本日の会議は、議事の都合上あらかじめこれを延長します。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時47分）

再開いたします。

（再開＝午後3時48分）

◎副市長（下地 学君）

質問が多岐にわたっているので、前もって資料をもらったんで、これで確認しながら答弁したいと思えます。

まず、1点目はですね、この不正は犯罪と認識するかというご質問ですが、これまで宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会で明らかにしたように虚偽の文書の作成報告、補助金適正化法に反する法律違反等、こういうのをかんがみたら犯罪性を含んでいると認識しております。

それから、副市長の段階で防げなかったかという2点目の質問なんです。これはやはり監督、指導する立場にある者としてそのチェック、認識が甘かったと強く反省しております。

3つ目の地方公務員法における職員が処分を受ける法的根拠ということなんです。懲戒分限審査委員会で審査の根拠とする法令は地方公務員法第29条第1項第1号、第2号、第3号、これを適用いたしました。

4番目の宮古島市職員の懲戒処分に関する指針における処分を受ける根拠と内容ということなんです。指針の目的はですね、1つには任命権者が地方公務員法第29条に規定する懲戒処分に付すべきとの判断の事案について職員の懲戒処分を厳正かつ公平に行うとその目的にうたわれていますので、それののっとして処分をしたということになります。

それから、5、処分に当たって参考にした事例ということなんです。これは本市の指針もとより、県内ですね、自治体の指針等も取り寄せて参考にいたしております。

6つ目が標準例より重い処分があるかということなんです。極めて事の重大さにかんがみて厳しい処分をしたというふうに判断しております。

軽い処分はあるかと7番目で言っているけど、これは6で答弁したとおりですので、厳正、適正に処分したものと判断しております。

それから、退職した課長の責任問題についてということなんです。既に退職して一市民ということで、これは懲戒分限審査委員会の裁量外だというふうな判断で聞き取り調査でとどめておりますので、どういう責任をとるかということは今後の課題だと思います。

それから、親族に関与する認識ということなんです。先程いろんな会社の内部の話がありましたけど、この企業ですね、内部事情等については私は一切聞いておりませんし、その業務等についても関与し

ておりません。

それから、親族の関与に対する認識ということですが、午前中も申し上げたとおり、大変自分の身内がこの事件にかかわっているということについては厳正に受けとめ、道義的な責任を重く受けとめております。

副市長の責任、認識ということなんですが、このことはやはりこれまでの調査の結果、この職場環境における実態、いわゆるなれ合い的な部分等があってこういう事態に至ったということで常に厳しいチェック体制、指導を強化していかなきゃならないんじゃないかと、こういうふうに認識しております。

11の国家賠償法の責任が生じた場合については、当然関係職員、そして市長、私も含めての責任が発生すると受けとめております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時54分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時54分）

◎副市長（下地 学君）

決裁責任ということなんですが、当然立场上その責任が重大だと認識しております。

◎新城啓世君

それでは、今度はずいぶん、担当職員でお答えいただくことになるかもしれませんが、二、三これまでの事業にかかわる業者にかかわることをお聞きしたいと思いますが、この問題はですね、請負業者にも業者としての資質の問題もあるかと思うんです。失礼かもしれませんが、あえてお伺いしたいと思います。

この宮原地区ほ場整備工事はですね、平成18年の12月6日に指名競争入札通知書がいつているんですね。その通知書ですけども、まず市長印が見えないというふうな疑問。コピーですので、ひょっとしたら映っていないかもしれません。その確認をしたいと思います。

もう一つは、この入札書にですね、こう書いています。入札前日午前中までに、「積算見積書」及び主任技術者・監理技術者の技術検定合格通知書の写し・3ヶ月以上の雇用証明書を提出することとあり、提出がない場合、入札に参加できませんとなっておりますけれども、これはちゃんと確認した上での入札に付されたのか。

もう一つは、この入札の日にですね、積算内訳書の提出義務がありますけれども、これもちゃんと出ているのか、これを確認をさせていただきたいと思います。

次に、この事業のですね、遂行状況報告がありますけれども、この起案文書で事業状況報告が課長どまりになっているんですね。事業状況報告というのは課長決裁で終わるのか、それについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、大きな問題じゃないかもしれませんが、平成19年3月13日の前払い1,792万1,000円がですね、支出更正、つまりこれは1月26日に、私が先程申し上げましたように、契約の1カ月後に前払い

がされていまして、これは後払いだったわけですね。後払いは、どういうふうにされて支出更正となったのか、これについての説明をお願いします。

最後にですね、平成19年5月29日に出来高払い5,045万円余、平成20年の3月31日に完成払い1,513万円余、これ両件とも口座振替先が会社名になっていますね、これは問題ないのか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

(「議長……」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後3時59分)

再開いたします。

(再開＝午後4時17分)

◎経済部長(上地廣敏君)

まず、12月6日ですか、指名競争入札通知書に市長印が漏れているという指摘でありますけれども、市長印は押されております。これは、コピーを確認いたしました。

それから、雇用証明、その他資格証明などはそろっているのかということではありますが、これもそろっております。資格証明、雇用証明ですね。

それから、積算内訳書は入札時に提出されているのかということではありますが、これも提出されております。

次に、事業状況報告、遂行状況報告でありますけれども、これは課長専決でよろしいかということではありますが、確認をしましたところ課長専決でよいということであります。

それから、前金払いの過払いはなぜかということではありますが、これは平成19年の1月26日にですね、支出がされております。これは、平良地区と同じ美しい村づくり事業の中でありますけれども、平良地区という形で平良地区の項目から支出されておりましたものを同年3月の13日に支出更正をして宮原地区の支出になるということで更正がされております。

次に、完成払いで会社名しかないんだということではありますが、債権者欄にはちゃんと代表者名も記載されておりますし、それから請求書、添付されている請求書にですね、会社名及び代表者名がちゃんと記載されておりますから、特に問題はないということであります。

(「休憩願います」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後4時19分)

再開いたします。

(再開＝午後4時22分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

職員の懲戒分限を照らし合わせて市長はどれぐらいかということは想定できません。

◎副市長(下地 学君)

処分についての指針の事例についてということなのですが、県内では最も近い事例として本市と同じように補助金の不正受給というのが国頭村で起こっております。そういうことで国頭村の事例も参考にいたしました。それから、兵庫県豊岡市で同じような不正受給の問題が発生していますので、こういった自治体の事例等参考にいたしました。

◎池間健榮君

市長、副市長、以前ですね、旧平良市、そして合併して自治体が大きくなったとってですね、私も能力はありませんけれども、今の市長、副市長はほとんど能力見えないんです。市長、立派な医者ですよ。特に副市長は学校の先生でしたよね。だから、我々は当時この合併期の混乱を避けるためにも助役、副市長2人制を主張したんです。それは、まさに今がわかることなんですよ。1,000万の特別職をつくる、これだと今みたいに何億か補助金返還が出てくるようなね、このことは想定されているわけです。なぜか。今回の一連の不祥事、合併後、これは旧平良市時代の採択された事業なんです。下崎にしろ、狩俣のふれあいランドにしろ、公園緑地の売却にしろ、そしていわゆるパイナガマにしろ、そして今度の宮原も全部旧平良市時代の採択事業なんですよ。こういうことを考えると、どうもほかの特別職を入れるとまずかったかなというふうな思いが今しているんですね。私は、3月定例会で宮古島市はがん末期症状と言いましたですよ。市長、副市長にも治せません、医者であっても。速やかにそれは辞職して、福田康夫総理が言ったんですよ。私は、客観的に自分を見ることができると言ったんですけども、市長、副市長はですね、速やかに辞任していただいて、合併の本来の目的であった新しい宮古島市をつくるためにはお引き取りを願いたいと今でも私は思っております。

そして、悲しいことにですね、議会にはですね、利害関係がある場合においては採決に加わらない常識があるんです、議会には。市長が提案した場合には、その提案されている人事、いろんな案件では、それが親族であった場合においては採決に加わらない、議場から退席して表決に加わらない。それからするとですね、副市長、新城啓世議員が言っているように、これだけの多くの疑惑があるにもかかわらず、委員長をするなんていうことはおかしいですよ。それを指名する市長もおかしいですよ。しかも、何度も何度も平成15年からむやみやたら印鑑を押している。国、県から補助金を取りながら、何でそういう決裁した人たちが人を処罰することができるんですか。これは、もってのほかですよ。

そしてですね、今回18名の辞任要求に印鑑を押した会派の中の一人としてですね、権力は腐敗するんです、市長が思っている、思っていないにかかわらず。これは、歴史が物語っていますからね。トライアスロンだって今度の一般会計補正で900万円余りの補正が出ていますでしょう。皆さんが当時ゼファーとAPLが砂山の係争しているときに、東京地裁に出したときに皆さんは上申書を提出している。そのゼファーさんの500万円が入らないからおかしいとかね、俳優が映画を制作するから、その250万円の請求書が来たとか、そんなの全部新聞見て、広告見て、テレビ見てですよ、あれがただの紙切れだったということわからないですよ。市長の一番大きな責任じゃないですか、外交として。何で今ごろトライアスロンに940万円も赤字が出ているなんていう話が出るんですか。それをまた黒字決算をしようとやっているわけでしょう。もはや他の補助機関であるね、トライアスロンだってそういう事態に陥っているんですよ。もっと出ています。そういうことでですね、踏まえて私も印鑑押した。

そして、何よりも一番最大の悲しいことは、この報告書の中にわずか4行で片づけられていますよね。

すべて職員1人でやったんだと。事業担当者より問題点を上司に相談することなく、事業担当以外の係長、課長、上司が現場の状況を全く知らされずにこの事件は起きたと断言して結んであるんじゃないですか、これ。こんなことあり得ますか。

それでは、お聞きをいたしますけれども、宮原地区集落地域整備事業内訳書が議会に提出をされております。平成15年度から平成20年度の計画ですよ。皆さんは、新聞報道で今回の件がわかったと言っていますがね、そんなことあり得ない。当初のほ場整備4.8ヘクタールから農業用排水整備事業料、両方合わせて7億円ですよ。3.4やって5億9,000万円です。この時期はいつなのか、この時期は。

そしてですね、この内訳書にですね、全部ほ場整備、畑かん整備に関する内訳があります。すべて終わっていることになっているんですけども、畑地かんがい測量設計（管水路3.4ヘクタール、距離0.5キロメートル、かんがい方式、スプリンクラー）の業務の入札がなぜ付されたのか。なぜこの入札が付されたのか、終わっているにもかかわらず。そのためには8社指名になりますから、建設工事指名業者選定委員会のメンバーとこの委員会はいつ開かれたものか。副市長、その会長ですよ。そして、それに基づいて現場説明会、この8社は現場説明会をいつ行ったのか。そのときに立ち会った職員は何名なのか。そして、8月11日に入札に付されて落札してあります。そのときに立ち会った職員は何名で、立ち会いにはだれがいたのか、この点もお尋ねをします。

そして、例のごとく何遍も何遍も請求しているにもかかわらず、平成15年度採択時から最終年度の平成20年度までの補助金の交付申請が出されていますよ。宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会は、これを精査して審査をされたのか、調査委員会委員長。

そしてですね、今これまで議員の皆様方が施工業者だけが不正に補助金を受給しているようなことで終始していますけれども、この補助金の中には施工業者の契約事項については純工事費なんですよ。純工事費、これが契約です。それは、当然施工業者に払って戻してもらおう。しかし、役所はですね、それに伴う事務費があるんです、役所は。私の調査によれば、事務費だけでこれ700万円ですよ。そのうちのどれだけを役所は、役所の臨時職員も含めて、賃金も含めて幾らの補助金を市役所は不正受給したのか、業者とは別に。補助事業する場合は、事務費等があるんですよ。臨時職員を使ったり、コピー機を使ったり、いろんな事務費がある。役所は、どれだけの事務費を不正受給したのか、この点についてまずお聞かせをしていただきたい。

私は、市長、いつも怒っているように見られますが、テレビ見る人がね、もうちょっと笑っていなさいと言いますが、市長、副市長、笑っていただけですよ、今。真剣に答えてくださいね。

（「休憩」の声あり）

◎議長（下地 智君）

しばらく休憩いたします。

（休憩＝午後4時34分）

再開いたします。

（再開＝午後4時35分）

◎副市長（下地 学君）

宮原地区集落地域整備事業の補助金等ですね、内訳書について精査したかという質問なんです、宮

原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会はいわゆるこの一連の不祥事件に要因、そしてなぜこういう事態が発生してきたか、こういう事実関係と、それからどういうふうな業務の流れでこのような事態になったかというような調査で、この業務の内容とかですね、そういうところについては、中身については精査はしておりません。

(「議長……」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後4時36分)

再開いたします。

(再開＝午後4時40分)

◎経済部長(上地廣敏君)

まず、平成20年度事業で宮原地区の管水路測量設計委託業務を発注いたしました。業者選定の事務局への通知を8月の5日に出しております。8月の6日に建設工事指名業者選定委員会を行っております。建設工事指名業者選定委員会の結果、入札の通知を8月の7日に通知書を出しております。現場説明の立ち会いですけれども、調整官と副班長兼係長が立ち会いをしております。入札が8月の11日午前10時15分から上野庁舎で執行されております。これは、班長が立ち会っております。

それから、議員が指摘しておりますこの宮原地区の集落地域整備事業、いわゆるほ場整備かん排に係る事業費の日は平成18年度で完了していることになっているのではないかとご質問でありますけれども、これは議員に提供してあります資料からしますと、平成19年度以下平成20年度も空白になっていることではあります。平成18年度3.4ヘクタール、3,426万5,700円という形で事業費が出されておりますが、これが平成19年度に繰り越しをされております。なお、これまでもご指摘ありましたようにですね、3,870万7,200円の随意契約については平成19年の12月ですか、これが随意契約をされてきているということではあります。当然これは、この内訳書のほうには繰り越しであってもですね、その前年度発注をした年度の報告でもって最終的には県のほうには報告をするということ聞いておりますので、多分に平成18年度工事が平成19年度に繰り越しされた分についてもですね、平成18年度の報告書でまとめられて報告されているというふうにご理解願いたいと思います。なお、平成20年度に発注しましたですね、管水路の測量設計委託業務の経費につきましてはこの5億9,000万円の、当時の7億円余の全体事業費から5億9,000万円になりましたけれども、その経費の配分変更によって基幹水路分の発注経費を生み出したと。いわゆる公園の事業分についての経費がですね、余るといことがわかりましたので、その経費をもって管水路の測量設計の委託分の経費に充てようという形で入札が執行されたと。ただ、その後ですね、普通ですとこの当初、平成15年に発注しました宮原地区の集落地域整備事業のほ場整備及びかんがい排水整備事業の中にですね、この基幹水路分も入っているべきだという疑問が出てまいりました。急遽平成15年度の特記仕様書など調べてみましたが、特記仕様書の中で管水路部分が入っていると明記されていなくてですね、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会で業者に確認したときも、当時発注をした業者の話でも、社長、専務同席でありましたが、管水路分については入っていなかったというふうなことを明言しております。再三にわたりましてですね、積算内訳書ですか、そういったものを調べているうち

に管水路分当初入っているのではないかという形になりましてですね、これを県の担当職員にも確認をしましたところ、平成15年度分に入っているということが確認されましたので、8月のたしか14日だったと思うんですけども、全体事業のですね、中止の通知をその委託業者に発送いたしております。その後ですね、いろいろ業者とも話し合いを持っておりますし、また確実に平成15年度発注に入っているというふうに確認をできておりますので、8月の29日付でですね、請け負った、落札をした業者に対しては合意解約書をその業者と結んで締結をしております。

（「事務費。事務費の内容についてですよ、これはだれが受給するのか、事務費は業者が取るのか、何に使われるのか……」の声あり）

◎経済部長（上地廣敏君）

事務費についてですね、全体的な額、おおよそまだ今精査をしている段階でですね、つかめていないんですが、これは市が受け取ります。その用途でありますけれども、賃金職員の賃金に充てたりですね、それから需用費、一般消耗品ですね、そういったものに事務費が使われると。これは、全部市のほうで使用するということでもあります。

◎池間健榮君

まず、副市長ですね、この市が国、県に対して補助金交付申請する中にですね、全部これあるんです。今部長が答弁したようにですね、全体的な事務費は幾らか、工事発注契約するときいわゆる純工事費は幾らか、総額は幾らかというのは、これは年度ごとに全部交付申請をして、そしてその上でそれに基づいて実績報告をする。収支予算書もつくってですね、どれだけ使われたという報告をするんです。この精査もしないで何が調査委員会ですかということ、見ないということでしたから、まずこの指摘をやっていただきたい。

この総額、補助金返還額は出ます。そして、予算執行していないことを精査すれば純工事費、管理費、事務費含めればこの中に数字はあります。これ皆さんの交付申請したやつですからね。この中にすべて大まかな補助金の返還額は出てきますよ。あくまでも国はその部分だけなのか、総額返還せということは今僕は精査していると思っているんですよ。何が調査委員会ですか。もう一度これを委員長、精査してくださいよ。

そして、もう一度、もう一点重要なことがありますよね。何もこれは純工事になる施工業者だけが不正受給していないんです。部長が答弁したように一部給料が入ったり、一部賃金が入ったり、需用費が入ったり、工事もしていないのに宮古島市はそれを不正受給して使用してしまったんでしょう。皆さんも業者と同じなんですよ、業者と。そうじゃないですか。その認識はありますか、委員長、市長。業者と同じように国からだまして、仕事もしていないのに、事務費も発生していないのに、需用費も発生していないのに皆さんはその事務費を不正に受給していませんか。これ業者の責任ですか、だれの責任ですか、それは。この点を市長、副市長、答弁をお願いいたします。

そしてですね、建設工事指名業者選定委員会の中で終わっているべきはずのいわゆるかん排事業が終わっていなかったという事実は、指名通知、建設工事指名業者選定委員会の測量委託業務の中で（管水路）、それは0.5キロであるんでしょう。しかし、ほ場整備は当然中が終わっていないというのはですね、現場

説明に行ったときに何名かが言っているんですよ、業者もみんな。何も担当職員1人の、あの停職1年の職員だけがわかるということないんですよ。業者もみんな知っていました。立会人もみんなわかっています。平成20年度、年度内にこの仕事を終わらしていればね、何も問題発覚しなかったんですよ、事業年度内に。平成20年度で。今年で。3月31日まであわよくば繰り越せばいいわけだから。これで担当職員1人でできたということですか。市長、副市長、見解求めます。こんなことが優秀な将来ある職員に調査委員会報告書にあるように、こんなことが担当1人の職員でできますか。まさにこれは隠ぺい工作に入っただけの話じゃないですか。優秀な今後ある職員をですね、1人に責任を全部なすりつけて、まずそういうことを皆さんは懲戒分限審査委員会で発表しているんですか。しっかりと答弁をお願いしますよ、この2点について市長、副市長。

そしてですね、これまで百条委員会も開かれ、そしてパイナガマについては司直の手に委ねるという本会議の報告を我々はやってきました。今度の場合は、調査委員会を開く必要ない。なぜか。これまで皆さんが下崎の問題、パイナガマの問題、契約変更の問題、公園緑地の問題すべてですね、その都度その都度市長、副市長、総務部長、不当利得の問題含めて議会の議決を踏まえるときに皆さんが責任のとり方とですね、今後の対策、原因究明、毎回毎回議事録に載っているわけですよ。これ以上にですね、どういう対策があるのか、ちょっと市長、副市長、総務部長お聞かせ願いたい。市長、これまでも職員に対してはいつもしっかり事務取扱に気をつけるよう訓示してまいりました。これからは、再発防止に向けて行動計画を作成するとともに、工事請負契約書の様式等の見直し、財務会計システムにおける会計処理伝票のチェック体制を厳しく指導するようにまいります。それは、立派な医者が言うことですから、そうだと思いますよ。副市長、今後法令や条例をしっかりと守り、そして服務規律をしっかりと守り、業務に職員が真剣に取り組んでいけるような体制づくりを強化してまいりたい、まさに学校の先生が言うような立派な言葉ですよ。そう思いませんか、副市長。総務部長、私は能力がないわけですから、総務部長はこんなこと言っているんです。これまでの事務ミスに対しては、緊急課長会議、一部課長会議等で管理職を中心にその防止策を一緒に考えてまいりました。チェック体制をしっかりとできるような財務会計システムの中で全力でやっていきたいと。市長、もっと言っているんですよ、もっと。チェック体制の強化は、IC等を利用してしっかりとできるようなシステムが今はありますので、そのIC対策を利用してしっかりとチェックしてまいりたいと。当時私はICとは何ですかと質問しましたら答弁返ってこなかったんですけど、副市長、信用失墜行為でこれまで処分を懲戒分限審査委員会で一生懸命やってまいりましたと。事務ミスが防げなかったが、副市長は法律上市長を補佐し、補助機関の指導監督の立場にある者としてしっかりと頑張っていきますと答弁しているんですね。当時市民の皆様から池間健榮議員、余り怒るなど言われました、私は。しかし、私は仕事をやりたいと言ったんですね。理解できますですよ、市長、副市長。理解できますですよ。我々も選挙で選ばれた人間ですから。総務部長、もちろん決裁はこれまで以上にチェック体制を強化すると同時に、また同じことでね、財務会計システム等当初の事業、変更契約、そういった一連の過程を1つのシステムにICで構築し、しっかりと防止していきたい、これ以上の答弁はですね、国会でも答弁書書けませんよ、これ。閣僚でも。こんな立派な御託を並べてですね、またこれから原因究明含めてどういった対策と、これ以上の対策があったら市長、副市長、総務部長教えてください。これ以上に何かシステムがあるのなら教えてください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

優秀な職員の1人にこれを押しつけて、そしてほおかぶりをするつもりかというご意見ですけども、そういうつもりは全くございません。答申は、しっかりとそれぞれの業務内容をチェックして、それに対してしっかり調査をして答申をしたものと考えております。

（「いやいや、今後の対策等がね、これ以上の対策はあるかと……」の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

今後の対策はですね、今宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の作業部会で取り組んでおりまして、県に対してもこの報告をしなければなりません。ですから、組織体制の強化等やりながら、しっかり取り組んでまいります。

◎副市長（下地 学君）

2点ほどお答えいたします。

1点は、不正に受給した補助金の問題、これについては議員ご指摘のとおり関係業者だけでなくして、やはり事務費等に支出した市の負担も大きいのではないかと思います。これらについては、今主管課に指示をして、計算して、そして県や国の調査が、精査が入ったらそこできちっと突き合わせて明確な数字を出してくださいと指示をしております。

それから、懲戒分限審査委員会の答申の内容なんですけど、これについては先程新城啓世議員からも資料の請求がありましたので、届いていますか。この内容は、決して1人の職員に責任を押しつけるということじゃなくして、宮古島市職員の懲戒処分に関する指針の趣旨にもあるとおり、厳正かつ公正にということをしつかりと踏まえてだれがどのようにこの事件にかかわったか。そして、かかわり方にもやはりその職責上の責任がありますので、こういうようなものも勘案して市長に答申した次第であります。まず、概要を申し上げますと、停職1人、減給9名、戒告1人、あと文書訓告、嚴重注意と、こういうふうな内容になっております。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩します。

（休憩＝午後5時01分）

再開いたします。

（再開＝午後5時03分）

◎総務部長（宮川耕次君）

これまでもですね、緊急課長会議を開いたり、いろいろ財務会計システムでも特に96条関係を中心に業務マニュアルですとか、いろんなもので努力はしてまいりました。ただ、今回の場合はですね、またなかなか一朝一夕に成果が上がっているかどうか、その途中、まさに途中なんですけど、一応宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会で3つの柱を指摘してまいりました。行政は、市民が主役であるという認識がまだ薄い、あるいは公務員の基本である法令遵守、これまでも指摘されたとおりです。それから、またそういった誤りをですね、正す職場環境になっていないのではないかという、こういった視点

でやっております、これから結局こういった一つ一つの基本をですね、再度チェックしていくことしか方法はないかと思えます。例えば事業全体についても説明会や地元のコンセンサスは十分であるか、あるいはまた事業担当課の検査等のなれ合いなどはなかったかどうか、あるいはまた検査に対する認識の甘さがなかったかどうか、上司の現場をしょっちゅう見て認識しているというのはやはり弱いのではないかと、そういったものからもいろいろ契約の問題、持ち回り決裁とか、いろんなものを含めてですね、これからさらに中間報告を発表しておりますので、これをさらに詰めてですね、最終案に持っていきたい。とにかく一生懸命、特効薬というのがあるわけでありませんで、しっかりとこれを遵守していきたいというふうに考えております。

（「議長、ちょっと休憩願います」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩します。

（休憩＝午後 5 時06分）

再開いたします。

（再開＝午後 5 時08分）

◎副市長（下地 学君）

なぜこういう一連の不正行為が出てきたか。宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会では、議員指摘のとおり工程会議、進捗状況の報告あるいは業務日誌等こういうのがきちっとされているかどうかということを調査して、全員協議会でも報告書の中に出ているように、こういうチェック体制が機能していないと、いわゆる職場の環境の実態が出てきたということで報告書にまとめてあるとおりであります。

さらに、この懲戒分限審査委員会の答申の問題なんですが、これについては22名の諮問を受けております。ですから、22名の諮問された関係職員がどのようなかわりを持っていたかということをしきりと諮問事項に照らして本人たちから提出された弁明書に基づいて審査して、その審査の結果を市長に答申してあるということでありませんで。先程から処分の話があるけど、処分はこれから市長が、これ任命権者の裁量権ですので、これからやることだと思います。

◎池間健榮君

副市長ですね、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会とは指針、マニュアルに沿った工程会議をやったのか、進捗状況を一月県に報告するに当たって課長も一緒にやって現場を、工程会議やった、そのために現場事務所というものはあるんですよ。そのために経費の中に現場事務所を設置しなさいとあるんですね。要するにこの宮原ほ場整備工事については、やるべきことを一つも担当職員以外はやれなかった、それが原因ですよ。それが原因ですよ、今の調査報告であれば。現場を見ることもなく、何が行われているということもなく、50ミリのパイプが1キロにわたって布設されるにもかかわらず、管路を布設すると入札するときに現場説明しても、業者が何で今ごろといっても、それもまた立ち入りもわからずやるべきことをやらなかったから、こういう結果が起きたじゃないですか。それ以外の原因はないですよ。これが1人の職員でできますかということをお願いしているんです。こうやってしっかり国から補助金を全部平成15年度から平成20年度まで、最終年度まで幾らもらいます、事務費は当初は700万円で

したと。仕事もしていないのにですね、どこにコピー代が発生するんですか、どこに需用費が発生するんですか。仕事もしないのに、なぜ臨時職員を雇って賃金が払えるんですか。仕事していないんだから、役所は。業者だけが悪いんじゃないですよ。悪いのは、一番役所ですよ。そうじゃないですか。これに全部書かれているじゃないですか。こんな大事な交付申請書も精査もしないで調査委員会ですか、これが。悲しくなるよ。

そしてですね、皆さん業者に入札に付す場合は見積書、事前にこれを新城啓世議員が言ったようにこれを提出させるんです。全部内訳書をつくって、我々は公表されている最低建設価格、いわゆるね、予定価格に合わせてみんな業者はこれに基づいてやる。3,800万円余の内訳はあったんですか。随意契約をやったときに何をもとにして3,800万円余という数字を出したんですか、施工業者に。これも1人の職員でできますか。地方自治法施行令を持ち出してきて、同じ現場だから引き続き不利だといって入札に付さないで引き続きかん排をさせないと。させるんだったら図面と積算基礎をもってしか金額は出せないんですよ。ただ単にこの交付申請書の中でたまたま入札残が400万円余っていたから、それも随契。そのままこれに3,200万円ぐらい畑かんがまだされていないからそれを加えて、はい、合計で3,800万円余随契にしなさいね、これはね、地方自治法施行令でいう特殊な事情じゃないんですよ。そして、議会には1,500万円全部やらないということはまずいですから、とりあえず議会には平成19年度に繰り越ししましょうと。残りについては、ちょっと最後だけ、5月31日まで工事完成できますから、とりあえず県には部分払いで工事を進めていることにしましょう、そんな幼稚園生に失礼ですけどもね、子供たちに失礼ですけども、子供たちもわかりますよ、今そういうことは。僕らは大人ですから、昔僕も現場代理人していましたから、こんなことはね、言わなくてもわかる。わからないのは皆さんだけですよ。なぜか。これを精査しないから。そういった事前に見積書を提出して、それに基づいて入札しなさいと皆さんが言わないから。だから、がん末期症状と言っているんですよ。市長は、立派な医者ですけどね、副市長は立派な先生かもしれないですけども、皆さんが引き取ってもらえないんですよ。旧平良市からずっと同じことを繰り返しているんだから。

最後になりますけどもね、今後国頭村の例に例えれば、補助金の詐欺に遭ったのは国ですから、総合事務局の告発が待っているであろう。そしてね、一番公務員の大きな罰則というのは虚偽公文書作成罪、しかもそれを行使した、これ以外に一番大きい罪は公務員にはないですよ。飲酒運転した、暴力を起こした、これは別の刑事事件ですから。国頭村もそのとおりになったでしょう。そして、皆さんは訴えの提起は議会の議決ですから、不当利得って野原のときも議会の議決を踏まえて訴えて今和解も議会は振ったんですけども、皆さんにはその義務があるんです。刑事訴訟法でいう告発の義務、それは詐欺罪も含めて新城啓世議員が言ったように不当利得は民法ですよ。そして、皆さんが市長、副市長、これからこの刑事訴訟法に基づいて虚偽公文書作成罪及び同行使、補助金搾取、これについて告発しますと言ってるから聞きませぬけれども、それでは業者に対する不当利得はいつ議会に提案するのか、その前に自主的に業者が返還するのか、その2点について答弁してください。

そしてですね、もう一点はですね、議会は予算審議、決算審議をやります。当然その予算書、補助金の中に事務費、業者とは別に行政がやってもいないのに事務費を取ってあるということがあります。当然議会としては総合事務局へやる前に議会の議決を踏まえて今定例会において一連の補助金詐取の中で市が受

け取った事務費について速やかに私は市長、副市長含め刑事告発を提案をしていきたい、そう思っております。どうぞ業者はですね、自主的に返還すればそこまではいかないかもしれませんが、市長、副市長は速やかに不当利得返還請求を民事訴訟、刑法の詐欺罪も含めていつの時点で議会に提案されるのか、明確に答弁を願いたいと思います。

そして、先程閣僚が書いてもこれだけの答弁書はできませんよね。簡単なんです。工程会議やれば終わっていたんです、こんなのは。ITシステムとかね、いつも最後にこうなるんです。責任のとり方については、きっちりと責任をとります。昔ことわざか昔話です、少年がですね、オオカミだ、オオカミだと毎日言っていたらね、あとはもうだれも助けなくなりますよ、うそだとわかるから。これ学校でよく教えられましたよ。先生、市長、僕はがん末期症状も治せませんと言いましたけれどもね、人間はですね、借金と病気は隠すというんです。借金と病気は隠す。こういうことしたからね、そんな合併して旧平良市の問題を防ぐためにこんなことが起きている。答弁をお願いしますからね、最後はですね、市長、政治家は身の引き際を誤ったら神様も許さないよ、神様も、昔の言葉。そういうことでありますから、今必要なことは人心一新です。旧平良時代に採択されたこの事業をですね、パイナガマも含めて全部人心一新をして、あのトゥリバーも含めて今後また着手願ができるとか、開発許可が出てくるかどうか知りませんが、すべて人心一新をして合併してよかったと言えるようなね、新しい市長を今農村部は望んでいるんです。国保の値下げも含めて、そんなの一部のね、どっかの党みたいにね、やめることは得策じゃないみたいなこともあるらしいですけども、言えることは農村部はそう言っている。徹底糾明なんていうのね、もう究明されている。この問題、究明されている。これを調べればですね、一目瞭然ですよ。この補助金交付申請、自分で申請して、幾らちょうだいといって、幾ら決定して、そんな後ろでわあわあ言いますけどね、そんな新聞に載ってですよ、やめないでくださいという人もいるらしいですから、私はそういう考え持ちませんね。速やかに人心一新をして、福田康夫総理とか安倍晋三総理みたいに投げ出すんじゃないんですよ。子供の責任は親がとって、新しい人がやったほうが議会運営もうまくいくだらう。市長、副市長、答弁を聞いて終わりますよ。それが政治家ですよ。

◎市長（伊志嶺 亮君）

身の引き方については、この引き際が大事というご指摘がありましたので、自分でしっかり考えて対処します。

◎副市長（下地 学君）

まず、これまでも何度か答弁しているとおり、真相究明をして事態の收拾をして再発防止、そしてさらには不正受給した補助金の返還と、そして受益者農家である宮原のほ場整備の問題等これらの課題を早急に解決して、そしてその時点で市長が判断する時期に判断したいと考えております。

◎眞榮城徳彦君

この事業はですね、平成15年度から始まっていてですね、最初の年からこの宮原地区のほ場整備測量設計委託業務からおかしなことになっているんですね。最初事業が完了していないのに虚偽の確認をした、これは設計書の件なんですけども。虚偽の検査も同時に行った。そこからスタートしているわけですが、この事件はですね。職員の異動とか、そういったのがあって、これはある程度やむを得ない事情もあるかと思うんですけども、平成18年度から急遽公文書偽造とか、いろんなことが出てくる。それに伴っていろん

な人がかかわってくる。副市長が出された調査委員会報告書を見ますとですね、今健榮議員から指摘あったように、いかにもその一職員がですね、1人でやった。それを基本軸としてこの処分が行われたというパターンになっていますね。当然一番重い人はその担当職員だった、重い処分はですね。平成18年度です、最初に出てくる違法な増額契約、随契ですね。3,800万円余。さっきから指摘されていますように。これが担当、それから補佐兼係長、課長補佐、課長、部長、副市長、市長と決裁されていますけども、この話が出てきたときに、3,800万円余の話が出てきたときにですね、普通自治体の組織あるいは民間の会社組織でも担当が上げてくるとですね、その上の人が、この場合には補佐兼係長なんですけども、この人も処分当然受けていますけども、それが精査をして上に上げて課長補佐もかかわっている。一番問題なのはですね、担当課長ですよ。担当課長がこれを取りまとめて部長に送る、あるいは副市長、市長の決裁を受けるというパターンですね。なぜ私がそういうこと言うかということ、お金の流れなんです。この3,800万円余から不正なお金の流れが出てくるんですね。この担当職員1人だけ罰しているんですけども、1人でやった。3,800万円余、あるいはその後に出てくる5,000万円余の部分払い、この莫大な金額のお金の流れに対してですね、なぜこの係長でもない一担当職員がですね、こういう起案をしたり、決裁をして上に回すんですか。その辺は調べられたんですか、ちゃんと。なぜそういうことやったのか、あなたが。何の利益があって。ただ繰り越せない補助金があるから、年度内に処理するとか、そういう単純な説明だけで説明が終わっているんですか。副市長、弁明書見せてくださいよ。議会には弁明書見る権利はないんですか。公人でしょう、職員は。やみの中じゃないですか、すべてはじゃ。この懲戒分限審査委員会のメンバー、その前段の宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会のメンバーも含めてですね、みんな胸の中にしまっておくんですか、じゃ。このことは。市民にも議会にもマスコミにも一つとも知らせないで、あんた方の胸の中にしまっ、それでこのメンバーの皆さんは退職するまで、箆口令じゃないけども、口をつぐんだまま退職して行って、あとは知らんぷりするんですか。じゃ、果たしてこの弁明書に対して私はそんなことしていないと、そんなこと言っていないと、職員が。なぜこの処分を受けるのか不満であるといったときは当然県の人事委員会に異議申し立てを行えばいいんですけどもね、それにしたってその前段階で我々にも弁明書出してくださいよ、知らせてくださいよ。なぜこんなこと1人の職員が3,800万円余の違法な随意契約、しかも増額の。それから、契約書違反の明らかな契約書約款の第38条に違反している部分払い、5,000万円余の。1人やったと。何の利益があってやったんですか、この職員は。

悪いですけどね、その後も出てきます。平成19年、もう実績報告書でたらめですね。全部虚偽記載、ここから。文書偽造、虚偽報告、工事が完了していないのに竣工届を受理、これも虚偽報告。もうこのあたりから虚偽の検査調書作成、オンパレードですよ。今これはですね、平成19年度から課長でいらっしゃる方がいます。説明をお願いできませんか。本当に何も知らなかったのか。一職員がすべてをやって、ただあなた方は決裁をして、この虚偽とか、補助金適正化法違反とか、危ないと、行政として。これに気がついた人、本当にいなかったのか。これは、めくら判を押ししたのか。そして、副市長が報告したように、後で報告を受けて初めて気がついてこの事件の内容を知ったと。これまでに残念ながら一番大事なときの担当課長が退職してここにいませんけども、担当課長も呼んで当時のね、話を聞いたと思うんですけども、その担当課長ですらこのことを知らなかったんですかね。私はね、隠ぺい体質があると思っっているんですよ。これが今の当局の伊志嶺市長をトップとする体質なんです。だから、我々は大事な議案審議も後回

しにしてでも一点集中でこのことを聞かないと市民に対して申しわけないというから、議会の責任において長い時間をかけてみんなで質疑をしてさせてもらっている。どうしても納得いかないのは、経過報告はわかりましたよ。こういった犯罪がありました、こういった事実がありました、流れはわかりました。本当にこの一職員だけが悪いのか。あと処分を受けた22名は罪の意識もなく、あるいは地方自治法違反、法令違反の意識もなく、ただ便宜上判こを押した。結果的に法令に抵触した、あるいは地方自治法に抵触したというだけの話なんですか。その点はですね、委員長である副市長が宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の段階、懲戒分限審査委員会の段階でも委員の皆さんとともに絶対話し合っているはずなんですよ。それをこの調査委員会報告書で、薄っぺらの調査委員会報告書にまとめてですね、審査に当たっては、何ですか、これ。これが思うにその、22名の職員を処分した調査委員会報告書ですか。弁明書出してくださいよ。そうじゃないと中身が掌握できないんですよ、この今の宮古島市という自治体の中身が。どうですか、副市長、この辺から教えてください。

◎副市長（下地 学君）

今関係職員の弁明書の問題、提出するよという事なんですが、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会は関係職員の出席を求めて聞き取りをし、そして担当から提出された書類と照合してその結果を、こういふような職員たちがかかわっているということをして市長に報告して、市長がいわゆる22名については懲戒分限審査委員会で審査してもらいたいというふうな諮問を受けて、そしてその理由で諮問されているからということをして本人に知らせて、その上に弁明書を提出させて、それに基づいて審査をした結果が市長に答申した結果であります。ただ、午前中にも答弁したとおり、弁明書の内容によっては個人のプライバシーにかかわる問題、さらには個人情報保護という観点から公開はできませんということをして答弁したとおりであります。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時35分）

再開いたします。

（再開＝午後6時49分）

◎総務課長（伊良部平師君）

公開できない法的根拠ということですが、宮古島市の情報公開条例、この中の第7条では行政文書の開示義務というのがあるんですが、その中で開示できない情報といいますか、現在懲戒分限審査委員会から市長に答申をされている段階でありまして、開示することによって当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるという判断で開示はできないということです。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時50分）

再開いたします。

(再開＝午後7時06分)

◎総務課長（伊良部平師君）

資料の説明と答弁いたします。

今コピーして手元にありますのは、市の情報公開条例でございます。第7条の行政文書の開示義務の（1）のですね、下のほうに次に掲げる情報を除くということでアからウまであります。ウの事項の中の真ん中あたりでございますね、地方公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名ということなんですが、括弧書きの公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるというような判断でございます。

(議員の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後7時08分)

再開いたします。

(再開＝午後7時10分)

◎総務部長（宮川耕次君）

今の行政文書の開示義務の件ですが、一応この職、氏名、そして並びに当該職務の遂行の内容にかかわる部分ということで、この当該職務の遂行の内容にかかわる部分ということが弁明書の内容でもあるということ、判断でしたが、その部分、名前の部分をですね、ちょっと伏せてですね、一応開示していきたいと思えます。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後7時11分)

再開いたします。

(再開＝午後7時12分)

◎総務部長（宮川耕次君）

今の件ですが、ちょっと補足させていただきたいと思えます。

これは、情報公開に関するものですが、個人の、また秘密の保持という観点からもですね、一応本人の了解を得ると、それから非公開の場です、やはりそういった配慮した上で公開させていただきたいというふうに思えます。本人のやっぱり了解、それから全体ではなくて、非公開の場で開示していくということで、議会のあれを尊重しましてですね、そういった形で公開させていただきたいというふうに思えます。よろしくお願ひします。

(「だめと言っているじゃないですか。ああ言えばこう言うじゃないんだよ。だめと言っているんだよ、だから質疑している人が。後ろから横槍を出すんじゃないよ。最初に答弁したことちゃんと守ってください

い。後ろからがちゃがちゃ言うから、こんな答弁しているでしょうが。前段の答弁は、じゃ取り消しますか、議長」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 7 時14分）

再開いたします。

（再開＝午後 8 時01分）

◎総務部長（宮川耕次君）

先程の発言をちょっと訂正させていただきたいと思います。取り消したいと思います。というのはですね、この弁明書というのはですね、これ公開されるという前提で書かれたものではなくて、やはり個人、これが公開されることによって大変な、人権的にもですね、いろんな問題をはらんでいるということと、それから情報公開、法律におきましてもやはり第 7 条の行政文書の開示義務の中でもですね、そういった人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保の支障を及ぼすおそれがあるものは開示してはならないということであります。現に今懲戒分限審査委員会におきましては、一応市長に答申の段階です。まだこれから市長の決定までいろんな、その最中ということでありまして、今これがこういう形でされますと、その人事行政にもまた支障があるということですね、そういった観点から大変申しわけありませんが、訂正し、前言は取り消して、そしてやはり最初に総務課長が言ったように秘密にさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 8 時03分）

再開いたします。

（再開＝午後 8 時37分）

◎副市長（下地 学君）

眞榮城議員から宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の会議録の公開をしてもらいたいという質問ですが、調査委員会は調査報告をまとめて県にも、そして議会にも報告しております。それを踏まえて全員協議会でもかかわった職員たちに対する議員の皆さんから質疑もなされ、そして調査委員会としての説明会等も行っておりまいます。

それと、先程お配りした宮古島市の情報公開条例のですね、第 7 条の（1）、さらには（5）のエの部分ですね、を踏まえてやはり特に人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるということで公開はできないということであります。

◎眞榮城徳彦君

副市長ね、議場でね、法律論がどうのこうのじゃないんですよ。あなたは、そうおっしゃるけども、第 8 条、第 9 条にじゃどう書かれているんですか。いいですか。名前を伏したら、公にしても、個人の権利

利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分、これは氏名とかね、生年月日ですよ。同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。つまり開示請求者に対し当該部分を除いた部分につき開示しなければならない、要求があった場合ですよ。副市長は、第7条だけのことを言っているんだけど、第8条、第9条にはちゃんとこういう請求できると書いてあるじゃないですか。そして、議事録も公開しない。弁明書も公開しない。私たちが行ったという副市長の話なんですけども、私たちが行った宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会において結果このとおりにになりましたとって処分を決定する、答申をする、そのことを市民も議会も納得できるかと言っているんですよ、だから。あなた方情報公開何一つしないできて、一番弱い立場である職員を何の判断に基づいて、何を基準にしてじゃこの処分内容を決定したんですかと。一人一人にかかわる問題ですよ、職員にとってみれば。

だから、あえて聞きます。もうこれ以上言わないんだったらね、直接聞きますよ。城辺支所長、前の担当課長ですから、この件に関してあなたは平成19年以来ね、決裁5回している。引き継ぎがあったのか、なかったのか。部下の不祥事に対してどの程度まで知っていたのか、あるいは全然知らなかったのか。知らないとすれば、なぜ知り得なかったのか、その辺説明してください。

(「大事なことですよ」の声あり)

もう個人に聞くしかないでしょう。

(「人事にかかわることだ。人事にかかわることだよ、昇任しているんだから。昇任しているんだよ、昇任。せつないんだよ、議員も。なぜ仕事をしてない人が部長に上がるんですか」の声あり)

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後8時42分)

再開いたします。

(再開＝午後8時44分)

(「答弁したら……」の声あり)

◎議長(下地 智君)

しばらく休憩します。

(休憩＝午後8時44分)

再開いたします。

(再開＝午後8時45分)

◎城辺支所長(平良光成君)

私は、平成19年4月1日から農村総合整備課長として配属しております。今回の問題になっている宮原地区ほ場整備工事については、前任者からの引き継ぎもありませんでした。職員からの相談もなかったことは事実です。しかし、課長として職員の監督不行き届きは深く責任を感じております。

◎眞榮城徳彦君

結局市長も副市長も弁明書が出たり、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の議事録が出たら今の支所長のような答弁に終始する、あるいはその中身、つまり何も仕事をやっていない、そう言いたいんでしょうけども、それも非常に大きな罪だと思っただけですけどもね、何も仕事をやっていないのにこうやって判こをぽんぽん、ぽんぽん押すんだったら、判こだけ置いて仕事しなくて、いなくてもいいじゃないですか。だれかが勝手に押すんでしょう。そんなことあり得ないですよ、自治体の中で。組織の中で。だれかが判こを押さないと、このように決裁しなさいと言うんでしょう。だから、3,800万円余もの違法な随意契約したり、5,000万円余の契約違反の部分払いもできるんでしょうが。時系列見たらわかりますよ。だれだれが何月何日に違反をしたときに判こを押して決裁をした、何々違反ですと副市長が報告書に、我々に提出したものにはこれが何の違反とか、具体的なものが書いてありますか。何一つないじゃないですか。何もそういったものを市民にも議会にも提出しないでいて、処分だけ答申しましたと、何ですか、これ。だれが納得いくんですか、こんなことで。議会の質疑というのは、その程度のもんですか。宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会は、いいかげんな調査したでしょうよ。ところが、議会はそういかないんですよ。非常にづらい思いで城辺支所長には答弁してもらいましたけども、あなた方はああいう城辺支所長の答弁を聞いてどう思ったんですか。市長、副市長として情けなく思わないですか。こういう課長とか部長等が仕事をしないで印鑑を押してそれを認めてきた、今に始まったことじゃないでしょう。僕ら議員が何回も指摘している。下崎地区、根間地区区画整理事業、健康ふれあいランド、農地法違反による団地の建設問題、港湾の緑地売買問題、パイナガマ公園、野原学道の不当利得、そして今回の宮原、一体どれだけ合併して3年のうちにこういった不祥事が次々と明らかになっても、そして再発防止、再発防止と言いながら何もやっていない。研修やりました、形だけでしょうが。中身がどう変わったんですか。みんなの議員が指摘しているけど、午前中から。それに対して当局は何一つ明確な答えを出していないじゃないですか。違いますか。じゃ、あなた方の責任の所在は一体どこにあるんですか。処分して終わりですか、職員を。こんな状態じゃ再発防止にも何にもならないですよ。何のためにこれだけ長時間時間をかけて、さっきおっしゃった副市長のね、条例に関してもですね、私が指摘したように第8条、第9条にですね、開示しなさいと書いてあるじゃないですか。あなた方、条例を都合のいいようにばかり言って、同じ宮古島市の条例でしょうが。何で第8条、第9条言わないんですか、じゃ。根拠を示せといっても、1時間たっても2時間たっても根拠示せない。何で第8条、第9条にはちゃんと書いてあるじゃないですか。何でそれ言わないんですか。同じ条例でしょうが。名前を伏して開示請求があれば、それに応じなければならないと書いてあるじゃないですか。明確に書いてあるじゃないですか。我々は、職員の弁明書も恐らく血のにじむような弁明書でしょうよ。生の声ですよ。これを聞いて、これを見た上で本当にあなた方が答申をしたこの処分に値するかどうか。これだけで問題進むのか。本当は、もっと根が深くて、この一連の膨大なる違反、延々とやってきて、今の支所長の答弁のようにね、何も知りませんでした、何も聞かされていませんでした、見ざる、言わざる、聞かざるが今の宮古島市の実態でしょう。だれのための見ざる、言わざる、聞かざるなんですか。上層部が都合が悪くなるからでしょう。その認識はありますか。市長、副市長、あなた方は自分の部下にこんな情けない答弁をさせて申しわけが立つんですか。答えてください。

(「議会もね、議員もね、選挙で選ばれたんですよ、我々も。次は落ちるかもしれないんだよ」の声あり)

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後8時52分)

再開いたします。

(再開=午後8時52分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

職員に対しては、常に部内会議、課内会議をしっかり徹底して、風通しをよくして仕事をするようにということには言っております。

(「やらないから、落ちたから、っていうのは失礼じゃないですか、市長。議会答弁は、簡単なもんじゃないですよ。時間がたてばいいという問題じゃないんだよ。市長だって選挙してきたでしょう。我々だって選挙してきたんだよ、選挙。市長と同じように我々も選挙で選ばれた人なんだよ。本会議でこんな答弁の繰り返ししてたらだめですよ、市長。今日も9時、12時まで終わればいいという問題じゃないんだよ、同じ答弁の繰り返しで」の声あり)

(「法令がどうなっているかですよ、法令が」の声あり)

◎副市長(下地 学君)

第8条、第9条の件についての見解をとということなのですが、これはあくまでも宮古島市の情報公開条例なんです。こういう場合には公開しなきゃならないと。ただし、公開する場合でも個人の権利や利益を害することがあった場合には公開できませんよというのが第7条の規定なんです、先程申し上げた。第7条の(4)、(5)にもそれが明確にうたわれております。

(「それに基づいて第8条も第9条も全部説明せれば。あなた方は自分の都合のいいような条文だけ持って行ってやるなど言っているんじゃないですか。第8条、第9条があるから、じゃそれにはやれと書いてあるという、できると書いてあるんだから、やらない根拠をお願いしますよ。本当に最後まで我々市民にも弁明書も出さない、議事録も出さない、これで通せると思っているんですか」の声あり)

(「条例は、だから何回も出ている。条例は、法令に反しない限りしかできないんだよ。その法令出してく

ださい」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後8時56分)

再開いたします。

(再開＝午後8時58分)

◎総務部長(宮川耕次君)

第8条、第9条につきましては、確かにそういった条文があります。ただ、今人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす、この部分でですね、これは開示できないというふうになっております。その中でも例えば名前を伏せれば、部分開示すればいいのではないかという解釈もできそうですが、ただその部分開示というのはここを消してももうだれというのがはっきりわかるというような、ここはそういうふうに解釈しています、第8条はですね。

第9条については、確かに裁量的なことですね、よっぽどの場合はそういった裁量もあり得ますが、今の件に関してはやはり裁量的なものには当たらないというふうに解釈しております。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後8時59分)

再開いたします。

(再開＝午後9時17分)

◎副市長(下地 学君)

先程眞榮城議員から第9条に基づいて開示してもらいたいと再度の質問がありましたので、いろいろ検討した結果、第9条に基づいてですね、氏名を伏して開示したいと考えています。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後9時18分)

再開いたします。

(再開＝午後9時21分)

◎新里 聰君

時間が遅くなっておりますけども、何点かお伺いしたいと思います。

まず、質疑をする前にですね、ここにはたくさんの部課長いらっしゃいますから、事務引き継ぎをしないで今の格好でいる方があったら手を挙げてください。今さっきの元課長の答弁では引き継ぎありませんでしたということです。ほかにもそういう部課長がいらっしゃったら、まず手を挙げていただきたい。まさに僕はこの体質が宮古島市の不祥事を次から次へと出していると。どういう体質かといいますとですね、これ市長の権限、権威というものが全く失われてですね、集団指導体制というんですか、そこでもって物

事が決められていると。そういった状況があるので、市長の判断が適正に反映されるのではなくて、副市长先頭に総務部長、いわゆる法令、条例の解釈についてもですね、例規審査会委員長でありながらも、それがころころ、ころころ変わる。1人の部長がこう説明したら、横から他の部長がそれは違うと横やり入れる。こういった体質が直らない限りこの宮古島市の組織というものは、不正行為というのはなくならないんじゃないですか。そういうふうと思うんですが、今さっき隣の池間健榮議員が、伊志嶺市長当選するために一生懸命に頑張った議員がですね、ここにきて人心の一新をしなければもう宮古島市は立ち直れないという質疑をしております。そしてですね、午前中からいわゆるこの補助金の不正受給問題に対して内外にですね、これだけの信用失墜行為、宮古島市としての。そういった声があるにもかかわらず、今からやるかもわかりませんが、与党の議員から一つも質疑が出てこない。これは、もう不思議な、おかしい現象じゃないかと……

（「今からやるはずよ」の声あり）

今からやったら失礼ですけども、そういう様子がかがえない。もう不思議な現象だということを感じております。

そこでですね、他の議員からもいろいろ質疑がされて重複するところたくさんございますけれども、一連の合併後の3年間におけるですね、議会で指摘された問題点、そういうもの各議員取り上げておりますけれども、各部局でね、整理してみたいと思いますけれども、まず総務部において合併当初一番最初の予算においてですね、旧平良市職員の職員手当を予備費に計上して議会にばれないようにと、そういった声がございますよね。それから、百条委員会まで開かれた下崎土地売買に関する地方自治法違反の問題。建設部においては、これまた多いですね。いわゆる道路補償に関する問題についても裁判所からの差し押さえがあるにもかかわらず、それを支払って市民に多額の損失を与えると。あるいは今さっきあったように、港湾施設においてもその緑地を港湾法とか、あるいは地方自治法に違反しながら売却をすると。それも何も改善しようということも見えない。パイナガマ公園用地の取得に対してもそうですね。地方自治法に違反して、これも前回の議会ですか、大変な問題になりました。もう一つは、これはすぐ解決したんですけども、市営団地を上野、下地につくろうとしたときも農地法に違反をした土地の取得をして、契約をして、これも指摘がありました。それから、経済部においては植物園の南国美術館を、これも1,300万円ですか、総務財政委員会がその予算を執行しないようにと、そういった指摘をしたにもかかわらず、いわゆる自治法における行政処分というものはしないで、それもその議会へお持ちしながら購入する。あるいは狩俣におけるふれあいランド、許可のない方を指名して入札をする。そして、今回の問題でですね、これそんなに市民に説明しても市民、行政不信ですよ。まず、このことについてですね、もう本当に市民は行政不信に陥っていると思うんですが、再度釈明をしていただきたいと思います。

次にですね、辞任を求める議員とのやりとりの中で問題を解決した後に態度を明確にしたい、あるいは国と県との対応は1カ月ぐらいかかると聞いている。その対応が済んでから考えるという発言がなされております。これ地域で、僕の耳には入ってくるんですが、市民にはですね、これはもう辞任もあり得るとの、そういった受けとめ方が多いというふうに判断をしております。先程の質疑の中で池間健榮議員の引き際については適切な時点で考えたいということも今日答弁なされましたんですが、このこと私どもも、市長も、あるいは議会も同じ政治家だというふうに認識しておりますから、この発言、政治家の発言とい

うことで重く受けとめるということでそういう認識を持っていいのかどうか、そのことについてもお答えをいただきたいと思います。

それからですね、次に議員とのやりとりの中でですね、議案審議に応じないのは議員のせいかという問いに、そうだと答えております。市長は、議会に議案を提案する場合ですね、誠心誠意を持って提案した議案が原案可決されるように全力を傾注することが市長の務めだというふうに私は思っているんですが、何か可決されようが、否決されようが、あるいは修正されようが、もう議会にげたを預けたから、行政の長として、要するにそういった行為ですね、もう市民に対する責任をいわゆる議会にげたを預けるということでですね、その行為は私からすれば市民に対する責任を放棄しているという認識でありますけれども、そのことについても市長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

それから、この補助金の不正受給問題でいろんな市民から聞かれる声の中に私は大きく分けて、私に寄せられる声では2件ほどありますけれども、まず1つ目にですね、今日も指摘をされているんですが、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の委員が副市長を委員長とする内部職員が委員となっており、これで真相解明ができるかと、こういった疑問を呈する一般市民が多くおります。加えてその受注業者が副市長の身内だということもあり、今マスコミ等でその調査委員会報告書等発表されておってもですね、市民は冷ややかな目で見ているのではないかと思うんですが、そのことについても市長の考え方を聞かせてください。

それから、もう一つあるのがですね、これも懲戒分限審査委員会のことですが、先程も指摘をされているんですが、例えば副市長がその委員長になっているんですけども、委員長の副市長そのものもその行為に対して何回も決裁をしておるわけですよ。そうすると、もし懲戒分限審査委員会の委員長としての役割を務めるならばですね、みずからの出処進退をその前に市長に申し出て、これを市民に明らかにして、それから懲戒分限審査委員会に臨むべきではないかという、そういった声が聞こえます。そういった行為もなく、そのまま懲戒分限審査委員会を開いてそれに臨んでいるということに市民の不信感あるというふうに思っておりますけども、このことについても、これは副市長のほうで答えください。

それから、副市長の職務が地方自治法の第167条に規定されているとおりですね、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する義務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理するということでありますから、この規定は普通地方公共団体における職員の事務を監督する最高責任者は副市長であると、この第167条を解釈した場合、私はそういうふうに認識しておりますけども、そこでそうすると職員の不祥事を見抜けなかったという副市長の責任は、これは市長と同等、相当重い責任があるというふうに思っておりますけども、これについても再度お答えいただきたい。

それと、市長を養護するわけでありませんが、市長は合併早々に3度にわたり副市長2人制がいいとの判断から、要するに合併の混乱期を乗り切るためには副市長2人制がいいという形で3度も提案されました。しかしですね、野党議員はいいとしても、一部与党議員の拒否によりですね、それが達成できなくて今日の一連の不祥事があるというふうに考えております。そうすると、与党議員の最大の務めはですね、市長が行政運営をしやすいように人事を含めて組織体制を構築することだというふうに思いますけれども、そういったものを与党議員たるものが阻止しているということは、もはや市長には与党議員というものはいないんじゃないかなというふうに思っておりますけども、市長のこういった与党議員の対応に

ついて再度ですね、これだけ問題起こったわけですから、考え方を説明していただきたいと思います。一応説明聞いてまた次の質疑にやりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

合併以来たび重なる事務ミス等がありまして、大変市民にはご迷惑をおかけしております。その都度おわびして、そして再発防止に努めてまいりましたが、これが後を絶たないのはまことに私としても遺憾でございます。これからは、しっかりと事務ミスを起こさない頑張りように市民を督励してまいりたいと思っております。

また、私の進退についての問いがございましたけれども、これについてもいろんな懸案を片づけてから決めていきたいと思っております。

また、議案に対してですけども、これは提出する以上はぜひ議員の皆様方にしっかりと真剣に対処していただいて、全議案通してくださるようお願いするところでございます。

それから宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会のメンバーに副市長が入っているのはおかしいんじゃないかということでございますけども、これはその調査委員会という組織の長として副市長が最も適当であると思いましたので、そのようにいたしております。

副市長の2人制についてでございますけども、今でも副市長は2人いたほうが良いという考えに変わりはありません。ただ、与党の皆様方に、全員に賛成してもらえなかったことは大変残念ですけども、それは議員一人一人が考えを持っておりますので、これもいたし方ないことだと考えております。

◎副市長（下地 学君）

2点ほどありましたけど、1点は懲戒分限審査委員会の委員長の点なんですが、これは私は市長の職務代理者として市長の命を受けてこの役割を務めております。

あと一点は、地方自治法の第167条に基づく副市長の任務についてなんですが、議員おっしゃるとおりです。市長の職務代理、そして補助機関である職員の指導監督、これが私の主な任務であります。そういう中であって今回のような重大な不祥事件が起きたことに対しては大変その責任の重さを感じ、厳粛に受けとめております。

◎新里 聰君

今の答弁を聞いてこれ以上の追求はしませんが、もう一つ。

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の報告書、先程も質疑あったんですけども、これによるやっぱりそのまとめですね、事業担当者より問題点等上司に相談することもなく、このくんだりですね。課長等上司で現場の状況を把握することなく実施されたと。これですね、先程もとの課長答弁されましたが、事務引き継ぎがなかったと。その担当職員が決裁を上げるということはですね、これ上司に判断を仰ぐと、いわゆる上司の命令を受けるという行為になるわけですね。そういったものが何度も何度も決裁がありながら、それを見過ごしていくと。そして、これにあるように、報告書に。あたかも1人の職員に大きな問題があるようなですね、これはとっっても理解できないんじゃないですか。私も4年ほど課長した経験ありますよ。職員が起案してくる起案文書について、あれこれ聞きながら決裁するんじゃないですか。そういうものは、何か担当職員だけ重い罰を科するような、そういう状況になっていると思うんですが、非常におかしい上げ方だと。何のために係長だ、補佐だ、課長だ、部長だと高い給料もらって

その職務にいますか。何かこれについてもいいです、答弁は。もうみんながおかしいと思っておりますから。

それでね、私は国頭村の問題でこの問題を提起して明るみに出した議員の方にお電話入れてどういう措置がなされたかどうかということを確認したんですけども、今国頭村のほうでもその国家賠償法に基づくいわゆる求償権の行使ということで動いているようであります。そして、もとの副村長は退職金の中から450万円返還したという話なども伺っております。最終的にどういう形でその額が定められて決定していくかはまだわかりませんが、他の自治体においては既にこういった問題に対する、いわゆる向こうにおいては村長ですね、そしてかかわった職員、当市においては市長、副市長も含めて関係した22名の職員だというふうに思っておりますけれども、そういったもの。先程来国家賠償法に基づくそういった求償権の行使もあり得るといふ答弁されておりますから、その場合ですね、ただ補助金の返還されればその額でいいということじゃないんですよ。これ大きな本来なら補助金が入ってきて、それで施行されて完了していくべきの工事が、それが返還になったと。業者さんからも回収するということも言っておられますけれども、しかしそれに付随して、経済部長も話しているとおりの、議会が認めるかどうかという、いわゆるこの計画したものを宮原地区に不利益にならないように実施するためにはもう市の単費でやるしかない。これなどもまさしく大きな問題ですよ。そういったものなども含めてただ補助金の返還額だけで申しているのか、そういったすべてのものを総合的に勘案しておっしゃっているのか、これについてはお答えをいただきたいと思っております。

私は、最後にですね、これは提案として議員の皆さん方にもお願いしたいと思うんですが、いわゆるこの補助金の不正受給に関するですね、国、県に対してもうこっちから報告をしてどうのこうのじゃなくて、早目に議会でもですね、不正受給に対する告発を求める意見書、そういったものを採択をして国や県にも早急にこの問題が解決できるような、そういった体制づくりが必要かというふうに思っておりますので、これについては提案をしておきたいと思っております。

先程の件についてどの範囲を指して、国賠法に基づいて補助金の返還額だけを指しているのかどうか、あるいはそれに付随したもろもろの事業費も含めながら考えておられるのか、その辺についての説明を聞いて私は質疑を終わりたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

国賠法のそれについては、求償権を行使していきたいと思っておりますし、これは応分の負担をそれぞれ担うことになろうかと思っております。そして、未執行の工事については議会でぜひ単費での施工をお願いすることが受益農家の一日も早い負担の軽減になると思っておりますので、お願いすることによってございますけれども、もしこれについては市民に負担にならないようにこれについても考えてまいりたいと思っております。

（「休憩願います」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後9時47分）

再開いたします。

（再開＝午後9時48分）

◎富永元順君

じゃ、私も市長、副市長に対しての辞任を要求した者の一人としてですね、今回の前代未聞の事件でありますけれども、それについてですね、本当にこれは市長、副市長がやめるだけで済む問題じゃないんですよ。これからも多くの問題を抱えることになると思うんですけども、しかし一番大事なことは速やかに市長がですね、市長、副市長を含めて責任の所在を明らかにするということを僕は、もうたくさん議員が言っておりますけれども、これがまず大事だと思っております。

そういった観点からですね、一月以内ぐらいにその補助金の返還が決まるというような、それを見きわめた上で自分の出処進退を考えるとありますけれども、またそういった中で本来ならもうこういう不正受給した業者に対してもそういう不正受給した金の返還を請求する、その手続をまず最初にやるべきなんですよね。それもやっていないのに何で補助金の問題が整理がついてからやめるということは僕は当たらないと思うんです。やるべきことをやった上でこれは責任の所在というのは明らかにすべきだと思うんですよ。この事業というのは、だれのための事業なんですか。平成15年から始まったこの宮原、だれのための事業なのかをですね、まず市長、副市長、それと新しく経済部長になられた部長、本当にこの事業というのはだれのための事業なんですか。それどういった認識を持っているのか、まずはその点についてお伺いしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

それは、当然市民のための事業です。

◎副市長（下地 学君）

市長からも答弁がありましたとおり、当然この事業は市民のための事業であり、特に宮原地区の生産農家のために計画した事業であります。

◎経済部長（上地廣敏君）

これは、事業の目的というのはですね、宮原地区の農業生産基盤を整備することによって農家所得の向上、いわゆる経営の安定を図っていくというふうな事業の目的であります。そういうふうに認識をしております。

◎富永元順君

そうであるならばですね、現在本来ならそういう畑地かんがいもね、国で、ハウスはつくられているんですよ。これ農家の自己負担があると思います。幾らの負担をやって、今までどれぐらいの損害をですね、受けているのか積算をしてあればですね、お示ししていただきたいと思います。

それと、もう一点、前のですね、経済部長、これ一番この宮原ほ場整備での担当部長でありますけれども、その方が現在建設部長も退任して、こういった人事が行われた一番の責任がある前部長がですね、ここへ答弁するような席にいないというのはどういうことなんですか。

それとですね、何でそういった大事な事件が起きているさなかにですよ、こういった人事異動する必要があったんですか。どういう理由でこの人事異動をだれがやったんですかね、これ。人事異動。

（「市長さ」の声あり）

違う、違う。何のためにやったんですか。だから、何のために。何か悪いこと、そういうまずいことがあるんですか。こんな大事なときに人事異動をやったというのはね、考えられないですよ。その根拠をで

すね、市民にも、みんな新聞見て驚いているんですよ。まして建設部長を今の地域戦略局長が兼任する、あり得ない人事ですよ。何で建設部長ほかにいないんですか。何で地域戦略局長が建設部長も兼任するんですか。こんな大事なときにこんな人事をです、どんな理由があってこんな人事をやるんですか。これ市民にわかるように説明してくださいよ。また何かあったらだれかの首をすりかえて新たなまた異動するのか。全く理解ができません、今回の異例な人事というんですか。これは、はっきりと市長、副市長、また総務部長、今回の人事に関してです、どういった話し合いが行われたのか市民にわかるように説明してください。

◎副市長（下地 学君）

部長人事については、人事異動があった時点で市長のコメントがありましたけど、今回の部長人事は今の時点の不正事項について、まず1つには事態の真相を究明するために早急に対応しなきゃならないということと、そして業務の改善を図るということが大きなねらいでありました。

あと一点はですね、なぜ建設部長が地域戦略局長を兼任しているかということなんですが、このことについてはご存じのように今エコアイランド宣言をしております。さらに、環境モデル地域の指定を受けるためのアクションプログラムの作成があります。さらに、パブリックゴルフ場の売却問題がいよいよ契約という段階に来てこれが破綻に終わっているということで、これらの諸問題、あわせてトゥリバーの開発等も含めてこれらの状況がある程度整理がつくまでは、これ暫定的なんです。兼務してもらいたいということで建設部長をお願いしているところであります。

（「そんな第三セクターの監査役をやったり、重要な問題やって、そんな重過ぎますよ。重過ぎますよ、このことは。今でも盲判じゃないですか。問題を抱えて仕事できませんよ。何言っているんですか。ましてや第三セクターの監査役ですから、12月は決算報告だよ、コーラル・ベジタブル株式会社も。株の譲渡もあるんだよ」の声あり）

◎議長（下地 智君）

いいですか。

（「違う、違う、まだ答弁もらっていない。だから、農家はハウス、土壌にどれくらいの期間でやって、今後どうしていくかという、そういったもの全然答弁してないじゃないですか」の声あり）

◎議長（下地 智君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午後9時58分）

再開いたします。

（再開＝午後9時58分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

前建設部長は、経済部長のときに自分も決済印を押したので、責任があるということを申ししておりますので、そういう人を建設部長に置いておいて、そして建設工事指名業者選定委員会等に入れるのは不都合であるということで異動させました。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

しばらく休憩します。

(休憩=午後9時59分)

再開いたします。

(再開=午後10時00分)

◎経済部長(上地廣敏君)

個人の負担がどれくらいになっているのかということでございますけれども、これはほ場整備につきましてはですね、工事費の1%を受益農家が負担していただくという形になっておりまして、負担金の納付は既に始まっておりますが、これは個人の受益農家のですね、面積等に関係してきますので、確たる幾ら負担をするのかということについては個人別に精査はされていると思いますが、その数値的な資料を今日持ち合わせておりませんので、後日でもお答えはしていきたいと思っております。

また、水が来ていないということから、相当の農家に対する負担があるのではということではありますが、これは議員ご指摘のとおりですね、金銭的にこれだけの負担が発生をしているということはお答えできませんけれども、それ相当のですね、農家に対しては負担を強いているというふうに思っております。そのようにご理解を願いたいと思っております。

◎富永元順君

今月の9日ですか、住民説明会を、この宮原地区の。農家にやったということでもありますけれども、これだけ農家の方が水が来ないでね、大変な状況の中にあるにもかかわらず、これ何回もやったんですか、この住民説明会というのは、地域からの、農家からの苦情、これを行政が何の耳をかさなかったんですか、これまで。何年も。事業が終わったにもかかわらず、水が引かれていない。現場視察したときには、だれがどの予算に入れたかもわからないようなホースで、大変なそういう農家が負担をしている、損害をこうむっている、それでも行政が何の、まして前任の農村総合整備課長はね、何の事務引き継ぎもされていなかった、考えられないですよ。だれのための、農家のため、市民のためと言いながらですよ、何をやってきたんですか。何もやってきていないんじゃないですか。市長も責任をとろうとしない。

それとですね、聞くところによりますと、今市長がいろいろと前建設部長はそういう決済印を押した責任があるということですね、こんな人事異動をやったということでもありますけれども、何か前の建設部長がですね、辞表を提出したと聞いております。それを、これが本当であればですよ、本当かどうかお伺いしたいんですよ。それ預かっていると。やはり前建設部長はね、その責任の重さを感じて辞表を提出したということ聞いておりますけれども、この辞表というのは本当にあるのかどうかも含めてね、もし前建設部長がこの辞表をですね、提出しているにもかかわらず、それを受理しないということであればですよ、なぜ受理をしないのか、その理由についてもですね、お伺いしたいと思う。私たち聞いているんですよ。そうでなければ、そうでないでいいですよ。何名ほかにもいるかどうかわかりませんが、それ

が本当かどうかお聞きして私の質疑終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

前建設部長が辞表を提出したという事実はございません。

◎嘉手納 学君

この答申の内容の中で停職処分と減給処分があります。その中で停職で1年という主任技師がいますけど、課長も引き継ぎしていない、部長もわからない、このほっぽり出した状況を一担当職員がですね、もう結局荷物を全部しよわされたような形になってしまったと私は自分なりに考えているんですよ。その1人の職員に全部責任を預けてですね、市長、副市長も責任とらずにですね、前部長は人事異動で終わりだという考え方に対して非常にやりきれない不満というんですかね、だからこの職員1人がすべてを1人でやったのかなというふうな疑問を持つわけですよ。担当職員がいて、その課長も引き継ぎをされていない、課長もだったら意味がわからない。上司は、何もかもみんなほっぽり出して、印鑑だけぽんぽん、ぽんぽん押して、それで担当職員をほったらかして置いたらやらざるを得ないんじゃないかなというふうに思っていますけど、市長、このことに関してですね、一言答えてほしいなというふうに思います。

それとですね、国頭村、市長は国や県の動向を見てという話をしていきますし、その中で国頭村では現に辞職しているんですよ。その事実を踏まえてどう考えているのか、それを聞かせてほしいなというふうに思っております。だから、その2点をまずお答えいただきたいなと。よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

懲戒分限審査委員会では、いろんな職員の弁明書等で判断してこのような答申を出したと考えております。

1人に責任を負わしているということじゃないと思います。

それから、私の進退についてはいろんな対応を県とか国とかやって、これらの再発防止についてしっかり取り組んで、その後で考えたいと思っております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後10時07分）

再開いたします。

（再開＝午後10時07分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

課長が事務引き継ぎがなかったというのは、私も今日初めて聞きます。私の知らないところでいろんなことがあるもんだなと大変残念に思っております。

それから、1人の職員に全責任を負わしているということではございません。答申については、私もしっかり考えていきたいと思っております。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後10時09分)

再開いたします。

(再開＝午後10時09分)

◎嘉手納 学君

そういうことも含めて聞き取り調査の中で把握してやっぱり答申を出すべきじゃないかなと思うんですよね。先程市長がだれかに対して、新里聴議員だったかな、質問に対しても職員には言っておりますというふうな答弁されているんですよね。いろんな問題が今まで積み重なった中で言っておりますというのは、市長は他人事かなというふうに僕は聞こえたんですよ。要するに市長は関係ない、職員にはちゃんとやってあるんだけど、職員がやっていないというふうに僕はとらえたんですけどね、今の問題も僕はやっぱり、何回も言うようですけど、市長初めね、これはもとの部長も課長も責任が僕は非常に重いと思うんですよ。この1人の職員だけの、これはそうじゃないと言っているでもですね、よろしいですか。停職処分1年、1名ですよ。主任技師。あとは10%6カ月、4カ月、3カ月、2カ月ですよ。差があり過ぎるじゃないですか。ということは、彼に全責任を負わしているようなもんだと。これは、この処分を見るとですよ。私は、そう思います。こういう答申を行う前に、逆に市長はどのような責任とりますと、ひいては職員もこのようにしますというのが僕は市民の求めている行為じゃないかなというふうに思っておりますけど、これです、今言ったような、城辺支所長の答弁も踏まえながらですね、再度答申のほうを考えていったほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

答申への対応については、ご意見を踏まえながら考えていきたいと思っております。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

これにて宮原地区ほ場整備工事に係わる不正行為について、市長と副市長に対し詳細な説明と関連して集中質疑を終結いたします。

(「議長、20分間程度休憩をお願いします」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後10時10分)

再開いたします。

(再開＝午後11時08分)

先程眞榮城議員の質疑に対して城辺支所長から答弁のやり直しをとの申し入れがございますので、答弁させます。

(「言ったやつを、答弁を直すということですか」の声あり)

◎議長（下地 智君）

答弁の勘違いが、休憩いたします。

(休憩＝午後11時08分)

再開いたします。

(再開＝午後11時09分)

城辺支所長。

(「諮ってからでしょう」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩中に言った。

(「発言を取り消したいのか、議員に誤解を与えないからどうするのかという、これ重要な問題ですから、我々……」の声あり)

◎議長(下地 智君)

じゃ、再度お諮りしましょうね。

休憩いたします。

(休憩＝午後11時10分)

再開いたします。

(再開＝午後11時10分)

先程眞榮城議員の質疑に対して城辺支所長が誤解を与えている部分があるということで弁明をしたいということですが……

(「弁明でしょ」の声あり)

◎議長(下地 智君)

弁明ですね。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

訂正ですね、答弁の訂正。訂正です。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

弁明ですから、一応発言のお許しをということで申し入れがありますんで。

(「城辺支所長のあの発言に対して質疑は行われたわけだからさ、これをもし翻したらね、前のやった質疑とかいろんなのが全部なくなると同じになりますよ」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後11時11分)

再開いたします。

(再開＝午後11時14分)

先程下地明君から所定の賛成者の連名により伊志嶺亮市長の辞職勧告決議についての決議案が提出されました。

お諮りいたします。本決議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることについて挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本決議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数であります。

よって、本決議案を日程に追加し、議題とすることは可決されました。

これより追加日程、決議案第5号、伊志嶺亮市長の辞職勧告決議についてを議題とし、提案者から説明を求めます。

◎下地 明君

決議案第5号、伊志嶺亮市長の辞職勧告決議について。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。平成20年9月16日、宮古島市議会議長、下地智殿。提出者議員、下地明。賛成者議員、平良隆、上地博通、新城啓世、砂川明寛、棚原芳樹、佐久本洋介、嘉手納学、眞榮城徳彦、富浜浩、富永元順、池間雅昭、下地秀一、豊見山恵栄、池間豊、宮城英文、池間健榮、新里聰、以上18名です。

文案を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

伊志嶺亮市長の辞職勧告決議について

伊志嶺市長は宮原地区補助金不正受給問題発覚後、我々議員有志の辞任要求に対し3年前の選挙で半数以上の市民の負託を受けたと申しておりますが、度重なる職員の不祥事は伊志嶺市政の自治能力の欠如を露呈した決定的な事件となっております。

虚偽公文書作成及び行使による補助金不正受給は明らかに犯罪であり、宮古島市の大失態であります。しかも、この問題で職員を懲戒分限委員会にかけながら、自らは責任の所在を明らかにしておりません。

また、内外に対しての信用失墜行為は市民に対して多大な不利益を与えており、もはや伊志嶺市長が市長職にとどまる事は許されません。多くの市民は市長の辞職を求めており、市民の代表として、宮古島市議会は伊志嶺亮市長に対し速やかに辞職するよう勧告致します。

平成20年9月16日(火)

宮古島市議会

議員の皆様のご賛同をお願いします。

◎議長(下地 智君)

これで説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎與那嶺誓雄君

ただいまの伊志嶺亮市長の辞職勧告決議について質問をしたいと思います。

この文中の中段のあたりにですね、「この問題で職員を懲戒分限委員会にかけながら、自らは責任の所在を明らかにしておりません」という部分については再三再四今日の午前中から何度も言っておりますとおり、やはりこの問題に対する真相究明とですね、この事業の推移を見据えながら、これまで何回も自分の責任についてははっきりと責任とりたいということで答弁されておりますので、その辺の内容ですね、なぜこの文章になったかどうかを1点目にお伺いいたします。

2点目にですね、「多くの市民は市長の辞職を求めており」という文章がありますが、具体的にどういった形で市民が辞職を求めているかどうか説明をお願いしたいと思います。

◎下地 明君

これは、正直申し上げて見解の相違に当たるんじゃないかと私は思うんです。こういうふうに18名の議員が署名持ってますね、去った9日にも辞職要求を市長にしてあります。にもかかわらず、国や県からの、こちらから虚偽で、しかもその書類で補助金の要請して受けて、工事もやらないのに支払ったというふうなことに對して我々は辞職要求したんですよ。このことに對して市長はこの国や県からのちゃんとした報告を待って自分の責任のとり方は明らかにしたいと、このように言っておりましたよね。いいでしょう、確認は。これが我々が、18名の議員が要求している答弁に当たると私は思っています。

2点目は、市民の多くの皆さんが辞職を求めているというんですが、市民の多くの皆さんは辞職を求めていると自分は思うと言っているわけですよ。

(「具体的にどのように……」の声あり)

◎下地 明君

具体的に申し上げます。18名の議員は、26名のこの議場に、26名ですよ。26名のうち18名の議員が各支持者の声を聞いて議場に来て座っています。それ以上の多くのあれはないと私は思っています。

(「議長、質疑はもういいよ」の声あり)

◎議長(下地 智君)

これにて質疑を終結いたします。

本決議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに処理いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

伊志嶺亮市長の辞職勧告決議について反対の立場から討論をしたいと思います。

本議会は、9月の12日に開会をいたしました。2日目でありますけれども、議案の上程が今もなされて

おりません。とまっただま集中審議が今日1日行われておりますけれども、私はこれまで集中審議した11名の議員の皆さんのこれを振り返ってみますと、こういうことが言えると思うんです。市が行った決算委員会は、真相究明が明らかになったか疑問。当局が行った宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会では、十分な調査が行われていない。そして、眞榮城徳彦議員は報告書は薄っぺらで中身は掌握できていない。そして、やめた職員からも聞きたいことがある、聞きたい等々これをまとめてみますと、事の全容解明はまだされていないという認識を皆さんお持ちではないかなというふうに思います。

議会の権能、議会の役割というのは、予算、決算にかかわってこの事業を認め、そして行ってきた経緯があります。その責任において議会は議会の立場、あるいは議会の責任において独自に調査特別委員会を立ち上げて、そして今聞きたいと思っている関係者をすべて来ていただいて、本当の全容解明をして、そして何が問題だったかを解明して、それで再発防止につないでいくということが議会の役割なんだと私は思うんです。そして、今回のこれまでの審議の中で下地明議員はいまだ市長の責任は明快にされていませんとおっしゃっていますけども、市長は繰り返しご自分の進退についてはもう決意を示されております。今やらなければいけないのは、これまで滞っている事業をいかに受益者、農家のためにしっかりと全力を傾注してこの問題を市長のみずからの手で実行するという事なんだと思うんです。ですから、そのためには不当に、あるいは工事をせずに受け取った業者からしっかりとその金額を回収して、そしてその問題の解決に取り組むことをむしろ責任を持って市長にはやるようにということを求めるのが私は議会の役割だと思っています。ですから、この件においては辞職勧告の決議に反対いたします。

◎池間健榮君

賛成の立場から討論をさせていただきます。

反対討論があるんですけども、議会の役割を申し上げます、反対の立場でね。議会の役割。与党議員は、今回の集中審議においても質疑なし。そして、調査特別委員会の設置の提案もなし。真相究明するのであれば、まず与党議員がやるべきことは調査特別委員会の設置の提案をするなどの措置を講じるべきであります。原因究明というのは、我々18名はそれなりに調査をし、研究をし、その上で調査特別委員会の設置についてはやる必要ない、犯罪は明らかでありますから、国、県に意見書の可決、その上で司直の手で判断するというのが我々18名の今回の辞職勧告決議案の趣旨であります。御託を並べる前に与党議員の皆さんも質疑をし、質疑をすることによって問題の解決になる。それでもだめであれば調査特別委員会の設置を提案をしてですね、反対討論はするべきだと思います。良識のある与党議員であれば、私はこの18名のあと2人でも3人目でも加われば不信任も可能であります。どうぞ与党の議員の皆さん、市民のために一人でも二人でも我々の市民のための18名に対して賛同してくださるようお願いをして賛成の立場からの討論を終わります。

◎上里 樹君

ただいまの動議に反対の立場で討論をいたします。

私は、今度の議会、市民にとって大変重要な案件が、補正が提案されていると考えています。議会運営委員会に各派の代表がそれぞれ参加している中で、会期日程を定めていながら、みずから冒頭から議会を進行せずに、議案提案もさせずに市長の辞任に終始しています。私は、市民と一緒にあって、市長も一緒にあって原因解明に全力を尽くすこと、これが今議会議員に求められている市民の要求にこたえる態度だ

と思います。私は、そういった立場からみずから決めた会期日程、それを消化することがない、そして補正予算の議案上程もさせない、これは無責任だと指摘したいと思います。

先程池間健榮議員から調査特別委員会の設置の提案がないとおっしゃいましたが、全員協議会の場合でしっかりと亀濱玲子議員から提案がありました。私は、市長の辞任を今の時点で軽々に求めるべきではないと考えます。そういった意味で今合併新市において解決しなければならない大事な問題が山積しています。市民は、市長に、そして議会議員に行政も含めて市民も一緒になって合併してよかったと言える、そういう自治体づくりを求めていると思います。国保の引き上げ、それに対し軽減策、それを対応する補正も出されています。私は、今市長に辞任を求める、そういうときではない、そういう立場から動議に反対します。

(「予算審議は拒否していないんだよ」の声あり)

◎上里 樹君

拒否も同然じゃないですか。

(「よく聞いてやっていると思うよ。何言っているんですか」の声あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結します。

これより決議案第5号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第2、議案第79号から日程第30、同意案第2号までの計29件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、休憩願います」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後11時32分)

再開いたします。

(再開＝午後11時33分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

大変遅くなりましたけれども、改めて平成20年第10回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案9件、条例議案2件、議決議案6件、認定10件、報告1件、同意案1件の合計29件であります。

最初に、議案第79号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。今回の補正は、6億2,061万9,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。10款地方特例交付金は、1,044万2,000円の補正増であります。

11款地方交付税は、3億5,751万4,000円の補正増であります。

15款国庫支出金は2,952万1,000円の補正増で、道路改築事業費補助金等であります。

16款県支出金は3,720万8,000円の補正増で、強い農業づくり交付金事業補助金等であります。

17款財産収入は40万8,000円の補正減で、土地建物貸付収入によるものであります。

21款諸収入は4,744万2,000円の補正増で、サトウキビ生産奨励助成金等であります。

22款市債は1億3,890万円の補正増で、消防施設整備事業債等であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款議会費は945万4,000円の補正増で、人件費等であります。

2款総務費は2,181万3,000円の補正減で、人件費等であります。

3款民生費は2億7,285万6,000円の補正増で、国民健康保険税負担増加額緩和補助金等であります。

4款衛生費は1,158万5,000円の補正増で、予防接種事業等であります。

5款労働費は3万8,000円の補正増で、市営球場耐力度調査委託料等であります。

6款農林水産業費は9,251万7,000円の補正増で、強い農業づくり交付金事業等であります。

7款商工費は529万9,000円の補正増で、ニューツーリズム創出・流通促進事業等であります。

8款土木費は2,515万7,000円の補正増で、公共下水道事業特別会計繰出金や道路改築事業等であります。

9款消防費は1億847万1,000円の補正増で、救助工作車購入費等であります。

10款教育費は1億443万4,000円の補正増で、小学校校舎改築事業費等であります。

13款諸支出金は1,262万1,000円の補正増で、パブリックゴルフ事業特別会計の支出金であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ326億4,202万2,000円と定めてあります。

次に、議案第80号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正は、3,370万円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。4款国庫支出金は1,050万1,000円の補正減で、主に療養給付費等負担金であります。

5款療養給付費交付金は1,447万6,000円の補正増で、退職者高額療養費交付金等であります。

7款県支出金は170万9,000円の補正減で、財政調整交付金であります。

10款繰入金は3,979万3,000円の補正増で、一般会計繰入金であります。

12款諸収入は835万9,000円の補正減で、歳入欠陥補てん収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款総務費は3,846万円の補正増で、人件費等であります。

2款保険給付費は4,279万3,000円の補正増で、一般被保険者療養費等であります。

3款後期高齢者支援金は、5,759万9,000円の補正減であります。

5款老人保健拠出金は、657万1,000円の補正増であります。

8款保健事業費は16万7,000円の補正増で、事務費であります。

11款諸支出金は1,247万3,000円の補正増で、療養給付費交付金等の償還金であります。

12款前年度繰り上げ充用金は、836万円の補正減であります。

13款予備費は、80万5,000円の補正減であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市国民健康保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,475万2,000円と定めてあります。

次に、議案第81号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、884万1,000円の補正減であります。

それについて、歳入からご説明いたします。3款繰入金は884万1,000円の補正減で、一般会計繰入金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款総務費は884万1,000円の補正減で、人件費等であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市港湾事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,618万1,000円と定めてあります。

次に、議案第82号、平成20年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は、3,215万8,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。1款支払基金交付金は1,607万9,000円の補正増で、医療費交付金であります。

2款国庫支出金は1,071万9,000円の補正増で、医療費負担金であります。

3款県支出金は267万9,000円の補正増で、医療費負担金であります。

4款繰入金は268万1,000円の補正増で、一般会計繰入金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款医療諸費は3,215万8,000円の補正増で、医療給付費扶助費であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市老人保健特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,104万5,000円と定めてあります。

次に、議案第83号、平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は、438万8,000円の補正減であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。2款繰入金は423万2,000円の補正減で、一般会計繰入金であります。

4款諸収入は15万6,000円の補正減で、歳入欠陥補てん収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款管理費は423万2,000円の補正減で、人件費であります。

4款前年度繰り上げ充用金は、15万6,000円の補正減であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6,352万4,000円と定めてあります。

次に、議案第84号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は、1,038万8,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。3款繰入金は1,093万6,000円の補正増で、一般会計繰入金であります。

5 款諸収入は54万8,000円の補正減で、歳入欠陥補てん収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1 款下水道建設費は1,093万6,000円の補正増で、人件費や公共下水道施設機器修繕による増であります。

4 款前年度繰上充用金は、54万8,000円の補正減であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,487万5,000円と定めてあります。

次に、議案第85号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、8,917万5,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。

◎議長（下地 智君）

市長、もっとスピードアップして。

◎市長（伊志嶺 亮君）

はい。

1 款介護保険料は53万9,000円の補正増で、特別徴収保険料であります。

4 款国庫支出金は115万円の補正増で、地域支援事業交付金であります。

6 款県支出金は57万5,000円の補正増で、地域支援事業交付金であります。

8 款繰入金は1,270万1,000円の補正増で、一般会計繰入金であります。

9 款繰越金は7,285万1,000円の補正増で、前年度繰越金であります。

10 款諸収入は135万9,000円の補正増で、予防給付プラン作成収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1 款総務費は1,212万6,000円の補正増で、人件費であります。

4 款地域支援事業費は419万8,000円の補正増で、地域包括支援センター事業等であります。

5 款基金積立金は4,981万5,000円の補正増で、介護保険財政調整基金であります。

7 款諸支出金は2,303万6,000円の補正増で、地域支援事業等償還金であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,497万6,000円と定めてあります。

次に、議案第86号、平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、1,243万2,000円の補正増であります。

それについて、歳入からご説明いたします。8 款繰入金は1,243万2,000円の補正増で、一般会計繰入金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1 款総務費は1,243万2,000円の補正増で、人件費等であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,290万6,000円と定めてあります。

次に、議案第87号、平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、1,262万1,000円の補正増であります。

収入からご説明いたします。収入は1,262万1,000円の補正増で、一般会計からの補助金であります。

次に、支出についてご説明いたします。支出は1,262万1,000円の補正増で、企業債償還金であります。

以上、収入支出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計予算の総額を収入支出それぞれ3,048万5,000円と定めてあります。

以上で一般会計及び特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第88号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日に施行されましたことに伴い、各条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第89号、宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。城辺農村環境改善センター及び上野農村環境改善センターは、これまで公民館として利用しているが、条例で公民館としての位置づけがないため職員配置や公民館業務を進める上で支障となっています。また、使用料については他の施設との整合性を図るため改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第90号、字の区域の変更について。県営畑地帯総合整備事業東嶺原第2換地区の工事に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、本案を提出します。

議案第91号、字の区域の変更について。基盤整備促進事業カヅラ嶺地区の工事に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、本案を提出します。

議案第92号、字の区域の変更について。県営畑地帯総合整備事業長山北地区の工事に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、本案を提出します。

議案第93号、あらたに生じた土地の確認について。公有水面埋立事業により本市の区域内に新たに土地が生じたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本案を提出します。

議案第94号、字の区域の変更について。公有水面埋立事業により新たに生じた土地について、宮古島市平良字荷川取の区域に編入し、その区域を変更するため、本案を提出します。

議案第95号、市道路線の認定及び変更について。道路の整備に伴い、市道路線の認定及び変更をしたいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、本案を提出します。

(「議長、休憩願います」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩します。

(休憩=午後11時49分)

再開いたします。

(再開=午後11時49分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

次に、認定についてご説明申し上げます。

認定第1号、平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第2号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第3号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第

3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第4号、平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第5号、平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第6号、平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第7号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第8号、平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第9号、平成19年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第10号、平成19年度宮古島市水道事業決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第13号、平成20年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、これを報告します。

次に、同意案についてご説明申し上げます。同意案第2号、教育委員会委員の任命について。教育委員会委員の任期が平成20年12月4日付で満了となるため、その後任を任命したいので、本案を提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。大変早口で申し上げましたが、慎重なご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

◎議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

あす9月17日は委員会で休会となっておりますが、特に会議を開く必要がありますので、会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

なお、あすの会議は議案に対する質疑を行うことといたします。

お諮りします。先程の休会の日々の会議に伴い、委員会については9月18日木曜日、9月19日金曜日の2日と変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午後11時53分）

平成 20 年

第10回宮古島市議会(定例会)会議録

9月17日(水) 3日目

(議案に対する質疑(付託))

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第3号

平成20年9月17日（水）午前10時開議

- | | | | |
|-------|---------|------------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 議案第79号 | 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号） | （市長提出） |
| " 第 2 | " 第80号 | 平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） | （ " ） |
| " 第 3 | " 第81号 | 平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号） | （ " ） |
| " 第 4 | " 第82号 | 平成20年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第2号） | （ " ） |
| " 第 5 | " 第83号 | 平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） | （ " ） |
| " 第 6 | " 第84号 | 平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | （ " ） |
| " 第 7 | " 第85号 | 平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号） | （ " ） |
| " 第 8 | " 第86号 | 平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | （ " ） |
| " 第 9 | " 第87号 | 平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算（第1号） | （ " ） |
| " 第10 | " 第88号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | （ " ） |
| " 第11 | " 第89号 | 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | （ " ） |
| " 第12 | " 第90号 | 字の区域の変更について | （ " ） |
| " 第13 | " 第91号 | 字の区域の変更について | （ " ） |
| " 第14 | " 第92号 | 字の区域の変更について | （ " ） |
| " 第15 | " 第93号 | あらたに生じた土地の確認について | （ " ） |
| " 第16 | " 第94号 | 字の区域の変更について | （ " ） |
| " 第17 | " 第95号 | 市道路線の認定及び変更について | （ " ） |
| " 第18 | 認定第 1 号 | 平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について | （ " ） |
| " 第19 | " 第 2 号 | 平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | （ " ） |
| " 第20 | " 第 3 号 | 平成19年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について | （ " ） |
| " 第21 | " 第 4 号 | 平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について | （ " ） |
| " 第22 | " 第 5 号 | 平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ | |

		いて	(市長提出)
日程第 2 3	認定第 6 号	平成 1 9 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 4	" 第 7 号	平成 1 9 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 5	" 第 8 号	平成 1 9 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 6	" 第 9 号	平成 1 9 年度宮古島市パブリックゴルフ事業歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 7	" 第 1 0 号	平成 1 9 年度宮古島市水道事業決算認定について	(")
" 第 2 8	報告第 1 3 号	平成 2 0 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	(")
" 第 2 9	同意案第 2 号	教育委員会委員の任命について	(")

◎会議に付した事件

		宮原地区ほ場整備に係る補助金不正受給事件に係る宮古島市職員懲戒分限 審査委員会の該当職員の提出した弁明書の提出を求める動議 (議員提出)	
日程第 1	議案第 7 9 号	平成 2 0 年度宮古島市一般会計補正予算 (第 5 号)	(市長提出)
" 第 2	" 第 8 0 号	平成 2 0 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	(")
" 第 3	" 第 8 1 号	平成 2 0 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算 (第 1 号)	(")
" 第 4	" 第 8 2 号	平成 2 0 年度宮古島市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)	(")
" 第 5	" 第 8 3 号	平成 2 0 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(")
" 第 6	" 第 8 4 号	平成 2 0 年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	(")
" 第 7	" 第 8 5 号	平成 2 0 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	(")
" 第 8	" 第 8 6 号	平成 2 0 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	(")
" 第 9	" 第 8 7 号	平成 2 0 年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算 (第 1 号)	(")
" 第 1 0	" 第 8 8 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(")
" 第 1 1	" 第 8 9 号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(")
" 第 1 2	" 第 9 0 号	字の区域の変更について	(")

日程第 1 3	議案第 9 1 号	字の区域の変更について	(市長提出)
" 第 1 4	" 第 9 2 号	字の区域の変更について	(")
" 第 1 5	" 第 9 3 号	あらたに生じた土地の確認について	(")
" 第 1 6	" 第 9 4 号	字の区域の変更について	(")
" 第 1 7	" 第 9 5 号	市道路線の認定及び変更について	(")
" 第 1 8	認定第 1 号	平成 1 9 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 1 9	" 第 2 号	平成 1 9 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 0	" 第 3 号	平成 1 9 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 1	" 第 4 号	平成 1 9 年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 2	" 第 5 号	平成 1 9 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 3	" 第 6 号	平成 1 9 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 4	" 第 7 号	平成 1 9 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 5	" 第 8 号	平成 1 9 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 6	" 第 9 号	平成 1 9 年度宮古島市パブリックゴルフ事業歳入歳出決算認定について	(")
" 第 2 7	" 第 1 0 号	平成 1 9 年度宮古島市水道事業決算認定について	(")
" 第 2 8	報告第 1 3 号	平成 2 0 年度宮古島市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	(")
" 第 2 9	同意案第 2 号	教育委員会委員の任命について	(")

議 案 付 託 表

平成20年9月17日(水)第10回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第79号	平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)
	議案第88号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
	認定第1号	平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
文教社会委員会	議案第80号	平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第82号	平成20年度宮古島市老人保健特別会計補正予算(第2号)
	議案第85号	平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第86号	平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
	議案第89号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	認定第2号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
経済工務委員会	認定第8号	平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第81号	平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第83号	平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第84号	平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第87号	平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第90号	字の区域の変更について
	議案第91号	字の区域の変更について
	議案第92号	字の区域の変更について
	議案第93号	あらたに生じた土地の確認について
	議案第94号	字の区域の変更について
	議案第95号	市道路線の認定及び変更について
	認定第3号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成19年度宮古島市パブリックゴルフ事業歳入歳出決算認定について	
認定第10号	平成19年度宮古島市水道事業決算認定について	

議案第79号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)

歳出款項別審査委員会表

平成20年9月17日(水)第10回定例会

委員会名	款	項	頁	
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	30	
		2. 児童福祉費	34	
		3. 生活保護費	36	
		4. 災害救助費	37	
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	38	
		2. 清掃費	40	
	10. 教育費	1. 教育総務費	65	
		2. 小学校費	68	
		3. 中学校費	69	
		4. 幼稚園費	70	
		5. 社会教育費	71	
		6. 保健体育費	74	
	経済工務委員会	5. 労働費	1. 労働諸費	41
		6. 農林水産業費	1. 農業費	42
2. 林業費			51	
3. 水産業費			53	
7. 商工費		1. 商工費	54	
8. 土木費		1. 土木管理費	56	
		2. 道路橋りょう費	57	
		3. 都市計画費	59	
		4. 住宅費	61	
		5. 港湾空港費	63	

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成20年9月17日

（開議＝午前11時31分）

◎出席議員（26名）

（散会＝午後5時20分）

議長（22番）	下地 智君	議員（13番）	宮城 英文君
副議長（15〃）	嘉手納 学〃	〃（14〃）	眞榮城 徳彦〃
〃（2〃）	仲間 明典〃	〃（16〃）	新城 啓世〃
〃（3〃）	池間 健榮〃	〃（17〃）	上地 博通〃
〃（4〃）	新里 聰〃	〃（18〃）	平良 隆〃
〃（6〃）	佐久本 洋介〃	〃（19〃）	亀濱 玲子〃
〃（7〃）	砂川 明寛〃	〃（20〃）	上里 樹〃
〃（8〃）	棚原 芳樹〃	〃（21〃）	與那覇 夕ズ子〃
〃（9〃）	前川 尚誼〃	〃（23〃）	豊見山 恵栄〃
〃（10〃）	與那嶺 誓雄〃	〃（24〃）	富永 元順〃
〃（11〃）	山里 雅彦〃	〃（25〃）	富浜 浩〃
〃（12〃）	池間 豊〃	〃（26〃）	下地 秀一〃
		〃（27〃）	下地 明〃
		〃（28〃）	池間 雅昭〃

◎欠席議員（1名）

議員（1番） 友利 恵一君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮君	城辺 支所長	平良 光成君
副市長	下地 学〃	上野 支所長	砂川 正吉〃
総務部長	宮川 耕次〃	下地 支所長	平良 哲則〃
企画政策部長	久貝 智子〃	水道局次長	砂川 定之〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣〃	消防 長	砂川 享一〃
環境施設整備局長	長濱 博文〃	教育 長	下地 恵吉〃
経済部長	上地 廣敏〃	教育部長	長濱 光雄〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大〃	生涯学習部長	饒平名 建次〃
会計管理者	平良 富男〃	総務課長	伊良部 平師〃
伊良部総合支所長	垣花 恵〃	財政課長	石原 智男〃
平良支所長	狩俣 照雄〃	企画調整課長	下地 信男〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長 喜屋武 重三君 議事 係 仲間 清人君
次 長 荷川取 辰美〃 庶務 係 長 友利 毅彦〃
補佐兼議事係長 前里 安男〃

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前11時31分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりでございます。

（「議長」の声あり）

◎眞榮城徳彦君

緊急動議を提出いたしたいと思っております。

（「賛成」の声あり）

◎議長（下地 智君）

ただいま眞榮城徳彦君から動議が提出されました。

◎眞榮城徳彦君

今回の宮原地区ほ場整備に係る補助金不正受給事件、これにつきまして資料の提出を当局に求めます。

1、宮古島市職員懲戒分限審査委員会の該当職員の提出した弁明書、これの資料の提出を求めます。

◎議長（下地 智君）

ただいま眞榮城徳彦君から宮原地区ほ場整備に係る補助金不正受給事件に係る宮古島市職員懲戒分限審査委員会の該当職員の提出した弁明書の提出を求める動議が提出され、所定の賛成がありますので、動議は成立しました。

お諮りします。本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

なお、挙手のない者は否とみなします。

（挙手少数）

◎議長（下地 智君）

挙手少数であります。

よって、眞榮城徳彦君から宮原地区ほ場整備に係る補助金不正受給事件に係る宮古島市職員懲戒分限審査委員会の該当職員の提出した弁明書の提出を求める動議は否決されました。

午前中はこれにて閉会しますが、午後2時から会議を再開いたしますので、よろしく申し上げます。

（休憩＝午前11時34分）

再開いたします。

（再開＝午後2時30分）

この際、日程第1、議案第79号から日程第29、同意案第2号までの計29件を一括議題として質疑に入ります。

質疑があれば、これを許します。

◎池間雅昭君

私はですね、平成19年度の一般会計歳入歳出決算書と、それから平成20年度の一般会計補正予算、それから国民健康保険事業等について質疑をしてみたいというふうに思っております。

実はですね、今回の定例会の始まる前に市民の方からある陳情書が出されております。これは、資料配

付ということですね、議会では処理をされているんですけども、やはりこの市民の方がおっしゃるように補助金や負担金、そういった市からのですね、本市からの出されている補助金や負担金の用途については非常に重要であるというふうに思われます。そこで、私は今回この陳情書で指摘をされておりますような宮古土地改良区に対する補助金、負担金、さらには受託費、それらの用途についてですね、今回平成19年度の一般会計歳入歳出決算においてどのような決算がなされているのかをですね、ご説明を求めたいというふうに思っております。内容についてはですね、いわゆる平成19年度の決算書におきましてこの本市からの補助金、負担金、さらには受託費、総額幾らなのか。そして、これらは主にどのような事業にですね、使われているのかご説明を願いたい。

そしてですね、この補助金、負担金、受託費について、いわゆる交付申請がどのようになっているのか、その内容についてもご説明願いたい。大体交付申請の内容を説明いただければ、どういった名目でですね、これらの補助金、負担金等が使用されているかというのはわかると思いますので、そういったことをですね、ご説明願います。

さらにですね、これらについていわゆる実績報告がなされているのか。なされているのであれば、この実績報告についてもご説明を願いたいというふうに思っております。

さらにですね、今年度の一般会計補正予算の中にはこの項目については書いておりませんが、やはり今年度においてもですね、既に宮古土地改良区においては本市から補助金、負担金、そして受託費が出されているというふうに思います。これについてもその総額、そしてどういったことに概要使われているのか、これらの用途ですね、これについてご説明を願いたいというふうに思っております。

次に、国民健康保険事業についてであります。決算の意見書を見ますとですね、平成19年度は歳入歳出ともに前年に比べて大幅に増になっております。歳入が20%、歳出が18.4%の増加となっておりますけども、これらの理由をご説明願いたい。

さらに、徴収率についてですね、対調定額に対する徴収率は幾らなのか、これは現年分、そして滞納分分けてご説明願いたいというふうに思っております。

次に、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。この国民健康保険税ですね、歳入歳出、例えば歳入において国庫支出金が1,050万1,000円の減になっておりますけども、この理由を説明願います。

県支出金についても同様であります。

それからですね、歳出につきまして後期高齢者支援金等5,759万9,000円の減ですけども、この理由を説明願いたい。

そしてですね、3月定例会で条例が改正されました。税率の均一化という目的でですね、条例改正されて、7月の段階でいわゆる被保険者のほうに通知がいききましたね。新聞報道等によりますと、大分市民が国民健康保険課に大勢の方が押し寄せたようでありますけども、延べ人数でよろしいですからね、何名ぐらいが相談に来たのか。また、その理由はですね、どういったことなのかご説明を願いたいというふうに思います。

それとですね、非常に税率が高いという市民からの声です。市長ですね、私はこれについては速やかに臨時会をやってですね、やはり税率の見直しというのはやるべきだと考えておりますけども、市長のご

見解を賜りたいというふうに思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

国保税については、市民に大変ご負担をおかけしているということはよく存じておりますし、市民が持っている不満についても理解しております。これは、国の税率の改正と、それから合併後の旧市町村のこれまでの税率を将来的に統合しなきゃいけないということでならしているわけで、そういう結果、今のようなご不満が市民にあらうかと思えます。ですから、これは今のところは一般財源からの補正で、皆さんの協力で認めていただいて、今年度は何とか市民の負担軽減していきたいと考えておりますけども、税率についてはですね、県からもこれについて宮古島市は低過ぎるというご指摘がありますので、それを勘案しながら、これから財政と相談しながら対応していきたいと、そのように考えております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）からですが、1点目の歳入で国庫支出金、国庫補助金が219万8,000円減額になっているという理由なんですけど、これは4項目あります。老人保健医療費の拠出金の増に伴う調整金、調整交付金の増加に伴いまして、これ定率9%でありますけども、約58万円、増えております。それから、後期高齢者支援金に係る調整交付金の減になりますが、これも定率の9%になりますけども、5,742万7,000円の減額になっております。これが大きな要因になっております。これに定率の9%を掛けますと約516万9,000円の減になります。それから、一般被保険者の療養費の増加分に伴う分になりますけども、これが1,520万円に増になりますけども、これの定率の9%を掛けますと136万8,000円の増になります。次に、一般被保険者の高額療養費の負担金、負担分、療養費の補正分が1,136万7,000円ありましたので、これの定率の9%を掛けまして約102万円。これをトータルいたしまして、マイナスの219万8,000円ということになっております。大きな要因というのは、先程言いましたように後期高齢者の支援金に係る調整交付金の分の減が大きな要因になってございます。

それから、県補助金、これも国庫補助金と一番関連しますので、これは定率が7%になります。先程の老人保健医療費の拠出金の増に伴う調整分が、交付金分が644万7,000円増えましたので、これの7%、45万1,000円の増になります。それから、後期高齢者支援金に係る交付金の減分が、これが大きな要因になりますけども、定率の7%を掛けまして、マイナスの400万円弱になります。それから、被保険者の療養費増加分に係る分が106万4,000円、それから一般被保険者の高額療養費の補正分の7%分で79万5,000円余りになりまして、これがトータルいたしまして、マイナスの107万9,000円ということになっております。

次に、歳出の後期高齢者支援金の先程のマイナスの5,742万7,000円の減の内容説明なんですけど、平成20年度後期高齢者の支援金、これは病床分、病床の返還分も含めますけども、確定額が出ました。それによりまして、確定額が8億7,698万6,000円ということで確定いたしましたので、当初予算分の9億3,441万3,000円をマイナスいたしまして、答えが出ましたので、その差額分が減額になっております。これが5,742万7,000円ということになります。

次に、国民健康保険税の税率統一に係る負担増加への補助金の交付金の規定の話だったと思えますけども、まずこれは平成20年の8月22日付をもちまして告示いたしました。内容が伊良部地区の年税額の伸び率の30%、一番伸び率が低い伊良部地区の基準にいたしました。当初平良地区の50%の増加分に対する補助金を設定しましたが、地域からの声があったということで調整いたしました結果、伊良部地区の伸

び率の30%を基準にいたしまして、その超えた分の60%ということで今回の一般会計への補正になります。2億2,400万円有余の補正額になりますけども、2億2,426万8,750円ということになりますが、内容につきましては基本的に先程の伊良部の30%超えた分の60%になりますが、それから平成19年度の4月1日現在の算定期の税額、要するに世帯分の税額と平成20年度4月1日算定期の税額の差額の増加分について先程の30%超えた分の60%の助成額ということになります。それから、全地区対象になります。5地区ですね。伊良部地区、それから城辺地区、下地地区、上野地区、平良地区、全地区の対象になります。対象世帯が5,126世帯になります。城辺地区、下地地区、上野地区の3地区からの1,847世帯でしたので、平良地区と伊良部地区を加えて5,126世帯になります。これは、8月31日現在の数字ですので、若干の移動はあると思います。額にいたしまして2億2,426万8,750円ということになっております。

先程市長も触れましたけども、今後国保税の今年度補助金で対応している部分についてでありますけども、今年度はそういう対応していますけども、補助金の税率の改正につきましてはまたシステムの改正とか、時期的な、期間的な要素も含んでいますので、来年4月に向けては財政と調整いたしまして、税率の改正が全世帯にその効果が出るようなですね、ことも含めまして検討してまいりたいと考えております。

それから、申しわけないんですが、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては少し資料が不足していますので、後ほどお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時49分）

再開いたします。

（再開＝午後3時04分）

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、宮古土地改良区への平成19年度の交付金と、それから補助金の件でありますけれども、1つ目に国営造成施設管理体制整備促進事業交付金、これ補助金と言っているものでありますが、3,486万4,000円です。それから、砂川地区自家用電気工作物保安管理委託業務、これと同じく砂川地区基幹水利施設操作委託業務、もう一つ、福里地区の基幹水利施設操作委託業務、この3つの委託事業がありますけれども、トータルで5,360万1,000円です。国営造成施設管理といわゆる基幹水利施設と言われているこの3つの委託業務、合計いたしまして8,846万5,000円です。

それから、交付申請書はどうなっているのかということですが、土地改良区から宮古島市へ交付申請が出されたのが平成19年の5月の1日です。実績報告につきましては、平成20年の3月31日です。実績報告が出されております。

それから、平成20年度分ですが、平成19年度と同様に国営造成施設管理に係る補助金であります。3,476万6,000円、2つ目の砂川地区の自家用電気工作物の保安管理、それから同じく砂川地区の基幹水利施設操作委託業務、もう一方の福里地区の基幹水利施設操作委託業務、この3つの委託業務がですね、合計いたしますと6,528万8,000円です。国営造成施設と管理委託あるいは操作委託業務、これを合計いたしまして平成20年度が1億5万4,000円ということになっております。平成20年度の交付申請は、5月の7日に交付申請が出されております。これは、基幹水利分です。それから、国営造成の

補助金につきましては前払い金が1,389万1,000円支出がされております。これは、支出の月日は後で資料を取り寄せてから報告したいと思っております。なお、基幹水利については完成払いということになっております。

それから、業務内容ということですが、まずこの砂川地区あるいは福里地区のですね、3つの管理委託業務の内容については地下ダムからファームポンドまでの送水管、基幹水利施設の操作委託、それから自家発電工作物の保安管理、そういったものを主にやっております。それから、国営造成施設の管理につきましてはファームポンドから末端、いわゆる分土工と言われているところまでの送水管の管理などが主な委託業務でありました。補助率が80%ということになっております。

実績報告の内容につきましては、今資料を取り寄せておりますので、後でご報告をいたしたいと思っております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算であります。質問の要旨が平成19年度決算において歳入額、歳出額増えている、増加しているという主旨の内容で、何が要因かということですので、説明いたします。

まず、要因の1点目に国民健康保険税につきましては収入額、これは今議員にお願いしたいんですが、平成19年度宮古島市歳入歳出決算書の151ページをお願いできますか。151ページで説明いたします。まず、国民健康保険税につきましては収入済額が11億5,244万1,098円になっております。これは、不納欠損額が3,000万1,364円になっております。それから、収入未済額が3億8,314万1,891円、これは収入が約3億8,000万円減ったということです。それから、増えた要因のもう一つが、これは減ったんですが、国民健康保険税は収入が減ったんですが、国庫支出金が増えました。収入済額が27億4,357万6,699円、これは対18年度に比しまして25億4,740万9,182円でしたので、平成18年度実績がですね。1億9,616万7,000円余りの増額になっております。7.7%の増になっております。

それから、繰入金、これは一般会計の繰入金になりますけども、平成18年度は一般会計繰入金が9億6,956万6,599円でしたのに対しまして、平成19年度が14億9,468万8,000円ということで5億2,500万円余りの増額を見ております。54.2%の増になっております。

それから、歳出なんですが、保険給付費、これが153ページになりますけども、これの2款です。これが平成18年度34億5,252万4,000円でしたのに対しまして、平成19年度が38億1,499万1,797円となっております。3億6,200万円余りの増になっておりまして、10.5%の増を見ております。

それから、5款の共同事業拠出金、これは新しい事業になりますけども、高額療養の共同事業になりますけども、詳しくは167ページに細目が出ておりましたので、参考にしていただきたいと思っております。この事業が平成18年度が4億8,767万8,000円に対しまして、平成19年度8億5,990万9,982円の実績を見ておりますので、3億7,200万円余りの増額を見ております。伸びが76.3%になっております。これは、後期高齢者の関係の予算になっておりますので、伸びの要因というのは、大体大きな要因はこの3項目になっておりますので、よろしく願いいたします。

◎池間雅昭君

再度質問させていただきます。

国民健康保険税ですけれども、市民のまさに生活をですね、大きく左右するような大事な事業だと思うんですね。先程市長のほうから宮古島市は他の沖縄本島の市に比べれば県から低過ぎるんだというふうな指摘を受けたということでもありますけども、私はですね、ただ単に負担が少ないというふうな感覚じゃいけないと思うんですね。持論はですね、私はやはり市民のそういった健康、医療を守っていくためには大いに一般会計から繰り入れをしていくべきだというふうに考えておりますけれども、今回の改正によりましてですね、旧市町村のときよりほとんど税率が上がっている。60%なり、70%上がっている世帯もあります。それで、非常にもうこれでは払えないと、払いたくても払えないというような声が今満ち満ちているわけですね。私は、6月定例会でも一般質問でこの調子では多分国保の徴収率は60%いくのかなというふうなことも話しましたが、今では60%どころの話じゃないと思っているんですね。この保険税を払うよりは直接病院で実費でやったほうがいいというふうな声が今満ちているんですよ、市民の間ではね。ですから、今回はいわゆる平成19年度、平成20年度国保税を完納した世帯に限って30%以上の方々の税額ですね、差額の6割を補助するというふうなことなんですけども、それでもまだまだだめなんです。ちなみに、私は旧市町村の税額、6月定例会で答弁をさせていただいたんですけどもね、例えば所得割、一番低いのは上野で7%、現在18%ですよ。それで、同じように資産割が一番低いのが39.95%、現在は48.4%。そして、均等割、それも旧上野村が1万5,500円、現在は3万5,500円です。同じく平等割も旧上野村で1万5,500円で現在は2万9,200円、大幅に値上げしたわけですね。この数字を見るだけでも、いかに市民の負担が多くなっているかということを経理はね、感じ取らなければいけないと思うんです。ですから、やはり市民の医療を守っていく、健康を守っていくという立場からすれば一般会計から繰り入れをするということですね、お願いしたいんですね。このあれ見るとね、何かもう国保は特別会計だから独立採算制でその対処を市民が負担しなさいというぐらいの激変、大変な大幅アップだと思うんですね。ですから、その辺のことについても市長のご見解を賜りたいというふうに思っております。

次に、補助金、負担金、受託費というのはあると思うんですけども、部長、受託事業がなくなったというふうな話聞いておるんですけどもね、その受託費などはどういうふうな使われ方をしているのかというふうなこと、補助金や負担金もどういうふうな使われ方をしているかということが、これはその陳情書にも書いてあるとおり非常に大事なことだと思うんです。

市長ですね、お伺いしたいのは、この市民から出た宮古土地改良区に対する補助金の使途に関する陳情書にですね、大変申しわけない、まさに係争中であるんだけど、これは市長には来てないのかな。例えば今職員の解雇の問題で控訴審で争われています。これは、農家の方からの陳情書なんですけども、その中にですね、いわゆる職員の裁判、職員の解雇にかかわる裁判ですね。これに市の補助金が支出されていた場合、これについて市長はどのようにお考えかというふうな内容が来ているんですよ。いわゆるこういった裁判等に補助金や負担金や、そういった市からの補助ね、これが与えられるのかどうかという質問なんです。これについて市長、幾らお考えでしょうか。この裁判は、市長が宮古土地改良区の理事をなされていたときの裁判ですよ。平成16年からかな。そのときに市長も理事として多分訴えられたことをご存じだと思うんですけども、この裁判のように例えば農家の水代とか、あるいは市からの補助金とか、そういったものを使っていいのかどうかというふうな素朴な気持ちが来ているんですけども、これについての市長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

国保税についてですけども、国保税については確かに旧町村部の負担が大幅に増えているということで皆様方に大変ご負担をおかけしているということは大変心苦しく思っております。国の制度と、それから市町村合併後の対応ということで本当に身を切られる思いでこのようなことをしましたけども、おっしゃるように大変厳しい所得の中から負担していくわけですから、特に今のような不景気の時代には大変申しわけないと思っておりますので、今回は一般会計に2億2,400万円余を計上して議員さんをお願いしていただくところでございます。また来年もですね、もしこれができればぜひ続けていきたいと思っております。先程は、臨時会をやってでもという声もありましたけども、これはシステムの構築等に時間がかかりますので、すぐにはやるというわけにはいきませんので、できれば新年度で考えていきたいと思っております。

また、宮古土地改良区の件ですけども、宮古島市から出ているお金は各事業に対する委託料等でありますので、目的がはっきりしていますので、これが裁判に使われているということはないと思います。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時24分）

再開いたします。

（再開＝午後3時26分）

◎新里 聰君

議案第79号の平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）について、たくさんお聞きしますから、ページを言いますので、お聞き漏れないようにして答弁してください。

まず、25ページ、地域振興費の中のトライアスロン事業のトライアスロン負担金の963万4,000円の補正、これについての説明をお願いしたいと思います。

次に、30ページ、今の国民健康保険税との関連であります、ここに国保税負担増加額緩和補助金ということで2億2,426万9,000円の補正が計上されてございます。これについてはですね、国民健康保険事業特別会計の累積赤字解消についてこの平成20年度当初予算でどれだけ予算措置をして平成20年度末に累積赤字がどれぐらい、残がどれだけ残っているかということについて説明をしていただきたいと思えます。

次は、43ページ、目で言いますから、農業総務費ですね。ここにイムギャー公園維持管理費ということでその委託料、工事請負も含めて1,600円計上されておりますけども……

（「1,600万」の声あり）

1,600万円ですね、はい。これどういう内容かということについて説明をしていただきたいと思えます。

次は、53ページ、漁港管理費の中で公有財産購入費というのがございますけども、これもどういうものかという説明をしていただきたいと思えます。

それから、54ページ、商工振興費の中で伝統工芸センター管理運営費96万3,000円の委託料でございますけども、これについての説明もお願いしたいと思います。

それから、60ページ、土地区画整理費の下里・西里地区都市再生整備計画策定委託業務の委託料、これについても内容をどういうものかということについて説明いただきたいと思えます。

次は、64ページ、消防施設費ですけども、救助工作車の8,418万6,000円の備品購入費がございしますが、

現在の工作車が耐用年数来ているから、計上されているかと思うんですが、8,418万6,000円という多額な金額でございます。こういった装備等を備えた救助工作車かということについて説明をお願いしたいと思います。

それから、66ページ、教育指導費の中の小学校英語教育、一番下のほうですね。ここに小学校英語教育条件整備事業ということで委託料が80万円減額されているんですけども、これもどういう内容かということについて説明いただきたいと思います。

それから、最後75ページですが、パブリックゴルフ事業支出金で1,262万1,000円計上されておりますけども、パブリックゴルフ場については去った3月にその設置及び運営に関する条例の廃止があったというふうに覚えておりますけども、どういう状況になっていてこれだけの補正があるのかということについて説明をお願いしたいと思います。

◎企画政策部長（久貝智子君）

トライアスロンの963万4,000円の負担金の増額についてなんですが、第24回ですね、トライアスロンの決算を行いましたところ、決算見込額といたしまして収入合計が9,246万円、歳出合計が9,232万3,000円で、決算的には13万7,000円の黒字となっております。しかしながら、これにはですね、協賛金がマイナスの706万円ほど、あとコンベンションビューローからの補助金も見込んでおりましたけども、40万円ほど減になりまして、支出できなかった部分がですね、850万円ほど残っております。その予算要求の段階での試算が960万円ほどありましたので、それを予算にのせてあります。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

今年度の国税負担増加額緩和補助金2億2,400万円余についての関連で、国民健康保険特別会計の決算に関する赤字に関するご質問であります。平成19年度宮古島市歳入歳出決算書の171ページ、申しわけないんですが、お願いいたします。この中に実質収支に関する調書があります。平成19年度末の国民健康保険税の赤字額が3億8,299万6,832円になります。これは、合併協議の中で宮古島市の国民健康保険事業特別会計の赤字解消計画ということで一般会計からの繰り入れを計画しておりまして、毎年大きな予算を繰り入れてもらっております。その中で今平成20年度当初予算の中では2億円繰り入れを計上してありますので、末ではその3億八千二百有余から2億円を引きまして、平成20年度末には1億8,299万6,832円が残る予定になっております。平成20年度に一般会計繰り入れで解消するという計画を持ってございます。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

答弁をいたします前に、9月1日付で建設部長を拝命いたしました。今後とも議員の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いしたいと思います。

ご答弁いたします。平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の60ページの下里、西里地区の整備計画策定業務の委託料でございます。下里、西里地区につきましては、旧平良市におきまして中心市街地活性化基本計画の中で位置づけをしてございます。その中で根間の土地区画整理事業、それから中央通りのコミュニティー道路の整備を実施してまいりました。現在空き地が集約されています場所に集客交流拠点施設、この施設を整備する予定となっておりますので、平成19年度で換地業務を完了してございます。平成20年度に引き続きましてその拠点施設の可能性調査、こういった機能をですね、その施設に整備していくか、また採算性はどうか、こういったものを総合的に考慮していく、そのための委託料でござい

ます。

◎**教育部長（長濱光雄君）**

小学校英語教育の予算減についてご説明いたします。

（議員の声あり）

◎**教育部長（長濱光雄君）**

ページですか、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の66ページ。これは、去年まで100万円県からの委託で実施をしておりましたけども、県の財政状況の悪化ということで1校20万円ということで80万円の減ということになりました。

◎**伊良部総合支所長（垣花 恵君）**

平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の75ページです。パブリックゴルフ事業支出金であります。これは、パブリックゴルフ場を行政財産から普通財産へ変更しまして、売却予定でありましたけれども、9月以降半年分、9月以降売却の予定でありましたけれども、その半年分の企業債の元利償還金として1,262万1,000円を補正してあります。売却するために半年分を予算計上してありましたが、売却ができなくなりましたので、残りの半年分を計上したということです。

◎**経済部長（上地廣敏君）**

まず、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の43ページ、農業総務費でありますけれども、13節の委託料につきましては設計監理料ということであります。

それから、工事請負費であります。展望台、向こうは牛を形取ったモニュメントがありますけれども、その老朽化によるですね、コンクリートの剥離などがあります。その意味でこの展望台を撤去するという、それから新しく別の方法で建築をしたいということで建築費を含めております。

次、53ページですね、漁港管理費の公有財産の購入費であります。これはおおよそ10年前にですね、池間集落のほうで漁業集落環境整備事業というふうな事業を導入しまして、集落道を整備してありますが、道路用地のつづれ地についてですね、相続ができなかったということで今回相続の手続が整ったということで2名の地権者から財産の購入をするということであります。

次、54ページであります。伝統工芸センター管理運営費、これも委託料であります。これはセンターですね、老朽化に伴う耐力度調査の費用であります。

◎**消防長（砂川享一君）**

ページは平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の64ページ、消防施設費の中の救助工作車整備事業についてご説明をさせていただきます。

現在消防署に配備しております救助工作車は平成4年度に購入されており、既に16年が経過をしております。そのため機器の老朽化が激しく、災害活動時に支障を来すおそれが予想されますので、更新を行うものでございます。今回配備される救助工作車は、資機材についてはこれまでと大きな変化はございませんが、クレーンやウインチ装備等、また照明器具等の性能がグレードアップされますので、これまでに増して効果的な救助活動が可能となります。

◎**新里 聰君**

平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の25ページ、トライアスロン負担金ですけど、協賛金

の見込みが不足したということではありますが、こういう事態が起こるとこれ大変だね。これまでもその協賛金、見込みで予算を立てて、協賛金募って、実際にはその募った協賛金の中で歳出を組んで実施運営するのかなと思うんですが、どうですかね、そういう形での運営というのはできないのかどうか、その点もう一度過去にもそういうことがあるのかね。要するに大体そういった団体のもの予算を計上して支出する場合、この見込みが狂ったらこういう形で赤字になるわけだから、それができないような努力が普通の事業者よりも一番重要かなと思うんですが、そういった過去にもそういう例があるのかどうか、これ再度ご説明をしていただきたいなと思います。

次に、30ページ、国保税に関連してですけども、平成19年度末で3億8,000万円余の累積残があると。平成20年度で2億円余の累積赤字の償還するわけで、そうすると来年度は約1億8,000万円だということになるかと思っています。今回国保税負担増加額緩和措置として2億2,000万円余、先程来池間雅昭議員からもお話ありますけれども、今その国保税の税金の通知が来て、この被保険者がもう悲鳴を上げているという状況があってですね、県内における保険税の、保険税の金額は低い位置にあるというお話などもあるんですけども、この状況ですね、宮古島市、最近二、三年の数値は確認しておりませんが、医療費そのものが県内において大体中間ぐらいにあるのかなと思っております。それは、過去に国保審議会の会長として上野の当時ずっと、毎年県のほうに、その研修会に出ておりましたから、そのときに見ている状況では医療費の状況というのは県内においては宮古島市が高いということじゃないと、大体中間ぐらいにあるのかなというふうに思っております。それでもって、ところが逆に宮古島市は県民所得からいけば県下で一番最下位のほうですよ。そうしますと、単純に保険税を他の市町村と比較をして宮古島市の保険税が低いという形での比較の仕方はちょっとまずいんじゃないのかなというふうに思っております。

それで、先程の累積赤字との関連もあるんですが、やっぱりもう来年度で約1億8,000万円を、本来だったら今年度で抜本改正をと思っていたんですが、来年度でその約1億8,000万円の累積赤字がもうすべてなくなるということになってくれば、今2億2,000万円程度補助金を一般会計に計上しておるんですが、これもう少し増やしてもですね、これは市長の裁量、政治判断ということにもなるかと思うんですが、やっぱりこれその3億円ぐらいに増やしてでも、それだけ所得が低いわけですから、そして今やっている例えば30%を上回るころの6割を補助で還付するという、そういったややこしいことはしないで、もう事前にそれを投入するという形をもってそこで新たに税率を算出してですね、やるのが宮古島市の、金額は幾らと申しませんが、大体そういう形で入れてですね、やっていかないとなかなか住民の理解は得られないんじゃないのかなというふうに思っております。そのことが逆にですよ、納付率が低いということで7,000万円とか8,000万円とかペナルティーがあるわけですから、税金が納められやすいような形で税率を算定して90%を超える、いわゆるペナルティーにかからない部分で徴収率が高まればですね、その分のペナルティーもなくなってきて改善策が非常に見えてくるんじゃないのかなと思うんですが、そういう総合的な判断というものもこれ市長にしかできないと思いますので、この件については市長にこういった抜本改正をするようなことができないのかお伺いしたいと思います。

60ページ、根間地区の集客交流拠点施設についての可能性調査の委託料だということではありますが、これ多分コンサルに委託するということになってくると思うんですが、やっぱりこういったものは当市の建設部長あたり、いわゆる市の職員が主体性を持っていろんなところの視察、見聞して宮古島市に合致する

ような施設に持っていくというようなこと、余りコンサルに委託するということなくですね、できないものか。コンサルでやるとちょっと型が決まっていて、施設つくった後に、いや、そうではなかったというような、その運営していく中ですね。そういうことが出てくるのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。これについてもそういった市長の考え方等も含めながらご説明をお願いしたいと思います。

それから、75ページ、パブリックゴルフ場を普通財産にしたということですが、その企業債の元利償還金だということですが、このパブリックゴルフ場の今後の見通しですね、売却も破綻になったんですが、今後のパブリックゴルフ場の運営の見通し、売却がどういう方向に展開されていくのかどうかということも含めて説明していただければ幸いに存じますから、再度説明を求めたいと思います。

◎議長（下地 智君）

本日の会議は、議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

国保税についてお答えします。

国保税については、市民所得の低さから考えてもこれを上げるべきでない、できるだけ一般会計から繰り入れしていくというのは、ご意見はよくわかります。私もできればそのようにしていきたいと思っております。しかし、先程池間雅昭議員からもありましたけども、県の指導はいつでも、国保というのは独立会計といいますか、自分でちゃんとやっていくという指導がいつでも入っているんですね。これとの兼ね合いをどうするかということでございますけれども、私としては急に市民所得が上がるわけでもないし、また納付率のこと考えてもやはり今度の一般会計補正も、2億円余という補正もこれは異例なことと県からは言われておりますけれども、そのような方向で頑張っていきたいと、そのように思っております。

◎企画政策部長（久貝智子君）

宮古島トライアスロン実行委員会の運営につきましては、企業の協賛金、寄附金、補助金、あと選手の参加料等を見込んで予算を立てまして、その範囲で執行はしております。今回の協賛金の減額というのは、ある大手の企業ですね、協賛金なんですけども、一応協賛のお約束をいたしまして、目録の贈呈等も行った後ですね、民事再生法の適用を受けるという事態が生じまして、このような歳入欠陥、歳入が入らなかったという事態になっております。こういうこと過去にはなかったことでありまして、うちとしても非常に困惑している状況でございます。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず初めに、根間地区の集客交流拠点施設につきましてご答弁申し上げます。

今の新里聡議員からのご指摘は、大変重要なご指摘だと思います。単にコンサルのほうに委託するのではなくてですね、地域の皆さんのワークショップを開催していくとか、パブリックコメントを求めていくとかですね、こういった手だてをとっていきたいと考えています。その上で宮古島市の風土や気候、それから文化に合った交流拠点の施設整備ができればと考えてございます。

次に、パブリックゴルフ場の今後の売却の方向のご質問ですが、今対策室のほうで再公募に向けての作業を継続して行ってございます。この中身が整い次第、再度パブリックゴルフ場の売却に向けまして公募を行っていきたいと考えています。

◎池間 豊君

新里聰議員からも池間雅昭議員からもありましたけども、私も国保税について大変多くの市民からの問い合わせがありますね。市長に県の指摘ということで今県内でも大変低いというふうな答弁がありましたけども、全くこの言葉を聞いた市民は大変もう憤慨するんじゃないかなというふうに思います。新里聰議員が言ったように、やはり所得の部分も含めてですね、これは比較するべきであって、単に県内では低いということを書いてしまえば、これ今急に上がったこういう形の中で大変な不満が出ているわけですから、徐々に上げていくなればね、また低いから少しずつの段階でよりご勘弁願いたいというふうに市民へのそういう配慮があればいいんだけど、今回かなりの上がり方なんです。池間雅昭議員からも指摘があったように、ある方々は20名、30名の人数募って本当に払わないぞと。また、ある方は城辺支所に問い合わせたら、議員が賛成したんだから、議員に聞けと言われたと、いろんなのが来ているんです、本当に。笑い事じゃないですよ、副市長。ですから、この国保税に関してはですね、今一般会計に2億2,000万円余の補正が措置されておりますけども、ぜひ次年度でもですね、そういった措置をしながら徐々に上げていくような形が好ましいのではないかなというふうに思いますので、この措置の仕方もまた新里聰議員が言ったようにこういうややこしい措置の仕方じゃなくて、国保特会のほうに全部入れた中でね、今までののを少しだけ上げるという形のほうがいいのじゃないかなというふうに思っております。これは、もう質疑というよりは要望になりますけども、あとは、もう一点は後期高齢者医療制度ですね。この6月定例会でも質問いたしましたけども、そのときはまだ徴収はしていないというふうな答弁でありました。今は、徴収はしているのかどうか。しているのであれば何月からやっているのか。そして、テレビ等で出ているように、本人に了解もなしにそのまんま通帳から引き落とししているのか、あるいはきちんと報告して確認の上で引き落とししているのか、その辺の確認をお願いしたいなと思います。

それから、今沖縄県には41市町村があると思っておりますけども、この市町村連合会の中でですね、宮古がこの後期高齢に値する人数はどのぐらいで、連合会の中では何割ぐらいになるのか、その辺もお伺いしたい。

それと、いよいよ葬斎場が建設されるということで場所が決定したことで、この前も視察をさせていただきました。環境アセスメントやら、いろんな手順を踏んで実施設計ということになるかと思っておりますけども、その辺の詳しい、今回もこの補正も上げられておりますけども、その使い道も含めて詳しいご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎環境施設整備局長（長濱博文君）

池間豊議員の葬斎場建設についての説明いたします。

今回補正してあるのは、葬斎場建設実施計画書の作成の前の基本設計の作成費用であります。基本設計の中身につきましては、施設の概要としてまず建物の規模、そして主要施設、例えば火葬部門、管理部門、待合部門とか駐車場の大きさなどをどのようにするか検討いたします。それから、外構概要といたしましては排水計画、舗装計画、植栽計画があります。そして、電気設備概要として幹線設備、動力設備、電灯設備等、そして防災設備などの内容で基本計画書作成をいたします。詳しい説明につきましては、ただいま旧宮古広域圏事務組合時代につくりました葬斎場基本計画書の改定を行っております。また、用地の測量を今行っております。まず、そういった計画の改定と測量を10月ごろまで終わらして、今回補正で認められましたら基本設計を来年の1月ごろまで行い、そして2月ごろから実施設計を行います、実施設

計についてはこれ起債の対象になりますので、12月補正に予算化したいと思っております。そして、2月ごろから実施設計、そして葬斎場は都市施設ですので、都市計画の決定が必要です。都市計画の決定の作業に入り、来年度、平成21年度10月ごろまで確認申請事業を完了したいと思っております。その後、平成21年度の11月ごろ工事着手をしたいと考えております。

◎議長（下地 智君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午後4時05分）

再開いたします。

（再開＝午後4時05分）

◎下地秀一君

それでは、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）につきまして3項目にわたって質問したいと思います。

最初に、総務費の中の税務総務費で償還金、利子及び割引料で3,000万円の支出がありますが、その内訳についてお伺いします。

それから2点目に、先程新里聴議員の質問でもお聞きしましたが、答弁ちょっと忘れまして、再度質問したいと思います。農林水産業費の中の農業総務費のイムギャー公園維持管理費での工事請負費、委託料合わせて1,600万円の中身についてお伺いします。

3点目に、商工費の中の観光費で平成20年度ニューツーリズム創出・流通促進事業の140万円、それからフィルムオフィス事業で55万円計上してありますが、その中身についてもお伺いします。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、この3,000万円の内容ということですが、税源移譲が平成19年度から本格的に始まりまして、所得税が減って、そしてその分住民税を増やすというのが建前となっております。この税源移譲時のですね、年度間の所得変動にかかわる経過措置ということでありまして、平成19年度住民税のみに適用されるということでございます。税源移譲でほとんどの方は所得税が減り、その分住民税が増えると。所得税が平成19年1月、それから住民税が6月ということですが、しかし退職などによりまして平成19年度の所得が減って所得税がかからない場合、負担減の影響は受けられませんので、住民税の負担増となるわけです。そのため、その負担増を調整するという経過措置が設けられまして、平成20年7月1日から7月いっぱいですね、31日までに該当者を申告をしていただきました。その結果、1,512件該当しまして、3,740万7,000円程度ですが、その8割を予算化したということでございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、農業総務費のですね、イムギャー公園の1,600万円でありますけれども、現在この公園内にある建物、牛のモニュメントがありますけれども、それが老朽化によって危険建物になっているということでこの撤去費用、あるいは新しく改築の費用ですね、それから設計監理の費用ということで、合わせて1,600万円ということになっております。

次に、観光商工でありますけれども、ニューツーリズム創出・流通促進事業、これは国交省の補助事業でありまして、90万円を助成金として歳入に入れると。新しい形のツアーを組み立てていくということで

あります。モニターの募集からですね、始まりまして、宮古島にですね、全国の商工会議所等に企業研修などもできるような形で告知募集をします。そのために各他府県のエージェンツなどのツアーに組み込んでいただこうということ。それから、全国の小中学校などにもこの事業についてのPRをやっていくというふうな形で、新しい今宮古島観光の創出を図っていくという形の事業でございます。

次に、フィルムオフィス事業でありますけれども、これはホームページを立ち上げたいという形で50万円の委託料を見込んでおります。

◎下地秀一君

それでは、イムギヤ公園について再度伺いますが、実はこういう宮古島市はいろんな都市公園、いろんな農地、農業関係の公園があります。先程施設の老朽化ということで答弁がありました。これはほかにもいろいろ施設の老朽化した公園はたくさんあると思いますが、ここはやはり最優先でしなければ非常に安全面に先立つということで、これはランクづけの対応なのか再度伺います。

それから、商工費の中の観光費ですが、これは事業名がついておりますので、本来事業名がつくというのは国、県の補助があって当たり前だと思いますが、歳出の財源内訳みますと、すべて一般財源での対応になっておりますが、これには事業費はつかないのか再度伺います。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、イムギヤ公園でありますけれども、地域住民の方からですね、非常に建物の危険性があるというふうな申し出などがあります。その管理をしている観光商工課のほうでどの公園を優先に整備をしようというふうなことについては、今のところランクづけは行っておりません。危険度の高い部分から整備をしていくという方向であります。

それから、ニューツーリズムの事業でありますけれども、これはですね、計画としては……全体で140万円、国の補助金が入っていないというご質問だったと思いますが、国の補助金については90万円を見込んでおります。

◎下地秀一君

先程の総務費の中の税務総務費3,000万円、これはもちろん所得税と住民税との関連だと思っておりますが、今回3,000万円という一般財源での歳出で大変大きな金額ですが、これそういう償還金、利子及び割引料で歳出は今後もあり得るのか再度伺います。

◎総務部長（宮川耕次君）

今回の予算はですね、平成19年度の分のみでございますので、今後はありません。

◎池間健榮君

国保、一般会計補正、それに一般会計、国保、両方の部分で質疑をさせていただきます。

先程来国保の負担が余りにも多過ぎるという話で、宮古は県内でも低いからという話がありました。私は、別の角度からですね、質疑をさせていただきます。実は、合併協議会の中でも一番これは大きな議論でした。当然、今度の改正は、合併特例法による税の不均一課税の5年以内の統一でありました。当時は、我々党派も含めて賛成をしました。それは、なぜかということ、合併を選択した以上は当然これはもうやるべきだからということでもあります。そのかわり上げ幅が非常に大きいのです。町村分については今度の一般会計補正にもありますように、2億2,000万円ほどの補正でありますけれども、国保税負担増加額緩

和をお願いして今回の補正になっていると私は理解しています。ただ、言えますことは、農村部は高い人で年間60万円金払えませんか、病院使えませんか。もう払いませんという意見が多いんですね。当然旧平良市の皆さんというのはですね、実は伊志嶺亮市長は選挙公約の中で国保は値上げしないと書いていたらしいんですね。私は、そうであれば高いところに低いところをやる、要するに負担増の場合にはですね、高いところに合わせるんですよ。今回の場合は、選挙公約をやったにもかかわらず、旧平良市は上げた上でさらにその上に低い部分を上乘せして今の大きな負担ということになっているわけですよ。だから、農村部は国保税負担増加額緩和でそれでも大変だと言っているんですよ。そうであれば、じゃ政治的にですね、市長は旧平良市の皆様方、選挙公約で国保は値上げしませんと言った以上はね、旧平良は据え置いて旧町村部をそれに合わせることによってそれからまたさらに負担を求めていくという段階だと。非常に我々も下地郷友会とかね、上野郷友会ありますんで、指摘を受けておりますよ。本当に選挙公約で国保の値上げしないと公約したのかどうかですね、この辺を少しお聞かせをいただきたい。

それでですね、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の中で、これも市長の政治手腕、トライアスロンの今回の900万円余の補正です。私集中審議の中でも話をさせていただいたんですけども、これは当時企業がしょっているとき、会社更生法ですよ。宮古島市は、どういう権利があったかどうか知りませんが、会社更生法の中で上申書を提出した後でこの500万円という寄附が始まったんです。そして、2年続けて今年のトライアスロンにも当然マスコミ含めて大々的にPRされました。当時は、まだ会社更生をしていないどころか、当時はパブリックゴルフ場の落札もしてあるんですよ。これだけのですね、会社が目録と称して紙切れを渡して、それで自分の会社をPRしておきながら後で会社更生法ですとは市民は納得しないんですよ。これ市長の顔ですから、目録を渡すときにはね、それなりには金は入ると思うんですよ。全体でその会社はどれだけ寄附していないのか。新聞報道、マスコミ報道あったようにですね、どれだけ寄附するといってしなかったのか。

それと、もう一点はですね、これは監査委員事務局も含めて聞きたいんですけども、市長はこの議会に諮ることもなくですね、口頭で映画制作会社、そういった方に200万円余の制作費を寄附すると、そういう話も伺っているんですよ。宣伝広告費が累計で赤字あったと、そういう部分を詳細を提出してください。

そして、今度の19日に決算予定のですね、便宜上法律にどうのこうのと言って実は赤字でも黒字決算をして、実質的には706万円の赤字が出ているという、こういう決算ができる法的根拠もお示し願いたい。私に言わせれば、これは粉飾決算ですよ。この赤字というのは、ずっと累計で行われてきたことなのか、ただ今度のやつだけで起こったことなのか、このことも含めてお願いします。

私もトライアスロンしているんですよ、市長。市長、一番大きな顔でしょうが。それは、みんな金が入ったと思っているんですよ。それは、一部会社のね、PRのためにこういうことが宣伝されて、実際は紙切れでしたということだったら市民納得しませんよ。ひとつこれもよろしくお願いします。

それと、パブリックゴルフ場については新里聡議員が話されましたけれども、これも大体同じ企業ですね、今トライアスロンの寄附の問題含めてですね。当時ゴルフ場内に県有地があるから、一部私有地があるからといって話していたら、急にぼんと約1,000億円の会社更生法みたいなことがありました。頓挫しました。しかし、実際は2社が申し込んだんだけど、1社が辞退した旨の、そういうことでしたよね。

当然そのために条例を廃止をしてあります。城辺支所長の答弁では、今度の予算計上は償還金元利、償還金という話ですから、それはそれでいいでしょうけどもね、しかし条例……

（「伊良部支所長」の声あり）

伊良部支所長、ごめんなさい。済みませんでした。条例を廃止してあるんですよ。普通財産にしてあるわけですね。じゃ、今の管理は何の条例に基づいてやっているのか。判断というのは、その時々で違うんですよ。売れますというときに初めて約束ができるから、条例廃止するんですね。簡単に売れませんでしたからといたら、今度この条例を再度復活していないと条例上違法の状態です。今指定管理されているわけですよ。こういった点について市長どう思われるのかね、それについて答弁を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

私の国保税についての選挙公約でございますけども、国保税を上げないとは言っておりません。これは、一般会計から繰り入れて住民負担を軽くしたいということを申し上げました。

（「市長は、前は言っていますよ」の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

それから……

（「一般会計から繰り入れて何」の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

住民負担を軽減すると。

それから、トライアスロンの協賛金の問題ですけども、これは企業は我々に約束した時点では恐らくサブプライムローンのような問題が起きるとは企業も思っていなかったと思います。それで、自分たちはしっかり事業は継続していけるという考えで、それで我々に寄附するという目録を渡したんだと思っております。

（「議長、一般会計……」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩します。

（休憩＝午後4時26分）

再開いたします。

（再開＝午後4時29分）

◎企画政策部長（久貝智子君）

宮古島トライアスロン実行委員会の決算の赤字につきましては、昨年度はですね、第23回トライアスロンの決算はですね、歳入合計が9,825万円、歳出合計が9,716万3,000円で、差し引き108万6,000円の黒字になっております。決算を締めた後でですね、ある会社から請求ありまして、その分につきましては決算を締めた後でしたので、支出は今回の24回大会の分の予算から支出はしてあります。赤字になったのは、今回が初めてということになります。

そして、協賛者のですね、内訳ですけども、協賛金といたしまして300万円、寄附金といたしまして200万円ということになっております。

民事再生手続につきましては、平成20年の7月28日に手続を開始しましたという通知が本市に届いたの

がですね、8月1日の受け付けとなっております。

(「映画制作会社の請求書来ているか」の声あり)

◎企画政策部長(久貝智子君)

映画制作につきましては、ファーストピックという会社がですね、宮古島トライアスロンをテーマといたしまして、映画を制作いたしました。これは、宮古島のイメージアップと観光振興に寄与するための映画づくりということで協賛を承諾したという経緯があります。金額といたしましては250万円でございます。

(「パブリックの今後の問題……いやいや、これ売れる
と言うから廃止したんですよ。皆さん売れないと言
ったら……」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後4時32分)

再開いたします。

(再開＝午後4時32分)

◎建設部長兼地域戦略局長(與那嶺 大君)

パブリックゴルフ場の売却につきましては、地域戦略局といたしましても売れる確率が高いということで公募し、そして契約の一手前まで来たんですが、残念ながら相手方事業者の事業がうまくいかなくてですね、断念という形に終わってしまいました。今後につきましては、新里聴議員にもお答え申し上げましたように再度ですね、公募を行って事業者を公募していくという形になると思います。

それから、管理につきましては今パブリックゴルフ場につきましては一般財産としてですね、普通財産として貸し付けの形をとってございますが、売却までの時間がどれぐらいかかるのか、こういった事柄等も総合的に勘案しましてですね、財政課あるいは伊良部総合支所、関係各課と連携をとりながら検討していきたいと思っている次第でございます。

◎池間健榮君

それじゃ、どうぞ検討している間に売れるように頑張ってください。昔下地でね、水車が検討している間に倒れたよ、何も使わずに。どうぞ検討している間に売れるように頑張ってください。

それと、市長ですね、これ企画政策部長協賛金という話されていますけどもね、250万円の映画制作費ですよ。これ宮古でみずからもPRしながらやっている俳優の方ですよ。市長、これ契約書を交わしたんですか。市長の判断で宮古島市があなたの映画制作に250万円協賛しますよと言ったんですか。市長の判断で議会に諮ることもなくね、制作会社に250万円支出しますと口頭で約束して、その請求書のために支出が法的に可能かどうかね。今は議会の議決を踏まえようとしていますけども、議会が否決をした場合はこれどうなりますか。こういう大事なことを市長は250万円もの寄附をあなたの制作に協賛しますと。そんなことは、私は理解できませんよ。市民には負担増をかけておきながら、何でこんなこと議会と相談しないんですか。皆さんがこの会社なら大丈夫とって当時外資系含めて選択したあの大手企業もですね、今のサブプライムローン問題含めて外資系全部引き揚げている中で不透明でしょう、今。投資家が。しか

し、あっさりとですね、また会社更生法という形で皆さんが信頼していたパブリックゴルフ場もみんなご破算じゃないですか。そんな250万円、500万円という金ですね、市長の顔としてこれやってきたことなんですから。市長が一生懸命頑張ってやるから2年続けたんでしょう。市長が一生懸命やるから、そういう外交ということで副市長に任せて、自分はそういったところへ行って営業しながら企業にお願いしてやるわけですよ、そういうこと。しかし、それは会社更生法という思わぬ事態であれば、それは理解できますよ。なぜ250万円という金を市長の判断で寄附しますと約束をして、請求書が来たからといって議会で補正をお願いしますと。その間、今年度の今度のトライアスロン事業は黒字決算して発表しますと。後でだから、これは19日にやる予定がどうなるかわかりませんが、市長、こういうことを市長の判断、独自で約束できますかということですね、お願いしますよ。これ議会に何らかの形あっていいんじゃないですか。答弁お願いしますよ。契約書があったら契約書を提出してくださいよ。

◎議長（下地 智君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午後4時38分）

再開いたします。

（再開＝午後5時05分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

トライアスロンの映画『太陽（ていだ）』についてご説明いたします。

これは、宮古島市誕生記念と、それからトライアスロンの発展のためにということで宮古のトライアスロンに第2回から出ている古代眞琴さん、音楽の。たちが音楽監修をして、宮古島のトライアスロンに出ている天宮良とか、そういう俳優の方が主演をしてつくった映画で、大変いい映画です。マティダ市民劇場でもやりましたし、この間は世田谷区民祭りの一環としてもやっていました。それから、宮城県のと七ヶ浜というところで国際音楽祭というのがありまして、今年は沖縄の物産展等もやりまして、下地勇も行って歌っていましたが、そこでもやっています、大変宮古のトライアスロンと宮古のPRになっている映画だと思っております。覚書を7月に交わしております。

◎議長（下地 智君）

休憩します。

（休憩＝午後5時06分）

再開いたします。

（再開＝午後5時10分）

◎企画政策部長（久貝智子君）

この映画の協賛につきましては、宮古島トライアスロン実行委員会会長としての市長とファーストピックの覚書で締結いたしました。その締結したときにはですね、宮古島トライアスロン実行委員会の予算の範囲で支出はできるという判断のもとで覚書を締結しておりましたが、その後で例の会社の民事再生法の話が出まして、歳入が入らないということでこのような結果になっております。

（「議長、休憩……」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 5 時11分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時12分)

◎與那覇タズ子君

平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の50ページのですね、農地費の中の土地改良施設維持管理事業がですね、単独で400万円出ているんですけど、これはどこか場所を教えていただきたいと思います。

それとですね、59ページの風景づくり推進事業のこの内容を、事業内容をお聞かせください。

2点です。以上、お願いします。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の59ページ、国庫支出金の風景づくり推進事業費補助金400万円でございます。現在今宮古島市におきましてはマスタープランの策定を行っているところでございますけど、その中で景観形成の作成にも並行して行っているところでございます。去った7月に県のほうから宮古島市が景観団体の認定を受けまして、平成20年度の当初予算で景観ガイドライン作成分として400万円一般財源で予算を認めていただきました。今度景観団体の認定がされたことで補助事業を入れられることになりまして、予算枠を500万円に増やしまして、補正予算に計上してございます。そのうちの80%、400万円が補助事業分ということでございます。今宮古島市の景観におきましては海岸線、宮古島のみならず、伊良部島、下地島、海岸線が大分開発を急ぐ状況が懸念されてございますので、宮古島全体の景観をどういうふうに将来的に持っていくかという方向を定める大事な事業でございますので、将来的にですね、禍根を残さないような形で景観を策定していきたいと考えてございます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）の50ページの土地改良施設維持管理事業の中で単独修繕ということではありますが、まず400万円の内訳であります。使用料及び賃借料、これは農道補修のためのですね、グレーダーあるいはローラー等の使用料であります。それから、工事請負費は土地改良施設、いわゆる沈砂池等のですね、周囲を囲っているフェンス等のですね、修繕費、修理費用であります。原材料費の100万円が農道補修のためのコーラルの費用と、代金ということであります。

（「場所は、どこなんですかね。保良とか……」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 5 時17分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時17分)

他に質疑ございませんか。

◎前川尚誼君

ちょっと同意案第2号ですね。教育委員会委員の任命についてということですが、住所と名前のほうはきちんとした形で出ているんですが、できれば履歴書みたいな出していただければ非常にわかりやすいかなと思うんですが、これはあしたでもいいですので、別に。

(議員の声あり)

いえいえ、出してさえいただければよろしいですので、よろしくお願いします。

◎議長(下地 智君)

終わり。

◎前川尚誼君

出せるかどうかだけ、大丈夫ね。

◎議長(下地 智君)

じゃ、履歴書出すようにお願いします。

(議員の声あり)

◎前川尚誼君

後ろに。ごめんなさい。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

添付してあるんじゃない。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております29件のうち、日程第1、議案第79号から日程第27、認定第10号までの27件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり所管委員会に付託します。

なお、議案第79号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により各所管委員会の審査をお願いします。

お諮りします。日程第29、同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、最終本会議において処理いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

(散会=午後5時20分)

平成 20 年

第10回宮古島市議会(定例会)会議録

9月22日(月) 4日目

(一般質問)

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第4号

平成20年9月22日（月）午前10時開議

- 日程第 1 総務財政委員会に付託の議案第79号平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、経済工務委員会に付託の議案10件及び認定5件並びに陳情書6件について審査期限をつける件
- ” 第 2 議案第80号 平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
（委員長報告）
- ” 第 3 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成20年9月22日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

文教社会委員会
委員長 下地 秀 一

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第80号	平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成20年9月22日

（開議＝午前10時43分）

◎出席議員（17名）

（延会＝午後3時44分）

議長（22番）	下地 智君	議員（13番）	宮城 英文君
副議長（15〃）	嘉手納 学〃		
議員（1〃）	友利 惠一〃		
〃（2〃）	仲間 明典〃		
〃（3〃）	池間 健榮〃		
〃（4〃）	新里 聰〃	〃（19〃）	亀濱 玲子〃
		〃（20〃）	上里 樹〃
		〃（21〃）	與那覇 夕ズ子〃
		〃（23〃）	豊見山 恵栄〃
〃（9〃）	前川 尚誼〃		
〃（10〃）	與那嶺 誓雄〃	〃（26〃）	下地 秀一〃
〃（11〃）	山里 雅彦〃		
〃（12〃）	池間 豊〃	〃（28〃）	池間 雅昭〃

◎欠席議員（10名）

議員（6番）	佐久本 洋介君	議員（17番）	上地 博通君
〃（7〃）	砂川 明寛〃	〃（18〃）	平良 隆〃
〃（8〃）	棚原 芳樹〃	〃（24〃）	富永 元順〃
〃（14〃）	眞榮城 徳彦〃	〃（25〃）	富浜 浩〃
〃（16〃）	新城 啓世〃	〃（27〃）	下地 明〃

◎説明員

市長	伊志嶺 亮君	上野支所長	砂川 正吉君
副市長	下地 学〃	下地支所長	平良 哲則〃
総務部長	宮川 耕次〃	水道局次長	砂川 定之〃
企画政策部長	久貝 智子〃	消防長	砂川 享一〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣〃	教育長	下地 恵吉〃
環境施設整備局長	長濱 博文〃	教育部長	長濱 光雄〃
経済部長	上地 廣敏〃	生涯学習部長	饒平名 建次〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大〃	総務課長	伊良部 平師〃
会計管理者	平良 富男〃	財政課長	石原 智男〃
伊良部総合支所長	垣花 恵〃	企画調整課長	下地 信男〃
平良支所長	狩俣 照雄〃	道路建設課長	前里 重信〃
城辺支所長	平良 光成〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	喜屋武 重三君	議事係	仲間 清人君
次長	荷川取 辰美〃	庶務係長	友利 毅彦〃
補佐兼議事係長	前里 安男〃		

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	21番 與那覇 タズ子 君	<p>1. 葬斎場について</p> <p>2. ごみ処理施設について</p> <p>3. 道路行政について</p> <p>4. 公設市場開発について</p> <p>5. 公園行政について</p>	<p>1. 新葬斎場の建設計画について</p> <p>①建設場所の選定、決定に至る経緯について</p> <p>②葬斎場用地の面積、建物の内容用途について</p> <p>③建設のスケジュールと供用開始について</p> <p>④建設費用について</p> <p>1. ごみ処理施設の建設について</p> <p>①環境影響評価調査はいつ頃から始まり、工事着工、供用開始の目処はいつ頃になるのか。</p> <p>②リサイクルセンター建設計画について事業内容、課題、取り組みを詳しく聞かせてください。</p> <p>③保里2区の反対住民への対応について</p> <p>1. 道路拡張と舗装工事について</p> <p>①市道富名腰10号線の拡張と排水溝の設置要請について</p> <p>②ウムヤス通り会道路舗装要請について</p> <p>1. 下里公設市場再開発について</p> <p>①下里公設市場再開発に向けた作業部会の報告、検討委員会の意見などを踏まえ、市当局の率直なお考えを伺いたい。</p> <p>1. 根間地区における公園計画について</p> <p>①公園のあり方と実施計画についてお聞きします。</p> <p>②コミュニティセンターの計画もあるようですがその内容についてお伺いします。</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		<p>6. 行政機能について</p> <p>7. 医療制度について</p> <p>8. 原油価格高騰について</p> <p>9. 教育行政について</p>	<p>③全体的にどこまで進んでいるのかお伺いします。</p> <p>1. 人事体制と行政機能について</p> <p>①人事のあり方と組織の改善が必要と思いますが、当局のお考えを聞かせて下さい。</p> <p>②合併して3年、行政機能を徹底的に検証して、抜本的な改革を求めるものですが、決意のほどをお聞かせ下さい。</p> <p>③部、課長クラスの早朝会議を恒例化し、細部にまたがって徹底点検などを進めることが必要と思いますが。</p> <p>1. 国保税値上げについて</p> <p>①市民からどのような不満、苦情が寄せられているのか、その内容と件数をお聞かせ下さい。</p> <p>②これに対し、当局はどのように対応していくのかお伺いします。</p> <p>③前期高齢者、後期高齢者の方々はそれぞれ何名いらっしゃるのかお聞かせ下さい。</p> <p>④今後の課題、取り組みについてお尋ねします。</p> <p>1. 原油価格高騰の影響について</p> <p>①原油価格高騰の影響は深刻で連日報道されています。宮古島市においてはいかなる影響が出ているのか。</p> <p>②市民の日常生活を直撃している現状、当局はどのように受け止めているのか。</p> <p>③市は漁業者の窮状に対し支援しているが、今後の対応を伺います。</p> <p>1. 北小学校改築工事について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			①工事日程について ②工事費について
2	28番 池 間 雅 昭 君	1. 市長の市政運営 2. 教育行政	1. 事業執行について 2. 国民健康保険税について 3. 補助金、負担金、受託費の使途について 1. 西辺中学校体育館建設について 2. 西辺小学校校舎建設について
3	9番 前 川 尚 誼 君	1. 市長の政治姿勢について	1. 宮原地区ほ場整備工事について 2. 農業行政、今後のサトウキビについて 3. 消防行政について 4. 市職員としての警察官配置について 5. 信号機の設置について 6. 武道場建設について 7. 市の体育施設整備について
4	20番 上 里 樹 君	1. 市長の政治姿勢について	1. 宮原地区ほ場整備工事について ①市長に対して野党は辞任を求めています。市長は辞任ではなく、すべての事態に市長としての責任を全うすべきだと思いますがいかがでしょうか。 ②宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関して、県や国側に謝罪に行かれましたが、相手側の対応はどうだったのでしょうか。 ③補助金について、継続可能という返事はもらえましたか。 ④農家は、事業の早期完成を求めているが、どのように対応されるのでしょうか。 2. 今議会の補正予算はきわめて重要です。児童手当交付金、サトウキビ収穫機械化推進補助金、サトウキビ病害虫

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 市民相談窓口の充実について</p> <p>3. 福祉行政について</p>	<p>防除用農薬購入補助金、サトウキビ生産奨励助成金、国保減額補助金、北小学校・鏡原小学校建築設計費など、ひとつひとつについて内容はどのようなものでしょうか。</p> <p>1. 「多重債務」対策について</p> <p>①税金滞納者の中には多重債務に陥っている場合があります。自治体としての対応が求められます。相談窓口を強化し、相談員の複数配置で関係各課と連携のとれる体勢の確立が必要だと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>1. 国保について</p> <p>①税率の改正により市民の問い合わせ・苦情・相談に各庁舎は追われましたが、それぞれの庁舎における市民の問い合わせ・苦情・相談等の件数は何件で、内容はどのようなものだったのでしょうか。</p> <p>②所得階層ごとの国保加入世帯と人数、それぞれの保険税はどのようになっていますか。</p> <p>③国保財政の独立採算が成り立たなくなっている中で、市民生活を守る立場で一般会計からの繰り入れを増額して国保税を引き下げるべきだと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>④条例内減免規則の拡充と、一部負担金減免制度を利用しやすくすべきだと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>⑤後期高齢者医療制度の導入によりこれまでの老人保健拠出金がなくなります。その金額はいくらで後期高齢者医療への支援金はいくらになり</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			ますか。
5	10番 與那嶺 誓 雄 君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 県立病院改革プランに伴う宮古病院の今後の課題について</p> <p>①宮古病院整備基本構想について</p> <p>ア. 新しい病院の運営についての基本的な考えについて</p> <p>イ. 新しい病院の役割と機能について</p> <p>②沖縄県医療審議会による県立病院のあり方検討部会について</p> <p>ア. 財政負担の抑制ありきで、県立病院の役割、機能並びに運営体制の見直しが話し合われていることについて、宮古島市としてどのように考えているか。</p> <p>イ. 地元自治体である宮古島市として、現在の経営形態の維持と医療機能の低下をさせないように強く県に訴える必要があると思うが。</p> <p>2. 宮原地区ほ場整備工事虚偽報告問題について</p> <p>①当初の予定期間内に完了しない理由に地権者の反対があったとされているが、地権者との話し合いはどのような内容で何回もたれたか、そして同意は得られたのか。</p> <p>②担当者以外の上司が現場の状況を把握しないまま事業が進められているのは、事務の流れに問題があり組織機構に欠陥があるのではないか。</p> <p>③この問題でいちばん被害を受けている地域農家への今後の対応について</p> <p>④再発防止について</p> <p>3. 国民健康保険税について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 環境行政について</p> <p>3. 農水産業の振興について</p>	<p>①市民からの主な相談内容について</p> <p>4. 竹原地区区画整理事業について</p> <p>①住民への説明会は、どのような形で何回もたれているか。又、住民の参加状況はどうか。</p> <p>②反対している住民が多いように思われますが、住民からの反応はどうか。</p> <p>③今年度の事業内容と今後の取組について</p> <p>1. 指定ごみ袋制度の導入に伴う実績と評価について</p> <p>2. 池間湿原について</p> <p>①池間漁協の通常総会で池間湿原の復元を求める特別決議がなされているが、池間湿原の復元についてどのように考えているか。</p> <p>②水草除去作業について</p> <p>1. サトウキビ生産について</p> <p>①干ばつによる被害状況と散水の実績について</p> <p>2. 産地偽装問題について</p> <p>①宮古マンゴアの産地偽装問題に対する今後の対応について</p> <p>②風評被害の実態について</p> <p>3. 水産業の振興について</p> <p>①水産課の再設置と職員増の必要性について</p> <p>②組合や漁民への指導強化のためには、水産課を平良庁舎内に置くべきだと思うが。</p>
6	12番 池間 豊君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 宮原地区補助金不正受給について</p> <p>2. 調査委員会の在り方及び報告書について</p> <p>3. 懲戒分限審査委員会の在り方について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 観光行政について</p> <p>4. ホテルアトールエメラルド宮古島売却について</p>	<p>て</p> <p>4. 調査報告書の透明性について</p> <p>5. 懲戒分限対象職員の告発について</p> <p>6. 国（総合事務局）からの告発について</p> <p>て</p> <p>7. 業者からの金の返還について</p> <p>8. 信用失墜後の補助事業について</p> <p>9. 議会開会1日の費用試算について</p> <p>1. 国保税の値上げについて</p> <p>2. 国保事業の詳しい概要について</p> <p>3. 後期高齢者医療制度について</p> <p>1. ロックフェスティバルについて</p> <p>1. ホテルアトールエメラルド宮古島の売却について</p>
7	19番 亀濱玲子君	1. 市長の政治姿勢と市政運営について	<p>1. 魅力ある島づくりに向けて</p> <p>①地下水の保全、環境保全の取り組みについてお聞きしたい。</p> <p>ア. 「地下水利用基本計画」策定の進捗状況についてお伺いしたい。</p> <p>イ. 「温泉排水問題」と地下水保全の基本的な考え方についてお聞きしたい。</p> <p>ウ. 「環境保全条例」の制定に向けて、取り組みをお伺いしたい。</p> <p>②本市の「景観行政団体」認定と「景観計画」の策定、今後の取り組みについてお伺いしたい。</p> <p>ア. 沖縄県の「風景づくりのためのガイドライン」を、本市はどのように活かしていくのか、お考えをお聞きしたい。</p> <p>③自然再生事業、自然回復型公共事業の導入について</p> <p>ア. 池間湿原（イーヌブー）の入江</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>への復元に向けて、市長のお考えをお聞きしたい。</p> <p>イ. 海岸線を復元する事業について、(狩俣北の浜等)可能性と、当局のお考えをお聞きしたい。</p> <p>④環境協力税(入島税)の導入について市長のお考えをお伺いしたい。</p> <p>2. 集中改革プランの実施状況と将来像についてお伺いしたい。</p> <p>①組織・機構改革の現状と今後の取り組みについてお聞きしたい。</p> <p>②財政健全化の取り組み状況と今後の見通しをお聞きしたい。</p> <p>ア. 合併から今年度までの財政健全化への取り組みを経常収支比率等、性質別に年次比較して示していただきたい。</p> <p>③市民救済のための「緊急財政支援措置」の取り組みについてお聞きしたい。</p> <p>3. 「宮古南静園の将来構想」の実現に向けて</p> <p>①「ハンセン病問題基本法」の制定を受けて、早急に、「入院制度」の実現に向けて、積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>②沖縄2園の「国立ハンセン病療養所将来構想」について、県との協議の場を要請していただきたい。取り組みをお伺いしたい。</p> <p>4. 県立「宮古病院」について</p> <p>①宮古病院の移転、新築への取り組みについて、現在の状況をお伺いしたい。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 福祉行政について	<p>②県立病院のあり方検討委員会における方針と宮古病院の機能の存続、拡充に向けて、公設民営化には、反対の意思を示していく必要があると考える。市長のお考えをお聞きしたい。</p> <p>1. 高齢者福祉について</p> <p>①「後期高齢者医療制度」について、現在の状況と課題、本市の対応についてお聞きしたい。</p> <p>②国民健康保険税における本市の減免対策について</p> <p>ア. 実施状況と課題についてお聞きしたい。</p>
8	26番 下地 秀一 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 文化・スポーツについて</p> <p>3. 道路行政について</p>	<p>1. 水道行政の現状と展望について</p> <p>①多良間村との広域化検討委員会の現在の状況は、どのようになっているのか。</p> <p>2. 宮原地区ほ場整備工事の問題について</p> <p>①工事業者の未執行工事にも関わらず、工事代金の不正受給問題と金額について</p> <p>②また、市の検査員による期日に完成・合格との報告書の提出、並びに工事金の支出について</p> <p>③さらに、補助金返還額の予想金額と明確な時期について</p> <p>1. スポーツ振興条例の制定について</p> <p>①スポーツ・アイランドに相応しい条例の制定について</p> <p>1. 荷川取線の整備計画について</p> <p>①現在の整備計画について、どのような状況にあるのか、また具体的な計画案を策定中なのか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 福祉行政について</p> <p>5. 農林・水産業行政について</p>	<p>1. 認可外保育所への支援について</p> <p>①県内の認可外保育所の認可化を促進するための支援と、本市の基金への負担額について</p> <p>1. 葉タバコ生産農家への支援について</p> <p>①新年度に向けて、どのような補助を考えているのか。</p>

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時43分）

本日の出席議員は、17名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

議長の命により、諸般の報告書を朗読いたします。

平成20年9月18日付で佐久本洋介文教社会委員長から辞任願が亀濱玲子副委員長に提出されました。平成20年9月19日に開催された文教社会委員会で委員長辞職を承認するとともに、委員長の互選が行われ、下地秀一議員が文教社会委員長に選任されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（下地 智君）

次に、日程第1、総務財政委員会に付託の議案第79号平成20年度一般会計補正予算（第5号）、経済工務委員会に付託の議案10件及び認定5件並びに陳情書6件について審査期限をつける件について議題といたします。

お諮りします。本件については、会議規則第44条第1項の規定により、平成20年9月26日までに審査を終わるよう期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

次に、日程第2、議案第80号を議題とし、文教社会委員長から審査結果報告を求めます。

◎文教社会委員会委員長（下地秀一君）

それでは、文教社会委員会としまして委員会審査結果報告を行います。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第80号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、結果、原案可決であります。

以上、報告いたします。

◎議長（下地 智君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第2、議案第80号、平成20年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第3、これより一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないよう議事進行にご協力をお願いします。

なお、質問の1人持ち時間は30分となっております。

それでは、通告順に従いまして、順次質問の発言を許します。

◎與那覇タズ子君

通告に従いまして、所見を述べながら一般質問を行ってまいりたいと思います。

今定例会は、冒頭から予期せぬ行政ミスが発覚して波乱の幕あけになりました。市長は、副市長、部長を信頼し、部長は課長、職員を信頼する、組織はそういうものではないかと思えます。これは、当然のこととあります。しかし、今回の件は信頼関係が混乱し、極めて憂慮すべき事態であると思えます。市長は、市長みずからの優しさが裏目に出たことに気づかれてはいないのではないのでしょうか。優しさばかりでなく、強さも持ち合わせなければならぬとあえて苦言を申し上げたいと思えます。これについては、これからの質問にも触れますけれども、志をはっきり打ち出して人事体制の確立、信頼関係の回復、実現に向けた取り組みに全力を尽くしていただきたいと思えます。そして、宮原地区の生産農家の受益者にも一日も早く解決できることも市長に残された責務だと思えます。市長の手腕をいかに発揮して市民の期待する集大成をつくり上げていただきたいと思えます。

次に、葬斎場建設についてお伺いいたします。先日建設場所の視察をさせていただきました。6月の定例会では、同僚議員から質問がありましたが、現在の民間施設は老朽化し、ごみ処理施設と同様、緊急な課題であります。これまで用地の選定に一転、二転した経緯があります。視察した建設場所で確定したものと理解してよろしいのでしょうか。それを踏まえて4点ほどお伺いいたします。

建設場所の選定、決定に至るまでの経緯をお答えください。

用地の面積、建物の内容についても詳しくお答えいただきたいと思えます。

供用開始のスケジュールをお示してください。

建設費の総額と市からの持ち出し分、起債額についてもお答えいただきたいと思えます。

次に、新ごみ処理施設建設についてお伺いいたします。新しいごみ施設の建設も緊急に取り組まなければならない重大な課題であります。施設の老朽化に伴い、ごみ処理施設がたびたび中断されている状況であります。修理などの経費が年々増加するのは明らかであります。当局は、さきの定例会で検討委員会の市長に対しての用地設定の答申がなされていないとのことでした。その後、どういうふうになっているのかお聞きいたします。

添道地区は条件つき賛成で、保里2区の皆さんは反対者の方もいらっしゃると思います。この事業については、地域が二分化している状況で、用地決定に至るまで難航するものではないかと心配をいたしております。当局の取り組み状況を明確にお聞かせいただきたいと思います。

1つ目に、環境影響評価調査はいつごろから始まり、工事着工、供用開始はいつごろになるのかお答えください。

リサイクルセンターの建設についても計画内容と取り組み状況をお聞かせください。

最も大事なことは、保里2区の皆さんの反対に対する意見、どういうふうに対応されていくのかお聞かせいただきたいと思います。希望的観測ではなく、具体的にお聞かせいただけたらと思います。

次に、道路行政についてですけれども、1点目は市道富名腰10号線の道路拡張と排水溝設置についてお尋ねいたしますが、これにつきましては平成20年8月、住民の皆様から要請がなされております。この地域は、住宅街が年々進み、大型店舗、コンビニエンスストア、病院、郵便局、介護施設などがあり、車の交通量も増加しております。歩行者、特に通学児童生徒たちの危険度が増している状況であります。早急に取り組むべき要請課題ではないかと思っておりますので、当局の一日も早い対応をお願いしたいと思います。

2点目に、このウムヤス通り道路舗装工事についてであります。この道路は、北中の裏側に位置し、約130メートルの自然道、私道であります。路線には8世帯がありますが、でこぼこが激しく、歩行者と車両の安全に問題があります。簡易アスファルト舗装で対応はできないものかお聞きいたします。地権者である住民の皆さんは、全面的に協力をしていく意向を示しておりますので、ぜひとも当局の対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、下里公設市場の再開発についてお伺いいたします。お手元にある、これですね。皆さん持っていらっしゃるのではないかと思いますが、この資料の中に宮古島市下里、西里地区都市再生整備計画報告書があります。これは、平成19年5月になされたものようであります。それによりますと、下里公設市場建設で建替え事業と根間地区の整備事業によって集客の回遊性を高めるための拠点施設などとして一致されたものと思います。これは、平成12年3月に作成された平良市中心市街地活性化基本計画が基本になっております。平成18年度7月には下里、西里地区まちづくり事業計画、さらに年度変更に伴ってさきに申し上げました計画報告書になっております。いずれにしても下里、西里地区は車の両輪であると理解をしております。ところが、再開発委員会では委員の論議がかみ合わず、検討のあり方が問われていると聞いております。論議を尽くされるのはよいことですが、市の庁内会議において跡地利用について次回の委員会で検討することになっているようですが、跡地利用を前提として港湾内で仮設市場を設置し、そこで営業している方々と建替え跡に希望する方々を含め今後どのようなようになるのか疑問に思います。庁内会議での内容と市からの委託を受けたNPOが50人で公募し、組織有識者、入居者で構成し、意見集約をした

結果に基づいた報告書が平行線のままの状態、このまま事業計画が先送りにされるのではないかと心配をいたしております。さきの議会で示されました市長の跡地建設の答弁、担当課長の来年3月のオープンが絶望的と言っても過言ではないと思いますが、いかがでしょうか。そこで、下里公設市場再開発に向けNPO作業部会の報告と開発委員会、市の庁内会議の意見などを踏まえ市はどのように対応していかれるのかお答えをいただきたいと思ひます。

以上、答弁をお聞きして再質問に入っていきたいと思ひます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

與那覇タズ子議員にお答えしたいと思ひます。

葬斎場の場所の選定、決定に至る経緯でございます。当該用地の選定理由としまして4つほどありまして、1つ目に水道水源地下水流域を外れているということ、2番目に候補地及び周辺一帯が市有地であるということ、3番目に施設建設やアクセス道路の整備、周辺環境整備等が容易であるということ、4番目に宮古島の各地域から適当な位置にあり、また市街化区域から遠隔でなく、利便性がよいという4点が上げられております。

他のことについては、担当をもって答えさせます。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

道路行政につきまして2点ほどご質問がございます。最初に、市道富名腰10号線の拡張と排水溝の設置要請についてのご質問でございますが、新規路線の国庫補助事業採択につきましてはその路線の持つ性格性、その路線の周辺に公共施設あるいは福祉施設等がどのように配置されているのか、または児童生徒の通学の状況と、そして現在の交通安全上の課題、整備の必要性や緊急性があるのかどうか、こういったもろもろの条件を考慮しまして、整備による効果を示す必要がございます。当路線につきましては、当路線と並行して中央縦線、通称マティダ通りと言われてございますが、中央縦線が整備されていることから、拡幅改良での整備につきましては険しいものがあると認識してございます。しかしながら、本路線は地域住民の生活道路でもあることから、舗装の剥離等につきましては補修を行うとともに、道路の排水処理施設、側溝ですね。側溝につきましては、設置できるように検討していきたいと考えているところです。

次に、ウムヤス通り会道路舗装要請につきましてのご質問でございます。ウムヤス通りの道路舗装要請につきましては、去った2月27日付で要請がなされてございます。道路整備を行う条件といたしましては、道路認定されることが条件となっておりますが、私道を認定するためには宮古島市道路認定要綱に基づき認定を行っておりまして、認定の中には舗装も入ってございます。以上のことによりウムヤス通りにおきましては路線認定されていない私道でありまして、路線認定も険しい状況にあることから、現状での舗装工事は困難な状況であると認識をしているところです。

◎経済部長（上地廣敏君）

下里公設市場の再開発についてでありますけれども、公設市場の再開発につきましては平成20年3月の28日にNPO法人にぎわいみゃーくより下里公設市場再開発についての調査報告が出されております。これによりますと、旧下里公設市場があった場所で建設をしたほうがよいとの報告でありました。市では、その報告を受けて5月の26日、それから9月の10日に下里公設市場再開発委員会を開催をいたしております。報告のあった件につきまして、建設場所、敷地の面積、それから駐車場の駐車台数あるいは市民の利

便性等の協議を進めてきておりますが、まだ結論に至っておりません。参考までに申し上げますと、敷地面積が1,060平米、それから駐車場の駐車台数として12台ほどしか駐車できないということで報告を受けております。

◎環境施設整備局長（長濱博文君）

與那覇タズ子議員の葬斎場建設計画についてお答えいたします。

葬斎場用地の面積は、およそ8,000平米から1万平米を予定しております。建設の中身につきましては、まず最初に火葬部門がございます。これは、告別、火葬、収骨を行う部門です。それから、待合部門がございます。これについては、火葬及び収骨まで待機する場所です。それから、管理部門、管理運営を行う事務部門を計画しております。建設委員会では、これから一、二回の委員会を開催して10月中旬ごろ市長へ答申を行う予定でおります。

それから、葬斎場のスケジュールですが、基本構想・計画の見直しと建設用地の測量を今年の10月ごろまで行って、その後基本設計を平成21年、来年の1月ごろまでに行いたいと考えております。そして、同年2月ごろから実施設計、都市計画決定の作業に入り、来年度、平成21年10月ごろまでに建築確認等の業務を完了して、平成21年11月ごろに工事を着手して、平成23年1月ごろに供用開始をする予定となっております。

それから、葬斎場の建設費用ですが、建設費用については合併特例債で行いたいと考えております。この事業には補助金はございませんので、そして合併特例債は建設費の95%が起債充当されます。そして、元利償還金の70%が交付税措置されるという制度です。なお、建設費用については基本設計の策定をしないとわからない部分がありますが、旧宮古広域圏事務組合時代につくった建設計画では約7億6,900万円となっております。

それから、ごみ処理施設についてお答えいたします。環境影響評価調査につきましては、今環境影響評価の方法書を作成して県の環境政策課と調整を行っております。県からの調整次第30日間の公告、縦覧、そして縦覧後2週間の経過を経て住民の意見の概要を作成し、県に送付いたします。県では、県の環境影響評価審査会の審査を経て知事の意見を付し、承認となりますので、方法書の承認は平成21年1月ごろまでかかる予定であります。平成21年の2月ごろから環境アセスメントの現況調査を1年間かけて行います。なお、これらの事務手続を完了するのが平成22年度の後半ごろまででありますので、平成23年度から工事着手を予定しており、供用開始については平成25年を予定しております。

それから、リサイクルセンターについてお答えいたします。リサイクルセンターについては、施設の整備に当たっては各種リサイクル品を展示、販売する場所を整備するとともに、リサイクル講習室や視聴覚施設等を設置し、環境教育が行える施設整備を計画しております。建設計画の取り組みとして、新しい焼却炉が完成後、現平良工場跡地で建設を計画しています。供用開始を平成26年度に予定しております。

それから、保里2区の反対住民への対応についてですが、自治会組織が今年の4月に結成され、自治会とも十分に話し合いを持ち、新ごみ焼却施設の必要性と同施設が地域住民生活や環境面に配慮した施設であることも説明するとともに、地域住民の要望等も聞きながら理解が得られるよう努めてまいります。なお、自治会のほうとは10月上旬に話し合いを持つことが決められております。

◎與那覇タズ子君

再質問させていただきます。

この新ごみ処理施設なんです、待合室、炉が3つ、子供用に1つで3個と準備されているようですね。それで、ここに市民が希望しているのはですね、霊安室をぜひここにつくってほしいという希望があります。これは、実際に宮古病院で入院をされた方が亡くなられて霊安室がないために農協の車庫の車の中で一夜を過ごしたというお話は、これは事実であります。泣きながら線香の一本も上げられなかったというその声を聞いて家族はどんなにむなしかったんでしょうね。その辺を考えますと、やっぱり霊安室というのがこの大ホールがそれで使えるのか、それはわかりませんが、ぜひとも霊安室をつくっていただきたいという市民の希望もありますので、委員会ではですね、ぜひ取り上げていただきたいなと思っております。

それと、焼却炉も保里2区の方々が反対の人もいますけれども、これは本当に難航するのではないかなと私も思っておりますので、その辺を考えて焼却炉を全員が賛成をするという形でですね、市民にとっては大事な焼却炉ですので、進めていただきたいと私は思っております。

それとですね、道路行政の富名腰10号線ですが、ここはですね、かねひでとか、そういう大きな店舗ができて、そして池村内科の駐車場がそこから出入りするようになっております。大変車の量が激しくなっておりますので、そして行き交うところもあります。ですから、一日も早いこれはそこに、沿線に住む住民の声をですね、ぜひ取り上げて早急に対応していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

このウムヤス通りなんです、このウムヤス通りの舗装は以前は北中生徒が裏門でしたので、通学路に使っていた道路なんです、私道をですね。そして、通学路に使っている沿線に住む住民からは生徒がトイレを使ったり何たりしていたもんですから、これではちょっといけないかなということですね、閉めさせていただいたという経緯はありますが、しかしそこに住む8世帯の方々はですね、雨の降る日もサン美術のあの道路までごみを抱えて持ってこなければならぬという、そういう日常生活にも大変困っているということでもあります。そして、本当に行ってみますと、でこぼこですね、そしてそこは、その北中学校は住民の避難場所としても指定された場所でもあります。ですから、その避難場所というのはどこからも入ってこれるような道路があるのが避難場所であってですね、ここが閉じたためにずっと回らなければならなくなった、だから避難場所として指定のできる場所ではないと私は思っておりますのでね、ぜひやってほしい。それと、手登根ブロック工場のところも、それも通学路です。それこそ坂道ですけど、でこぼこですね、この子供たちはそこを通学路に、ここがふさがったためにそこを通学路にしているわけです。ですから、その道路も課長は行って見てみてください。現場を見ないことには、あ、これはちょっとひどいなというのわからないと思います。机の上だけではなく、現場に出向いて行ってその危険な場所、子供たちが本当に通学しやすいような場所にしていただきたいと、これは通告にありませんけど、手登根ブロック工場のところですよ。行って見てみてください。

それとですね、問題なのは公設市場の再開発なんです、これはそこに住む人たちもぜひそこに市場をつくってほしいという願いはあります。そして、そこで商売をしていた前からの人たちはその沿線ですね、今も商売、物を売って座っているのですが、ぜひまたトイレもなくなって困っていますよという声もあります。ですが、新しくできたらそこで商売をしていきたいという入居希望者もですね、もう一日も早

い対応をしていただきたいと。そして、地元でとれる野菜とか、地場産業にも力を入れ、そして地域でとれた魚、野菜などをそのところで料理をして食堂として観光客にも与えたいという、そういう希望を持った方も中にはいらっしゃいますのでですね、ぜひこの検討委員会ではもう少し前向きな検討ができますように、そして余りにも幅を広げたためにこの委員会で意見がまとまらなくなったというお話も聞いております。ですから、その辺も注意しながらですね、やっぱり行政としてどうあるべきか考えていただきたいと私は思っております。

次にですね、根間地区における公園計画についてお伺いいたします。下里公設市場再開発にも触れたように平成12年3月策定され、市街地活性化基本計画からまちづくり事業がなされ、平成19年5月、都市再生整備計画が策定され、根間地区の開発を位置づけられたと思うんですが、明確にいまだになされておられません。この根間地区の開発につきましても形が全く見えていないそのまんまの、立ち退きをしたそのまんまの状態です。これがもう5カ年ぐらい続いていると思うんですが、これを一体どうなさろうとしているのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

そしてですね、中心市街地の中での根間地区の開発だったと私は思っております。ですが、街なか再生事業はですね、もうメニューがなくなって、結局ほかの別な予算をとってこないこの根間地区の工事ができなくなっているのではないかなと私は思っておりますが、その辺の意見も聞かせていただければ結構であります。

1つに、公園のあり方をですね、どのようなテーマ設計にされるのか。

次に、集客滞留拠点商業施設整備事業と長々とした計画がなされておりますが、その内容についてもお伺いいたします。

3点目に、この計画はどこまで進んでいるのか詳しくご説明をいただきたいと思います。

次に、人事についてお伺いいたします。この質問は、与党側に身を置く私としては率直に申し上げて複雑な心境であります。しかしながら、市民の視線は非常に厳しいものがあります。何事もないような姿勢をとることは、私には耐えられません。合併は、そもそも行政のスリム化と効率を上げるために同時に財政健全化を図るためにあると思います。合併先進地を視察した折、そのことが重要課題でありました。現実には、人事体制も非常に厳しい状況にあると聞かされておりますが、平成17年合併して3年、なぜ行政のミスが本当に多いのでしょうか。むなしさを強く感じます。チェック体制の強化と市長の職員に対する信頼、逆の現象が起きているのではないのでしょうか。市長のご意見をお聞かせください。

次に、国保税についてお伺いいたします。国保税の値上げと医療制度の改悪では、多くの市民が悲鳴を上げております。不満と苦情が当局の窓口寄せられ、担当職員の苦労は大変なものだと考えております。この対応として、今定例会の補正で国保健康保険税負担増加額緩和補助金が計上されております。2億2,400万円余が計上されたことは、市長の大きな英断だと深く敬意を表しております。地方自治体では例のない財政の厳しい中、市民は安心しているのではないかと思います。前期、後期高齢者の方々は、これから先不安と不満と苦情をどう解決していくのか察して余りあるものがあります。この国の制度に対して一市の市長が反対、撤廃を求めることは大変困難なことだとは思いますが、伊志嶺市長はドクターとしての出身であって、国に訴えてほしいと強く感じております。前期高齢者、後期高齢者は、それぞれ何名いらっしゃるのか。不満や苦情の件数、今後の課題、取り組みなどをお聞かせください。それを踏

まえ市長の行動など、これから行政の行動などもお聞かせいただけたらと思います。

次に、原油価格高騰の影響についてですけれども、これについてはマスコミがつぶさに報道しております。すべての業界、市民の日常生活を直撃しております。

そこで、お伺いいたしますが、国、県とも対策費を処理していると聞いてはおりますが、宮古島市においてもどれだけの好転が期待されているのか、予想されているのか、現在宮古島市において出ている影響、当局の支援などをお聞かせいただけたらと思います。

以上、答弁をお聞きして再々質問をしていきたいと思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

原油価格の高騰についてお答えいたします。

原油価格の高騰を受けて石油製品はもとより、食料品等日用品からタクシーやバス運賃に至る市民生活全般にわたって値上げが相次ぎ、市民生活に重くのしかかっております。また、農業や漁業でも生産コストの上昇等により経営が圧迫されております。特に漁業者は漁業経営存続の危機に陥っており、自助努力の限界を超えまして、出漁を断念したり、休業を余儀なくされるなど極めて深刻な状況になっております。市としましても市民生活全般に影響が及んでいるという状況を大変憂慮し、懸念をいたしております。こうした中、市では漁業者の負担を軽減する観点から、3漁協への氷代の一部助成を行っております。今後は、原油価格の状況を見ながら、さらに対応してまいりたいと考えております。

◎副市長（下地 学君）

まず、人事のあり方なんです、人事につきましても常に万全を期して配置しておりますが、これまでの不祥事を考えますと、職員一人一人の公務員としての意識や連携が欠如しているものと思われ、服務規程にもありますように、職員は常に市民全体の奉仕者としての責務を深く自覚し、誠実かつ公正に服務を執行するとともに、服務を執行するに当たっては常に創意工夫を凝らし、市行政の能率的な運営に努めることが義務づけられております。これらのことを常に意識し、行動できるような職員の育成、強化に努めてまいります。

2点目に、合併して3年、住民サービスの観点から行政機能の抜本的な改革が必要だと思うが、市長の考えをお聞かせくださいという質問なんです、合併して間もなく3年になりますが、旧5市町村にはそれぞれの行政手法があったこともあり、宮古島市が一体となって政策実現に取り組む行政機能の構築が十分に軌道になっていないことは事実であり、この組織機構を基本的に見直す必要があると考えております。そのためには、まず1つには政策実現に向けた組織であり、2つ目には合併による行政課題の解決に向けた組織づくり、3つ目にはスリムで効率性の高い組織づくり、この3つを柱として組織機構の見直し作業を進めるところであります。議員ご指摘のとおり住民サービスの視点からすると、やはり職員研修の充実や内部統括機能を強化するなど取り組みを強化し、改善を図っていかなくちゃならないと考えております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

後期高齢者医療制度についてであります。まず、1点目の前期高齢者、後期高齢者の方々はそれぞれ何人いますかというご質問であります。前期高齢者、これは65歳から74歳までの方でありますので、4,049人、それから後期高齢者75歳以上、これは一定の障害のある65歳以上の方も含まれます。それが6,926人です。

それから、次の後期高齢者医療制度について今後の課題、それから取り組みについてはどういうふうに対応していきますかというご質問であります。後期高齢者医療制度については、制度上確かに問題が多いということでマスコミにも取り上げられている現状がありますが、それに連動いたしまして、各地ではいろんな廃止の運動が展開されていることについてはマスコミあるいはテレビ等でよく拝見して皆さんもご存じだと思っております。今までも国の動向を注視しながら対応してきたところではありますが、これ一番最近の情報ですけども、去った9月の20日でしたか、土曜日だったと思うんですが、厚生労働省関連の記事がありました。これは、厚生労働大臣のコメントであると認識はしますが、廃止の動きがあるということが、思わせるような記事がありましたので、この廃止に伴う国のもちろん動きについてはこれからも宮古島市としても注視しながらその方向で対応していきたいと考えております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

根間地区の整備の件でのご質問でございます。最初に、根間公園のあり方と実施についてのご質問でございますが、根間公園につきましては昭和41年度に当初決定がなされてございまして、平成15年度に街区公園として都市計画変更が決定されてございます。根間公園の実施整備につきましては、次回の下里、西里地区の都市再生整備計画、その中で整備を予定してございます。

2点目のコミュニティーセンター、集客交流施設のことだと思いますが、この施設の整備につきましては次期の下里、西里地区都市再生整備計画の中で整備を予定してございまして、現在施設の機能あるいは規模ですね、具体化について調査中でございますので、その委託調査の結果を踏まえまして関係機関と協議を行いながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の全体計画でございますが、根間公園、それから集客交流拠点施設、これらの整備につきましては旧平良市の中心市街地活性化基本計画、その中でうたわれてございまして、下里、西里区域の中で中央コミュニティー道路、中央道路ですね。そのコミュニティー道路化の整備、それから根間地区の土地区画整理事業を整備しているところでございます。中央道路のほうは、完了してございます。今後につきましては、次回の下里、西里地区の都市再生整備計画、その中で事業採択に向けて県や国と協議を行っていくことになってございます。

◎與那覇夕ズ子君

最初に、国保税についてですね、市長、この後期高年齢者医療制度に向けた取り組みはぜひやっていただきたいと思えます。

それと、介護保険料もですね、値上がりというか、年金から容赦なく引かれ、お年寄りたちはですね、何を食べて生きていくのかという悲鳴も上がっておりますので、これは市長に市民のためにぜひ頑張ってくださいなと思っております。

それと、今の原油価格高騰ですね、いろんなものが値上がりして主婦は本当に悲鳴を上げております。学校にも給食費を出さなければいけない、本土に行っている大学生にも仕送りはしなきゃいけないということですね、非常に国民健康保険税が上がったために相当な住民は重圧を受けております。ですから、その辺も考えながらですね、納めてから取るのではなくして、その辺をもう少し緩和しながらですね、本当に市民のためにぜひ頑張ってくださいなと思っております。

それで、最後になりましたけども、北小学校がきのう運動会がありました。これで北小学校の老朽化も

解消されてきてですね、いよいよこの補正で2,800万円余の校舎改築事業委託料が組まれております。それで、きのうは運動会に行きましたけれども、北小の父兄は本当によかったねと。この1年間の前倒し、これは市長の英断だと大変父兄は喜んでおりましたので、ぜひこれが実現できますようにですね、お願いしたいと思います。きのうも行ってみましたが、トイレもですね、本当に使えるような状態ではありません。ですから、一日も早い対応が望まれております。

それと、私は経済工務委員会の委員ですから、8月21日にですね、沖縄県のおもろまちでサトウキビ生産者の決起大会に行っていました。議員が4名で担当課長が1人でした。ほかの地区からもたくさん、3,000名という人が集まってですね、各地域から一生懸命サトウキビの値上げを訴えておりました。それに宮古島市はサトウキビも生産高が一番ということですね、もう少し農政課は力を入れてですね、そういう大会にも行ってほかの地域がどのような取り組みをしているか、それも聞く必要があったんではないかなと私は寂しく感じて帰ってまいりました。市長、宮古島市に第1次産業というのは本当に生活の基本だと思いますのでですね、ぜひ今後もサトウキビ農家の肥料代も値上がりし、そして牛の飼料も値上がりし、本当にこれから農家は大変なことになると思っておりますので、対応をよろしく願いして私の質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（下地 智君）

これで與那覇夕子君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時37分）

再開いたします。

（再開＝午後2時00分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎池間雅昭君

一般質問を行います。

まず、市長の市政運営についてでありますけれども、一番最初にですね、市長、きのうの地元紙の報道の中で市長が辞任示唆、同日選ないほうがよいというふうな発言をされたというふうに報道されておりますけれども、それについてのですね、真意をお聞かせ願いたいというふうに思っております。

続きまして、事業執行についてであります。宮原地区集落地域整備事業についてでございますけれども、その概要と経費の配分についてご説明を願いたい。変更された部分もあるわけですから、その部分については変更前、変更後に分けてですね、ご説明を願いたいというふうに思っております。

次に、この事業の中でいまだ未執行の事業、どういった事業があって、その事業費はいかようになっていくのか、これについてのご説明も求めます。

3点目に、不正行為の経緯について宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会から報告書が出されております。その内容についてはですね、市民は全く存じておりません。したがって、ぜひともその内容について市民にわかりやすく説明をしていただきたい。そのためにはですね、21ページか

ら23ページまでの調査の内容をですね、読み上げた上で市民にわかりやすく説明をいただきたいというふうに思っております。

次に、市が不当に受給した補助金額、それから業者に対して支払った金額、これはいかようになっているのか。さらに、これから補助金の不正受給によって返還されるであろう補助金額の見直しは立っているかどうか。もし立っているならば、それらの額についてもご説明を賜りたいと思います。

さらにですね、職員の違法行為について説明を求めます。どういった法律に違反をしたのかですね、個別的にその違法内容について求めたい。

そして、こういった職員の不正行為によって懲戒分限審査委員会が開かれまして、市長に対して答申がなされましたね。この答申がされた職員の処分の内容となぜそういった内容になったのか、それについてその根拠も示していただきたいというふうに思っております。

次に、国民健康保険税についてをお伺いいたします。今年度の国民健康保険税については、本当にもう余りにも高過ぎるという声が市民の間から上がっております。これは、やはりですね、平成20年度の税額を決めるに当たって市長がですね、特別会計だからということで多分独立採算というふうな視点でですね、税額を決めたのかなというふうな気がするんですよ。そのために多大な負担を市民に与えていると思うんですが、その点についての市長のご見解を賜りたい。

そして、質疑の段階でも市長は明確に答弁をされておりましたけれども、この国民健康保険税についてはですね、やはり市民の立場に立って今後減額をしていく。そして、その分については一般会計から繰り入れて市民負担を軽減していくという立場に変わりはないのかどうかですね、ご見解を賜ります。

それとですね、平成20年度と平成19年度と比較をして30%以上の増税になった世帯数及び人数、それと補助金交付条件について市民は余りわかっていないと思うんですね。その補助金の交付条件の説明とともに、その補助金の計算式、これについても市民にわかるようにご説明を願いたいというふうに思っております。

次に、補助金、負担金、受託費についてであります。これは、本市から、宮古島市。その前に、合併前には旧市町村、旧平良市、旧城辺町、旧上野村、旧下地町からですね、宮古土地改良区へ多額の補助金や負担金や受託費が補助されております。

そこで、お伺いするんですけども、その宮古土地改良区への、平成15年度から平成19年度までの決算出ておりますから、その決算書に基づいたこれらの補助金、負担金、受託費の額について年度ごとにご説明を願いたい。

そして、どういった事業にどのような形でね、使われているのか、このお金の使い道についてもご説明を願いたいと思います。

さらに、これまでに多額の補助金を交付しています。大体土地改良区の歳入というのはですね、組合員の会費、いわゆる水代金、それと国や県や市町村からの、市からの補助金や負担金等でほとんど占めています。この多額の補助金とかについてですね、これの用途について会計検査や、あるいは監査をした実績があるのかどうかお聞かせを願いたいというふうに思っております。

次に、教育行政、西辺中学校の体育館及び西辺小学校の校舎建設についてであります。ご承知のように西辺中学校の体育館、去年取り壊されまして、1年余にわたって建設がなされておられません。このたび建

設がなされることになったんですけれども、この西辺中学校の体育館と小学校の校舎建設についての進捗状況についてご説明を賜りたいというふうに思っております。

以上、答弁を聞きましてから再質問をいたします。よろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間雅昭議員の質問にお答えしたいと思います。

数日前の地元紙での辞任示唆という報道についてでございますけれども、私は辞任をすると申し上げたわけではございません。ただ、3年前の選挙で市長選と市議会議員選挙が一緒になったということで、そのときには一緒じゃないほうがいいんじゃないかなと考えたよということを上申しただけでございます。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時08分）

再開いたします。

（再開＝午後2時08分）

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず最初に、平成20年度の国保税の税率を決定するに当たってですね、どういったことを注意してやったかという、根拠みたいな形ですけれども、説明いたします。

国保事業につきましては、一般会計と異なりまして、会計処理がですね、支出額に応じて収入額を確保しなければならないというような特徴があります。それで、支出額は被保険者の医療費等に応じて変動するものでありまして、収入がないから、これを抑えるということのできない性質を持っているわけでありまして、医療需要の増大、それから国の医療制度の見直し等で平成20年度から始まった後期高齢者制度及び特定健診事業等も考慮いたしまして、収支の均衡を図ったような状況が要因にはなっております。したがって、平成20年度の税率改正の決定に当たりましてはこういうことを踏まえまして、この収支の均衡を図るために被保険者としても応分の負担が必要であるということ念頭に置きまして、宮古島市国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、国保運営協議会の答申により3月定例会に提出をいたしまして、議決を得て国民健康保険税の改正を行っているところであります。確かに先程もご質問がありましたけれども、その改正につきましては多数の苦情あるいは質問、相談等が寄せられております。これについてはですね、この対応につきましては件数にいたしまして3,000件ぐらいの相談がありました。この対応につきましては、今後調整いたしまして、対応していきたいと思っております。その激増地域についての、先程質問にもありました、後ほどお答えしますが、補助金制度、それから減免措置のですね、規則も制定してありますので、そういうような形で対応していきたいと思っております。

それから、先程も言いましたように、いろいろ相談があるのは税率の見直しというのも確かに大きな問題があります。今度市長の計らいでその激増地域への、地域への30%以上の税率のアップ額のですね、アップ率の地域については60%、30%の増額に対して60%の補助を制定しておりますけれども、それは高額な資金を要しますので、最終的には税率の改正というのも視野に入れてですね、考えていくような検討をしていきたいと思っております。これは、来年度以降になりますけれども、その件につきましては財政の問題

もありますので、一般会計の繰り入れも含めてその税率の改正の観点からも協議していく必要があるかなと考えております。

それから、先程申し上げております補助金の内容なんですが、市民にわかりやすく説明してほしいということでもあります。計画いたしました当初、平良地区を基準にいたしましての平良地区の上昇額の50%を基準にしてのそのオーバー分の60%を助成するという計画を持ちましたけども、市民からの要望が強いということでこれを30%、伊良部地区の上昇率の30%を基準にいたしまして、そのオーバー分の60%を助成するという制度に変えました。この内容ですけども、まず概要は規則、補助金の交付規程の内容なんですが、まず基本的に平成19年度と平成20年度の税額の資産額の比較になります。その上がった分の比較というのはですね、前年度の4月査定分の時期と平成20年度の4月査定分の時期の差額になります。それから、平成19年度国保税の完納者世帯、平成20年度の国保税の完納者世帯ということを基準にいたします。基本的にそういう形になりまして、まず議員がおっしゃる補助対象世帯が5,126世帯となります。率にしまして47%、要するに国保加入世帯の47%がその恩恵を受けるという形になりますが、今後先程も言いましたように市民全体の恩恵を受けるという観点からしますと、やっぱり問題は少々ありますので、この辺につきましては時間をかけまして、税率改正のシステムの構築も考えながら対応していきたいと思っております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後2時15分)

再開いたします。

(再開=午後2時15分)

◎副市長(下地 学君)

議会に提出した会議録の21ページから23ページを詳しく読み上げて市民の前に明らかにしてもらいたいということなんですが、この21ページから23ページはこれまで全員協議会において報告した内容と全く同じですが、議員から読み上げて市民の前に明らかにしてくださいということですので、一応重複すると思うんですが、報告させていただきます。

まず、宮原地区集落地域整備事業の概要……

(議員の声あり)

◎副市長(下地 学君)

じゃ、概要は省略します。

まず、7、不正行為の経緯。国の補助事業を受けて進めている宮原地区ほ場整備工事について、平成18年度事業の一部が未執行にもかかわらず沖縄県に事業実績報告が提出され、工事代金が不正に支出された。この事実関係を調査していく中で、平成15年度に発注した測量設計委託業務の成果品の一部(畑地かんがい施設に係る設計図書)が納品されてないことが確認された。平成18年度宮原地区ほ場整備工事の追加工事として発注された、畑地かんがい施設工事の基となるべき設計図書がなかったため、着工できず、実績報告後も工事の変更が行われ、結果的に未執行の工事代金(繰越分1,532万2,000円)が年度末の平成20年

3月31日に完成払いとして支払われた。調査結果は以下のとおり。

(1) 平成15年度宮原地区測量設計委託業務について。平成15年度宮原地区ほ場整備測量設計委託業務を発注(契約金額892万500円、契約日平成16年3月1日、工期平成16年3月1日～3月30日)、(変更契約額23万4,150円、契約日平成16年3月16日)。委託業務のうち、ほ場整備に係る設計図書の納品は確認されている。成果品として納められるべき「畑地かんがい施設」の設計図面の納品がされていないことが調査の結果確認された。このような成果品の一部が納品されないまま、測量設計委託に係る業務完了報告書が受領されているが、調査では、検査時において、担当職員を初め当時の課長まで成果品の確認がされていない。検査調査については、平成16年3月31日付けで担当職員が起案作成し、決裁を行っているが、当時の係長はじめ部長まで成果品の確認のないまま決裁が行われている。この検査調査に基づき、業者あてに合格通知書を発行し、同日付で成果物引渡書を受領しているが、いずれも成果品の確認がされていない。平成16年3月31日付けで沖縄県に実績報告書が提出されているが、一部成果品の確認のないまま事業完了の報告がされている。この実績報告と併せ、15年度地域集落整備事業として補助金請求がなされ、補助金の交付を受けている。なお、設計業者は、「畑地かんがい施設整備に係る設計書については、ほ場整備工事完了後、協議する予定だった」と述べているが、未提出となっている。

(2) 平成18年度宮原地区ほ場整備工事について。当初契約は、指名競争入札により平成18年12月25日に工事請負契約が締結され、事業が実施されている。平成19年2月23日に、第1回変更契約(変更増額3,870万7,200円)が行われ、随意契約がされているが、ほ場整備工事と畑地かんがい施設整備は一体となっていることもあり、地方自治法施行令第167条の2第1項6号が適用されている。平成19年3月27日に部分払いの検査が行われ、平成19年5月29日に支払われている5,045万7,500円については、完了したほ場整備工事の他に未執行の畑地かんがい施設整備工事に係る事業費が一部含まれている。検査調査については、工事が一部未執行と知りながら、平成19年5月30日に財政課検査担当より発行されている。また、事業の実績報告が平成19年5月31日付けで県へ提出されている。実績報告をしたにもかかわらず、平成19年5月16日付けで工期(変更完了年月日)の異なる変更契約書が3通り作成され、その都度差し替えがされている形跡がある。調査では、①平成19年8月31日、②平成19年10月19日、③平成19年12月28日を変更完了年月日とした変更契約書が確認されている。財政課で発行された検査調書(平成19年5月30日発行)とは別に、事業担当において平成19年9月18日に検査調書が作成され、施工業者より平成19年9月19日に工事目的物引渡書が提出されている。完成払いについては、事業担当課が平成19年9月18日に作成した検査調書に基づき平成20年3月31日に工事代金(1,513万2,200円)が支払われている。

(3) 施工業者からの聞き取り状況について。施工業者については、「平成19年5月末にはほ場整備工事が終わっており、担当者に畑地かんがい施設整備工事の図面を請求したが、提出はなく平成20年3月まで待たされる状況だった。ようやく今年6月末に担当より図面があがってきて、早目に工事を始めてくれといわれたので、その準備を進めていたが、8月に入り、急遽担当より止められた。」と述べております。

8、まとめ。今回の工事未執行に係る不正支払いは、平成15年度の畑地かんがい施設に係る設計図書の納品がないまま、平成18年の畑地かんがい施設整備工事の発注をしたことが大きな要因の一つともなっている。調査の結果として、県への実績報告等多くの書類で虚偽の報告がなされ、さらには正規の手続を経ない文書が存在する等、補助金の不正受給、工事代金の不正支出が明らかとなっている。今回の件につい

ては、事業担当者より問題点等を上司に相談することもなく、また、事業担当者以外の係長、課長等上司が現場の状況を把握することなく事業が実施されたことが一連の不祥事につながっている。今後の対応については、事態の早急な収拾と再発防止を徹底させて頂きたい。

◎議長（下地 智君）

しばらく休憩いたします。

（休憩＝午後 2 時26分）

再開いたします。

（再開＝午後 2 時26分）

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、宮原地区のほ場整備工事についてであります。概要と、それから経費の配分ということでございますけれども、宮原地区のですね、集落地域整備事業の概要であります。まず農道整備があります。それから、集落道整備、それからほ場整備、農業用用水整備ですね、これは畑かんであります。それから、農村公園、コミュニティー施設、これは集落センターですね。これらの伴う測量試験費等がありまして、経費の配分がまず当初計画、平成15年度の当初では農道整備が427メートルで、工事費が5,510万円、それから集落道整備で延長が2,290メートルで、工事費が2億1,260万円、ほ場整備で当初が4.8ヘクタールであります。2億1,450万円、農業用用水整備、いわゆる畑かんであります。これも4.8ヘクタールで、当初1,880万円、それから農村公園、これは3,000平米であります。8,710万円、集落センター、コミュニティー施設であります。300平米の計画で1億1,190万円、これらの純工事費の合計で5億6,150万円ということになります。加えて測量試験費、用地、交雑等含めると、合計いたしまして1億3,850万円ということで、平成15年度の当初計画では7億円の事業費を予定をしておりました。

これが変更になりました。変更後ではですね、農道整備がまず延長は変わりませんけれども、事業費で3,957万4,000円、1,552万6,000円の減であります。集落道整備で延長が207メートルの減となりまして、工事費で2億7,020万6,000円で539万4,000円の減、それから圃場整備で面積が4.8ヘクタールから3.4に変更になっております。変更後の工事費、事業費で1億1,259万9,000円、それから畑かんと同じく3.4ヘクタールで3,957万4,000円、それから農村公園で事業量は変わりませんが、工事費で8,390万円となります。コミュニティー施設、いわゆる集落センターのほうで面積変わりませんが、工事費で9,391万7,000円、純工事費の合計でありますけれども、変更後が4億5,979万5,000円、加えて測費、用地、交雑の部分が1億3,020万5,000円ありますので、これらを合計しますと変更後の事業費の合計5億9,000万円となっております。当初から1億1,000万円の変更減ということになっております。

それから、執行済みの事業でありますけれども、農道整備、農道のほうは427メートル、平成19年で完了いたしております。それから、集落道が2,083メートルありますが、平成19年度で1,525メートルが執行済みでありまして、残の558メートルにつきましては現在平成20年度の事業として取り組む予定をいたしております。それから、ほ場整備については3.4ヘクタールであります。平成16年度に1.6ヘクタールが済んでおりまして、平成18年度の発注が1.8ヘクタールでございます。合計で3.4ヘクタール。それから、コミュニティー施設であります。面積300平米、平成17年度、これは単年度事業として取り組まれております。これは、既に完了いたしております。

次に、未執行の事業でありますけれども、集落道で先程申し上げました558メートル、これは平成20年度に完了予定をいたしております。それから、農業用水、これが今問題になっている部分でありまして、すべて未執行という形になっております。次、農村公園、これは旧公民館のほうを取り壊しをしまして、多目的に使えるような広場、いわゆるゲートボール場を中心とした広場整備を行うということ、これも平成20年度で取り組む予定をいたしております。

それから、不正受給ということでありまして、まず国への返還金がございます。これ今あくまでも概算の数字でありますけれども、畑かん事業の分で、これは国、県合わせてのものであります、3,565万5,000円です。これは、確定の数値ではございません。それから、平成15年度の発注されたいわゆる測量コンサルの分です、378万7,000円です。合計いたしますと3,565万、失礼しました。土地改良の分がですね、3,186万8,000円で、今申し上げました測量コンサルの分が378万7,000円、トータルで3,565万5,000円ということになります。これがいわゆる不正に業者のほうにも支払われているということでご理解していただければと思っております。これについては、県のほうが現場、現地の確認なども行いまして、市から県へ報告書提出いたしまして、また県から国にですね、調査報告書を提出して、その後金額の確定はなされるものというふうに思っております。

次に、宮古土地改良区の件でありますけれども、平成15年度から平成19年度までの市が支出をした補助金の実績はということですが、手元には平成16年度からの資料を持っておりますので、平成16年度から申し上げたいと思います。国営造成施設管理体制整備促進事業であります。これが市から土地改良区のほうに補助金として出されている分です。平成16年度が4,930万4,000円、平成17年度が4,836万円、平成18年度が4,091万円、平成19年度が3,486万4,000円、平成20年度、これは予算書に記載されている金額であります、3,472万8,000円ということになります。これが国営造成分。もう一つ、基幹水利施設管理事業というのがございますが、これは地下ダムの管理、それから施設の管理がございます。これは、委託業務でありまして、まず砂川地区の基幹水利施設の操作委託であります、平成16年度が2,244万4,800円、平成17年度が2,312万2,050円、平成18年度が2,509万5,000円、平成19年度が2,393万7,900円、平成20年度が2,501万6,000円、これは平成20年度はその年度のですね、委託業務終了後に支払いをするということですので、まだ支払いはされておられません。それから、福里地区の基幹水利施設の操作委託でありますけれども、これも平成16年度が2,827万200円、平成17年度が2,913万8,550円、平成18年度が3,075万4,500円、平成19年度が2,931万6,000円、平成20年度が2,902万4,000円です。それから、砂川地区の基幹水利施設自家用電気工作物の保安管理委託業務というものが平成18年度から発生をしております。平成18年度が34万7,760円、以下平成20年度まで同額が支出をされております。これは、主に電力施設の維持管理あるいは運用のための委託業務であります。合計いたしますとですね、国営造成分と基幹水利施設の分の、それから電気工作物の保安管理をトータルで申し上げますが、平成16年度が1億1万9,000円、平成17年度も1億62万600円、平成18年度が9,710万7,260円、平成19年度が8,846万5,660円、平成20年度が8,911万5,760円という予定をいたしております。

それから、監査の実績はあるのかということがございますけれども、多分に土地改良区にも監査委員がいらっしゃると思っておりますし、市が直接監査をするということはいたしておられません。経済部の農村総合整備課では、土地改良区から提出された実績報告の数値をもとにですね、報告書が適正に報告されて

いるかどうかの確認だけをやっているということであります。基幹水利につきましては、委託業務完了後に委託された業務の内容のわかる写真とかですね、あるいは業務日誌だとか、そういったものを検査をしているということになっております。

それから、こういった経費に使われているのかということでありますけれども、これ平成19年度の実績報告で申し上げますとですね、まずこの事業、国営造成については国からの補助率は80%であります。20%を市が負担をいたしまして、補助金として出しているということになります。経費といたしましてはですね、会議費、それから事務費ですね、推進費、それから操作運転費、点検整備費、施設管理費、それから施設費、調査費、諸油脂費ということですね、それから整備補修費、電気料、主にそういった経費として使われているという報告を受けております。

一応以上であると思っておりますけど、もし答弁漏れがございましたら指摘をお願いしたいと思います。

◎教育部長（長濱光雄君）

西辺中学校体育館建設についてでございますが、西辺中学校体育館は平成20年8月19日から平成21年1月30日までの工期で現在工事に着手されて着々と工事が進行しております。工期内に完成できるよう一層努力をしてみたいと思います。

それから、西辺小学校校舎建築についてお答えをいたします。西辺小学校校舎建築については、現在仮設校舎の工事を行っているところであります。今月中には仮設校舎への引っ越しを終え、10月初めごろには校舎の解体工事を予定しております。現在設計業務を進めておりますが、11月には校舎の着工ができるように努力をしているところでございます。

◎総務課長（伊良部平師君）

職員の違法行為はどのようなものがあつたかというご質問ですが、まず平成15年度と平成18年度にかかわる宮原地区のほ場整備工事にかかわるものがございまして、平成15年度の測量設計委託業務にかかわる部分は成果品がないままに業務完了報告がされている、あるいは検査調書が作成されている、それから業務成果物の引渡書が作成されている、実績報告がされているというようなことで、宮古島市の財務規則、それから服務規程、それから地公法の30条、32条に該当するということでございます。これは、服務規程と、それから財務規則、それから行政組織規則ですね、これにも違法行為に該当するということです。

それから、平成18年度にはほ場整備工事の部分ですが、検査設計書がないままに変更協議がされており、そしてそれに基づく契約書が作成されるというようなこと。それから、繰り越しの議決をしないままに年度を超える変更契約を行っていること。それから、部分払いに係る検査調書の作成ですが、未執行分を含む検査調書が作成されて、これが支払われているというようなこと。それから、同じく未執行工事部分があるにもかかわらず検査調書が作成されていて、実績報告がされ、補助金を不正受給しているというような違法行為がございました。これは、先程申しましたように財務規則、それから行政組織規則、それから地公法では地公法の30条、32条に該当しております。

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する職員の懲戒についての答申が去った9月9日に行われましたが、根拠法令は地方自治法第29条第1項第1号及び第2号、第3号に該当するということで、答申の内容は停職処分が1年1名ですね、減給処分が6カ月の10%1名、同じく減給処分が4カ月10%が2名、同じく減給処分が3カ月が10%1名、同じく減給処分が2カ月10%が5名ということで、それから戒告処

分が1名、以上が懲戒で、文書訓告が5名、嚴重注意が6名という結果になっております。

◎議長（下地 智君）

答弁漏れございます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時48分）

再開いたします。

（再開＝午後2時50分）

◎総務課長（伊良部平師君）

懲戒処分の答申に当たってはですね、宮古島市職員の懲戒処分に関する指針に基づいてそれぞれのかかわる事項について審査をして答申内容に至ったという結果になっております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時51分）

再開いたします。

（再開＝午後3時09分）

◎総務課長（伊良部平師君）

処分の内容で法的処分の内容なんですが、停職1年ですが、これは服務規程、それから財務規則に違反しておりまして、地公法、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号がこれに該当しております。それから、減給処分の部長、課長、補佐クラスの減給処分ですが、これは宮古島市行政組織規則第7条の指揮監督責任があるということで、それぞれ答申に沿って発表したとおりでございます。

◎池間雅昭君

再質問をいたします。

先程の部長の答弁ではですね、変更されてこの宮原地区約7億円から5億9,000万円まで、1億1,000万円ほどの変更、減になっていきますね。その主な理由をちょっと説明してもらえますか。

それから、不当に、不正に受給をした、あるいは支払った金額が先程の答弁で3,565万5,000円というご答弁でございます。これは、当然不正に受給したお金ですから、宮古島市から国や県のほうに返還しなけりゃいかんと。そのかわりに未執行部分の事業については宮古島市の単独事業で完成しなければならないということになるわけですね。そうしますと、この地区の事業を完成させるためにはこの2倍の費用が必要になってくると思うんですけどもね、これどこから捻出されるんですかね。約7,000万円のお金、費用をどこから捻出するんでしょうか。

そしてですね、不正に受給をした金額ですから、当然返さなきゃいかん。しかし、不正行為によってこの金額は発生したわけですね。だれに責任があるんですか、市長。返還されるお金についても、新たに宮古島市が単独でやらなければならない事業についてもですね、だれがどういうふうな責任とるんでしょう

か。これぜひとも市長のご見解を賜りたいというふうには思っております。当然ですね、これらの金額についてはさきに副市長と担当部長が県のほうに出向いて相談をされたというふうな報道が出ておりますけれども、その後県とはどのような調整をなされました、市長。これは、当然市民の生活に大きくかかわる問題ですから、市長みずから出向いてですね、県と調整をして、しかるべく大事な問題だと思っております。その後、県とどのような調整をなされたか。そして、いつですね、市長が出向かれて話し合いを持ったのか、これもご答弁願いたい。

それと、やはり国家賠償法に基づいて損害賠償請求をしなければならないと思います。これは、市長ね、最高の決裁権者は市長でありますから、当然市長、副市長、部長、課長というふうにはですね、責任の重い順序に私はその賠償額も当然多くなると思っておりますけれども、これについての市長のご見解も賜りたいというふうには思っております。

次に、職員の処分の内容について一番重いので停職1年と、これは一番若い担当係ですか、主任技師と書かれてますけれども、それとですね、嚴重注意と。市長ね、お伺いします。決裁は何のためにあるんですか。担当職員から上がってきた事案に対して、これが法令に基づいて処理されているのか、そして行政手続ききちっとしているのか、そういったものをきちんと上司が判断をした上で決裁はするんじゃないですか。そうしますとね、この一連の不正行為と言われていることに対しまして一番最後に決裁をしたのは市長であるわけですから、だれがどう判断をしても市民の大多数は市長に大きな責任があるというふうに考えていると思っておりますよ。これについての市長のですね、ご見解も賜りたい。

冒頭にお伺いしました、いわゆる市長の地元紙での発言でありますけれどもね、3年前から、市長が当選したときから同日選挙は好ましくないと思っていたと。これ非常に不謹慎な発言じゃないですか。不謹慎じゃないですか、そういう考えは。合併をして新しい宮古島市が誕生して、選挙によって市民の負託を受けた市長がですよ、当選をしたときからやめることを考える。だって、任期を待たずに市長選挙と議員選挙は同日では好ましくないというふうなことはですよ、任期を待たずに自分はやめますということじゃないですか。こういう語り、本当に新生宮古島市の行政を任せてきたと思うとですね、非常に市民は情けないと思いますよ。選挙によって選ばれたんだから、本来なら任期を全うするというふうな考えで行政運営は行うべきじゃないですか、市長。私は、そう思います。それを今回のですね、宮原地区の不正行為に関してのそういう考え方ならですね、まだしも、当選をした当時からもう任期満了しないで辞任を考えると、まさに市民に対する背信行為だと私思いますけれども、市長のこれについてのご見解を賜りたいというふうに思います。

次に、この土地改良、宮原地区の問題ですけども、この補助金も不正に受給をしたということは、これだけ国、県から何らかのペナルティーは科されるのは当然だと思います。それから考えますとですね、今後ですよ、宮古島市の補助事業に対して国、県はどのようなふうな対応をとるとお考えですか、市長。これまでどおりスムーズにね、申請を受けて採択をしていただくというふうなわけにはまいらないと思っておりますよ。大きな制約を受ける、困難を伴うというふうには思うんですけども、市長、今後の本市の補助事業についてのですね、このたびの事件の影響どのようにお考えなのかご見解を求めたいというふうに思っております。

次に、国保の事業の問題ですね、私は市長ね、質疑で市長がお答えになられたようにですね、やはり税

率を改正をして当然所得割、資産割、そして平等割、均等割があるわけですから、税率を改正をして低くしていく、平等割も均等割も当然軽減していく、そういうふうなことによって市民の負担は軽減されるわけですね。それから、私の質疑に答えたようにですね、明言してほしいんですよ。やはり市民の前で明らかにしていただきたい。市民負担は軽くする、その分は一般会計から補てんをしていくと、繰り入れていくというふうなことをですね、ぜひとも市長みずからの言葉でですね、市民のほうに語っていただきたいなというふうに思っております。

次に、宮古土地改良区への補助金、負担金、受託費についてお伺いいたします。これは、ほとんどですね、宮古土地改良区の歳入は国、県、そして市からの補助金や負担金、そして受託費、それに加えて組合員の水代ですね。それから成っております。そういう中でこれらの歳入をもとにして当然人件費や会議費や事務費やね、いろいろなもの出されてくるんですけども、どうも不透明な部分が見受けられるわけですね。そしてですね、宮古島市から、合併前からですよ。毎年毎年1億円もの負担金、補助金が出されている。これをそのままほっておくということは、私はおかしいと思うんです。当然向こうには監査委員ありますよ。ありますけれども、その補助金、負担金あるいは受託費を流しっ放しじゃなくてですね、適切にこれが運営されているか、使用されているか、それを確認することは私は大事だと思うんですね。ちなみに、今議会にも組合員の方から陳情書が出されております。これについては、組合員の水代や、あるいは市からの補助金がどのような使い道をされているか、これを調べてほしいというふうなことでありますからね、当然我々議会に陳情されたんだけど、それが資料配付にとどめられたということでもありますから、本市の監査委員ですか、それに伴って、組織は違いますけどもね、できれば監査委員長のご見解も賜りたいんですけども、やはり監査してもらいたい。そしてですね、これは市民からの情報であります。実は、この土地改良区の予算の関係ですね、平成11年から平成15年にかけて1人の職員の名義で口座が開設をされています。その口座にですね、土地改良区からの公金と、そして個人のお金が混在して預けられたり、支払われたりしています。それについて関係部課はご存じでしょうかね。こういったことも含めてですよ、やはり人件費含めてこの補助金、負担金等が使われているわけですから、補助金等が適正に運用されているかどうかというのは当然私は監査等によってですね、確認をするべきだと思うんですが、市長、ご見解を、代表監査委員かな、ご見解を賜りたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

次に、西辺中学校の体育館建設ですね、契約も済みまして、着工がなされて、工期内にはぜひとも完成したいという強い決意であります。ご承知のようにですね、特に西辺中学校の体育館というのは今年の7月に取り壊しされまして、子供たちはずっと大変不便を困ってきているわけです。体育の授業にも大いに支障を来しました。部活動も体育館がありませんから、北中学校の体育館をお借りしたり、あるいは狩俣中学校の体育館をお借りしたり、市営体育館をお借りしたりと本当にですね、涙ぐましい努力をしてこれまで頑張ってきたわけですね。したがって、この西辺中学校の体育館建設については急を要する生徒たちはもとより、学校や父母、そして地域の方々がまさに待望している体育館であります。幸いなことに去った8月の19日におきましてですね、この議会におきまして採決の結果、賛成多数でありますけども、本議場においで議員諸氏のご協力いただきまして、議案が可決されましたこと心から御礼申し上げたいというふうに思っております。そういうことでですね、当然教育委員会は子供たちや学校、父母、そして地域全体の気持ちをですね、お酌み取りいただきまして、できるだけ早く完成に向けて頑張ってください

ますことを心からお願いを申し上げます。

以上、答弁をお聞きしましてから再々質問をいたします。よろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮原地区のほ場整備についてですけれども、だれが責任をとるのかということですが、これは決裁をした者が責任をとらなきゃいけないと思っております。

また、市長にも大きな責任があるんじゃないかという話ですが、そのとおりだと思っております。

また、この件について県に行って話をしたことがあるかということですが、今担当部が県と調整中ですので、それを見ておりますけれども、私は宮古支庁長と話をしております。

また、国賠法に基づく賠償ですが、責任の重い順にとるべきじゃないかというお考えですが、これはほかの例を見ながら考えていきたいと考えております。

また、市長と市議会議員の同時が好ましくないということに対してこれはおかしいんじゃないかということですが、これは私が実際に選挙戦ってみて市長には市長の政策とか公約等があります。また、議員の皆様には議員の皆様が持っている政策等もあります。これがなかなか一緒には浸透しにくいという面があったような気がしますので、そう考えております。

また、国民健康保険についてですけれども、国民健康保険については来年以降の税率の見直しについて市民の健康増進事業の推進を図りながら医療費等の推移及び一般会計の財政状況を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、変更の主な理由でありますけれども、農道整備におきましては道路にかかる構造物等が計画時より小さくなったということでありまして、それから、集落道につきましては1号集落道が地元より地元から配所へ通じる道路であるというふうなことで、いわゆる工事をしないほうがよろしいのではないのかということで要望があったということでありまして、それで除外をされていると。それから、ほ場整備については1.4ヘクタールの面積減でありますけれども、計画当時受益に入っていた方が一部の方が反対をしたということで面積の減ということでありまして、また、畑かん事業についてはですね、変更の際に農道の舗装の部分が追加をされて、これは逆に増になっております。それから、農村公園、公園の整備であります、整備内容の見直し、いわゆる遊具等の見直しによって減ということになっております。これが主な7億円から5億9,000万円の変更の理由であります。

それから、未執行分の費用については先程市長からもありましたけれども、当然国のほうからもし返還命令があれば市は当然に指定期日までに返還をしなければなりません。これは、不正受給をした業者からの返還がなくとも市は責任を持って国に補助金相当分を返さなければならないという義務を負いますから、これは当然市は期日までに返還をします。これについては、一般財源で予算の措置をしなければならないだろうというふうに思っております。

それから、じゃ事業をどうするのかということですが、先程も国賠法の関係で市長からもありましたが、その未執行分の事業につきましては部といたしましてはですね、とりあえずは受益農家に負担というか、長い間、今後ですね、そういったかん排事業が未執行のためにですね、負担を強いてはならないというふうなことで、部の考えとしては一般財源を充てても事業を執行して受益農家の皆さんがですね、

一日も早く地下水を利用した農業経営ができて農業生産に励んでいただきたいというふうな思いから、一般財源を充当してでも事業執行するべきだというふうな考えを基本的には持っております。したがって、せんだって宮原地区の受益の農家の皆さんが今定例議会に補正予算を追加してでも事業執行してほしいというふうな要望がありましたけれども、今回の議会にはちょっと厳しい面があるので、12月ごろをめぐって、またその間には議会の議員の皆さんのご理解を得て、得られるのであれば12月機会に補正予算も組みたいというふうな形で、市長も同席いたしておりましたので、そういった形で受益農家の皆さんには報告をしております。

それから、今後の国、県の補助事業についてでありますけれども、これは何らかの形です、ペナルティーはあるものというふうに予想しております。といいますのは、言われていることは今の課の執行体制では、人員も含めてですね、課の執行体制ではちょっと弱過ぎるというふうなことがありまして、組織の見直しなどを図って事業に対する取り組み強化をやっていかなければ厳しいでしょう。というのは、新規の採択が宮古島市から平成21年度においても何件か上げております。今ヒアリングをやっている最中でありまして、そういった新規採択が若干これまでどおりにはいかないでしょうということも予想いたしております。

それから、宮古土地改良区の会計処理の中で個人の口座があると、公金が振り込みされているんだが、関係課は知っているかというご質問でございますけれども、先週そういった個人の口座があると、この中に公金と思われる金額の振り込みがされているというふうなのは聞いております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時34分）

再開いたします。

（再開＝午後3時36分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

今懲戒分限審査委員会から答申を受けておりますので、議員の今のご指摘も勘案しながら考えていきたいと思っております。

◎池間雅昭君

3回目の質問を行います。

市長ですね、私が話しているのは行政組織としてですよ、すべての行政行為を行う、すべての行政手続を行うに当たってはね、起案者から起案文が上がってきますよね。その起案書に対して上司が決裁を積み重ねていく、それをもって初めて事業が執行されるわけですよ。ですから、そういう手続の中で起案者のみが重い処罰を受けて、その上司たちが厳重注意とかね、そういったもので済むのかどうかということなんです。こういうことがあるから、今までの宮古島市の行政でね、いろいろな事業執行についての不正行為が出てきたじゃないですか。市長が宮古島市長に就任して以来、例えば下崎地区の問題とか、あるいはパイナガマの問題とかね、あるいは港湾の緑地の問題とか、ぽんぽん、ぽんぽん出てきたじゃないですか。私は、そこにね、決裁印の重みというものがね、やはり部下に対して、副市長含めて部課長に対し

てきっちりとそれを指導していく、きっちりと求めていく、こういう体制がないから不祥事がぼんぼん、ぼんぼん出てくると思うんですよ。これは、まさに市長の職員に対する指導力の不足と、指導力のなさと言っても過言ではないと思うんですね、市長。そういったこと等も含めて一番今市民がどうなるのかと思っていることはですね、補助金を返還します、新たに宮古島市が単独で事業をしなければいけません、この費用はだれが負担するかということが一番の市民の関心事なんです。市長はですね、上野のいわゆる裁判所からの差し押さえの通達、それを職員が見過ごすことによって1,200万円余の損失を市民に与えました。今係争中です。こういう公金にかかわることに対して職員が余りにも無頓着過ぎるんです。市民の声は、これが自分のお金だったらそうするのかなというふうな、当然素朴な疑問ですね。当然疑問が出ているんです。ですから、今回のことについてはやはり最高責任者である市長から順序よくその責任というのは私はとるべきだと思うしですね、市長、その市長の責任というものは市民はもはやもういいんじゃないかと、おやめになられたほうがいいんじゃないかというふうな声が大きいですよ。私は、指摘をしました。同日選挙は好ましくないということは、どうも言いわけされておりますけどもね、市民だれが聞いたってこれ不謹慎だと思いますよ。当選した時点から既に任期を満了しないでやめることを考えている行政の長がどこにいますか。おかしいでしょう、市長。ですからですね、これも含めてやはり今回のものも含めてですね、きちっと責任をとられる。今市長は、すべてのものを整理をした後で考えますというふうにおっしゃっておられますけども、それも一つの方法ではありましょう。しかしですね、市民の声よく聞いて、そして議会の声よく聞いてですね、判断をしていただきたい、私はそれを強く求めたいというふうに思っております。これについては、市長ね、ぜひご答弁を求めます。

次にですね、職員の名義による、これ宮古土地改良区のものですけどもね。口座があると。担当課は、それを承知をしているということでもありますね。そうしますと、まさに補助金、負担金が適正に処理されているかどうかということですよ、公金が入っているというふうなことを皆さん承知しているわけですから、しっかりとこれ確認しないといかんと思いますね。やはりこれは市としてもしっかりと監査を入れてはつきりしていく務めがあると思うんですが、市長ね、そういったものも含めてどのようにお考えなのかですね、ご答弁を求めまして、まだ2分ありますけども、時間も大分使わせていただいております。これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

今回の宮原の事案についての責任のとり方ですけども、まずは私は国や県としっかりと向き合って国や県の指導を受けながらこれからの補助金返還等のことについて処理をすることが私の務めと思っております。また、こういうことが再び起きないようにしっかりと内部体制を固めていく、県からも求められておりますので、それをしっかりと固めてこれからの事業に差し支えないような形をとっていきたいと、そのように思っております。

また、宮古土地改良区の個人の口座に公金が入っていたという話は私初めて聞きますけども、これもしっかりと調査してまいりたいと思っております。

◎議長（下地 智君）

これで池間雅昭君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

(延会=午後3時44分)

平成 20 年

第10回宮古島市議会(定例会)会議録

9月24日(水) 5日目

(一般質問)

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第5号

平成20年9月24日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成20年9月24日

（開議＝午前10時34分）

◎出席議員（17名）

（延会＝午後4時17分）

議長（22番）	下地 智君	議員（13番）	宮城 英文君
副議長（15〃）	嘉手納 学〃		
議員（1〃）	友利 惠一〃		
〃（2〃）	仲間 明典〃		
〃（3〃）	池間 健榮〃		
〃（4〃）	新里 聰〃	〃（19〃）	亀濱 玲子〃
		〃（20〃）	上里 樹〃
		〃（21〃）	與那覇 夕ズ子〃
		〃（23〃）	豊見山 恵栄〃
〃（9〃）	前川 尚誼〃		
〃（10〃）	與那嶺 誓雄〃	〃（26〃）	下地 秀一〃
〃（11〃）	山里 雅彦〃		
〃（12〃）	池間 豊〃	〃（28〃）	池間 雅昭〃

◎欠席議員（10名）

議員（6番）	佐久本 洋介君	議員（17番）	上地 博通君
〃（7〃）	砂川 明寛〃	〃（18〃）	平良 隆〃
〃（8〃）	棚原 芳樹〃	〃（24〃）	富永 元順〃
〃（14〃）	眞榮城 徳彦〃	〃（25〃）	富浜 浩〃
〃（16〃）	新城 啓世〃	〃（27〃）	下地 明〃

◎説明員

市長	伊志嶺 亮君	城辺支所長	平良光成君
副市長	下地 学〃	上野支所長	砂川正吉〃
総務部長	宮川 耕次〃	下地支所長	平良哲則〃
企画政策部長	久貝 智子〃	水道局次長	砂川定之〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣〃	消防 長	砂川 享一〃
環境施設整備局長	長濱 博文〃	教育 長	下地 恵吉〃
経済部長	上地 廣敏〃	教育部長	長濱 光雄〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大〃	生涯学習部長	饒平名 建次〃
会計管理者	平良 富男〃	総務課長	伊良部 平師〃
伊良部総合支所長	垣花 恵〃	財政課長	石原 智男〃
平良支所長	狩俣 照雄〃	企画調整課長	下地 信男〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	喜屋武 重三君	議事 係	仲間 清人君
次 長	荷川取 辰美〃	庶務 係 長	友利 毅彦〃
補佐兼議事係長	前里 安男〃		

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時34分）

本日の出席議員は、17名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

（「議長、ちょっと休憩願います」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時34分）

再開いたします。

（再開＝午前10時36分）

◎前川尚誼君

一般質問が10時からかなと思っていたんですけど、ちょっと遅れまして、10時35分になっておりますが、それでは与えられた時間、一般質問を行っていきたいと思いますので、当局の誠意ある答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。

今さっき池間健榮議員は、与党議員は何も宮原について聞いていないと言っているんですが、一般質問で聞こうかなと思っていたもんですから、池間健榮議員に後で会長、説明しておいてください。

それでは、全国のニュースでは総理大臣が今日また誕生しようとしておりますのでね、いい景気を持ってくるんじゃないかなと期待して、麻生総理大臣に期待したいと思っております。

それでは、宮原ほ場整備工事についてお伺ひしたいと思います。この工事にですね、かかわる不正行為にかかわってですね、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会を役所内で立ち上げ、懲戒分限審査委員会も立ち上げて今審議していると。調査委員会の結果が出ました、懲戒分限審査委員会からの結果も出ました、あとは市長が判断してどうするかということになってくるだろうと思いますが、我々も急いでですね、究明して、いろんな形で正常化に持って行ってほしいと思っております。特に今運動会シーズンでありまして、あっちこっち運動会へ行きますと、小中学校の。宮原の問題はどうなっているかということを知る人ばかりで、非常に説明するにも我々も困っておりますので、それで国、県とのですね、話も聞きながら、きちんとした形で市長、早目に対応していただきたいなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それで、そういうところで当局から出されております調査資料ですね、調査委員会の懲戒分限審査委員会ですね、意見書とか一応見せてもらっております。非常にこれでいいのかなというところも確かにありますので、少しそういうところを交えながらお聞きしたいと思います。この工事に対してですね、測量設計委託業務に関して検査をするときはどの課がやるのかを教えてください。今宮古島市の場合だと、財政課の中に検査係がいると資料見ておりますので、これはちょうど旧平良市時代でありましたので、平成16年3月31日にはそれでこの課がやったのかをお聞かせください。

次に、この工事が発注されました。工事着工前にはですね、工程表とかというのを出すと思うんですよ。着手、工事着工に対して工事の工程表というのを提出するんじゃないかと、私はその業界をしておっ
て出していたもんですが、この工程表は出されているのか。出されていたら、後でいいですので、今すぐ
じゃなくても。この工程表を見せていただきたいと思います。

それで、その中でまた工事契約の変更がなされております。増額の分と、それで工期の延期願というこ
とで出されていると思いますので、その都度ですね、工事を受注しますと、こういうふうに工程表という
のを出しまして、次工期が変更されますと、ちゃんとしたまたことの変更の工程表というのを出すかと思
いますので、このような工程表は出ているのかどうか。出ていたらこのほうを出していただきたいと思
います。

それと、工事においてはですね、池間健榮議員も口酸っぱく言っていたんですが、工程会議をその都度
その都度行って調べていくかと思うんですが、工事を進めていくと思うんですが、この工程会議はなされ
ていたのかどうか。このようないろんなのが出てくると、そこまで我々も不思議に思っていますので、ぜ
ひ工程会議をやったなら、やったなりの何か資料があると思いますので、それも4,400万円に対しての、
最初の工事に対してのまず工程表。それで、変更されておりますので、次にやったときあたりの工程会議
のやったかどうかの資料。やったかどうか一応このほうは答弁をお聞きしたいと思いますので、よろし
く。建築の場合ですと、確実に1週間1回の工程会議をなされて、どういうふうに進んでいると。そうい
う中では課長もきちんとした形で出てきてやっていたというような私の覚えがありますが、現在はどの
のかもお聞かせください。

それとですね、やっぱり工事をする中では週間の工程表というのをきちんきちんと出していたと私は前
は覚えておりますが、こういうふうにちゃんと週間の工程表ということで今週やった分、来週はこの部分、
こういう事業、工事やりますということできちんとした形でこういうふうに週間の工程表を出して工事は
進めていくと思うんですが、こういうのは出されていたのかどうか。このほうももし出されているのであ
れば、これも変更した分のときののも加えてぜひご答弁と資料提出をお願いしたいと思います。

それと、検査についてですが、工事担当課長は全く知らなかったような感じでの、この検査に対してで
すね、これらの検査はやりましたよということで答弁書、皆さんからの資料が出ておりますが、そうい
うときにこの担当課長は全く知らなかったような感じの受け取り方を我々はしておりますが、課長は余り知
らないのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、出来高払いをしているんですね、工事の中で。そういうときにですね、検査はどこがするのか。
この出来高払いするための検査はどこがするのか。財政課の検査係がするのか、それとも担当課のほ
うであるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。市長、そういう資料とかも提出をお願いしたい
と思います。

宮原ほ場整備工事においてはですね、本当に残念なことにですね、いろいろな形で農家が非常に困って
おります。そういう中で一日たりともですね、こういう農家の皆さんに迷惑をかけちゃいけないというこ
とで去ったたしか19日だと思んですが、この9月の定例会でも追加のですね、議案提出して工事をやっ
てもらえないかという切実な要請を行っております。これに対して市長、もう一度この辺も答弁をお願い
したいと思っております。

また、ビニールハウスを持っている農家の皆さんはですね、今現在50ミリのパイプで500メートルから約700メートルの仮設の工事で、パイプで今水は引いていると。そういう中でやっぱり3棟ほど大きいハウスがありますけど、どうしても水が間に合わないということでもあります。夜中までかかっているというふうな話もしておりましたので、市長、このですね、工事にかかわった職員全員で少しずつでも金を出し合ってまずは12月までと部長は話がちらっと出たりしておりましたが、皆さんで出し合って100ミリのパイプで仮設にでもですね、引いて農家の皆さんを安心させていただけないかと。農家の皆さんは、この水が来て野菜をつくり、その利益でこのビニールハウス代も支払っていかなくちゃいけないという切実なことです、市長、ぜひパイプを大きくしてですね、仮設工事をしてでもまずは農家を安心させると。その後で予算措置をして、きちんとした形で対応するということができないのかなと私は思っておりますので、ぜひこの辺どうなのかをお聞かせください。

次に、農業行政についてですが、まずサトウキビのほうについてお聞きしたいと思います。現在このサトウキビのほうのですね、代金は二、三日前に集まりがあったということで、農協さんがですね、JAさんが一応支払いについては責任持って支払いをするという中で、これが22日に我々地域での集まりの中での資料配布ですが、交付金の対象要件を次のとおりとするということでの平成19年度の資料が出ておりますが、この中でA-1、A-2とか、A-3とか、A-4とか、A-5とかというのがございまして、その中で我が宮古のほうはですね、A-5に特別としてというところにかかわってきているわけなんですよね。今農家5,500戸あるそうです。それで、A-5にかかわっている農家は3,095戸ぐらいあるそうです。61%余りですね。その農家が、このA-5が3年間、平成19年、平成20年、平成21年までは支払いできるが、その後はどうなるかわからんという状況に今来ていると思うんです。2年後ですね。そのほうのところをですね、踏まえて我々サトウキビをつくっている零細農家はですね、小さな農家は非常に心配であります。それで、そういうところで農家の救済として市長、国、県にですね、要請なども行っていかなくちゃいけないんじゃないかなと思っておりますので、ぜひこのほうをどういうふうにするかというのをお聞かせいただきたいなと思っております。A-5というのに属している農家は、本当に宮古の農家61%だということを聞いてびっくりしておりますので、ぜひこのほうをどうするかということは市長、よろしく願いいたします。

次に、消防行政についてお聞きしたいと思います。消防行政、市民の生命、財産をですね、守る立場で日夜消防長を中心として一生懸命職員頑張っております中で、沖縄県のほうでは県消防広域化計画というのが上がっているかとお聞きしております。この広域化について、現状はどういうふうになっているのか。それと、広域化された場合のメリット、デメリットはどういうふうに予想されるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、市民のですね、命にかかわる救急救命士制度があるんじゃないかなと思いますが、その救急救命士運用のですね、方法はどうなっているか。それと、救急救命士の確保、宮古の管内のですね、配置状況はどのようになっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

それで、今後の取り組みとしてはどういうふうな方法でやっていこうと思っているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、市の職員として警察官配置はできないかということでありましてですね、私どうしても警察官を

配置することによってですね、隣の石垣市、そして北谷町、沖縄市あたりは非常にいい効果を出しているというふうにお聞きしておりますので、ぜひ我が宮古島市もですね、取り入れるべきじゃないかと私は思っています。去った3月にもこのほうはお聞きしましたが、他の自治体との配置状況などの推移を見ながら考えてまいりたいと思いますという意見を出しておりますが、例えば今のような宮原のほ場整備工事のこともですね、警察官が職員としていれば少しはやっぱり変わってくるんじゃないかなというふうなことも感じますので、このほうは市民のためにも職員のためにもですね、警察官を市役所に配置するというのをぜひ来年の4月からはできるように検討できないかどうかお聞きします。

次に、信号機ですが、信号機についてはしょっちゅう言っているんですが、もうこの信号機のほうは中休給油所の四つ辻の信号機でありまして、実は私隣でありますので、私も言いにくいんですが、今年寄りの方があそこに信号機をつけられないか、というふうにしょっちゅう来るもんですから、お願いしてみようということで一応話はしているんですが、市の職員からもですね、向こうには必要だということでも何とかして早目につけさせる方法はないですかというある宮古島市の課長も話しておりますので、このほう早目につけられるように市長のほうからも警察のほうに沖縄本島の割り当てを引っ張ってきてでもつけましようということで市長、ぜひお願いをしたいなというふうに思っておりますので、この辺よろしく願いいたします。

次に、武道場建設についてであります。武道場建設、宮古島にはですね、実は多くの競技の団体、競技者が合宿に来たいというふうに申し出ております。去った2月には早稲田大学、大学日本一のラグビーの皆さんが宮古で合宿しております。そういう中で柔道連盟からも、柔道をやっている皆さんからもですね、ぜひ武道場をつくってほしいと。そうすることによって内地の一流の武道者が、柔道の皆さんが来て合宿したいと言っているという話も聞いておりますので、しかし今の段階では武道場がないので、来れませんとということをお聞きしておりますので、ぜひこのほう何とかして建設できないのかどうか。下地秀一議員のですね、質問したときには武道場はあると。これが総合体育館内の2階のほうにあるというふうに説明しておりますが、あれが武道場と言えるのかなと私は思っておりますが、このほう何とかできないもんなのかどうかをお聞かせください。

次に、市の体育施設整備についてであります。陸上競技場トラックのほうが非常に今どういう状況になっているか教育委員会としてはご存じですか。本当に中体連の県大会などもありますので、あれで県大会できるのかなというふうな心配もします。5カ年に1回は県民体育大会陸上競技が、10カ年に1回ですね。回ってきます。もうあと二、三年すると陸上の競技が、この宮古島市でまた県民大会陸上競技が行われます。それでいいのかどうかをね、どうしていくのかをお聞かせいただきたい。

それと、野球場についてはですね、市民球場、陥没している部分などがございまして、オリックスが来ようとしているのに、これでいいのかなというふうな感じがします。見ますと、今度の補正で260万円ですか、一応上がっておりますが、あの数字であの修理、大丈夫かなと私は心配しているんですよ。もうちょっと下からいろんな形で大きな目で見てくださいね、予算措置はできなかったのか。あれ260万円をやると、またすぐ壊れるんじゃないかなというふうな感じを受けておりますので、その辺もどういふふうに対応していくべきかどうか、その中でしかできないのかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

電光掲示板関係については、一月もほったらかししてあったということでありましたが、修理しました

のでという、こんなことでいいかということで話したら、もう修理しましたのでと言っていましたので、そういう保守管理についてもですね、しっかりとやっていただきたいなと思っておりますので、ぜひそういうところも管理しながら市民一人一人が楽しく使えるような競技場、球場、体育施設にしていかなくちやいけないと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

答弁を聞いてから再質問をしたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

前川尚誼議員の質問にお答えします。

信号機の設置でございますけども、ご指摘の箇所の信号機設置については平成20年3月の定例議会の一般質問にもございました。平成20年1月24日付で宮古島警察署にご要望の箇所も含め16カ所の設置の申請を行いまして、宮古島警察より2月に県公安委員会に対して上申をしてあります。設置数及び設置場所は、現在県公安委員会で調査されている段階で、決定は11月ごろか年末の予定と聞いております。宮古管内の設置状況は、ここ数年、年に一、二基となっております、厳しい状況にありますが、今後とも設置に向けて宮古島警察署を通して県公安委員会に要請してまいりたいと考えております。

他のことについては、担当をもって答弁させます。

◎副市長（下地 学君）

市職員として警察官の配置についてということなのですが、質問の要旨が防犯、交通安全対策、職員の危機意識向上や市民が安心して暮らせるまちづくり等の観点から警察官を配置する考えはないかという質問であります。現在県内では石垣市、北谷町において実施しております。北谷町においては、入域者数が年間830万人と多く、犯罪発生件数も高い位置を占めており、交通安全、防犯業務等を担っており、警察との連携を強化する目的で配置しているとのことでもあります。宮古管内においてですね、まず警察官の配置につきましては3月定例会でも答弁しましたが、防犯、交通安全等の業務については市職員をもって積極的に取り組んでまいりたいと考えております。犯罪発生件数、他自治体等の導入状況等も参考にして考えてまいりたいと考えております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、平成15年度の宮原地区のほ場整備かんがい排水事業に係る委託の検査をどの課がやったのかということですが、これは合併前の旧平良市で実施されたもので、むらづくり課が検査を実施しております。

次に、工事に関する工程表、これは後で工程表、当初の工程表と、それから変更後の工程表の提出、それから週間工程表の提出につきましては後で資料を提出したいと思っております。

次に、工程会議は行っていたのかということですが、担当の話では週1回施工管理業務を行っている職員と、それから担当と現場において工程会議をやっているということでもあります。

次に、完成検査について課長は知らなかったのかということですが、完成検査につきましてはですね、検査依頼を財政課のほうに提出いたします。その段階で担当から恐らく決裁を経て財政課のほうに検査依頼が出されると思っておりますので、その時点で把握できなかったのか当時の課長に確認をしてみないとわからないことではありますが、いずれにいたしましても知っているべきではないのかということが考えられるわけでもあります。

それから、出来高検査はどこがするのかということですが、これは主管課でやってほしいと。調査の段階ではですね、主管課でやってほしいということで、主管課のほうで出来高検査をやって部分払いがされたということになっております。

次に、関係職員が金を出し合って仮設のホース、75ミリあるいは100ミリの仮設を設置することができないかということですが、これはさきに宮原の受益農家がいらっしゃったときにも今仮設ができないかですね、そのホースの見積もりなどを取り寄せているという段階であるということは申し上げてあります。できるだけ工事が施工されるまでの間につきましてはですね、仮設で対応していきたいと考えておりますが、今議員ご指摘のように関係職員で金を出し合ってできないものかということですが、これについてはまだ具体的に話し合いをしておりません。今のところは、市負担で仮設を設置したいというふうなことで見積もりの提出をまとめているという段階であります。

次に、サトウキビ政策の件でありますけれども、平成19年、20年産から国が定めた新たな経営安定対策の一定要件を充足している農家に対してこれまでどおりサトウキビ代金が払われるという仕組みになってまいりましたが、この一定要件を充足している農家が全体で5,053名のうち、これは議員も申し上げておりましたが、A-1からA-5までの区切りがあります。5,053名のうちA-1が90名、それからA-2が905名、A-3が963名、A-4が3,095名、その中で1,958名、いわゆる38.7%が本則要件を充足しておりますけれども、この3,095名、61.3%がA-5の特例措置を受けている農家であります。そのほとんどが収穫面積1ヘクタール未満であり、本則要件を充足していないということになっております。したがって、平成22年以降特例措置が期限切れになります。その対策といたしましては、現在国、県の指導を仰ぎながら本則要件への誘導に向けてA-1からA-4、いわゆるこれが本則要件と言われているものですが、これが充足されるように現在5カ所のモデル地区を定めて農家説明会を実施し、平成21年度までにはすべての農家が交付金が受けられるように現在関係機関と連携をしながら農家指導に努めているところであります。今月も全域にわたってですね、公民館で職員が出向いて説明会などを実施いたしております。経営安定対策の担当者会議などにおきましてはですね、農林水産省に基幹産業への課題、要望といたしまして、今後病虫害防除の徹底を追加してほしいということ、それから収穫作業としては場内でのサトウキビの運搬作業、いわゆる普通小運搬と言われている作業でありますけれども、これの追加を認めてほしいということですね。それから、自己所有の耕運機による整地、耕起作業、それから株出し管理作業、こういったものも一定要件として認めてほしいというふうなことを担当者会議などでは農水省へお願いをしているということであります。

◎生涯学習部長（饒平名建次君）

武道場建設についてと、それから市の体育施設整備についてであります。武道館の建設についてですが、武道館の建設につきましては葬斎場やごみ処理施設、中央図書館の建設など控えておりまして、現段階では多額の経費を要する武道館の建設は大変厳しいものと考えております。

次に、体育施設整備についてですが、まず市民球場の外野の地盤沈下については利用者からの改修要望があり、今回の補正予算で計上しております。予算が成立次第、改修工事に取りかかりたいと思います。

それから、宮古島市の陸上競技場のトラックで見られる走路膨張への対応については各陸上競技大会前

に職員より補修を行っております。しかし、走路材自体の劣化により補修が困難となってきておりますので、平成23年度の日本陸運第3種公認の更新までは競技に支障がないように改修により使用していきたいと考えております。

◎消防長（砂川享一君）

まず、沖縄県内の消防広域化についてお答えをいたします。

平成18年6月14日付で消防組織法の一部改正が行われました。平成18年7月12日には消防庁長官通知で市町村の消防の広域化推進について連絡がございまして、通知がございまして、管轄人口が30万人以上を一つの目安として平成24年度までをめどに広域化を実現するという基本指針が出されております。これを受けて沖縄県や沖縄県消防長会も取り組みを開始しております。まず、広域化のメリットとしては、1つ、災害発生時における初動態勢の強化。2つ目に、統一的な指揮のもとで効果的な部隊運用ができる。3つ目に、本部機能の統合等による現場活動要員の増強。4つ目に、救急業務や予防業務の高度化及び専門化。5つ目に、財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備。6つ目に、消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮などです。また、広域化に向けて解決すべき検討課題としては、1つ目に職員の人事異動が広範囲になる。2つ目に、消防本部間の給与の格差是正問題。3つ目に、人事異動による配置先の受け入れ態勢、例えば宿舍の整備等です。4つ目に、住民にとって遠い存在になる可能性を秘めているということ。5つ目に、住民及び構成市町村間の意見集約に苦慮する可能性が考えられる。6つ目に、構成市町村間の負担金の調整などが課題として考えられるところでございます。

次に、救急救命士の配置状況についてですが、現在消防署に11名、上野、伊良部両出張所に各3名ずつの配置で、管理職を除く救急救命士の総数は現在17名となっております。今月の9日からは1名の職員が資格取得に向け九州研修所において研修中でございますので、今年度中には18名になる予定でございます。公約推進事業の計画における救急救命士の最低目標数は、平成21年度までに21名、最終目標数は平成24年度までの30名となっておりますが、来年度以降において退職者に伴う有資格者の新規採用のみの対応では目標数が達成できず、内部職員の養成と並行した確保が必要と考えております。今後市長部局、財政担当と調整を図りながら早期の目標達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

（「ちょっと休憩して」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時14分）

再開いたします。

（再開＝午前11時15分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮原の受益農家からの要請に関しては、担当部と調整しながら早急に対応してまいりたいと考えております。

◎前川尚誼君

再質問いたしますので、よろしく申し上げます。

担当部局と宮原については相談していきたいということですが、ぜひ本当に一日たりともですね、もう

猶予がないんですよ。その中でやっぱり、先程も言ったんですが、みんなで出し合っても仮設のですね、のをやっておくということも本当に必要じゃないかなと私は思いますので、その点もう一度お聞かせいただきたいと思います。やる気はあるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

それと、次に救急救命士なんですが、今お聞きしますと、平成21年で21名、最終的には30名をとということですが、これ新規採用だけじゃどうしても間に合わないと思うんですよ。職員をもっともっと養成して救急救命士を取らすということは、もうちょっときちんとした形でやらなくちゃいけないと思いますので、我が市民の命を守るためにございますので、市長、ぜひともですね、職員をもっとその養成講座に行かせてですね、学校に行かせて救急救命士を早目に取らせてですね、安心して業務ができるように、市民の命を守れるようにですね、お願いしたいと思っておりますので、ぜひ今のお話を聞きますと、各支所に、本部のほうは問題ないんですが、上野出張所と伊良部出張所のほうには3名、3名ということですよ。1人が休んだ場合、どうなるんですか。大変な状況かと思っておりますので、市長、このほうはですね、市民の命を守るためにもぜひ早急にですね、救急救命士を増やすという意味でも職員のほうもですね、早急に行かせて勉強させてですね、救急救命士を取らせていただきますように市長のほうぜひご努力をお願いしたいと思っておりますので、このほう市長のほうからもしよければ答弁をお聞きしたいと思っております。

教育委員会のほうですが、体育施設。どうしても競技場のほうは平成23年度ごろをめどにということですが、本当に大変ですよ。歩いたことがありますか、直接。それじゃもうちょっと本当に大きい大会も持てないなというふうな感じしておりますので、早急にそのほうもですね、何らかの形をメーカーさんととりながら、どういう方法がいいかということも検討しながら平成23年度までにはぜひ早目にですね、いろんな形で修繕をしていただきたいなと思っております。

それとですね、武道館ですが、先程も言ったんですが、今でも教育委員会としては総合体育館の2階が武道場だという認識でいるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思っております。そのほうちょっとお聞かせいただきたいと思っております。畳もないのに、ここが武道場ですよという認識を持っているかどうかをお聞きしたいと思っておりますので、どうなのかどうか。私は、向こうが、下地秀一議員の質問に対して、いや、総合体育館の2階が武道場ですというふうな話をしておりましたので、いや、畳もないところ、剣道は何とかできると思うんですよ。しかし、柔道は向こうでできないですよ。そういうところの認識はどういうふうに思っているのかをお聞かせいただきたい。早急にこれもつくってですね、県の中体連の去った7月でしたかな、には県の中体連の剣道大会も宮古で行われております。この大きい大会は、もう体育館のほうでしかできないんですが、子供たちが一生懸命いこして強くなろうという意識は見えますので、ぜひこのほうも早急につくっていただきたいと思っております。

農業関係もですね、ぜひ小運搬といっているのは畑の中から耕運機で積んで道路まで出すというのを小運搬といっているわけですか、その分は入っていないわけですよ。このほうもですね、入れてもらうよということでも市長のほうもですね、ぜひ要請をお願いしたいなと思っておりますので、このほう本当に一緒になって要請していきたいと思っておりますので、ぜひご努力をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、福田康夫総理がですね、急にやめますということで、私福田康夫総理長く続けるんじゃないかなと思っておりましたが、急にやめますと言ってきました。あれ大変ですねということでありましたが、今麻生太郎総理が今日、今ごろもう総理になっているかなという感じしますので、景気

がよくなってくるんじゃないかなと期待をしております。

そういう中で市長、いろんな不祥事が起きて我が宮古島市、大変でございます。急にやめると国も総裁選、総理大臣選ということで非常に大変しておりますので、ぜひいろんな形で市長、急にやめたら困りますので、国、県ときちんとした形でしっかりとやってから、引き際と言ったらいいのかな、市長選挙と議員選挙とは一緒にやりたくないという市長の意見が新聞で見られましたので、そういう中できちっとした形で、市民に迷惑をかけないような形ですね、やっていただきたいなと思いますので、ぜひよろしく頑張ってください。

それでは、質問終わりますけど、教育委員会の意見はぜひ聞かせてください。市長の意見ももう少し聞かせていただきたいと思います。農業関係に対してもですね、ぜひとも小運搬のほうも入れるようにという要請とか、いろいろなのにも関わしてもですね、決意のほうをお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

救急救命士については、平成24年度までに30名確保できるように財政担当とも相談しながら進めていきたいと考えております。

また、農業に対するA-5の特例措置が切れるまでには知事と対応ができるように県にも国にも要請をしてみたいと思います。

◎副市長（下地 学君）

前川議員の再質問で、宮原地区の受益農家のために早目に現在の50ミリ仮設、パイプを75ミリか100ミリにして対応してもらいたいということで、職員が応分の負担をしてでもという再質問したんですが、このことについては担当部長からも何度も緊急に対応して受益農家に不利益を少なく済むように努力しますという答弁を繰り返しているんですが、財政的な措置についてはですね、いろいろ担当部で調査して対応してみたいと考えています。いずれにしても緊急に対応してみたいです。

◎生涯学習部長（饒平名建次君）

武道場としての利用している施設についてはということですが、現在宮古島市の総合体育館内に諸運動室があります。現在は、空手の練習場として利用しております。施設としては十分ではありませんので、専用の施設については今後検討してみたいと考えております。

◎議長（下地 智君）

これで前川尚誼君の質問は終了いたしました。

（議長、休憩お願いいたします）の声あり

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時28分）

再開いたします。

（再開＝午前11時30分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午前11時33分)

再開いたします。

(再開＝午後2時05分)

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。通告に従いまして、所見を交えながら一般質問をさせていただきます。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。宮原地区ほ場整備工事についてですが、盆入り前に発覚したこの問題、補助金が不正受給され、工事もしない業者に工事代金が支払われていた、あってはならない事態に市民は騒然といたしました。この問題で市長の責任を追及して議会は初日から混乱して審議を拒否したままだに正常化されていません。議員は、議会を守ることと質問が命だと考えます。市民に責任を負う、特に合併後の事態、これに責任を負う議会と議員であれば問題の解決に全責任を負うべきであります。市長の辞任を軽々に求めるべきではありません。市長におかれましては、この問題、毅然たる態度で職務を全うされるよう強く求めます。

そこで、市長にお伺いしますが、宮原地区ほ場整備工事について、第1に市長に対して野党は辞任を求めています、市長は現段階で辞任をすべきではなく、すべての事態に市長としての責任を全うすべきだと考えますけども、いかがでしょうか。

2点目、宮原地区ほ場整備工事にかかわる不正行為に関して県や国に謝罪に行かれましたが、相手側の対応はどうだったのでしょうか。

3点目に、補助金について継続可能という返事はもらえたのでしょうか。

4つ目に、農家は事業の早期完成を求めていますけども、今後どのように対応されるつもりなのか。前川尚誼議員からも質問ありましたけども、再度お伺いいたします。

次に、今議会に上程された補正予算、これは極めて重要です。児童手当の交付金、サトウキビ収穫機械化推進補助金、サトウキビ病虫害防除用の農薬の購入補助金、さらにサトウキビ生産奨励助成金、国保減額のための補助金、北小学校、それから鏡原小学校の建設計画費など一つ一つ重要な議案ばかりであります。その一つ一つについて内容はどのようなもののでしょうか、お伺いいたします。

次に、多重債務問題についてお伺いをいたします。この問題、昨年から取り上げている課題なんですけども、特に構造改革のもとで非正規雇用が増える、失業が増える、給料が減額される、そんなもとの収入が増えないのに負担が増えていく、そんな中で多重債務に陥っている、そういった市民が多数いるものと思います。全国でも200万人を超えると言われるこの多重債務に陥っている方々、これは極めて重要な政治問題だと思います。その観点から自治体として住民に身近な立場にある行政がそういった多重債務に陥った方々に寄り添っていき、解決のために援助する、このことが今強く求められていると考えます。相談窓口を強化して相談員の複数配置で関係各課との連携がとれる体制、その確立が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、福祉行政についてお伺いします。問題の国民健康保険税についてですが、今回の税率改正、これ

は国保加入の市民にとって過酷な国保税の値上げとなりました。5万円増えた、いや、20万円増えた、さまざまな声が上がっていますが、そういった方々がもうこれから外食もできなくなった、飲みに行くのもやめた、これでは払いたくても払えない、やりくりも限界だ、そういう悲痛な声が納付通知書が届いた7月の17日以降連日私のもとへは電話が寄せられてきました。外出しても話題はそのことばかりでありました。

そこで、お伺いいたします。第1に、国保税の税率の引き上げに対して市民から多くの問い合わせや苦情が寄せられたと聞いています。各庁舎の窓口は、その対応に追われましたけども、それぞれの庁舎における市民の問い合わせ、苦情や相談、その件数は何件でどのような内容のものだったのかお伺いいたします。

2点目に、所得階層ごとの国保加入世帯と人数、そしてそれぞれの国民健康保険税、これの税額はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

3点目に、私は3月定例会で国保税率改正に反対をいたしました。反対の理由は、国の構造改革によって市民の収入が増えない中で負担ばかりが増えている中で税率の引き上げであること。平良や伊良部地区を除く補助金の支出のあり方の問題。それから、国保財政の独立採算が成り立たない中で社会保障という観点から一般財源からの繰り入れで負担軽減を図って減免制度の拡充とその減免制度の周知徹底を図る。そして、国に対しては国庫負担をもととの45%に戻すことを要求し、沖縄県に対しても他府県同様に国保財政への支援を求めること、これを指摘して市民の命と暮らしを守る立場から反対をいたしました。

そこで、お伺いしますが、国保財政への一般会計からの繰り入れについてお伺いいたします。市民生活と命を守る立場から、一般会計からの繰り入れを増額して国保を引き下げるべきだと考えますが、いかがでしょうか、明快なご答弁をお願いします。

次に、このたび国保の減免要綱、これが条例内規則に格上げされた、そういう新聞報道がありました。私は、この減免要綱、合併前の旧平良市で市民生活を守って収納率を引き上げて国のペナルティーを回避する、分母を減らす観点から国保担当の課長に強く要望して当時沖縄県内で4つの自治体しかその減免、これを実施していませんでしたけども、それを5番目に旧平良市で実現にこぎつけました。そこで、さきの3月定例会でもこの導入された、制定された要綱、この減免要綱を拡充するように求めました。

そこで、再度お伺いいたしますが、天災や災害、それから事業の休業、廃止による所得の減少、そして前年度所得に対する所得激減の減免は当然だと考えます。生活保護基準よりも低い生活を強いられている世帯への減免とか、それから母子家庭、障害者や難病者がいる世帯など困難な生活を強いられている世帯への手厚い減免がこれから充実していく必要があると考えます。加えて今回新たに提案いたしますが、これは国民健康保険法の第44条でうたっている中身なんですけども、一部負担金による減免、要するに国民健康保険税を払って手帳を手にしても医者にかかるお金がない、これでは何のための保険かわかりませんので、そういった状況にしっかりと行政がこたえていく体制、これをつくっていくべきだと考えます。いかがでしょうか。

5点目、後期高齢者医療制度の導入によってこれまでの老人保健拠出金がなくなりますが、その金額は幾らになり、新たに導入された後期高齢者医療への支援金、これは幾らになるのでしょうか。

以上お伺いして、再質問させていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上里樹議員の質問にお答えします。

私に対して辞任を求めているけれども、それに対する対応はどうかというご質問でございます。今私に課せられている職務は、問題の事態収拾であり、直ちに職務を放棄して辞任することではないと考えております。これまでの再三述べておりますが、再発防止策の策定を含めて今回の問題がすべて収拾した時点で私自身の責任も明らかにしてまいりたいと考えております。

◎副市長（下地 学君）

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関して県や国側に謝罪に行かれましたが、相手の対応はどうだったかということなのですが、8月の28日に宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会でまとめた報告書を持って県の護得久友子農林水産部長のところにお伺いいたしました。時間的な制約があって、15分程度でしたので、報告書の概要報告と今後の対応について申し上げて、そして謝罪をしてまいりました。そのときの部長の対応なのですが、特段の指摘とか、あるいは指導等はありませんでしたが、早急に原因究明をしてしっかり対応してもらいたいということでありました。国側としてはですね、沖縄総合事務局に参りましたけど、担当課長から直接の指導監督は県側にありますので、県からの報告を受けて対応はしますという程度の対応でありました。

次に、補助金について継続可能という返事はもらいましたかということなのですが、先程申し上げたとおり時間的な制約もあって今後どうするかというような具体的な話し合い、あるいは指摘はありませんでした。

◎総務部長（宮川耕次君）

児童手当特例交付金の内容についてであります。児童手当特例交付金とは、児童手当法改正法によりまして平成18年度に支給対象年齢が9歳から12歳へ、平成19年度にはゼロ歳から3歳未満の子に対して支給額が一律1万円へ引き上げられまして、それに要する費用について地方負担が増えることから、当分の間の措置といたしまして国が交付する交付金です。今回の補正は、平成20年8月18日付の決定通知によりまして164万3,000円を計上し、補正後の予算額を交付決定額の3,031万2,000円としてあります。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず最初に、国保減額補助金の内容についてであります。今議会に上程しております国民健康保険税負担増加額緩和措置の補助金に係る補正予算については、国保税の税率の改正に伴う負担増加額の緩和を図る目的として宮古島市国民健康保険税率統一に伴う負担増加額への補助金交付規程を制定いたしました。補助金を交付し、被保険者の負担を軽減するお願いであります。緩和措置の基準といたしましては、国保税額の負担額が著しい世帯としてあります。伊良部地区の30%の伸び率に対しまして、超えた額の60%に相当する税額を補助するものであります。補助金の交付は、平成19年度及び平成20年度の国保税の完納している世帯に対しまして交付することにしてあります。その内容なのですが、まず対象の世帯が5,126世帯になります。それから、その補助金を受ける5,126世帯の割合が全国保加入者世帯に対する47%ということになっております。それから、補正予算の総額に示してあるとおり、交付額が総額で2億2,426万8,750円になっております。

次に、国保税率の改正に伴う各庁舎の相談等の件数、それからその内容、相談の内容なのですが、平成

20年度国民健康保険税賦課決定通知書及び国民健康保険税納付通知書を去った7月の15日付で被保険者世帯に送付いたしました。その結果、翌日からなのですが、市民の来所及び電話等による相談等が急増いたしました。その多くが国保税、それから税率に関する相談でありました。議員ご指摘の各庁舎の件数なのですが、まず城辺庁舎、件数が、これは8月の末現在というふう覚えておりますけども、件数が1,426件、それで城辺庁舎のその相談の内容なのですが、まずは年金は毎年減る一方なのに税金は上がっていく。市民に大きな負担を強いるのはおかしいということと、それから2点目に生活費が苦しいのに二、三倍の税率が高くなると生活ができませんということの内容になっております。次に、平良庁舎であります。件数が1,331件になります。その相談の主な内容なのですが、子供など家族がいる世帯ほど支出もかさむのに、同じ所得でありながら負担ばかり増している。どう生活すればよいのかということと、それから払える金額ではない。幾ら何でも上がり過ぎだ。市長あるいは議会はもう一度保険税について審議を重ねるべきではないかということが主な相談内容です。それから、下地庁舎、件数にいたしまして96件、その相談内容なのですが、家族を支えるために一生懸命働いているのに、こう高くなつては払えない。納得ができないということの内容になっております。それから、上野庁舎、件数が158件、相談内容が上がり幅が余りにも急激で大幅な増税になっていて納得できる金額ではないということになっております。それから、伊良部庁舎、件数が56件、相談の内容が平成19年度の保険税と平成20年度の差額が大き過ぎて支払いが困難などの内容になっております。

次に、保険税の所得階層ごとの国保加入世帯とその人数、それから保険税はどうなっているかということなのですが、今急いでその電算のシステムを調整中であります。構築はできているんですが、入力関係あるいはシステムの関係で今業者さんと調整しているところでありまして、まだ資料の抽出はできておりません。それができ次第、ご提供していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それに、次なんです、国保財政の独立採算制が求められている中で一般会計からの繰り入れを増額して国保税を引き下げるべきだと考えるがどうかというお話であります。国保財政の健全な運営は、私は医療費の抑制と国保税額が所得割でいかに多くの収入があるかにかかっていると考えております。医療費が増加し、所得水準が低いと健全運営は厳しい状況になり、国保財政の独立採算が成り立たなくなります。本市の国保財政の現状といたしましては、高齢化の進展等による医療費の増と県下では所得水準の低い状況にあり、大変厳しい状況にあります。このような状況での今回の税率改正でありました。市民への税負担は、極力小さいほうがよいのですが、自治体の財政状況は一般会計と特別会計の全体で判断されます。市の財政の健全化を図り、現在だけでなく、将来の財政の健全化も考えますと、国保加入者でかかった医療費はできるだけ国保会計で賄ったほうがよいと考えております。そのためには先程も言ったように医療費の抑制、それを図ることが一番必要かなと考えております。一般会計からの繰り入れによる国保税率の引き下げについては、一番一般会計の財政状況等も相談しながら調整を図ってまいりたいと思っております。

次に、減免規則の拡充と一部負担金の減免制度を利用しやすくすべきだということですが、国民健康保険税の減免規則は基本的に国の制度を基準に一定の要件を満たす場合に限りまして、平成20年の7月の23日に制定、公布されたばかりで、減免制度の適用基準等の拡充と一部負担金、減免制度については税収がどれだけ減少するかなどの問題があるので、運用状況を見きわめた上で慎重に検討してまいりたい

と思います。議員ご指摘の重度身体障害者などのいる世帯についての減免拡充につきましては、今後検討する課題というふうに考えておりますので、今後相談しながら検討してまいりたいと思います。

それから次に、後期高齢者医療制度の導入によりこれまでの老人保健拠出金がなくなるが、その金額は幾らで、後期高齢者医療制度への支援金は幾らになりますかということではありますが、議員ご指摘のように平成20年4月1日からのこの制度の導入でありますので、平成19年度の比較は一概にできないという部分は含めておりますが、老人拠出金だけの考え方で平成19年度は数字でお答えいたします。まず、かかった医療費が10億6,913万253円、それから事務費が1,221万2,815円、合計いたしまして10億8,134万3,068円でありました。それから、平成20年度の老人拠出金、これはもう75歳以上の人が後期高齢者へ移行の額の拠出金であります。医療費が1億8,582万6,558円、それから事務費が114万1,824円、合計いたしまして18億6,968万382円であります。約8億9,400万円余りの差額の減になっております。それから、これは平成20年度確定額であります。老人拠出金が……失礼。平成20年度の後期高齢者支援金になります。この場合は支援金になります。医療費が8億7,643万461円、それから事務費が12万3,838円、合計いたしまして8億7,655万4,299円。それから、病床転換支援金というのが発生していますので、55万4,978円、それから事務費が1万3,759円、合計いたしまして56万8,737円。それから、前期高齢者納付金が発生いたします。これが105万4,918円、それから事務費が12万6,131円、合計いたしまして118万1,049円になります。以上が後期高齢者の部分の支援金の概要であります。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、宮原地区ほ場整備工事について農家は早期の完成を求めているということではありますが、さきの同問題に対する集中質疑がありました。そのときもお答えをいたしましたとおり、受益者に対しては不利益を最小限にとめられるよう誠心誠意努力をしてみたいと考えております。未執行の畑かん施設の整備につきましてもできるだけ早期に実施できるように努めてまいりたいと思いますが、何分にも議会のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから次に、サトウキビの収穫機械化推進事業補助金であります。ハーベスターの導入事業につきましては、農家の高齢化等に伴い、労働力確保のためにも機械化推進事業は必要な事業と考えております。また、各地域からハーベスターの導入要望が多く、しかも全要望者が早期に導入したいというふうに望んでおり、既存のハーベスターの有効活用も考えながら地区内のバランス等考慮し、関係機関等との協議の上、導入地区を決定していきたい。それによって農業機械の普及推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、サトウキビの病虫害防除用農薬購入補助金であります。サトウキビ増産プロジェクト事業では宮古島市は平成27年度までに春植え、株出し体系の面積拡大普及推進や土壌病虫害防除対策の推進に取り組むことになっております。現在宮古島市の栽培面積は3,642ヘクタールであります。夏植え体系が3,323ヘクタールで全体の91.3%、春植え体系が228ヘクタールで6.2%、株出し体系で91ヘクタールで2.5%が栽培されているのが現状であります。今後は、春植えや株出し体系の面積拡大を図ることによりまして生産量の維持拡大が図れるため関係機関と連携し、その普及推進を行ってサトウキビの生産振興を図っていきたいというふうに考えております。

次に、生産奨励助成金の件ですが、現在市の財政は依然として単独補助金の予算捻出が非常に厳

しい状況にあります。そのため沖縄製糖、宮古製糖両工場のご厚意によって現在各種の助成が図られているのも事実であります。今後ともサトウキビ生産農家の生産意欲を衰退させることなく、重要な基幹作物として増産に向けて積極的に取り組みができるよう関係機関と連携してその助成の継続に向けても努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、多重債務対策であります。多重債務等に関する取り組みといたしまして、今年度関係課の連携を図りながら相談体制の充実及び金銭、金融教育を含む消費者教育等を図ることを目的として宮古島市多重債務対策庁内連絡協議会を発足していきたいというふうに考えているところであります。現在深刻化している多重債務等の相談窓口のあり方等についても設置予定の協議会で十分に協議をし、取り組んで対応したいというふうに考えております。

◎教育部長（長濱光雄君）

北小学校、鏡原小学校の建設についてでございます。北小学校改築につきましては、平成21年、平成22年の2カ年間で校舎を全面改築する計画をいたしております。また、鏡原小学校については平成21年度、単年度事業で全面改築をいたします。北小、鏡原小の平成21年度の早期着工を図るために今年度補正予算で実施設計を上程をいたしております。平成21年度からの工事が順調にできますようにまたよろしく願いをしたいと思います。

◎上里 樹君

再質問をさせていただきます。

宮原地区ほ場整備工事にかかわる問題ですね、受益農家の不利益、これの解消のために当局といたしましては一般会計からの拠出で対応していきたい旨私は理解していますが、国賠、国家賠償法による求償権ですか、それを行使する声も上がっていますけども、その結論が出るのには時間がかかると思います。ですから、一刻も早い受益者負担の負担軽減のためには私は一般財源からの拠出、これもやむなしと考えます。ぜひ受益農家への不利益、その解消のために当局としては最大限の努力をしていただきたい、このように考えます。

それから、多重債務の問題について庁内で連絡協議会を発足して対応していきたいと前向きなご答弁がありました。これをいつまでに設置する予定でいるのか、そのことをお伺いしたいと思います。

それから、ぜひ各課との連携の強化、そのためには住民の具体的な、住民のところへ足を運んでの調査が必要になると思いますので、各課の滞納している、例えば税金を滞納している人、そういう世帯に対する訪問活動、こういったものを具体的に掌握する、その努力が必要だと思えます。これは、2008年、今年ですね、7月14日にNHKがNHKスペシャルで報道していましたが、私はこれ途中から視聴いたしました。岩手県の盛岡市の事例が報告されていましたが、この多重債務者の発見、掘り起こしを推進している職員、それからそれが弁護士とも連携をして多重債務に陥った住民の相談に乗って自立支援までしっかりと対応して頭の下がる取り組みをしている、それが報道されてきました。多重債務の問題というのは、自治体にとってもこれまでも繰り返し強調しているとおり借金で経済的余裕のない人が、要するに税金も払えない、そういう状況のもとで多額な金利だけを負担されている、そういう状況にあります。ですから、その過払い金を取り戻す、そのことによって自治体への税収も上がっていく。それから、何より大切なことがこの多重債務者の自立へ向けての自治体としての支援によって仕事を見つけて自立に至っ

てきちんと税金が納められるようになっていく、そういう生きる希望、これを確立していく、そういう本当に感動的なドラマがありました。ぜひ本市でもそういった専門家との連携、これを図っていけるように各課がしっかりと連携をとって進む体制を確立していただきたいと思います。

次に、国民健康保険税についてですけれども、残念ながら所得階層ごとの国保加入世帯と人数については電算の都合上、報告できないということでもあります。それから、減免の要綱の拡充については重度障害者がいる世帯等については今後検討していくというお答えがありました。ぜひ長野県の松本市の事例なんですけれども、子供のいる世帯からの国民健康保険手帳の取り上げをやめて全国から注目を浴びています。要するに子育て支援の一環として全国で多分初めてのケースだと思いますけれども、資格証明書はもちろん発行しません。それから、短期証明書も発行しません。無条件に子供のため、そのために手帳を提供する、手渡す、そういう制度であります。ですから、ただただ負担してもらって、税金を集めるだけではない、そういう行政側が支援した分、またそれが目に見えないプラスとなって返ってくる、そういった効果も考えてですね、減免枠の拡充、これにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

後期高齢者医療制度の導入によって私はこの自治体が宮古島市として負担が増えたのか、それとも国が言うように、ただこれまでの医療費分が支援金分と医療分に分かれただけだという国の説明がありますけれども、本市の実態がどうなのか、その内訳がどうなのか知りたかった内容ですけれども、これは今後にお伺いするとして、私は宮原地区ほ場整備工事の問題、これについて再発防止策の観点から9点の提案をいたしたいと思います。提案をして、そのことに関するご見解を求めたいと思います。

調査委員会は、今度の対応策として調査担当職員の増員、これ調査担当職員を増員すると。それから、職員研修の強化、これを決めました。これは、非常に重要なことだと考えます。これに加えて第1にこれまでの不祥事の中で職員の法令とその規則、それを遵守する姿勢が希薄であると考えられます。全職員に対してこの際基本的な研修を実施するとともに、人事異動の新たな部署に配置される職員に業務に対する十分な課内研修制度を確立をするようにしていただきたい。

2点目に、課長以上管理職の資質の向上と責任体制を強化するために幹部職員の昇任試験を導入すること。職員採用試験の資格要件を見直して年齢の制限、これを拡大すること。この際、不当な介入ができないシステムを導入することを求めます。これは、宮古島市が交流をしています千葉県の市川市、ここが試験採用に当たって学歴を問わず、年齢枠を撤廃して取り組みをしているという、そういう新聞報道がありました。私は、職員の士気向上、やる気を引き出す意味でね、大変重要な取り組みだと考えます。

3点目に、幹部職員の業務範囲を常に明確にして職員を孤立無援状態にしないため部下への目配り、これを徹底するようにしていただきたい。

4点目に、それぞれの職員が担当する業務についてその担当者のみが承知していることが多く、職員間のチェック体制がとられていないと思われます。内部牽制制度、いわゆるお互い職員同士が一定程度お互いの業務を確認し合う、お互いが牽制し合う体制を確立して決裁文書を含めて各担当業務を複数の職員で行う、こういう体制の確立をしていただきたい。

5点目に、人事異動は現場の声を重視して機械的、実務的にならないよう職員や職員組合の意見もよく聞き、参考にして決定するように努めること。

6点目に、今回の不祥事の原因の一つに仕事の引き継ぎの不備があります。よって、今後人事異動等に

よる仕事の引き継ぎはすべて文書によって行う、これを徹底していただきたいと思います。

7点目、工事契約の変更契約において変更額のみを表示によって議会で議決事項に対することを失念する、そういった事例が見受けられました。今後は、工事契約に当たっては工事の総額表示方式を採用して変更額は別に記入するように、そういうやり方を徹底していただきたいと思います。

8点目、職員の健康を守るために困難を抱えている部署には必要な職員を配置し、市民のために元気がいっぱい働いてもらう環境を整備すること。

9点目に、市民が主人公を貫く。市民との対話、市民との協働を大切にして多くの市民団体や中小企業団体、農民団体、労働団体と日常的に対話の場をつくる。その意見を行政にくみ上げていくようにする。以上9点を求めたいと思います。

次に、国保についてお伺いしますが、払いたくても払えない、先程の答弁でも高齢者の増加、そして医療費の増大、低所得、これを部長は上げておられました。国保に加入している世帯が失業者が多いこと、それから退職者が多いこと、そして非正規雇用の職員が多いこと、それをもって1962年には国はこの医療制度の審議会が勧告を出しています。かなり古い話なんですけども、要するにそういう弱い立場にある国保の制度のもとにはきちんとした国の手厚い支援が必要だと、財政措置が必要だということです。ですから、払いたくても払えない、それは所得に対して保険税が高過ぎる、そういう状況が全国でも発生して5世帯に1件の割合で今滞納世帯が増えているといえます。国保加入世帯の各階層ごとの世帯数とその構成比について、今年度3月に国保税率改正の資料として私が担当課に作成していただいた資料があります。その資料に基づけばですね、まず年収50万円以下、これの世帯、ゼロから50万円以下ですね。これが9,124世帯あります。これは、国保加入世帯が1万4,544世帯、これは平成18年の調査なんですけども、ですから実に構成比で62.73%を占めます。さらに、50万円から100万円以下の世帯なんですけども、この世帯が1,705世帯で、構成比で11.72%、それから100万円から200万円以下が2,331世帯で、構成比で16.20%、200万円から300万円以下が816世帯で、構成比で5.61%、300万円以上が568世帯で、構成比で3.90%となっています。そのうち課税所得ゼロの世帯が57%にも及んでいます。それで、その50万円以下の世帯の保険税がどうなっているのか。このひとり世帯で固定資産税を抜きにして試算した額なんですけども、均等割と平等割の2割軽減が適用されます。それで医療費が4万7,700円です。支援金が1万7,200円、合計で6万4,900円。負担増が平良地区で2万円、城辺地区で3万2,500円、下地地区で3万5,300円、上野地区で3万5,300円、伊良部地区で1万9,100円になります。このような貧困所得の実態から国民健康保険税を支払うどころか、生活そのものが困難に陥っている、それが想定されます。私は、そういった方々が悪質な滞納者と言うことはできないと思います。負担能力をはるかに上回る保険税、これが問題です。

そこで、提案ですが、保険税の減免については年金生活者に対してもこの間年金控除引き下げ、それから老年者控除の廃止、高齢者の非課税措置の廃止、これによって大幅な保険税の値上げになった高齢者がいます。この高齢者に対しても減免が必要だと考えます。加えて65歳から75歳の国保税の年金、これが年金からの天引きが10月から実施されます。この対象者について保険者単位、いわゆる市町村と加入者単位、加入者ごとで判断できる部分があります。要するに年金から天引きするのか、しないのか。その判断で特別徴収をしない、いわゆる天引きをしないと決定できるものの判断基準に、第1に制度の導入時に、及び特別徴収対象者判定時、滞納がなく、口座振替による納入を継続しているもので、今後も確実な収納が見

込めると判断した場合。それから、75歳到達までに2年未満で、普通徴収の方法でも確実な収納が見込まれる場合。2点目に、75歳到達年度の徴収について全額普通徴収の方法によるほうが徴収事務を円滑に遂行できると判断した場合。3点目に、過年度分の保険税に滞納があるもので、現年度分、特別徴収プラス過年度分が普通徴収という、そういう納付が難しいために特別徴収によることが適当でないと市町村が判断したとき、こういう基準が定められていますが、これに照らして自治体としては機械的に年金天引きをしないような賢明な対応が求められると考えます。以上、2点についてのご見解をお伺いいたします。

次に、国保加入世帯の人数についてなんですけども、平成20年度の見込み、これが総世帯数で1万1,153世帯ありますが、ひとり世帯が5,024人、構成比で45.04%になっています。2人世帯が3,220人で、構成比で28.87%、3人世帯が1,458人で、構成比で13.07%、4人世帯が835人で、構成比で7.48%、5人世帯が616人で5.52%となっています。そこで、世帯が平成18年度の1万4,544世帯から平成20年度の見込みが1万1,153世帯で3,391世帯の減になります。これは、後期高齢者医療制度へ移行する世帯だと考えますが、これだけの世帯が国保から抜けると収納率に大きな影響が出るものと考えます。高齢者は、医者にかかる回数が増えることから、国保税の納入率がほぼ100%に近い方が多いと言われます。その分収納率が落ち込むことも懸念されますけども、ご見解を求めます。

以上お伺いして、再質問させていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

上里樹議員の質問にお答えします。

宮原地区ほ場整備工事についてでございますけども、再発防止策について9項目にわたってご提案をいただきました。現在市ではさきに再発防止策の中間報告をまとめて県に提出してあります。また、行革で進めている組織機構の見直し作業に引き継いで最終案をまとめる予定であります。その中で具体的に示された貴重なご提案についても反映させるよう進めてまいりたいと思います。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

まず、1点目、その前にですね、先程の答弁の中で訂正いたします。平成20年度の老人保健の拠出金の医療費の中で私が18億6,000万円余りの数字を言いましたけども、これは1億8,696万8,382円ですので、訂正したいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、再度の質問にお答えいたします。まず、1点目の保険税の減免の要するに拡充の問題なんですけども、先程も言いましたように、お答えしましたとおり現在の減免措置については国の制度、これが基準的な形になっておりますが、要するに災害的により保険税の納付が困難であるなどの要件を満たした場合に規則でうたっているような形が基本的な考えであります。議員がご指摘のですね、老年者の控除の廃止とか、そういう問題が発生していますので、どうしても保険税が高くなっているという面につきましての配慮につきましてはですね、今後検討する課題だと思っておりますので、現時点ではまだ考えておりませんが、導入についての将来に向かってはですね、検討する課題だと考えておりますので、そういうふうな形で対応していきたいと考えております。

それから、2点目に65歳から75歳の国保税の年金からの天引きについての保険者単位で、要するに宮古島市としての判断の基準ということでもいいですか。この件につきましてはですね、議員ご指摘の事案が数点ありました。それを参考にいたしまして、検討してまいります。75歳以上の徴収に係る、要するに

将来に向かっての完納の予測をしての減免の対象ということは今のところ考えてはおりません。要するに将来に向かってですので、この点につきましては保険税の総額そのものがどういふふうな推移になるかというものも勘案しないといかん問題が発生しますので、現在完納しているんですが、将来に向かってそれを考慮したほうがいいというものは今のところ考えておりませんが、ただ過年度分の保険税に係る滞納がある方については、現年分については従来どおりの取り扱いをいたします。要するに口座引き落とし、あるいは訪問徴収の現在どおりの特別徴収の形になりますけども、過年度分の徴収、要するに対応についてはですね、十分な納付相談が必要だと考えております。その対応してきた、要するに納付相談をする以外に臨戸訪問もする形での最終的な手段は考えられますので、そういうふうな形で対応していきたいと思っております。これは、もう徴収率の問題にもかかわってきますので、そういうふうな対応していこうかと考えております。

それから、最後になりますけども、世帯数が、平成18年度と比較してはありますが、1万4,544件の国保世帯から1万1,153世帯に減ったんですが、これは主に後期高齢者の世帯が要するに高かった、納付率の高かった後期高齢者が抜けたことが収納率が下がることが予想されるということで、その対応をいかにするかというご質問の内容だと思いますが、納付率が下がらないように納付相談や減免措置及び国民健康保険税負担増加額の緩和補助金等の説明をして今後は国民健康保険制度への理解と協力をしてまいることが基本的な姿勢、これはもう崩しません。そういう形で納付率の向上には努めてまいりますけども、議員ご指摘のように今回の税改正による問題につきましては私個人的にも納付率の維持が大変困難な状況に今年度はあると思っておりますので、この件につきましては上司と相談いたしまして、全庁体制でこの対策は練ってまいりたいと考えておりますので、皆さんの協力もひとつよろしく願いいたしまして、説明いたします。

◎経済部長（上地廣敏君）

再質問にお答えをいたします。

まず、多重債務に関する庁内連絡協議会の発足の件でありますけれども、年内に関係する要綱を制定をいたしまして、年度内には発足をさせていきたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

再質問させていただきます。

時間もありませんけども、この間の国民健康保険税の引き上げに関連してですね、部長としても大変収納率の低下を懸念されておられます。社会的に弱い立場にある者が加入する保険制度ですから、国も医療制度審議会の中でもかつては国の手厚い保護が必要だと、そういうことを勧告していた。それに基づいてかつては医療費の45%、これを国が出していましたが、それが1984年の国庫負担の削減以来どんどん、どんどん切り下げられて、さらに2005年、2006年の三位一体改革でも減額されています。現在は、もう給付費の50%ある中の35%、それが高額医療制度に基づく軽減策、それを含めて大体38.5%ぐらいになっていると思っておりますけども、この国庫負担金を45%に戻せという要求、これは全国の共通する自治体の要求だと考えます。それで、かつては事務費に至っても国が全額負担していましたが。私が許せないのは、子育て支援を口にしながらか乳幼児医療費の無料化、これを推進する自治体に対して医療費の増大を招いたと国が勝手に試算して財政調整交付金を減額すると、こんなペナルティーもございます。上げればあと数件あり

ますけども、時間がありませんので、省きます。

それで、私が年金からの天引きをやめていただきたいのは、これまでやりくりをして暮らしてきた高齢者がやりくりができなくなる、そういう懸念からです。

最後に、市長におかれましては行政に対する不信が大きくなっています。そんな中でぜひ市長が各地区での住民との対話、これを重視して市民の理解を得るために市民と一緒にあって市民の立場に立った行政を推進されるよう強く要求します。

そして、宮古八重山地域では国は軍拡の動きを進めています。そんな中で市長におかれましては平和、福祉、暮らしを守る立場から任期いっぱい頑張ってください、このことを要求しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（下地 智君）

10分間休憩いたします。

（休憩＝午後 3 時06分）

再開いたします。

（再開＝午後 3 時20分）

◎與那嶺誓雄君

通告に従いまして、一般質問を始めてまいりたいと思いますので、当局の誠意ある、そしてわかりやすいご答弁をよろしく願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。建設場所もある程度決まり、宮古病院の新築移転問題もようやく動き始めたばかりである中で、そういった中で今財政負担の抑制ありきで国の医療制度改革の中で公立病院改革ガイドラインによる地方の公立病院のあり方が大きく取り上げられております。この問題は、私にとって宮古病院の新築移転の問題と同じように、私たちの離島の医療を支えてきた県立病院の今後の医療体制を大きく変えるものとして心配をしております。ですから、初めに宮古病院の今後の課題についてお伺いをいたします。

せんだって宮古圏域における地域医療の核を担う新たな病院の運営の基本方針や役割、機能、さらに新たな病院の整備に関する基本的な考え方をまとめた宮古病院整備基本構想が報告されております。私は、沖縄本島から遠く離れた離島地域ということで当然圏域内で完結できる医療体制を整備するという観点から作成されておりますこのマニュアルに対しては評価をするものでありますが、それについて2点ほどお伺いをいたします。

1点目に、新しい病院の運営体制の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

また、2点目の新しい病院の役割と機能についてもお伺いをいたします。

次に、県立病院の再編を議論する沖縄県医療審議会による県立病院のあり方検討部会についてをお伺いをいたします。来年の2月をめどに基本構想を決定するこの部会の議論の中身が財政負担の抑制ありきで今県立病院の医療供給体制の廃止、縮小や民間移譲あるいは指定管理者制度の導入などを含めた経営形態の見直しがなされていることに宮古病院の新築移転と同じように心配をするものであります。ですから、私見を述べながら2点ほどお伺いをいたします。

私たちの沖縄県の医療は、戦後大変な状況にもかかわらず、全国にもまさる県立病院主導の医療体制を

築いてまいりました。その証拠に今本土において本当に深刻な社会問題となっている救急患者のたらい回しは、私たちの沖縄県では皆無だと思っております。しかしながら、後期高齢者医療制度のように国による制度の強引な導入や財政面の問題から発動された国の医療制度改革は公立病院改革ガイドラインの策定をして地方の公立病院のあり方を大きく変えようとしております。今宮古病院整備基本構想がつくられ、新築移転問題もようやく動き始めたばかりの中で先月の26日に第1回県医療審議会の県立病院のあり方検討部会が開かれまして、県立病院の医療提供体制の廃止、縮小や民間譲渡あるいは指定管理者制度の導入など経営形態の見直しが行われた上で来年の2月に基本構想を決定するようであります。私は、これまで離島や僻地医療などをしっかりと中核的に支えてきたのはやはり県立病院だと思っておりますし、これからも県民の命と健康を守る最後のとりでとしてできる限り現在の運営形態を維持することを目指すべきだと考えますが、新しい宮古病院もこの財政負担抑制ありきの医療改革制度による経営の見直しが行われることを大変心配するものであります。県立病院は、どうしても地元自治体や民間でできない不採算医療を担うという構造的な問題がある中で私たちがこれからも安心して医療体制を受けられる医療体制を受けるためにはやはり宮古病院の新築移転問題を初め新しい施設の基準や経営環境についても宮古島市としてしっかりと意見を出していくことが大事だと思います。ですから、県立病院再編が進む中であっても新しい宮古病院がこれまでの運営形態を維持し、健全な運営を行うためにも地元自治体である宮古島市として今後財政的な支援についても大いに議論されるべきことだと思います。ですから、次の2点についてお伺いをいたします。

1点目に、今このあり方検討部会で財政負担の抑制ありきで県立病院の役割、機能並びに運営体制の見直しが議論されていることに対し、宮古島市としてどのように考えているかをお伺いいたします。

2点目に、私は今後とも宮古病院が地域医療に必要な医療供給体制をしっかりと確保を図る意味において地元自治体である宮古島としても現在の経営体系の維持と医療機能の低下をさせないようにするためにも県に対し強く働きかける必要があると思っておりますが、市の考えをお伺いいたします。

続きまして、宮原地区ほ場整備工事虚偽報告問題についてお伺いします。この問題につきましては、先程も同僚議員からもありましたし、ほとんどの議員が質問しておりますが、答弁もいただいておりますが、私なりに質問をしていきたいと思っております。この問題は、何といても随意契約を初め未整備のほ場整備にもかかわらず、公文書偽造による補助金の受給という公務員としてのあるまじき不正行為が発覚され、私たちも本当であってはならない大きな問題だと思っております。当然かかわった職員を初め監督責任である市長の責任も大きなものがあるものと思っております。しかしながら、今野党が抗議している責任のとり方の議論も大変大事なことだと思っておりますが、私が何よりも急がなければならないのは、やはり何といても残っている事業の早期改修によって受益者農家に対し一日でも早い不利益を解消していくことと、なぜこのようなことが起こり得たか、再発防止に向けた徹底究明が大事だと思っております。ですから、次の5点についてお伺いいたします。

私は、そもそも住民が主役であるという職員の認識がなく、地元とのコンセンサスや畑地かんがいの受益者農家との同意を得るための行動が文書で見える限り全く見えないところに問題の一つがあると思っております。ですから、1点目に当初の予定期間内に完了しない理由に地権者の反対があったとされておりますが、受益者農家と話し合いはこういった内容で何回持たれていたのか。そしてまた、同意は得られたの

かをお伺いいたします。

2点目に、当初契約から契約変更まで3カ月もあるにもかかわらず、係長や課長は当然予算残を把握したと思われておりますが、なぜ担当者以外の上司が状況を把握しないまま事業を進めることができたのか。そのことは、大変事務の流れに問題がありまして、やはり何といたっても組織的に問題があるのではないかとこの心配をしていますので、お伺いいたします。

3点目に、総務財政委員会でも農家経営の影響が心配され、市単独でも残っている事業の早期整備をすべきだという声があったように、また受益者農家から水が自由に使えるように工事の早期実施を要請されていると思いますが、私もこの問題で一番被害を受けている受益者農家の対応は何よりも優先されるべきだと考えますが、今後の対応についてもお伺いいたします。

4点目に、再発防止についてもどのように考えているかをお伺いいたします。

次に、国民健康保険税についてお伺いいたします。この問題につきましては、当初からほとんどの議員が質問をしておりますので、答弁は要りませんが、私の意見を述べたいと思います。今回の国民健康保険税額の決定通知がなされた中で、多くの住民から苦情が上がっていると伝えられております。また、今議会でも3億円余りの一般会計からの補正が行われようとしています。それにもかかわらず、やはり住民への負担軽減に余りつながっていないんじゃないかと、そういったことを心配するものであります。もともと国からの後期高齢者医療制度が今回から無理やり導入されたことに原因の一つもあると思いますが、私は何といたっても今の宮古島市の市民所得の低さを考えれば、やはり同僚議員が話しているとおり、できるだけ目いっぱい一般会計からの持ち出しをしても住民の声にこたえるべきだと考えますので、よろしくお伺いいたします。

次に、竹原地区区画整理事業についてお伺いいたします。この事業は、もともと竹原地域の住民の生活環境の改善をするために上下水道、道路あるいは公園などが一体的に整備されることによって宅地の利用区画が大幅に向上するなどともともと地域住民の要望によって進められていると思いますが、私の聞いたところによると、現在何か反対する地元住民が多いように思われます。私としてもこの事業の推進のためには何よりも地域住民の声とかが大事だと思いますし、地域住民がこの事業に対する理解をいただくために今後どのような対応されているのか、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目に、地域住民の説明会はどのような形で何回持たれているか。また、住民の参加状況はどうかお伺いをいたします。

2点目に、私自身が聞いている中ではこの事業に対しまだ住民の理解がされていなく、反対している住民が多いように思われますが、住民からの反応はどうかお伺いいたします。

3点目の今年度の事業内容と今後の取り組みについてもお伺いをいたします。

続きまして、環境行政についてお伺いいたします。1点目に、指定ごみ袋制度の導入に伴う実績と評価についてをお伺いいたします。この制度が始まって約半年が過ぎております。当初不法投棄が増えるのではないかと、またあるいは生活弱者へのしわ寄せがどうかということで心配をされておりましたが、またごみの減量化などにつながるというような形でも答弁をされておりますが、今現在どうなっているのか。この制度に伴う実績と評価についてをお伺いいたします。

2点目に、池間湿原問題についてをお伺いいたします。私は、これまで何度も池間湿原の保全と活用は

池間島の振興はもとより、宮古島の圏域の観光の目玉として十分期待もできるものだと訴えてまいりました。宮古島市としても平成18年の9月定例会での答弁で宮古地区農村振興実施計画に盛り込んであり、平成20年度の新規事業として計画していくし、また事業実施に当たっては地域住民の動向が重要であり、それがまとまるならば本格的にこの事業を導入していきたいと答弁をなされております。そういった中で去る7月の池間漁協での総会で池間湿原の復元を求める決議がなされております。ですから、私はこの事業に対する池間住民の理解は深まっていると思いますが、池間湿原の復元について宮古島市としてどのように考えているかをお伺いいたします。

2点目に、前回は質問をしましたが、県がこれまで続けてきた水草除去作業の中止をしておりますが、宮古島として独自の予算で池間湿原の水草除去作業はできないものかも改めてお伺いをいたします。

続きまして、農水産業の振興についてをお伺いいたします。1点目に、サトウキビ生産についてお伺いをいたします。せんだって宮古地区の2008年から9年度産のサトウキビ生産見込み量が地元のマスコミで報じられております。それによると、干ばつによる被害が心配されている中で平年並みの27万トンが予想されているようであります。私は、これまで宮古地区さとうきび増産生産者大会で言われている宮古地区の生産目標が35万トンだとする目標額は今後高齢化が進むサトウキビ生産農家の中でかなりの高い目標だと思っておりますが、今年度のサトウキビに対し心配されていた干ばつによる被害はなかったのかどうか。また、散水実績についてもお伺いをいたします。

2点目に、宮古マンゴの産地偽装問題についてをお伺いいたします。今回の産地偽装問題は、報道があった翌日から競り値が大きく下がり、ブランドとしてイメージを損ね、生産農家は少なからず影響があったと話がなされております。そういった中で今後の宮古地域におけるマンゴの生産量が栽培面積の増加に伴い、来年度は400トンを超え、2010年度は450トン、2011年は500トンを見込まれているようであります。ですから、私は今後の宮古マンゴ生産増加へのむしろ対応が求められているところに今回の産地偽装問題はより深刻なものだと思っております。私は、これまでもやはり何よりも食の安全が優先される時代になっており、今後ともマンゴも含めた農産物のブランド化を進めるためには何といたっても残留農薬の問題あるいは品質管理を含めた集荷並びに出荷体制の一元化はどうしても必要だと思っておりますが、そのためには農産物の共同集荷場、そういったものも必要だと思いますが、ただマンゴに関してはこれまでも個々の農家の努力で市場を開拓してきたいきさつを考えると、今すぐに出荷体制の一元化は難しい部分もあると思いますが、やはり最終的には一元化に向けて行政、JA、生産農家がしっかりと協議できる機関をつくっていかねばならないと思っております。そのことも踏まえ、次の2点についてをお伺いいたします。

1点目に、今回の宮古マンゴの産地偽装問題に対し、宮古島市としてどのような対応していくかをお伺いいたします。

2点目に、産地偽装報道から競り値が大きく下がったと言われておりますが、こういった風評被害の実態についてどのように把握されているのかをお伺いいたします。

続きまして、水産業の振興についてをお伺いいたします。私は、これまでも宮古島における農水産業の1次産業の果たしてきた経済的な役割は大変大きく、今後とも行政としてしっかり支援していかなければならない、そういうふうな思っております。しかしながら、今回の一般会計の補正に見られるように農業

振興費は約7,200万円もの補正増に対し、漁業振興についてはこういった少ない予算の中で1,100万円もの減額がなされるなどやはり何といても行政の対応に差があることに対し、個人的には大変不満に思っております。3漁協の指導しながら市管理8つの漁港の整備と県管理漁港を合わせたら12の漁港を管理をし、その上で来年から予想されている池間漁協と伊良部漁協の製氷機設置事業の整備予定などがあるにもかかわらず、現在の職員体制では本当によいのか疑問に思っております。私は、今後将来予想される組合の合併問題を考えれば3漁協にせめて1人ずつの指導員を派遣するぐらいの職員の数が必要だし、漁民への対応をしっかりしていく。そしてまた、組合の指導強化を図るためにもやはりこの平良庁舎内で水産課を置くべきだということを考えますが、次の2点についてをお伺いをいたします。

1点目に、どういう経緯で今の水産みどり課になったかわかりませんが、私は水産課の再設置と職員増の必要性についてはやはりしっかり考えていかなければならないと思っておりますので、お伺いいたします。

2点目に、私はどうしても漁協組合や漁民への指導強化のためにはやはり水産課を平良庁舎内に置くべきだと思いますが、当局の考えをお伺いをいたします。

以上、答弁を聞いてから再質問を行います。

◎議長（下地 智君）

本日の会議は、議事の都合上あらかじめこれを延長します。

◎市長（伊志嶺 亮君）

與那嶺誓雄議員の質問にお答えします。

県立病院の改革プランに伴う宮古病院の今後の課題でございますけれども、沖縄県の病院事業経営が厳しい状況にあり、経営形態の効率化を図るため県立病院のあり方検討部会が設置されております。宮古病院の移転新築につきましても市に対して検討課題として財政負担等について協力要請が来ております。市としましては、今後財政、福祉、関係課と内部調整を図りながら、協力できる部分については検討していきたいと考えております。

また、現在の医療機能の維持に関しては宮古病院整備基本構想に明示されている運営方針、役割、機能及び診療設備の整備拡充等について基本構想どおり実施していくよう県に要望していきたいと考えております。

経営形態につきましても宮古圏域医療の充実と安定した医療確保のためにも公設民営化の話が出た段階においては強く反対の意向を示していきたいと考えております。

◎副市長（下地 学君）

宮原地区ほ場整備工事虚偽報告問題についてということで、業務の流れや組織機構に問題があるんじゃないかという質問の要旨なんです。調査委員会報告書の中でも明らかにされたように、まず1つには現場の状況を十分に把握していなかったということ。さらには、担当課内に連絡調整が十分にされていない。3つ目には、関係職員の業務についての職責や自覚の問題、そして職場環境の問題点等です。チェック体制が不十分であったことは議員ご指摘のとおりであります。今後組織体制の見直しと強化を図り、業務の円滑な遂行に努めてまいります。

◎総務部長（宮川耕次君）

水産課等の設置等のご質問ですが、第1次産業を充実する意味でこういったご提言については十分ごもつともなご提案だと思いますが、これまで水産みどり課につきましては行政改革の組織機構の見直しによりまして担当部の意見を踏まえて議論をしまいいりまして、平成19年度より水産課と農政課の森林整備係、緑化推進係を統合しまして、現在の組織となっております。

また、職員増についてですが、本市は定員管理のですね、適正化によりまして職員削減が喫緊の課題となっております、組織機構の改革により効率的な行政運営を図っているところであります。新年度に向けまして現在組織機構の見直し作業を進めておりますので、その中で今後業務量の調査など行いまして、配置人数等については検討してまいります。

また、事務所の場所についてもですね、議員のご指摘の点あるいは他の組織機構の見直し等も含めて検討してまいりたいと思います。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

指定ごみ袋制度の導入に伴う実績と評価についてであります。指定ごみ袋制度の導入の目的の一つはごみの減量化であります。まず実績といたしましては家庭から出る燃やせるごみについてでありますけれども、これは導入前、前年度なんです、に比べまして約14%から15%の減、これはトン数にいたしまして約380トンから400トンでございます。その減量効果が出ております。それから、ごみの排出抑制及び分別の徹底については意識向上が図られているというふうに考えております。

それから次に、効果なんです、指定ごみ袋制度の導入に伴う歳入の効果がありまして、発生いたしまして、その充当があります。不法投棄ごみの撤去、それから生ごみの分別、収集、道路植栽ますの整地、それから花木の植えつけなどがございました。それから、海岸の清掃等にも活用しております。不法投棄については、現在15カ所、それはトン数にいたしまして約3,900トンの処理をしてございます。それから、環境美化事業といたしまして道路植栽ますの整地、花木の植えつけについては市内10カ所において実施しております。指定ごみ袋制度の導入については、市民の皆さんと協力によりまして大きな混乱もなく、順調に進められていると思っております。市民の皆さんには、今後とも美しいまちづくりのためなお一層の協力をよろしくお願いしたいと思っております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、宮原地区ほ場整備工事件でありますけれども、地権者との話し合い、内容についてであります。平成16年度ほ場整備に当初反対をしていた地権者が平成18年度の事業に参加するというふうなことがありまして、この事業の全体が遅れたというふうに聞いております。地権者との話し合いでありますけれども、地権者が9名、現耕作者は4名であります。平成16年度におきまして宮原地区の事業全体についての事業説明会を実施して同意は得ていたというふうに聞いております。なお、平成18年度の面整備事業では説明会は1回開催されており、内容はほ場整備工事についてのみ説明し、事業が施工されたというふうになっております。

この問題で被害を受けている地域農家への今後の対応でございますけれども、さきの前川尚誼議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、受益者の皆様に対して不利益を最小限度に食い止められるよう誠心誠意努力をしていきたいというふうに思っておりますし、今後畑かん施設の整備についてはできるだけ早期に対応できるよう努めてまいります。どうしても予算が議会の承認を得なければなりませんので、ぜ

ひとも議会のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

なお、再発防止についてでありますけれども、宮古地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会は作業部会を設置し、再発防止策を現在策定中であります。それに基づきマニュアルを作成いたしまして、職員に周知徹底を図って再発防止に努めていきたいというふうに考えております。

次に、池間湿原でありますけれども、議員も指摘のとおり平成18年の9月定例会におきまして平成20年度の新規事業として計画しているということが前の部長の答弁の中に入っております。議員から質問の要旨を聞かされた後調べてみますとですね、池間湿原の計画につきましては平成17年度農村振興実施計画に盛り込まれて、これは合併前の旧平良市の計画でありましたけれども、平成20年度新規事業採択を計画されておりました。しかしながら、国営宮古伊良部地区の関連事業としての圃場整備事業あるいは畑地かんがい排水事業が優先して取り組んでいることから、旧平良市で作成された農村振興総合整備計画書にある自然環境保全、いわゆる環境創造型整備につきましては現在先送りの状況となっております。今後整備が可能であるかどうか調査、検討してまいりたいと思っております。なお、県の自然保護課へ問い合わせをしてみましたところ、自然保護課内では今のところ事業の実施計画はないとの返答をいただいております。

次の水草除去とも関連いたしますけれども、池間島自体が鳥獣保護区として指定されております。この湿原には、いわゆる渡り鳥が、鳥類が羽を休めるというふうなことなどもありまして、非常に貴重な湿原となっております。さきの6月定例会でも答弁いたしましたが、ほぼ同じような形ですけれども、県におきまして平成14年度から平成18年度まで県の自然保護課が予算を組んでですね、水草の除去を実施した経緯がございます。しかしながら、その後県におきましても財政事情が厳しいというふうなことから平成19年度、そして今年度の除去作業がされておりませんし、今年度も予定がないということでもあります。今後実施できないかどうか県のほうにも要望していきたいと考えております。

次に、干ばつの被害状況と散水の実績であります。梅雨明け以降少雨傾向が続きまして、かんがい未整備地区でサトウキビの梢頭部がロール現象し、黄化現象が確認され始めて干ばつによる被害が拡大傾向となり、サトウキビに対する夏植え用の苗を含めた散水事業の早期実施の要望がありました。そのことを受け、7月の11日から18日にかけて関係機関等による調整会議や被害状況について説明会を実施してその対策に取り組んでまいりました。散水につきましては、7月の19日から8月の12日までの25日間、宮古全域に散水事業を一斉に実施してサトウキビの被害軽減に努めてまいりました。

なお、散水実績は沖縄製糖工場管内で2,024台、宮古製糖城辺管内で3,014台、それから宮古製糖伊良部管内で920台の合計5,958台が散水されております。地区別の台数、いわゆる旧市町村ごとの台数と散水面積でありますけれども、散水面積は全体で2万8,212アールであります。それから、地区別では平良が1,467台、5,155アール、城辺で2,560台、1,018アール、これは宮古製糖管内に入りますけれども、城辺はですね、沖縄製糖管内も実はありまして、長間地域が沖縄製糖管内に入っております。その地域が353台で2,410アールであります。それから、下地地域が557台、面積が2,543アール、上野地域で454台、面積で1,915アール、伊良部地域が920台、6,008アールとなっております。基盤整備事業、いわゆるかんがい排水事業が先行して実施されている上野地域が一番少ない台数というふうになっております。

次に、宮古産のマンゴーの産地偽装で今後の対応はということですが、産地偽装につきましては多くのマンゴー農家が大変大きなショックを受けております。同問題に対する本市の取り組みとしては、生産者、行政、JAの3者が一体となって抗議声明を公表してまいりました。対策として、宮古地区青果物流通対策推進協議会の中で関係機関等との意見をまとめております。その結果、マンゴー生産者に関しては出荷業者を注意深く厳選していく必要性を喚起すると同時に、チラシやシール等作成を検討し、必要であれば産地証明書の発行などできる限り生産農家が安心して生産出荷できるように関係機関と連携して支援してまいりたいというふうに思います。

それから、これによる風評被害でありますけれども、例年に比べて今年のマンゴーの収穫時期が遅れました。8月中ごろまで収穫期間がありました。今回の産地偽装事件発覚後、ネット販売農家においては注文のキャンセル等があったものの、これまでの生産農家の努力により消費者との深い信頼関係などがあったために今年に関しては思うほどに、特に大きな風評被害はなかったと思っております。しかしながら、今後宮古島産マンゴーで風評被害が出て生産者に大きな影響が出る可能性がありますので、行政としても市場開拓、消費者へのPR活動を積極的に進めてしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず、竹原土地区画整理事業についてのご質問でございます。3点ほどございましたので、順を追ってご答弁申し上げたいと思います。

住民への説明会は、現在までにどのような形で何回持たれているのか。また、住民の参加状況はどうかというご質問でございますが、竹原地区の住民説明会につきましては平成11年からこれまでの間に地域住民を対象にした地元説明会を11回、それからグループごとに分けましたグループ代表者会議を11回、それからグループごとの勉強会を合計5回行ってございます。出席率につきましては、地元説明会が少ないときで18%、多いときで46%、代表者会議で少ないときで47%、多いときで70%、グループ勉強会議でそれぞれ14%、31%となっております。また、平成13年には全体説明会、それからまちづくり協議会、グループ勉強会などを開きまして、地権者の意見、感想を把握しながら今後の事業の進め方、それらに役立てていくことを目的として意向調査の実施や平成17年には換地設計の参考にさせていただき地権者意向調査を行ってございます。それから、平成18年には仮換地案の個別説明会等も実施してございます。

次に、反対している住民が多いように思われますが、住民の反応はどうかというご質問でございます。竹原土地区画整理事業への住民の反応は、これまでにですね、事業計画に対する意見書が1件、それから仮換地指定に対する審査請求が21件ございました。また、全体説明会におきましても一部の地権者からいろいろな意見が出ていたのも事実でございます。しかしながら、竹原地区は昭和41年に都計決定して以来何ら整備ができていない現状ではございません。4メートル未満の狭い道路や行きどまりの道路、それから工事のときの冠水箇所が何カ所もございます。そういったことも含めまして安心、安全な住環境の整備が図られているとは思えない状況でございます。今後は、地権者への十分な説明等を行いながら事業の円滑な推進を図っていきたくと考えてございます。

それから、今年度の事業内容と今後の取り組み方についてのご質問がございました。今年度の事業は、区画道路、これらの整備と面整備に向けての物件補償を行う予定になってございます。今後の事業計画に

つきましては、7月の都市計画変更決定に伴いまして、竹原地区土地区画整理事業の事業計画変更を行うとともに、平成21年度から竹原1号線、それから竹原2号線の2路線につきまして地区計画等を取り入れたコミュニティ道路の整備を行っていきたいと考えてございます。

次に、宮古病院整備基本構想につきましてお答え申し上げたいと思います。せんだって宮古病院、つまり県とのやりとりの窓口が地域戦略局の土地対策室になりましたので、私のほうでお答え申し上げたいと思います。最初に、新しい病院の運営についての基本的な考え方につきましてお答え申し上げます。沖縄県におきましては、平成20年6月20日に宮古病院整備基本構想が策定されました。その中におきまして新しい宮古病院の運営方針が明示されておりますが、その内容といたしましては2次医療を中心とした急性期医療及び2次救急医療の提供、宮古圏域内で完結できる医療提供体制の整備、それから総合的な精神科医療の提供、医療と保健・福祉部門が一体となった患者サービスの取り組み等が網羅されてございますので、宮古島市の要望も十分配慮されているものと考えてございます。

次に、新しい病院の役割と機能についてのご質問でございます。新しい病院の役割と機能についてでございますが、新病院の診療科目は内科、小児科、精神科、産婦人科、脳神経外科等の21診療科の設置が予定されてございます。病床数は274床で、内訳は一般が218床、ICU4床、結核4床、感染症が3床、精神が45床となっております。

◎與那嶺誓雄君

再質問をしたいと思います。

まず、宮古病院整備基本構想についてをお伺いをいたします。私は、確かに内容的には大変素晴らしい計画だと思っておりますが、ただですね、やはりこの計画を推進するに当たって県立病院改革プランとの間で整合性を図ると、いずれも県の政策としての意思決定を行う必要があるということで組織並びに運営体制、それから役割と機能についてもですね、同じようなただし書きがついているんですよ。これは、やはり我々の宮古の声というよりも、むしろ県の指導、県の考え方一つで方針が変わってしまうという可能性もあるわけですよ。そういった意味ではですね、やはりこの基本計画に基づいた形でのしっかりとした地元自治体としてのそういったものを強く押していくという、その形が僕は必要だと思っておりますので、いずれにしても今の審議会による話の中でもですね、やはり何といても財政面での話が出ておりますし、今回第2回が開かれている中でも独立法人化という委員の中でも話も出ておりますし、やはり何といても私は今の運営体系、県立という形をですね、しっかりと守っていただく。そして、機能についても基本構想にありますようにしっかりと現状の維持してもらおうという、この声をですね、やはりこれまで宮古病院が宮古圏域のですね、本当に中心になって医療体系をつくってきた中ではですね、このことは非常に大事なことであります。宮古病院の新築と同じように、その新築される中にもですね、今のみたいな県の財政抑制ありきの考え方で、あるいは設備、いろんな問題が規模縮小されていく、このことをやはり地元自治体としてしっかりと声を出していくという、このことが大事かなと思っておりますので、これについてはもう一度市長からですね、答弁をいただきたいなと思っております。

2つ目はですね、宮原地区ほ場整備工事虚偽問題について、ほ場整備については何回か話し合いをされております。しかしですね、一番大事な畑かんについての話し合いがその報告書の中でも見られていないし、そのやった経緯がわかりません。そういった意味ではですね、ほ場整備に関する事務の流れですかね、

どういう形で、ちゃんと3カ月以上も期間があるのに引き継ぎ、あるいは畑かんについての議論がなされていないというのがやはり私は心配だなと思っておりますので、それについてもその部分だけ、1点だけです、お伺いをします。

同じように再発防止についてもただいまマニュアルを作成中だということではありますが、この事業を早期に開始していく、早期に整備していくためには、やはりこのマニュアル以前にですね、しっかりとその対応策、具体的な対応策をもう少し早目にやってもらわないといけないなと思っております。

それから、環境行政についてであります、この池間湿原の水草除去作業あるいは池間島の振興策の目玉になる池間湿原を活用した整備計画は、話を聞いていると、答弁の内容を聞いていますと、大分後退しているなというような思いがしております。やはり何といたってもこの池間湿原は今のまま、現状が当たり前じゃありません。昔は入江でした。イーヌブーと言っていました。そういった意味ではですね、地元の声としてはいろんな事業名を変えてでもいいですから、やはり早目に海水を入れてほしいというような声が大半であります。そういった意味ではですね、事業メニューはともかくとしても、海水を入れて、事業のシステム、そういったものをぜひね、しっかりと担当課は、平成20年、今年度から企画もされていたということではありますが、これも後退していつになるかわからないというような状況でありますので、それについてはですね、もう少し真剣に、私が小学校から見ているあの広大なイメージはですね、今本当になりません。そういった地元の声をしっかりやっぴり聞いていくのが行政だと思っておりますので、もう少し真剣に海水を入れることについても事業をしっかりと考えてほしいなと思っております。

また、水産課の設置であります、やはり確かに財政面からいろいろな形はあります。しかしながら、今漁民が直面する燃料費の高騰や、いろんな問題がありますが、農業に比べてはですね、確かに行政の指導が私は少し弱いんじゃないかなと思っておりますので、その辺もですね、漁民に対する、あるいは組合や漁民に対する指導強化を今以上にしっかりとやらうためにはやはり職員を増やしてほしいなと思っておりますので、もう一度それについてもご答弁をいただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

県立病院のこれからのありようについては、いろいろ議論がされております。しかし、この議論は主に沖縄本島の県立病院についての議論でありまして、沖縄本島には多くの私立の大きな病院等もございます。それと離島の宮古、八重山は全然違う状況でありますので、県としてもこれは理解しておりますし、我々も病院管理課等には常々これは申し上げております。

それから、池間湿原でございますけれども、これは旧平良市時代に整備を予定しておりました。しかし、このたび新たに伊良部大橋の架橋に絡んで伊良部に水を送るという事業がありましたので、これに早急に取り組まないといけないという事情がありまして、今少し停滞しておりますけれども、これも県と話し合いながら進めていきたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

3漁協ですとか、あるいはそういった農業と比べても指導体制があれではないかということですので、私どもは新年度に向けて現在組織機構の見直し作業をしておりますので、担当部と十分詰めまして、そういったのが生かされていくよう、反映されていくよう頑張っていきたいというふうに考えております。

◎経済部長（上地廣敏君）

再質問にお答えをいたします。

まず、かんがい排水事業が契約変更になって追加され、年度が終了するまで3カ月以上期間があったのになぜできなかったかという質問であると思いますが、これは全体、集中質疑の中でも出てまいりましたけれども、いわゆる平成15年度に委託発注されたかんがい排水事業の施工図面が納品されていないというふうなのが一番大きな原因だと思います。ただ、施工図面が納品されていないのに入札をして変更契約がされ、結果として事業ができなかったというふうなことになりますけれども、そもそもの要因はまず施工図面がなかったというふうなことが結果としてはもう全然かん排事業ができないというふうな状況になったということだと思っております。

◎議長（下地 智君）

これで與那嶺誓雄君の質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時17分）

平成 20 年

第10回宮古島市議会(定例会)会議録

9月25日(木) 6日目

(一般質問)

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第6号

平成20年9月25日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程

宮原地区補助金不正受給問題について、会議録開示後の市長、副市長に対し、詳細な説明と関連して質疑を行う動議

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成20年9月25日

（開議＝午前10時35分）

◎出席議員（17名）

（散会＝午後7時36分）

議長（22番）	下地智君	議員（13番）	宮城英文君
副議長（15〃）	嘉手納学〃		
議員（1〃）	友利惠一〃		
〃（2〃）	仲間明典〃		
〃（3〃）	池間健榮〃		
〃（4〃）	新里聰〃	〃（19〃）	亀濱玲子〃
		〃（20〃）	上里樹〃
		〃（21〃）	與那覇夕ズ子〃
		〃（23〃）	豊見山恵栄〃
〃（9〃）	前川尚誼〃		
〃（10〃）	與那嶺誓雄〃	〃（26〃）	下地秀一〃
〃（11〃）	山里雅彦〃		
〃（12〃）	池間豊〃	〃（28〃）	池間雅昭〃

◎欠席議員（10名）

議員（6番）	佐久本洋介君	議員（17番）	上地博通君
〃（7〃）	砂川明寛〃	〃（18〃）	平良隆〃
〃（8〃）	棚原芳樹〃	〃（24〃）	富永元順〃
〃（14〃）	眞榮城徳彦〃	〃（25〃）	富浜浩〃
〃（16〃）	新城啓世〃	〃（27〃）	下地明〃

◎説明員

市長	伊志嶺亮君	城辺支所長	平良光成君
副市長	下地学〃	上野支所長	砂川正吉〃
総務部長	宮川耕次〃	下地支所長	平良哲則〃
企画政策部長	久貝智子〃	水道局次長	砂川定之〃
福祉保健部長	譜久村基嗣〃	消防長	砂川享一〃
環境施設整備局長	長濱博文〃	教育長	下地恵吉〃
経済部長	上地廣敏〃	教育部長	長濱光雄〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺大〃	生涯学習部長	饒平名建次〃
会計管理者	平良富男〃	総務課長	伊良部平師〃
伊良部総合支所長	垣花恵〃	財政課長	石原智男〃
平良支所長	狩俣照雄〃	企画調整課長	下地信男〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	喜屋武重三君	議事係	仲間清人君
次長	荷川取辰美〃	庶務係長	友利毅彦〃
補佐兼議事係長	前里安男〃		

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時35分）

本日の出席議員は、17名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎池間 豊君

3日目の1番バッターということですが、質問をいたす前にですね、一言申し上げておきたいと思っております。今月は、議会中でもありますけれども、敬老会やらまた小中学校の運動会ということで、大変忙しい月でもあります。地域においては、そういった学校行事、地域の行事ということで、大変一生懸命頑張っている中ですね、市長初め多くの職員の方々がそういうふうに参加していただいて、運動会を盛り上げる、そして地域の行事である敬老会を盛り上げるということは、大変いいことじゃないかなというふうに思っていますね。ぜひこの地域を元気にするという意味では、大変いいことじゃないかなと思っていますので、特に島尻、狩俣で参加していただいた敬老会、そして小中学校の運動会に関しては、感謝申し上げたいと思っていますので、ありがとうございます。

それでは、質問に関してはまた感謝の言葉とはちょっと違いますけれども、順次質問をいたしたいと思っております。多くの議員の方々が通告してあります宮原地区補助金不正受給についてを取り上げておりますけれども、私も9点について質問をいたしたいと思っております。この補助金不正受給についてはですね、真相を究明するための宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会を設置をいたしております。そして、調査委員会の委員長ということで、職員の管理監督をする立場にある、責任の立場にある副市長、そして建設工事指名業者選定委員会の委員長という立場でもある副市長を調査委員会の委員長ということで、指名をいたしておりますが、伊志嶺市長にはまずその真意についての部分をお答え願いたいと思います。多くの市民、そして私たち議員もですね、なぜそのような立場にある副市長を調査委員会の委員長にしたのかということに関して、かなりやはり疑問を持っているんですね。そういうことですから、ぜひ明快なお答えをお願いしたいと思います。

この宮原補助金不正受給については、大変わからないだらけなんですね。何で図面がないのに工事が発注できたのか。何で仕事をしていないのに、工事をしていないのに、お金を支払ったのか。全くわからないだらけですけども、やはり整理整頓しながらですね、私なりに4つの大枠に分けて、そしてこの枠の中でまた細部について疑問をしたいと思っておりますから、お答えをお願いしたいと思います。

まず、4つの枠の1点目にですね、やはり原因の真相を徹底的に究明しなければならないというのがまず1点ですね。そして、2点目は、事件はもう発生してしまったわけですから、後に残る問題をどう処理するかということですね。これは、補助金返還の問題でありますし、また被害を受けた宮原地区の農家の皆さんにどういった措置をするのかという問題、そして補助金を返還した後に信用がなくなった県や国に対してですね、今後宮古島市がどういった形で立て直していくかといった問題、そして3点目はですね、再発防止でありますね。4点目は、市長、副市長を筆頭に関係した職員の方たちへの責任問題、大まかに

分ければこの4つかなというふうに思っております。

1点目の真相究明ということについては、やはり副市長が委員長であるということの中で、徹底した原因究明が果たして可能なのかという部分がやはり甚だ疑問には思っております。特に職員の管理監督、建設工事指名業者選定委員会の委員長、さらには業者が縁故関係にあるというふうなお答えもいただいていますし、そういう中で本当に真から究明が果たせるのかというのは、やはり疑問なんです。

それと、この補助金が不正に受給されたというのが発覚された場合に、1人の職員が1人で抱え込んでやってあるという結びもありますけれども、この職員がこれが発覚したときに、自分が懲戒免職になる、あるいは不正に受給した補助金に対して、損害賠償金を請求されるといったような、ほとんど自分自身にとって不利益な状態にしかならないこういった問題に、なぜ大胆に携わったのか、そういった部分が報告書に見受けられないですね。その部分もちゃんと確認したのかどうかをお伺いしたい。

それと、これは宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会議事録の中にあったことなんですけれども、平成19年度の1月、2月ごろにかけて、2度目の変更契約がなされているころには、銀行でもこれはおかしいというふうに気づいているというふうに報告されております。そして、その銀行の方たちがこの契約書の印鑑は信頼ができるものかどうかということについて、役所に伺っているんですね。これも報告されておりますが、その中でその職員、1人じゃなくて2人で謝っているというふうにも報告はされております。ですから、既に平成19年度の1月、2月ごろにかけては、職員1人じゃなくて、これは担当課の複数の方で確認はされているんじゃないかなと思われま。そのことについてもちゃんと聞き取り調査の中では確認をしたのかどうか。その辺もお伺いしたい。

それと、この報告書の中に補助金返還をした場合に、その業者からの金額の返還を求めるという部分がありますけれども、そのパイナガマの工事で工事代を2,100万円も支払うというふうな報告もされていますね。それは、どういった形で徴収するのか。その辺もしっかりとお答え願いたい。やはり支払った後での回収、徴収という意味では、それなりのちゃんとした手続がなければやはりお金の回収は難しいんじゃないかなと思うんですね。ですから、差し押さえするのか、それなりのしっかりした手続をとった形で回収するのか、その辺も含めてお答えをお願いしたい。

それと、このやっぱり信用がもうなくなったということについての後の事態については、特に農林水産省あたりの補助事業に関してですね、なかなか今後の難しい事態が想定されるんですけども、その辺はどういうふうに対応されるのか。国や県とはどういったふうなお話をされているのか。その辺もお伺いをしたいと思っております。

懲戒分限審査委員会も設置をされておりますけれども、そこでも副市長がやはり委員長であります。総務部長がその懲戒分限審査委員会の中に入っていないという質疑の中にご自身も対象だから入っていないというふうな答えがありました。もちろん市長、副市長は職員とはちょっと違いますよね、特別職でありますから。ただ、その中でもやはり執行部のナンバーワンとナンバーツーでありますから、その中での責任の部分がやはり見えてこない。この懲戒分限審査委員会の中では、22名の職員の方たちの処分をはっきりと明記をして答申はしてありますけれども、市長と副市長のご自身の態度がはっきりされていないことについてもお伺いしたい。

それと、告発ということについてですけども、これだけのことをやっぱりしでかしたわけですから、そ

して宮原の農家の皆さんに早くかん排施設をやってあげなくちゃならない、その予算措置ですね、それもやはり一般会計から出すのか、あるいはそういった対象の職員から徴収するのか、あるいは業者の方々から徴収するのか、あるいは市長、副市長もどういふふうにするのかと、そういった部分もありますし、また以前にですね、平成14年でありますけども、農振地域除外問題で市長は一職員を告発をされております。ですから、今回に関してもこの部分はその当時よりさらに重い部分はあるんじゃないかなというふうな思いがありますから、前回の部分とは関連づけたくはないんですけども、この件に関してもお答えを願いたいと思います。

そして、やはり国、県に対して詐欺行為の犯罪をしたわけですから、その国、県からの告発もそれは想定されるわけですけども、そういったときにどういった対応をされるのか。その件についてもお答えを願いたいと思います。

それと、こういった混乱の議会をたびたびやっていると、やはり議会費も大変かさばるんじゃないかなというふうに思っております。聞くところによりますと、国会の1日の運営予算というかね、それは3億円ぐらいだというふうにはお伺いしておりますけれども、宮古島市の1日の議会の予算はどの程度なのか、それも参考までにお答え願いたいと思います。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。国保税の値上げについては、何名かの議員も質問いたしておりますが、私のところにも物すごい数の苦情と申しますか、抗議にも似た苦情がたくさん来ております。議案提案の当日にも、そういった内容の部分をちょっと質疑をしたんですけども、きのうの質問の中に3,000件の苦情があったというふうな答弁をされておりますけども、3,000件どころじゃないと思うんですね。各議員にかなり来ていると思うんですよ、私だけじゃなくて。ですから、それは4,000件にもあるいはそれ以上にもなっているんじゃないかなと。3,000件の倍と見てもおかしくはないんじゃないかなというふうに思っております。それだけ大幅な値上げで、支払いが本当にできないんじゃないかという心配、保険証がもらえなければ子供たちをどういふふうに育てようかなというこいう心配、いろんな心配があると思うんですよ。ですから、今回一般会計補正予算に2億2,000万円余を計上して、国保税負担増加額緩和の措置をいたしておりますけれども、これの措置の使い道といいますかね、そういったことについてもお伺いをいたしたいと思います。

それと、この国保の事業は独立採算制というふうになっておりますけども、今後のこいういったあり方をそのまま続行していくと、本当に保険証を給付されない、要するに国保税を未納にして、払いたくても払えないという中で、保険証がもらえない家庭が相当出るんじゃないかなと予想されるんです。ですから、そのことに関してもどういふふうな次年度以降にどういった計画でいくのかということもお答え願いたいと思います。

それと国保事業の詳しい概要ですね、これはもう私ども議員はある程度わかっていても、市民の皆さんはなかなかわかりにくいと思いますから、その辺も一応詳しくお答え願いたいと思います。

後期高齢者医療制度については、始まったばかりの制度なんですけれども、舛添要一厚生大臣とか、新しく総理になった麻生太郎総理なども、もう変えるというような話をされてますよね。ですから、これはもう少しそういった国の推移を見てもいいんじゃないかなというふうな思いもあります。

次に、観光行政についてであります。ロックフェスティバルでありますけれども、今年は約2億6,000万

円の経済効果があったというふうに新聞には出ております。ただ、前年に比べて5,000万円減ということになっておりますが、この民間の主催でこのような大きなイベント、特に遠く離れた離島の宮古島で、このようなイベントをして経済に大きな波及効果をもたらす、そして若者に大きな夢をもたらすというような一大イベントが今度は赤字を出したというふうになっているんです。大変憂慮すべきことじゃないかなと思います。この結びのほうにこういうふうに乗っております。運営の課題に離島地区であることから、集客や機材の運搬など、多くの労力と経費がかかっていることを挙げている。イベントは継続し、発展していくためには、PR強化などによる観客の増加や行政と地域住民のさらなる理解と協力が必要であると。地域住民と行政の協力が必要であるというふうに結んでおります。ぜひ本当に若者にも夢を与える、地域にもこれほど大きな経済効果をもたらしたこのロックフェスティバルのですね、来年からの運営について、行政がどのようにかかわって、もっともっと発展させていくかということについてですね、ぜひお伺いしたいというふうに思いますので、よろしく願います。

次に、ホテルアトールエメラルド宮古島の売却問題についてお伺いします。このホテルアトールエメラルド宮古島の売却については、つい先日新聞にも裁判の結審が載っていたんですけども、私は前にも通告した中で、ぜひこのホテルアトールエメラルド宮古島は、地元の業者に譲ったほうがいいんじゃないかなと。その理由は、やはり一番に挙げるのが雇用の問題ですね。正社員、アルバイト含めて150名ほどいるんです。宮古の事業者の中でこれほどの雇用を抱えている事業所というのは、ほかにはないんじゃないでしょうか。ほかからの雇用促進という意味で、いろんな事業所、企業誘致は一生懸命やっておりますけども、これにもやはり恩恵を与えながらですね、そういう企業誘致もしておりますけども、ホテルアトールエメラルド宮古島に関しては、そういった恩恵も果たしてあるのかなのか、その辺ははっきりはわかりませんが、ここまで宮古のホテル業界、経済業界をかなりやっぱり引っ張っているホテルアトールエメラルド宮古島の売却については、先程言いましたように地元の業者がいいというふうな考えがありますから、この辺の市長の考えもお伺いしたい。

それと、今新聞に載っていたのは、家賃の未納の部分が載っておりました。ただ、話をお伺いした中では、裁判所に1,200万円月々供託はしているというふうなものもお伺いしております。それは、裁判所に預けたお金は、どういった扱いになるのか。未払いというふうになるのか。そういった部分もお答え願いたい。

それと、やはりホテルアトールエメラルド宮古島ができたいきさつの中では、結婚式の披露宴会場、島外からのVIPの方たちをどういったところで会議を持つのかと、宴会を持つのかという、これはホテルアトールエメラルド宮古島ができる以前の問題ですけども、そういった話の中から、しからばそういった宴会場のあるこういう大型ホテルをつくったらどうかとうことで、ホテルアトールエメラルド宮古島はつくったというふうにお伺いもしていますので、その辺のやはりいきさつですね、今地元以外の業者に売却すれば、その辺の最初のいきさつの部分が少し理解できなくなりますので、その辺もお伺いをしたいし、そして売却の値段が当初は19億円ぐらいの話をしておりました。今もそれは変わらないのか。それもお伺いしたいと思います。

お答えいただいて、再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間豊議員の質問にお答えします。

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会のあり方及び報告書についてですが、調査委員会は一連の不正行為にかかわる実態を究明するために設置されております。委員については、今の体制でしっかり調査ができているものと考えております。

また、告発の件ですが、国庫補助金の不正受給による補助金返還命令や業者からの工事金回収など、事態收拾にめどがついてから、さらに専門家と相談しながら、告発について検討してまいります。

私自身の処分については、一連の問題が解決した後にと考えております。

ホテルアトールエメラルド宮古島ですけれども、去った11日に那覇地方裁判所平良支部におきまして、建物明け渡しと未払い賃料の支払いを求めた司法の判決が出ております。その内容は、マリナーターミナル社の主張が認められて、建物の明け渡しと未払い賃料5億円余の及び遅延損害金、契約解除後の賃料相当損害金の支払いが命じられております。漲水リゾート開発からは、月に1,000万円が供託されておりますが、マリナーターミナルとしては、遅延損害金の一部として、還付充当しているのが現状であります。

地元の業者じゃなければ雇用が図れないんじゃないか、あるいは宴会場、料飲部門の継続ができないんじゃないかというご質問ですが、雇用についても料飲部門についても今交渉している相手方は、継続するという考えでおります。売却値段については、裁判所が決めることであると考えております。

◎副市長（下地 学君）

調査委員会報告書の透明性についてということなのですが、まず宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会は、同工事に係る不正行為に関する実態を究明するために、8月14日に設置され、8月26日に調査報告を取りまとめております。その間調査に当たっては、関係職員、関係業者から聞き取りを行っており、調査方法といたしましては、関係者のプライバシー等を尊重するという立場から、非公開としております。

ところで、この報告書については、議会からも調査の過程、調査の内容が見えないということで、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会議事録の公開等が求められてきたので、会議録については関係職員の名前を伏して、一部公開させていただきました。調査の内容が不十分ではないかとのご指摘がありますが、調査に当たっては6回にわたって委員会を開き、そして20時間以上の聞き取り調査を行っております。特に2週間以上の時間を要しましたが、短期間でありましたが、実態究明するためには、ほぼ全体的な取りまとめができたものだと考えております。

調査報告の取り扱いについては、まず市長に報告して、実態を市長に知らせて、そして8月の27日には宮古支庁に報告、さらに28日には県、国へ報告、そして29日には議会に報告説明会を持っております。さらに、9月の9日には宮原地区の受益者農家への経緯の説明と謝罪を行っております。さらに、市民向けにはですね、8月の27日にマスコミを通してですね、調査内容を明らかにさせております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、平成19年の1月から2月ごろ銀行の方が印鑑がおかしいというふうなことで問い合わせがあったということですが、これはですね、平成20年の一、二月ごろではないのかなという思いがします。

（「平成19年の1月、2月ごろには、2回目の変更があ

って、そのころに銀行がおかしいと言っているんですね。気づいているんですよ。その後で、これは今部長が言ったようにいつかわかんけど、少し時間があつた中で役所に契約の印鑑の信用性があるかどうかということで役所に伺っている。それで2人の職員が銀行の人に謝っているということが報告がされているんですよ」の声あり)

◎経済部長（上地廣敏君）

その件について、私が聞いているのは、平成20年の多分2月か、3月ごろだったと聞いております。これは、いわゆる工事金の支払いの件ですね、業者と市が取り交わしている契約書がありますけれども、何回も工期の延長がされているというふうなことから、銀行に業者から出されているというのがおかしいというふうな形で、市長印といたしますかですね、経済部専用の印鑑ではなくて、総務課が管理をしている市長印を押された契約書でなければだめだというふうなことがあったというふうなことを聞いております。

それから、業者からのお金の返還、パイナガマ工事との関連がありますので、これについては建設部長から答弁をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、信用失墜後の事業についてでありますけれども、当然議員ご指摘のように、これだけの不正な行為が起こったわけでありますから、国、県からは何らかの措置があるものだというふうに思っております。ただ、現在のところ平成20年度事業につきましては、当初の計画どおり進めていけるものだというふうに思っております。

それから、残事業についてだれが負担をするのかというご質問もありましたけれども、これについて今私から答弁は差し控えたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、国からの不正受給した補助金につきましては、国のほうは市に返還命令を出すということは承知しておりますが、これは市は国に返還をする義務がありますから、予算に計上して指定期日までに返還をすると。その返還に相当する金額は、当然不正に取得した業者があります。これは、実際に金額をもらっておりながら業務を着実に執行しなかったというふうな部分については、平成15年に委託を受けましたコンサル業、それから平成18年度に本工事を受注した業者、それと現場技術業務を担当するコンサル業者、この3者から返還を求めていかなければならないというふうに思います。

残事業するための資金をどうするのかということについては、まだ具体的に課のほうでどの資金を充てるというふうなことは、まだ想定していないわけでありますけれども、いずれにいたしましても、宮原地区に早急に通水できて、ハウスでの施設園芸がスムーズにできるような方向で、早期にその解決を図っていかなければならないというふうには思っております。願わくば議会の承認が得られればですね、まずは一般財源を充当して工事を進めておいて、並行して資金の回収についての協議を進めていくというふうな方法がベターではないのかなと、今のところは考えております。

次に、国からの告発についてどのように対応するのかということでありますけれども、国からはですね、現在告発についての話などは伺っております。本件に関しましては、現在県へ報告するための作業を進め

ているところであります。国のほうから県のほうに報告をなささいという文書が届きました。これは、報告期限が10月の16日まで報告をするようにということでもあります。それを受けて県が市のほうにその実態についての報告を求めております。これが10月の6日までが期限でありますけれども、市としましては、今月中に取りまとめをして報告をしたいというふうなことで、今作業を進めております。

こういった一連の報告が終わった後に、国においてはそれらを総合的に判断をしまして、告発をするしない、有無について決定をするというふうなことになるかと思っております。したがって、現在のところ国が告発をするというふうなことについては、何とも言えない状況にあるということでもあります。

それから、ロックフェスティバルでありますけれども、議員ご指摘のように民間主導で地域の活性化を目的に開催されております。宮古島ロックフェスティバルは、全国的にも有名なアーティストを迎えて、今回今年で4回目を迎える開催であったと。地元紙にも掲載されておりますとおり、観客動員が4,000人、島外から1,700名の観客が来島したということでもあります。残念ながら前年度の実績を下回っております。同時に経済効果も前年度下回りましたけれども、今後の課題といたしまして、行政においても島外からの観客動員を強力に進めていく必要があると。したがって、市といたしましてもですね、宮古島の一大イベントであるというふうな形で位置づけをして、最大限に協力をする必要があるというふうに考えております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

国保税の値上げについてであります。議員がご指摘のように、確かに7月の15日納付通知書を送付した段階で、多数の相談が寄せられました。ご指摘のように3,067件という数字、これは直接相談あるいは窓口に来た数字でありまして、おっしゃるように電話したくてもできない人、あるいは来たくても来れない人というのは多数いると思っております。数倍の今回の国保税の値上げに関する不満の方々はいっぱいいるというふうに認識はしております。その中で、国保税負担増加額緩和補助金の話をご質問ですので、補助金の概要について若干説明いたします。

まず、補助金の制度を創設いたしました。これは、8月の22日告示をしてありますが、その概要なんです。国保税加入世帯平成20年の7月1日現在でありますけれども、1万994件になっております。そのうちの今度の補助金の交付を受ける対象世帯、これが5,226世帯になります。全体では47%であります。その地区別なんです。城辺地区が980世帯、これはその全体の国保加入者の63%に当たります。それから下地地区471世帯、同じく70%でございます。それから上野地区396世帯、同じく67%であります。それから平良地区2,918世帯、同じく42%であります。伊良部地区が361世帯、同じく29%であります。補助金の交付予定者は、以上のとおりであります。

それから、保険証の配布の問題で、子供たちの対応をどういうふうにするかという話がありました。当然保険証の交付につきましては、前年度完納者に対しまして配布するわけですが、前年度未納者につきましては、資格証という、ご存じだと思うんですが、資格証があります。これは、病院に行くときに一時的に7割軽減の措置がありますけれども、それをしなくて10割の納付をいたしまして、後に支払いがあった場合について、あとの7割の償還があるという制度ですが、これは資格証の話ですね。それから短期証、短期証という期限つきの分納の場合、これは要するに未納がありますけれども、事由によりまして、今回は要するに分納の相談に応じた場合の措置を今短期証でやっている措置がございます。

先程話しました子供の対応につきましては、短期証で措置する場合と、それから完納した場合での通常の保険証の配布をしております。どうしても保険証の交付が受けられない場合というのは、特に悪質な場合に限ってその対応をしておりますけれども、今現在平成20年度の今日現在で6件の交付を受けていない世帯があるということでもあります。

それから、国保事業の詳しい概要というお話がありました。当然今回の改正につきましては、いろんな合併協議の中での協定の中での問題もありますし、それから不均一課税を統一するという問題も改正の理由にはありますけれども、国保税の詳しい概要については、説明いたします。国民健康保険事業特別会計は、一般会計と異なり、支出額に応じて収入額を確保しなければならない点に大きな特色があります。国保事業は、支出額は被保険者の医療費等に応じて変動するものであって、収入がないからこれを抑えるということとはできないという性質を持っております。このことに国民健康保険の予算編成あるいは執行上のほかの会計と異なる違いがあります。医療需要の増大、国の医療制度等の見直し等、これ平成20年度から後期高齢者医療制度とか、特定健診事業がスタートしたわけなんです、それによっても支出の均衡を図らなければならないというような特色を持っております。今回宮古島の税率が高くなった要因の一つに、この収支の均衡を図るための被保険者としても、応分の負担が必要であり、保険税の改正が行われた経緯があります。

市民からの苦情の中でもありましたように、できるだけ段階的な改正もよかったんじゃないかというような相談もいっぱい受けております。そういう意味では、今回の補助事業の創設も含めてですね、今回こういう措置をしておりますけれども、これが将来的にどういうふうな形になるかというものは、まだ調整はしてございません。そこで、もしこういう補助的な対応が今後も続くということ予想するのであれば、一般会計財政との繰り入れの話になりますけれども、そういうふうな調整をしながら、できる限り今回5地区の30%増加分の補助金の制度なんです、それは市民全体のやっぱり対応をするという、市民全体の全世帯への対応をする考え方が一番妥当じゃないかなという考え方を持っておりますので、これは今後の課題として対応していきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療制度なんです、議員がおっしゃるように去った20日土曜日のこれは後々23日のマスコミの報道では、舛添要一厚生労働大臣の個人的な見解だということがありましたけれども、確かに後期高齢者医療制度につきましては、さまざまなお意見があります。反対、もう廃止だという運動を各地で展開、特に当事者である老人たちの運動が各地で展開されておりますけれども、社会的にこの制度が即していない制度というのは、認識はしております。その中で、こういうふうなコメントも出ておりますけれども、議員がおっしゃるように今麻生太郎総理誕生の際に廃止になるんじゃないかという憶測といいますが、言葉は違いますが、そういうふうな話も出ておりますけれども、これに向かつては、国の制度ですから、宮古島市としては注視しながら対応してまいりたいと思っております。どうしてもこの制度がマスコミの記事のとおり全廃という形になりますと、また何らかの制度が出るんじゃないかなという予測もしますが、そういう形はまたそれで対応していきたいと思っております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマ整備事業の工事残金につきましてのご質問でございますが、宮原地区ほ場整備工事とですね、パイナガマの公園整備事業の請負業者が統一の業者でありまして、現在パイナガマ公園の整備が終了次第

ですね、その業者、そして弁護士とも協議を行いながら、スムーズにですね、パイナガマの工事代金が残金が宮原の不正受給分に充てられるように今手続を進めているところでございます。

◎総務課長（伊良部平師君）

議会開会当たり1日の費用試算はということでご質問でございますが、議会開催して、三役、部長、課長、出席するのは当然のことなんですが、人件費を試算をしてみました。これは、市長、副市長、教育長、そして出席する部長、それから待機とかする課長等を含めるとですね、大体1日当たり192万円、そして直接的な費用として議員の費用弁償等がございますので、これを加えますと203万円程度という試算になっております。なお、この会場の議会の光熱水費等は含まれておりません。

（「休憩」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時25分）

再開いたします。

（再開＝午前11時26分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

いずれ国から補助金の返還命令があらうかと思えます。それで、これは業者からお金を徴収してこれに充てますけれども、もし足りない分については、これは国家賠償法で求償権を行使して、市民の負担がかからないように頑張っていきたいと思えます。

◎池間 豊君

再質問をさせていただきます。

職員の告発ということについてですね、もう一度。平成14年度に起きた部分も一応比較してはおかしいんですが、そのときにはしっかりと刑事告発しているにもかかわらず、今度はそれよりまだ犯罪的な要素では大きな要素がありながら、今度はそれをどういうふうにするのかということですね。もう一度これをお答え願いたいと思えます。

203万円という1日の議会の試算が出されたんですけども、たびたびやはりね、こういった議会の混乱の中で臨時会をする。本来であれば臨時会も1日ですけども、今までは例も見ないような3日とかといったような臨時会もあるわけですから、それに要するのが1日のたんびにそういう200万円という膨大な金額であればこれは大変なことなんです。ですから、その辺もしっかりと二度と混乱が起らないように、二度と、二度とという言葉がもう何十回も繰り返されておりますけれども、ぜひ起らないようお願いしたい。

ロックフェスティバルについては、今後しっかりと協力をしていきたいというようなお答えいただきました。これは、本当に民間の団体での主催であれば、赤字を一たん出したならば、なかなか次の年から本腰入れてやるのかと。次の年に一、二回はやるかもしれませんが、あと財産をなげうってあとは丸裸になって、それでできるのかとなったときに、やはりなかなか難しいところがあると思うんですよ。ですから、赤字を出さないような協力体制、協賛という形でね、やっていければというふうに思っていますので、地域の方たちへのいろんな啓蒙ですか、そういったすごいイベントだよといった部分を含めてね、

行政にはもっとかかわっていただきたいというふうに思っております。

このパイナガマの公園用地に遊歩道をつくって、それでその工事代で相殺するというようなお答えいただきましたけども、これは一応その工事代を2,100万円というふうに調査の議事録にはありますけれども、その中ではですね、その工事を宮原での工事はできるものだと思っていたから下請に幾分か払ってあるとか、あるいは管の発注はやって船積みの段階でキャンセルをしたとか、また利息が何カ月も重なって、その部分があるとかというようなのは、みんな調整して支払いたいというような部分も書かれていたんですけども、その辺がやはり2,100万円からかなり減る可能性が十分あると思うんですね。ですから、3,800万円の補助金の返還に対して、幾らぐらいに想定されるか。

それと、市長にも先程答えていただきましたけども、その補助金の返還をする。さらには、もちろんそれもやはりどういった金であるかという部分がやはり大きな関心事でありますけれども、さらに先程も答えてもらった宮原のかん排事業も、それはどういった予算であるのか。これ本当に二重、三重に予算が膨らんでくるんですね。その辺もどういった考えをしているのかということでお伺いをしたいというふうに思っております。宮原の農家の皆さんにとっては、一日も早くということで、今議会に補正も上げてやっていただきたいという切実な訴えもあるわけですから、早急な対応をして、しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

以上、時間もありませんから、答弁をお聞きして私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

職員の告発については、国のこれからの補助金返還命令等あるいは業者からの資金の回収等、そういうものをやってから対応を考えてまいります。

（「休憩」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時34分）

再開いたします。

（再開＝午前11時35分）

これで、池間豊君の質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時36分）

これより会議を再開いたします。

（再開＝午後2時06分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎亀濱玲子君

通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、市長の政治姿勢と市政運営についてお伺いいたします。本市は、平成17年10月1日に合併

をいたしました。宮古島市として来る10月を迎えると4年目を迎えることとなります。宮古は1つとして、魅力ある島づくりへというふうにして合併後取り組んできているところでもありますけれども、新しい島づくりは、これまでの3年間市民の生活や福祉に係るさまざまな行政課題、加えて起きる次々の問題に対応するという市政運営となっております。しかしながら、毎年出される施政方針、これはしっかりと市民生活を踏まえて進めていかなければならない課題ですので、それに基づいて質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目に、魅力ある島づくりというふうに市長の施政方針でうたわれておりますけれども、その中から1つ地下水、そして環境の課題について質問させていただきたいというふうに思います。施政方針の中でもうたわれておりますけれども、中には地下水に配慮した資源循環型社会を求める島づくりというふうにうたわれておりますけれども、その中で市長は地下水管理の基礎となる地下水利用基本計画の策定に取り組む、そしてそれを進めていきたいというふうなお考えを施政方針でうたっておりますけれども、その策定の取り組みと進捗状況についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

2点目ですけれども、先日9月19日に新聞報道で塩素イオン訴訟の原告の訴えが棄却されるという那覇地裁の判決が新聞に報道されておまして、市民の命の水、水道水源流域の地下水を守るというには予防原則が必要である。行政の姿勢として調査を行い、公表するということの正当性が改めて示されました。市長には、この温泉排水問題と地下水保全の基本的な考え方について、ここで改めてお尋ねしたいというふうに思います。お答えいただきたいと思います。

そして、これは旧平良市からの課題でありますけれども、合併後などの理由で先送りされております環境保全条例なんですけれども、宮古島市となってもう3年、満3年、4年目に入ろうとしておりますけれども、この環境保全条例の制定に向けての取り組みはどのようになっているのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

続きまして、本市が県の景観行政団体に認定されたということが報道されております。これは、景観計画を策定して、今後取り組むことができるというふうにその景観行政団体として、隣の石垣市ももう既にその認定を受けているようですけれども、その中では守っていききたい景観の資源だとか、あるいはつくっていききたい景観あるいは改善していききたい景観の障害になっている要因は何だろうということなんかを整理をしてですね、島に合った、地域に合った、その自治体に合った景観づくりというのが取り組めるというふうになって、それが行政団体として指定を受けております。それについてどのように取り組んでいくお考えなのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

続きまして、この1冊の本を少し私は胸躍る気持ちで読ませていただいたんですが、これは沖縄県が出しております風景づくりのためのガイドラインであります。この中を読むと、さまざまな可能性を県は改めて島づくりの個性というか、その地域の持つ個性を島づくりに、地域づくりに生かせるようなということを指針としてしっかりと挙げております。例えば沖縄の風景づくりの基本というのを地域においては、自然風景というコンセプト、そして伝統的風景という考え、そして人と暮らしの風景という、そういうことが折り重なって、沖縄らしい風景の原点はつくられる。そして、その風景を尊重し、そして保全し、調和を図っていくことが沖縄の風景づくりの基本であるというふうにごうたっておりますので、これは例えばこれがおもしろいなと思ったんですが、地域らしさということをとらえて、無秩序に使われてきた沖

縄らしさの表現と地域らしさが反映されない、失敗という言い方が正しいかどうかわかりませんが、こういうことなんかもしっかりと反省の上に立って、地域はどのように個性あるまちづくり、地域づくりをするのかということをおうたっています。

この中で、総論としてこういうことが書いてあるんですね。地域づくりというのは、ただの単なる風景ということではないと。そして、それは地域の特性や趣を示すものであり、たゆまぬ努力によりつくり上げられる地域固有の生活の記憶であり、そこに住む人々のアイデンティティー、つまり地域の顔と考えると、このような風景は地域の個性を発揮しつつ連携して、絵になる地域づくりをつくり上げるということがこの基本として風景づくりのためのガイドラインとあって、この中には例えば宮古島の八重干瀬が写っていたり、宮古島の原風景というのが、宮古だけではなくて各地域のが載っています。それを見たときに、私は改めて私たちが個性ある島づくりというものをつくっていくという、そういう何か息吹きみたいなのを感じたわけですが、本市においては、この沖縄県の風景づくりのためのガイドラインをどのように生かしていけるのか、いこうというお考えなのかについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

続いて、自然再生事業、自然回復型公共事業の導入というものを私は意識して方向転換をして入れていくべきというふうに思って提案をさせていただきます。実は、自然再生推進法というものが平成15年に施行いたしました。これの中にはこういうおもしろいことが書いてあるんです。過去に損なわれた生態系、その他の自然環境を取り戻すことを目的とした自然再生推進法がつけられたと。この法律は、我が国の生物多様性の保全にとって、重要な役割を担うものであるというふうに書いてありましてですね、湿原、そして里山、里地、森林、サンゴ礁、自然環境の保全や再生、そして創出、それを維持管理するということをお目的につけられた法律でありまして、これはこういうふうに説明されております。地域の多様な主体の発意により、国や地方公共団体も参画して、自然を取り戻すための事業が始まる。今までにない全く新しい発想の法律ですというふうにおうたっております。

このことを調べてみると、釧路湿原だとか、全国で何カ所か取り入れてあって、これの特徴は市民主体の地域の主体の協議会をつくり、それに行政が協力をするというスタイルで進めるようではありますが、これについて大きないわゆる大型の公共事業のようなものは導入できるという入り口ではないということであったんですが、実は私がなぜそのことを改めて新しい出発にしたいというふうに思ったかといいますと、昨日も與那嶺誓雄議員が質問されて、この間ずっと質問されている池間湿原というのを私は湿原というふうにイメージしていたんですが、実を言うとこの1枚の写真に出会いまして、コピーなので余りはっきり見えないかもしれませんが、ぜひ見ていただきたい。きのう話されていた與那嶺誓雄議員の見ていた風景はこれだというふうに思うんですね。昭和36年7月のイーヌブーというふうに書いてあります。これがまさに原風景、池間の原風景であったというふうに思います。

今ここから見ると、この光っているところが池間漁港があるところで、そのすぐそばが学校です。ですから、埋め立てられているのですが、これを見ると、明らかにこれは入り江であったということがよくわかります。これが昭和36年であるんですが、今年のこれも與那嶺誓雄議員がきのう話されておりましたけど、7月10日に池間漁港が総会で決議した文の中には、冒頭でこういう言葉が書かれております。池間湿原括弧してイーヌブーと書いてあるんですけど、はかつて海と結ばれ、数多くの魚介類と渡り鳥の宝庫として、また海の荒れた日には出漁できないときの池間住民の漁場として生活の糧を供給してきたというこ

とを、実は池間に訪ねたときに、そこがどれほど池間の人々の暮らしの糧として、漁場として潤いのある、それこそ表現すると魚わきいずる場所であったというふうな表現で話されたんですが、その池間の方はですね。

それを昭和50年代であったでしょうか、漁港にするという工事があったのは。そのときは恐らく地域のニーズであったと、地域の声であったと。避難港という役割も担っているようですから、あったと。しかし、ここにきてかつての原風景を取り戻したいという思いが島の人々の中にもあるということを知られました。私たちがいかにして自分たちのアイデンティティーを、あるいは島の宝を取り戻すかということは、もういよいよ始まっていいのではないかなというふうに私は思います。それは、少なくともこの自然再生推進法の枠だけではない、もっと違う大きな枠の中で、それが環境回復型の公共事業として導入されていくという可能性も含まれているのではないかなと、これは新たな宮古における事業の展開になるのではないかなというふうに思って、このことをぜひですね、当局のほうで少しギアチェンジする部分もあっていいのではないかと思いますので、これを少し考えていただきたい。池間湿原を入り江に復元するということについての市長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

2点目です。これもまた写真を見ていただきたいんですが、狩俣の里道です。これは、とても70メートル、100メートルはないでしょうかね。70メートルくらいあるこんもりとした生活道であったようです。狩俣の人たちがここを歩いて浜に出ると、そこの正面には大神島が見えるという浜です。この浜を狩俣の青年たちが掃除するというので、少し見せていただいたんですが、その正面にたどっていくとですね、もしかしたらこれは地元の人の方がよくご存じの風景だと思うんですが、たどっていくと、天気がちょっと悪かったのであれなんですけど、向こうに見えるのが大神島です。下に見えるのが護岸です。ですから、あそこの場所は建物があるわけでもなし、畑があるわけでもない場所なので、護岸をつくる必要性があったのかというふうに疑問を抱くような場所であります。そのときは、その工事の何か理由づけというのはあったとは思いますが、これを本当に昔懐かしいアーチになって、こんもりとなった道を抜けていくと、目の前には大神が見えるんですけども、それが周りは本当に護岸に覆われているという、このようにですね、もうもったいないなというか、本当に宮古の宝が何かということに来る人も住む人も本当にいい島とするためには、こういう事業ができれば自然に帰っていくような事業として成り立たないかなと。これは、今日言うてすぐというようなことはできないかもしれませんが、宮古をどういう原風景に戻していくのか、あるいはそれ再生が可能なのか、あるいは復元が可能なのか、そういう物差しというものも用いて行政を考えていただきたいなというふうに思って、提案をさせていただきますが、その海岸線、もちろんそれは多分狩俣の名前はわからないですけど、北のほうの海岸あるいはほかにもあるかもしれませんが。それを可能性として、海岸線を復元する事業として、その可能性を当局はどのようにお考えかお聞きしたいというふうに思います。

この次に出すのはですね、私は1枚のパンフレットに引かれて伊平屋に行っていました。この島は、環境協力税というのを取っている1,500名ぐらいの島で、今年の7月から環境協力税を取り始めました。入島税ということで、島に入る方から100円取るというスタイルになっています。ここは、とてもこだわっていて、原風景の島伊平屋というのを売りにしています。開くと民俗芸能というのにこだわりを持ち、また開くと伝説の息づく島というふうに自分たちの島をこのコンセプトで島をつくるというか、この

行って聞かせていただいたんですが、担当はとても苦勞して、これを地域の人たちに理解をしていただき、また島に渡るときにチケットと一緒に小さな紙でホチキスでとめられた100円の入島税というふうになっているんですけども、これまで私は新たな増税というようなことの指摘の中で、自分の中にもこだわりがあって、そのことはちょっととらえられなかったものですから、直接これを行っている自治体に行って、まずはどういうふうに取り入れたのであろうかというのを調べたいと思って行かせていただきました。

これは、とてもきれいな島でした、印象は。それは、入島税というか、環境協力税を生かして、公園の掃除等々をきちっと道路の清掃、公園の掃除、トイレ、さまざまな公共施設を掃除をすると。訪れる人を迎えるというようなことをこだわって島づくりをしているというふうに生かしておりました。これが例えば宮古島にすぐ生かせるということじゃないかもしれませんが、議論を進めていくという、そのことは可能性としていかがでしょうかというようなことで市長にお伺いをしたいというふうに思います。

合併から3年というふうに冒頭で話しましたが、行政、当局が進めております集中改革プランの実施状況について質問したいと思います。合併からこれまで取り組んできました集中改革プランの実施状況、そしてそれは将来どういう将来像を描きながら進めているのかということについてお伺いしたいと思います。1点目に組織、機構改革の現状と今後の取り組みについてお聞きいたします。

2点目です。財政健全化の取り組み状況と今後の見通しについて、1つには、合併から今年度までの財政健全化の取り組み、そして経常収支比率等性質別に年次どういふ変化があるのかということを示していただけたらというふうに思います。この次の原油価格高騰に伴う市民救済への支援措置については、先日與那覇タズ子議員が詳しく質問されましたので、これについては割愛をいたします。

3点目です。宮古南静園の将来構想についてです。これまでも何度も取り上げてまいりましたけれども、ハンセン病問題基本法、これ通称です。正式にはハンセン病問題の解決の促進に関する法律というのが制定されまして、来る4月に施行されます。ついては、本当に毎回ここに出るたびに園の入所者の数はというふうに、平均年齢はというふうに私は話すわけですけど、いよいよ90名を割って89名となり、平均年齢が81歳を超えました。私たちに課せられている、行政に課せられている取り組まなければならない課題は、本当に後のない時を待たない課題というふうになっております。ぜひこのハンセン病の宮古南静園の将来構想の実現に一つ大きなハードルとなっております退所者の入院制度、まずはこれを厚生労働省に申し入れ、そして園と自治会と、県にももちろん申し入れ、国会の議員にもお願いをし、厚生労働省に訴えていっていただきたいというふうに、これは早急にしていきたいというふうに思います。

2点目です。沖縄2園の国立ハンセン病療養所将来構想のテーブルを県と一緒に座れるテーブル、協議の場をぜひ要請をしていただきたい。これは、毎回質問させていただいておりますけれども、それについてはぜひ具体的に動いていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、県立宮古病院についてでありますけれども、先日も質問が出ました。移転、新築については、これは質問は割愛をいたします。2点目なんですが、県立病院のあり方検討委員会における方針と宮古病院の機能の存続、拡充に向けて、私も質問をさせていただきます。これは、市長は公設民営化が出た段階において、しっかりと反対をしていくというふうにお答えをいただいたところではありますけれども、私はとても心配をしています。このあり方検討委員会は、非常に具体的に進んでいるんだなというふうに思います。これは、新聞報道によりますと、宮古からの委員の恩河尚清先生は、とんでもないと。離島は全

面的に民間移譲という考えでは従来の役割を担えないのだということをきちっと反対の意思を委員会の場で示されておりますけれども、この経営形態というふうに、財政上これが成り立つのかという物差しをばんと当てはめられたときに、こういうフローチャートで判断がされていくようなんですよ。当該県立病院をこういうフローチャートになっているわけですけども、廃止できるかというところからスタートします。これはイエスは廃止、ノーは民間へ譲渡できるかになります。ノーとって民間譲渡にいくと、民間譲渡からイエスは民間譲渡、ノーは指定管理ができるかになります。この指定管理ができるかのイエスが指定管理、ノーにいくと、独法化が必要かとなります。そこからまた進めていって、イエスがそうなんです、ノーというところと現行のままだと改革プランの経営効率化の検討というふうにして、課題が進められていきます。

これについて、私はむしろ離島の医療を守るというふうに先日もこのように新築の運営についての基本方針は、地域の中核病院であるということが1点、そして可能な限り地域内で完結できる医療体制設備が整備が必要であるということが2点、そしてそれは2次医療を中心とした急性期医療及び2次救急医療を提供するものでなければならないという点、そして結核や感染、そして精神というものを持ち合わせて、それをトータル的に総合して、その地域がそこで完結できる医療をつくるのだという、そういううたいになっていますけれども、実際にはそういう財政という縛りで物差し当てられたときに、本当にそれは言っていけるのかということがあります。ですから、できるだけ早くそれは先、先、先駆けて意思表示をしていかなければいけないと思いますので、市長のお考え、決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

お答えを聞かせて聞かせていただきましてから、再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

亀濱玲子議員の質問にお答えします。

環境協力税の導入でございますけれども、平成18年からこれまで先進自治体である伊是名村の状況調査、国、県とのヒアリング調査などの情報収集を行っております。環境協力税の創設については、議員がおっしゃるように増税であるとの指摘もあります。また、原油価格の高騰や諸物価の上昇が市民生活を圧迫していること、環境産業等地域経済に影響を与えることなどを十分に考慮する必要があるかと思っております。今後とも十分な調査、研究を行いながら、慎重に検討をしていく必要があります。

ハンセン病の問題でございますけれども、宮古南静園の将来構想については、退所者入院制度の実現に向けての取り組みにつきまして、現在宮古南静園の明日を考える検討委員会及び作業部会等で検討を重ねており、園自治会の中でも入院制度については、前向きな姿勢であります。退所者が抱える後遺症は、ほとんど外科的治療であり、一般の医療機関ではハンセン病関係の知識、経験がないため、十分な治療が受けられない状況にあり、さらには療養所は、遠く離れている退所者の場合、日帰りができない等の課題があります。ハンセン病問題基本法制定により入院制度が可能となったことから、現在入院している方の負担にならない範囲で、まず退所者の入院の道を探って、将来構想実現の突破口として取り組んでいきたいと考えております。

また、沖縄愛楽園を持つ名護市等との協議の場についてでございますけれども、沖縄2園将来構想について県との協議の場を設ける要請につきましては、名護市及び沖縄愛楽園自治会とも連携を図りながら、

県との協議の場が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、宮古病院の公設民営化については、常々病院管理局等とも話し合っておりますので、しっかりとそういうふうにならないように取り組んでまいります。

◎副市長（下地 学君）

質問の要旨が県立病院のあり方検討委員会における方針と宮古病院の機能存続、拡充に向けて公設民営化には反対の意を示していく必要があると考えるけど、市長のお考えはという要旨ですので、先程市長からもありましたけど、沖縄県の病院事業、経営が厳しい状況にあり、経営形態の効率化を図るため、県立病院のあり方検討委員会が設置され、その部会において民営化等も含めた話し合いがなされていると聞いておりますが、宮古島市としましては、宮古圏域医療の充実を図ることは最重要課題であると認識しており、安定した医療確保という観点からも公設民営化には反対してまいりたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

組織、機構の改革についてですが、現在組織、機構の見直し作業を来年度、新年度に向けて鋭意努力して進めているところです。その見直しの基本的な考え方としましては、政策実現に向けた組織づくり、それから合併による行政課題の解決に向けた組織づくり、スリムで効率性の高い組織づくりの3点を定めましてですね、鋭意努力しておりますが、組織、機構の見直しによって、行政機能を高めて、質の高い行政サービスができるよう、そういった組織づくりを目指しております。

なお、集中改革プランにおきましては、将来の目標、職員数を600名とうたっております。当面ですね、やはり合併による行政課題としまして、分庁方式をどうするのか。総合庁舎方式を採用していく方向が望ましいのではないかと。あるいは支所機能をどのようにしていくか。そういったあたりがですね、まず当面の焦点になるかと思いますが、宮古島市がエコアイランド宣言をやったり、あるいは自立を掲げたり、これは今までの課題であります地域格差をなくそうとか、そういった大きな課題等にもですね、十分対応できるような組織、機構づくりを目指して頑張りたいと、このように考えております。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

内容が環境保全条例の取り組みの状況についてお聞きしたいということでもあります。環境保全条例の制定については、今年度検討委員会を立ち上げることになっております。その内容といたしましては、開発行為による自然破壊や地下水汚染の未然防止に加え、公害対策等の生活環境保全が盛り込まれることになると考えております。公害関係については、県が沖縄県公害防止条例を改正し、新たに沖縄県生活環境保全条例の制定を進めておりますので、その中で騒音、悪臭等の対応については、市町村に移行すること、土壌及び地下水汚染防止に関する規制が盛り込まれていることになっております。本市においては、公害対策に関する条例が制定されておきませんので、新しい県の条例と整合性を図る必要性もあると考えております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、池間湿原、イーヌブーですか、そこの復元を求める決議が7月の10日に池間漁協の総会でされております。この中ではですね、観光資源として取り組みを住民と行政が協働で行うことによって、池間島への交流人口が増加し、体験型事業や漁業と観光が一体となった、いわゆる体験滞在型事業の創出が期待されるというふうな形でですね、ここに海水を導入して、水面を拡大したいというふうなことになってお

ります。ただ、きのうも與那嶺誓雄議員に答弁をいたしましたけれども、確かに平成17年度に策定をされました農村振興総合整備実施計画書というふうなものがあります。この中ではですね、農業関係の事業として取り組むと、いわゆる農業生産の基盤の整備というふうな項目の中にですね、現況としては地区内の池間島には国内でも珍しい渡り鳥が生息するユニムイ湿原があると。現在は何も環境保護として施策保全がなされていないというのが現況であると。そして、その整備をしようとする目標でありますけれども、湿原を中心とした自然体験交流施設の整備、鳥と植生の生態系保全の環境整備を行うというふうなのが整備の目標にされております。

ただ、農業生産の基盤整備の項目の中で、こういった形での整備が果たして可能かどうかですね、そこを農業生産基盤の目途としていこうというふうなことであれば理解できますけれども、そこを活用して農業と全く関係のない部分での施設整備などが果たして可能かどうかについては、きのうも與那嶺誓雄議員にまず調査、研究をしてみたいという答弁をしておりますので、そのようにご理解を願いたいと思っております。

それから、狩俣北の浜、狩俣東部海岸と言われているようでありますが、この海岸は構造改善局海岸保全区域として県管理になっております。現在600メートルの海岸が整備をされております。議員ご指摘のようにですね、農水省の農村景観自然環境保全再生パイロット事業というふうなものがありますけれども、自然再生推進法に基づく自然再生事業が該当するでしょうというふうなことが県に問い合わせたところ、そのような回答がありました。ただ、県管理財産でありますので、今護岸を取り壊してですね、もとの状態に戻すことが事業としてできるかという可能性につきましてですね、県のほうにもこういった議員からの要望があるということを伝えまして、意見等を伺ってみたいというふうにご考えております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

最初に、地下水の保全、環境保全の取り組みについてのご質問がございました。地下水利用基本計画について、宮古島市におきましては、平成16年旧平良市で3月に策定して、平成17年10月の合併時にですね、改定されました第2次計画が最新の計画であり、目標年次は平成25年となっております。平成24年度に伊良部大橋が竣工予定でありまして、これに伴いまして、伊良部地区への送水によって、水需要の環境が大きく変わることが予測されますので、計画の全面改定が必要と考えてございます。この地下水利用基本計画は、宮古島市地下水保護管理条例に基づいて策定されるものですが、現在地下水保全に関しまして、保護管理条例と水道水源保護条例が2つございます。合併前それぞれ宮古広域圏事務組合、それから宮古島上水道企業団が所管していた条例でございますが、合併してもう3年になりますので、2つの条例を整理統合して改定することを現在検討中でございます。条例改定が完了した後の平成21年度に新しい基本計画の策定に取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、魅力ある島づくりについてのご質問でございます。本市の景観形成団体の認定と景観計画策定に向けた今後の取り組みについてのご質問でございます。宮古島市においては、景観形成団体となるべく、平成20年6月に県と協議を行ってございます。平成20年7月24日付で、沖縄県知事より景観形成団体としての同意を得てございまして、9月1日に景観形成団体となる旨の告示をしてございます。

次に、今後の景観計画策定に向けての取り組みでございますが、今年度におきまして、景観計画基本方針の策定、それから平成21年度から平成22年度にかけて、景観計画及び景観条例等を策定しまして、

法的な手続を経た後で執行する予定となっております。

次に、風景づくりのためのガイドラインを宮古島市はどのように生かしていくのかというご質問でございますが、平成17年6月に景観法が施行されたことに伴いまして、沖縄総合事務局のほうで沖縄における沖縄らしい風景づくりを行うためにはどのような視点に立った風景づくりを行えばいいのかといった基本的な考え方、“美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドラインが示されてございます。まちづくりはその地域、宮古島でしたら宮古らしい地域あるいは宮古の風土に合った風景づくりを行うことが必要であり、基本的な方針だと思いますので、ガイドラインに示された基本的な風景づくりの視点を踏まえながらですね、宮古島らしい風景づくりに取り組んでいきたいと考えているところです。

◎水道局次長（砂川定之君）

温泉排水問題と地下水保全の基本的な考え方につきまして、亀濱玲子議員にお答えいたします。

地下水保全上重要な情報は、速やかに市民に公開すべきであるということ、因果関係の解明が確定されていなくても、予防原則にのっとった行政対応をとるべきであるとの当然の行政の責務が判決に反映されたものと考えています。判決は、歓迎するものではありませんが、本来ならば訴訟にまで発展したこと自体が残念でなりません。地下水保全は、宮古島市民の命の問題でありますので、今回の問題に限らず行政、企業、市民が一体となって取り組めるよう努力を続けていきたいと思っております。

◎財政課長（石原智男君）

財政健全化の取り組み状況と今後の見通し、それから合併から今年度まで、平成19年でございますが、財政健全化への取り組みを経常収支比率等、それから性質別に年次ごとにとということの質問にお答えいたします。

宮古島市は、これまで財政健全化への取り組みとしまして、集中改革プランを策定し、定員管理の適正化、給与の適正化、民間委託の推進などに努め、平成19年度には並行して緊急行動計画を策定、公表し、物件費の削減に努めてまいりました。また、市税の徴収率の向上や売却可能資産の処分等に取り組んできた結果、トゥリバー地区が売却され、港湾事業特別会計の赤字約33億円が解消されました。その結果、平成19年度決算における連結実質赤字比率はなくなり、前年度と比較しまして27.4%の改善となっております。財政力指数は0.32%、前年度と比較しまして0.02%改善されております。経常収支比率は、平成19年度が90.9%、平成18年度と比較しまして2.1%改善されております。公債費比率は13.3%、平成18年度と比較しまして1.2%改善されております。起債制限比率は11.9%、前年度と比較しまして1.2%改善となっており、各指数につきましては、合併以降改善されてきております。

しかしながら、今後葬斎場やごみ処理施設等の大型事業が控えており、引き続き厳しい財政運営が予想されます。歳入におきましては、未利用市有財産の処分、それから徴収対策の強化など、自主財源を確保し、歳出におきましては、各種経費の圧縮、施設の統廃合など、物件費の抑制などにより、なお一層の財政の健全化を推進していく必要があると考えております。

◎亀濱玲子君

ありがとうございます。再質問をさせていただきたいというふうに思います。

市長、ハンセン病問題基本法の施行は、来る平成21年の4月からでございますけれども、所在自治体といたしましてですね、どの担当がしてもきちっとそれに継続して取り組む。通称ハンセン病問題基本法が

しっかりと行政の中で遂行されているかというのをチェックするためには、ぜひですね、そのハンセン病問題の解決の促進に関する法律に照らし合わせた市独自の条例というものをつくっていただきたい。これは、ぜひ早急に検討していただきたいというふうに思いますけれども、これについて市長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

経済部長がお答えいただきました池間湿原、イーヌブーのことですけれども、恐らくその担当の中でのメニューというのは限界があると思うんですね。それを部を超えて、あそこを原風景に戻していくためにはどういう知恵があるかということ、それも含めて検討課題にしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、福祉行政についてお尋ねいたしますけれども、これまで後期高齢者医療制度について、現在の本市の状況と課題、そして対応についてということと、2点目は国民健康保険税に関する減免対策について実施状況と課題についてというふうに出してありますけれども、これについては、これまで登壇された皆さんの中でも詳しく答えていただいておりますので、私は市長にこのことを総じてどういうふうに対応していこうとしているのかという観点から質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、本議会においても、文教社会委員会に付託された国保税の引き下げの、あるいは見直しの陳情は2件ありました。切実な市民の要求というふうにして、これも全会一致で通っています。市長は、これからあるいはこれまでの議員の皆さんに一般会計から繰り入れてでもこれはちゃんとすべきだと既に答えてもいただいておりますけれども、これについて市長のお考えをさらにお聞かせ願いたいということ、県あるいは国にですね、このことを県の市長会あるいは全国の市長会においても、この地方自治体からしっかりとこの制度は見直すべきだという声を上げていただきたいと思いますので、これについての市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、お答えいただきましてから再々質問させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ハンセン病問題基本法の制定を受けての宮古南静園のこれからの将来構想についての市独自の条例ということでございますが、これはみんなで一応宮古南静園の明日を考える検討委員会等と話し合いながら検討してまいりたいと考えております。

また、国保等の状況については、県の市長会等でも、九州市長会で話し合おうという話をしておりますので、市長会等を通じて国にも求めていきたいと考えております。

◎亀濱玲子君

最後になりました。

経済部長に再度というふうに希望したんですが、要望になったようなので、ぜひこれは少し部をまたいででもですね、こういう自然を再生するというか、原風景に戻していく公共工事がこれから検討されてよいのではないかと、新たな公共工事として私は大いに考えるべきだというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

結びになりますけれども、去る8月20日に大浦の裁判が最高裁において上告を棄却されました。事実上の住民の思いや願いはなかなか通らなかったという結果になっております。2001年11月28日に火災を起こ

した産業廃棄物処分場でありますけれども、この問題をもっと県の廃棄物行政も含めてたずことを望んでおりましたし、また地域の住民の被害を受けた大浦の人たちの痛みというものをきちっとやっぱり伝えられたらなというふうな思いで、この何年間か取り組んでまいりましたけれども、上告を棄却ということになっております。

しかしながら、私はこの裁判の結果は結果なんですけれども、この取り組んできたことということは、この宮古島市の環境を考える上では、とても大きな布石になったのではないかなというふうに思います。これをもっと無駄にしないように私たちは宮古島づくり、島づくりがどうあるべきかということにしっかりと生かしていけたらというふうに思っています。合併も3年、これから4年目を迎えます。私たち議会人も議会の中で何をしてきたのかということがいよいよ問われる残りの1年を迎えようといたしております。私は、この間こうやって少ない人数で議会を進めておりますけれども、確かに宮原のほ場整備工場の不正行為に関しては、これは与野党を超えた大きな問題であります。これは、むしろしっかりと議会において特別委員会を立ち上げて、一緒に調べていきましょうということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（下地 智君）

これで亀濱玲子君の質問は終了いたしました。

5分間休憩いたします。

（休憩＝午後2時58分）

再開いたします。

（再開＝午後3時07分）

◎下地秀一君

一般質問を行う前に、初日に與那覇タズ子議員からもありましたように、北小学校の全面改築やっと今議会で2,800万円余という実施設計につきまして、改めて当局に感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりますので、当局の誠意ある答弁をいただきたいと思っております。

最初に、水道行政の現状と展望について伺いますが、前回もこの件について質問しておりますが、多良間村との広域化については、最重要課題としての認識を持っておりまして、前回に引き続き質問したいと思います。多良間村との広域化検討委員会が発足してから数回の検討委員会を開催しているものと思っておりますが、これまで多良間村との水道事業に対する現状とビジョンについて理解してもらえない、外部の雑音も若干ありますが、大多数の市民の考え方は、多良間村民に対し宮古島市と同様の安全、安心の水を供給することが市町村合併した宮古島市の使命だと考えております。そこで、広域化検討委員会の現在の状況について伺います。

次に、初日から問題になっております宮原地区ほ場整備工事の問題について伺います。これまでの不祥事とは比較できないような前代未聞の不祥事であり、伊志嶺亮市長の知らないところで起こった問題とはいえ、親が子供の責任をとることは当然のことであり、また今回の事件でこれからの宮古島市が計画している新しい事業などにおいても、県や国から信頼を失った以上、今後の公共事業に大きな影響を与えることは明白であり、市民の経済活動に対しても影響を与えるものと考えております。今回の不祥事は、議会

の責任において全容解明しなければならない問題であり、場合によっては刑事告発して、警察の手で解明してもらえようかとも考えております。今回の不祥事は、測量設計委託業務で成果品が納品されないまま公金が不当に支出され、また畑地かんがい施設工事に対しても、同様の事務手続がとられ、さらに違法と知りながら随意契約を行っている。とても職員一人の判断で行った行為とは考えられません。

そこで伺いますが、不当受給した工事業者の未執行分の工事金はどのくらいになるのか。また、工事が終了していないにもかかわらず、検査員による検査調書が工事金を支出するため何を見て検査合格の書類が作成されたのか。また、工事業者の未完成の現場の工事金請求と検査調書の提出は、明らかにマスコミ報道にもあるように、公文書偽造による公金横領で、犯罪行為ではないのか、あわせて伺います。

さらに、県に対して不正受給した補助金の予想額、それにつきましては池間雅昭議員の質問に答えてありますので、結構でございます。

次に、スポーツ振興条例の制定について伺います。3月議会に続いての質問になりますが、当局の取り組みがまだなかなか見えない状況ですので、改めて質問いたします。宮古島市がスポーツアイランド構想を宣言しているのは、当局もご承知かと考えております。しかし、中身については主にトライアスロン大会だけが脚光を浴びて、ほかの競技については全宮古中学校の陸上競技大会が行政側の消極的な対応で中止になったように、スポーツアイランド構想にふさわしくない行為だと考えております。昨今の宮古の児童生徒の県内における活躍はすばらしいものがあり、しかし優勝、もしくは準優勝すると県外への派遣費用の確保で父兄の方々は派遣費用を捻出するため、記念ボトルを販売したり、大変な苦勞をしていると聞いております。また、ある少年野球の監督の話を聞きますと、地区大会で優勝して、沖縄本島の中央大会に参加が決まり、沖縄本島に行けると子供たちは大変喜んでおりましたが、その中の一人の子供の親が家庭の事情で派遣費用が出せないということで、とうとうその子は中央大会に行けなくて、好きな野球をやめ、不良に走ったということを知って大変残念に思いました。本来スポーツは、児童生徒たちの将来に向けての人間形成に最も大事なことだと考えており、スポーツも教育の一環として、環境整備を図るのは行政の責任であり、父兄の家計に与える影響を少なくするためにも速やかにスポーツ振興基金条例を制定する必要がありますが、当局はどのように考えているのか伺います。

それから、前部長にこれは以前ですね、木曾広域連合のスポーツ基金条例の設置及び管理に関する条例、そして規則、そしてスポーツ振興基金が金を支出するためのいろんな規定を織り込んだ申請書、それについて前部長に参考にするよう、検討するようあげましたが、その資料は引き継いでいるか、あわせて答弁をお願いします。

次に、荷川取線の整備計画について伺います。この道路は、昭和41年に計画され、そして都市計画審議会でも何回か計画変更されていると記憶しておりますが、当局は平成20年度で東環状線、大原線が完了予定しておりますので、荷川取線については早急な整備に向けて調整を進めているところだと、さきの議会においても答弁しておりますが、現在どのような状況になるのか伺います。

次に、認可外保育園への支援について、去ったマスコミ報道で、内閣府は県内の約482認可外保育施設の認可を促進するために、沖縄特別振興対策調整費を活用して、本年度から3年間で8億円の国庫補助をすることを固めたとのマスコミ報道がありました。また、宮古地区の認可外保育所は、現在も厳しい状況の中で運営していると思いますが、今回の内閣府の発表は認可外保育所の関係者にとっても今後の経営に

力を与えるもので、大きな期待を寄せたところでもあります。そこで、県と市町村で2億円を負担することになっているが、宮古島市としてはどのくらいの負担になる予想なのか。また、この支援の中でどのような支援策になっているのか、あわせて伺います。

次に、農林水産業の振興について、今回は角度を変えまして、葉たばこ生産農家に対する新年度の補助金について伺います。最近、たばこの値上げがたびたびマスコミを通じて話題になっておりますが、喫煙者にとっては1箱1,000円というのは死活問題であり、今後の喫煙人口に大きな影響を与えるものと考えておりますが、たばこは嗜好品として法律で認められており、愛煙家が存在する限り、庁舎内の喫煙ルームについては、今後とも引き続き設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。そこで伺いますが、本年度の葉たばこ生産農家に対しての補助金が約286万円とほかの農業と比べて低く、しかし葉たばこ産業は年間の農業生産額として約25億円前後と、サトウキビ生産や畜産業に続く、もしくは畜産業と並んでいるかもしれませんが、それだけ高い農業生産額を誇っており、また宮古島市へたばこ税として年間約3億円前後の税金を納め、宮古島市の財政に大きく貢献しております。そこで、今後の葉たばこ生産向上のため、畑地の地力向上や自然環境に対する対策などを中心とした補助金を新年度予算で対応する考えはないのか伺います。

以上答弁をいただきまして、再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

下地秀一議員の質問にお答えします。

たばこ生産農家への支援でございますけれども、葉たばこは本市における農業産出額の約16%を占める重要な品目です。これまで葉たばこの収量及び品質向上を図るため、生産農家に対して葉力堆肥等の助成を実施してまいりました。今後も引き続きたばこ生産の振興を図られるよう新年度での支援策も考えながら講じてまいりたいと考えております。

◎副市長（下地 学君）

多良間村との広域化検討委員会の現在の状況はどのようになっているかというご質問なんですが、これまでに検討委員会は3回開いております。そして、専門部会を5回開催して、専門部会でいろんな調査、検討して、去った8月8日に専門部会より資料の報告を受けております。9月に検討委員会を開催して、市長に答申するまとめをする予定でしたが、諸般の事情により検討委員会が開くことができませんでしたので、速やかに検討委員会を開催して、市長への答申の準備に入りたいと考えております。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、工事施工業者に対する未執行工事にもかかわらず代金が不正支出されたという件でありますけれども、まず今回の工事未執行に係る不正支出でありますけれども、平成15年度の畑地かんがい施設工事に係る設計図書の納品がないままに工事完了検査が行われ、委託料が支払われたこと、そういった中で平成18年度に畑地かんがい工事が発注されたというのが大きな要因の一つにもなっております。その工事が未竣工にもかかわらず、県に対しては事業の実績報告が提出されており、また業者に対しても工事が施工されていないにもかかわらず、工事代金が不正に支出されたために、補助金の不正支出となっております。なお、金額については、工事費についてはおよそ3,540万円程度が不正支出となっております。

それから、市の検査員による期日の完成検査の合格の報告書の件でありますけれども、宮原地区ほ場整

備工事の完成年月日は、平成19年5月の23日に完成し、5月の30日に完了検査が実施されております。同日付で検査合格の通知が出されております。また、工事金の支払いにつきましては、平成19年1月26日に前払いの40%に当たります1,792万1,000円が支払いされ、また出来高払いとして平成19年5月の29日に5,045万9,500円が支出され、その後完成払いとして平成20年3月31日に1,513万2,200円が支払いされている状況にあります。

返還金については、答弁が要らないということでありましたから、以上で答弁といたします。

◎福祉保健部長（譜久村基嗣君）

認可外保育園の宮古島市の支援についてという質問であります。認可外保育園、保育施設の認可化を促進するための支援は、待機児童解消、それから保育の資質の向上を図るという目的の対策といたしまして、認可することとした施設への支援、例えば保育士雇用費用の助成、それから施設改善費の助成などありますが、それから保育内容向上に向けた研修の実施を行うとともに、保育需要将来推計調査の実施と認可化促進計画を策定し、認可化に向けた助成を行うものであります。

今基金の市の負担率なんです、認可化するとした場合なんです、国の10分の8、それから県が10分の1、それから市町村、市が10分の1の負担割合となりますけれども、マスコミで報道されております、これは2月27日の琉球新報なんです、額が8億円、国が約8億円助成するということですが、県がそれに対する1億円になってくると、市が1億円ということになりますけれども、まだ県のですね、詳しい説明会がまだ開催されていけませんので、詳しい額の市町村の負担については、県の基金条例がこれから制定されていくこととなりますので、それに向けた説明会があると聞いていますので、その説明会を聞いてから市町村の負担については決定をすると思っております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

荷川取線の整備計画についてお答えを申し上げます。

議員ご承知のように荷川取線は、昭和41年に道路延長840メートル、幅員7.5メートルで都市計画決定され、平成14年に道路延長1,640メートルうち竹原地区区画整理事業地区内にですね、342メートル、幅員17.0メートルに都市計画変更されて、現在に至っております。都市計画変更に伴いまして、竹原地区内の道路整備事業は、平成18年度に事業に着手し、平成22年度の完了を目指しまして、現在物件補償に努めているところでございます。

街路整備事業として整備する路線につきましては、今後図書館や葬斎場などの大型投資が予定されていることから、財政課を初め、関係各課との内部調整を図りながら、平成22年度を目標に事業採択できるように、県と協議しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

◎生涯学習部長（饒平名建次君）

スポーツ振興基金条例の制定についてであります、宮古島市にはスポーツ振興審議会条例はございますが、スポーツ大会出場奨励を助成する内容とするスポーツ振興基金条例及び規則等はまだ制定されておりません。スポーツ振興基金条例の制定については、前の議会で財政事情が厳しい状況であるので難しいということで答弁しておりますが、現在は財政状況を脱したとされるも、まだ節減の努力を必要とする状況でありますので、今後財政状況を考慮しながら制定について検討してまいりたいと考えております。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 3 時27分)

再開いたします。

(再開＝午後 3 時28分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

確かに虚偽公文書作成ということに該当します。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 3 時29分)

再開いたします。

(再開＝午後 3 時30分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

公金横領には当たりませんが、虚偽の公文書を作成したという犯罪には当たります。それを受けて告発も考えているということです。

◎下地秀一君

それでは、当局の答弁をいただきまして、再質問したいと思います。

先程スポーツ振興基金条例、これは以前から質問するたびに財政が厳しいからと、僕がいつも言っているのは、財政はもちろん厳しいかもしれないが、これは当局からの支援も必要でありますけど、その前にどういった形でこの基金を集めるか。例えばゴルフをする方にプレー 1 回100円を振興基金条例つくって出してもらおうとか、または昨年ですか、200億円余りの公共事業が宮古では発生していますから、例えばこういう方々からそのうち何%かスポーツ振興のために寄附をお願いしますとか、これ条例つくって、こういう形でいろんな角度を変えて、いろんなメニューをつくってするのが当たり前であって、いつも当局の答弁は当局が財政厳しいからと、検討委員会つくって、もう少し僕はいつも質問するのは、できるかできないか2つに1つ、この結論出してほしい。もしできなければそれで結構です。やっぱり議員が質問する以上はね、やっぱり答え出してもらわんと、できるかできないか、なぜできないか、そういうことでちゃんと僕は資料をね、木曾広域連合のを取り寄せてあげてありますから。

それと、荷川取線につきましては、大変厳しい状況の中での対応になると思いますが、ひとつ当局の努力をさらにいただきたいと思います。

次に、当局は公文書偽造、やはり犯罪行為に値すると、私はそういう答弁だと理解しております。やはりそういう認識があるんでしたら、速やかにこれは刑事告発するべきだと思いますが、告発する時期について、いつごろやる考えなのか伺います。

また、今回の事件はやはり違法と知りながら随意契約した事務の進め方、そして前払金、部分払金、完成払いというのがありますが、この部分払いの5,045万7,500円がこの事件の全容解明のかぎを握っているのではないかと私は考えております。なぜなら平成19年2月13日に違法と知りながら随意契約の30%をはるかに超えた違法な随意契約、そして5月29日には当初から随意契約を考えていたかしれませんが、随意

契約後約5,000万円の部分払い、その工事発注の流れが非常に私は不自然だと考えております。なぜなら部分払いの5,045万7,500円がこれは平成19年5月29日に支払われております。当初最初契約総額で8,351万700円のこれは総事業費ですので、最初当初の契約であります約4,400万円の平成18年12月25日の契約、そして年明けて平成19年2月23日の3,800万円余りの随意契約、それが平成19年の1月26日に前払金として1,792万1,000円払ってあります。そして、5月29日にきて、今度部分払いで4,400万円の完成、いわば残りの前払金と完成払い2,688万2,500円、そして随意契約の3,800万円余りの合わせて5,045万7,000円になりますが、これを見ますと、5,000万円から2,600万円を引けば2,357万5,000円、これはちょっと計算してみますと、随意契約の60%に当たっております。本来前払金は40%であると思いますが、5,000万円の中で随意契約の3,800万円のうちの約60%の2,357万5,000円が入っていることは、市はこの部分支払い自体も違法ではないかと思えますけれども、当局に伺います。

さらに、今回の違法な随意契約に始まったこの一連の宮原地区問題は、やはり私は職員一人の判断で絶対に行える問題ではないと考えております。これは、やはり上司に相談するか、または上からの指示がないとできないというのが、これまでの歴代部長、課長にも事業部門で携わった方にほとんど聞きました。すると、そういうことはまずあり得ないと。一職員がこういう事業を1人の判断で絶対できないと、そういう話を伺ってもおります。

そこで伺いますが、当局の宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の調査、議事録によりますと、これはすべて職員が1人の判断でやったという報告になっておりますが、すべて職員が本当に勝手にやったのか、再度伺います。さらに、また決裁責任者として、市長と副市長の責任はどうとるつもりなのか、伺います。さらに、先日の集中質疑の中で、ある前課長が事務の引き継ぎはありませんでしたと。しかし、書類を見ますと、ちゃんと決裁があります。そういう答弁に対して、当局としてどのように考えているのか、伺います。

以上、いつごろ告発するのか。そして、すべて職員が勝手にやったことなのか。そして、市長、副市長の責任はどうとるつもりなのか。また、事務引き継ぎがないといった職員の答弁に対して、当局はどう考えているのか、以上4点について伺って、また再質問します。

◎市長（伊志嶺 亮君）

告発の時期でございませぬけれども、これについては今告発の対象、これをどこまでするのか、今勉強中であります。ですから、これが対象がわかってから、その時点でやりたいと考えております。

また、市長、副市長の責任についても、その時点で考えます。

◎副市長（下地 学君）

前課長から事務の引き継ぎがなかったという答弁に対して、当局としてどう受けとめているかということなんですが、大変こういう職場環境のあり方というのは、ゆゆしき問題であり、大変重要な問題だと受けとめております。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時40分）

再開いたします。

(再開＝午後 3 時40分)

◎副市長（下地 学君）

補足します。

前課長が事務引き継ぎがされていないという答弁したのは、これは宮原のほ場整備工事についての事務引き継ぎをしていないということでしたということは、本人からも弁明書を出したいということもありましたけど、そういうことですので、そのようにご理解いただきたいと思います。

それから、担当職員一人で行えるのかという質問がありましたけど、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会、そして懲戒分限審査委員会には、関係職員について聞き取り調査したり、そして本人の弁明書に基づいて審査をしております。そういうことで、関係職員22名については、それぞれの立場における職務上の責任を判断基準として考えて、市長に懲戒の答申をしてあります。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 3 時42分)

再開いたします。

(再開＝午後 3 時42分)

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、随契の件でありますけれども、当時の業務担当、契約は業務担当がしておりますので、業務担当の説明ですとですね、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用いたしまして、随意契約をやる。いわゆる既に執行中の事業と、工事と一体的な施工をすることが有利であるというふうに判断をしたということが当時の契約担当者の説明であります。

それから、部分払いがなぜ支払いがされたのかということでもありますけれども、これにつきましては、契約書中に部分払いはできませんという条項があるにもかかわらず、それを見落として部分払いがされているということでもあります。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 3 時44分)

再開いたします。

(再開＝午後 3 時46分)

◎下地秀一君

再度質問したいと思います。

当局は、どの部分が悪くて、どの部分が告発の対象になると、そういう答弁をしました。これは、火を見るより明らかで、これは実際に市の金が不正請求によって金が出ていったんですから、これはある意味では僕の認識だと、これは公金が出た、横領まではわからんけど、明らかに市の金が出ていったと、そういうことでその一連のなぜ、どういった形で、どういう流れでいったかといいますと、これはあくまでも違法と知りながら随意契約した。まずそこが事の発端だと考えております。

そして、それから業者がその工事が済んでいないにもかかわらず金を請求してきたと。ところが、その金を出すためには検査が必要ですから、やはりこれ検査調書に基づいて金を支出したと。検査調書を見ますと、現場はないのに合格72点と書いてみたり、非常に不思議な検査調書で、そしてこれはまた財政課が当初検査調書が来たのに、一たん戻してこの検査調書でまた金を支出したと。この辺が何が動いたのか。僕はもうここを中心で告発していいと思っております。それ以上のことは、あとは黙って出てくるだろうと思いますけれども、僕はこの辺を中心にはぜひ告発することによって、あくまでも国、県に対する補助金の返還、そして今受益農家に対する水をどうするか、これは出口の問題であって、まずは入り口の問題をきれいに整理してから、これは並行に進めてもいいと思っておりますので、まずは議会や市民の大多数は、まず告発すれば解決できるんじゃないかと、そういう大きな期待を持っておりますので、改めて当局にお願いしたいと思います。

また、市長はこれまでやはり一連のこの宮原問題がけじめがつけば、出処進退をはっきりしたいと申しておりました。我々が最初市長に辞任要求をしたときの話を聞きますと、やはりある意味ではこの国、県に返還する補助金の額がある程度ははっきりすればと、これははっきり言ってこれまでの当局答弁よりはっきりしております。そして、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会ののを見たいと。調査委員会は、ちゃんと調査は終わって、これは処分についても市長に答申されておりますし、一連の僕はけじめはついたと思っております。そういうことで、市長はこれまで一定のけじめつけば、出処進退を明確にしたいと常々言っておりますので、市長としていつごろ市長の職について明確にする考えなのか、それを伺いまして、私の一般質問は終わります。

◎議長（下地 智君）

本日の会議は議事の都合上、あらかじめこれを延長します。

◎市長（伊志嶺 亮君）

県からは、10月6日までに再発防止等の市の対策をどうするかということを行うように言われておりますので、10月の6日前には私も県にも国にも行っておわびを申し上げようと思っております。その結果、話し合いでいつごろ県や国の指示が出るのか、ある程度わかると思っておりますので、その時点で判断したいと考えております。

◎議長（下地 智君）

これで下地秀一君の質問は終了いたしました。

（「議長、4番」の声あり）

◎新里 聡君

動議を提出したいと思います。

宮原地区補助金不正受給問題について、会議録開示後の市長、副市長に対し、詳細な説明と関連して質疑を行いたいというふうに思いまして、動議を提出したいと思います。

（「賛成」の声あり）

◎議長（下地 智君）

ただいま宮原地区補助金不正受給問題について、会議録開示後の市長、副市長に対し、詳細な説明と関連して質疑を行う動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることについて、挙手により採決いたします。なお、挙手のない者は否とみなします。

本動議を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（下地 智君）

挙手多数であります。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることは可決されました。

これより追加日程、宮原地区補助金不正受給問題について、会議録開示後の市長、副市長に対し、詳細な説明と関連して質疑を行います。

休憩いたします。

(休憩＝午後 3 時53分)

再開いたします。

(再開＝午後 3 時53分)

質疑を許します。

◎新里 聰君

まずは、動議に賛成してくださった他の議員の皆様へ感謝します。ありがとうございます。

質問をする前にですね、この宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会議事録について、議事録のですね、第3回調査委員会において、8月21日、議事録についての協議がなされておりますが、公開を求められた場合はというところはいいとして、公開する場合でも、ポイントをまとめた資料に限るが、原則公開しないということがございますが、これは議員に提示された議事録は、会議録原本そのままと理解していかどうか。その辺の確認をしてから質疑をしたいと思っておりますが、座ったらあと2回になりますので、このまま聞きますので、いかがですか。このままで答えてください、原本だったら原本で。どっか隠されたものがあるかどうかということです。じゃ、原本かどうかは、原本という形で一応質疑進めていきますけれども、後で答えてください。

(「いや、原本ですと言わないと、後で録音テープ提出

させますよ」の声あり)

じゃ、質疑続けていきたいと思っておりますが、何度も問題になっておりますけれども、この宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の報告書、これについて今も告発すべきだ、どうのという話がございます。16日に集中質疑があつて、一般質問等を聞きながら、この当局の説明にそのあいまいさがあるというようなことで、やはりこの今定例会においてきちっとしたものを処理しておかないと、次期臨時会あるいは次期定例会来たときに、同様の問題が、やはりこれに関連する補正等が出てきた場合、議会としてその判断が大変困るというようなことがございまして、この質疑をお願いしているわけですが、調査委員会の報告書の中でですね、調査の結果として、県への実績報告等多くの書類で虚偽の報告がなされ、つまりこれについては要するに宮古島市として、文書が虚偽につくられた、公文書偽造されたということのみずから認めているというふうに私はこの報告書で判断します。

そして、その原因として、その下段のほうで事業担当者より問題点等を上司に相談することもなく、ま

た、担当者以外の係長、課長等上司が現場の状況を把握することもなく事業が実施されたと。その原因について、そういうふうな言葉でまとめられております。そこで、皆さんから配付された宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会議事録にですね、まず議事録5ページ、これは皆さんから配られたもののページそのままつづってありますから、それでいいと思うんですが、この中段あたりで、そのことは上司は知っているのかと、いわゆる平成15年度の設計の成果品について、いう問いに対して、課長に遅れている理由を言ったことはあると、担当者は述べておりますよね。

それから、変更契約の場合、そのとき黒くつぶされておりますけど、〇〇に指摘されました。これだけが見ても上司に指摘されたということだというふうに思うんですが、その次のページいきますと、〇〇からは確かに指摘はあったんですけど、〇〇からちゃんとやりなさいということで印鑑は目の前で押ししました。今度は7ページにいきますと、設計書がないことの相談はということに対して、課長にしたと、補佐にはしていないというところありますよね。ずっといって、30ページ、これは議会全員協議会の議事録からですけども、これ随意契約について、これはもう名前も出ておりますが、30%を超えているという設計書は確かに僕に記憶では、当時の経済部長に指摘がありました。これは僕のが僕になっていると思うんですが、それから財政課にも指摘がありました。どういった形で契約するかということで、業務係のほうに持っていった。いわゆる書類を上司のほうに持っていく、決裁伺って行く。その時点でこれ大丈夫ですかと、何も中身についてその担当者に指導するとか、この決裁のやり方間違っていますよとか、本来あるべき上司の役割というものが果たされていないじゃないですか、これからすると。

それと、同じくその議事録の中に、当時の経済部長、32ページ、印鑑を押していますから、相談したということにも最初は設計書が上がってきまして、その後に変更契約が上がってきた。30%超えているけど、大丈夫ですかということだけであってと、それをどういうふうに対策しようかという相談は受けていない。それは、上司に相談を受ける問題じゃないでしょう。その場にそれが来た時点で、逆に指導すべきでしょう、上司は。

そこで、質問のほうに入っていきたいと思うんですが、まず1つ目にですね、今かかわった職員が22名だと、要するに処分対象者が。この時系列でつくった表だけ現場の組織だけを見ても、担当、補佐、課長補佐、課長、部長、副市長、市長といくわけで、これだけでも相当の方々がいるわけですけども、まず1つには、任命権者の責任としてですね、いつも優秀な職員を適材適所で配置しているという答弁の仕方しておりますけども、1人の担当職員ですら指導できないこの上司、これを任命するという、ただ、ただ昇任をして、そこに座っておればいいという問題じゃないでしょう。任命された職員は、それなりの指揮権を持っているわけですから、部下に対しては、その都度指導を行いながら業務をされるべきであって、そういうことがですね、この宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の報告書では何も言及されていない。担当者が上司に相談をしなかったから、上司が現場を把握していなかったからこういう問題が起こったというだけで結論づけている。これは、もっとそれこそ調査委員会、先程来当事者である副市長が調査委員会の委員長をすること自体に市民もこれでまともに調査ができるかという不信感もあるということも話しておりますが、やっぱり原因解明する、今後における宮古島市の内部組織をよくしていくためということについては、調査委員会というもの、あるいは今後の組織のあり方というものについて、もっと真剣になった形で調査報告書でも言及しながらやるべきではないかと思うんですが、まずこれ

について市長の考えを聞きたいと思います。

次に、公文書偽造によるいわゆる刑事訴訟法に基づく職員の告発、今下地秀一議員の一般質問の中で、告発も考えていると。告発の時期は、どういった対象になるかということは今勉強中だということでありますけれども、告発する場合においてはですね、別にだれだれと言わなくても、氏名不詳のまま告発できると思うんですよ。それを市長でもってだれだれを告発するということできなくてもできると思う。そうしますと、やっぱり早目な告発というものをみんな考えていると思うんですが、これについての説明をお伺いしたい。

それから、職員の処分が答申されておりますけれども、これについてはですね、市長、副市長がみずからの責任を明確にしないで、職員だけ処分するということは、これ絶対あり得ないことだと思う。みずからどういう責任をとりますと。その上で、職員については皆さんが犯した罪はこれだけのものだという形で、地方公務員法に基づいた分限というのはあり得ると思う、これは私の考えですけども。それをしないとするとですね、いわゆる市長、副市長、任命権者側にある、権力にある側のこれ権力の乱用でしかないと思うんですよ。同じ問題について、自分たちも当事者でありながら、自分のことはさておいて、はい、職員皆さんたちを担当者1年停職だ、それはないんじゃないですか。ですから、まず今答申してあるものについては取り下げると、これは懲戒分限審査委員会の委員長に答弁を求めたいと思います。

次は、先程の一般質問の中で、補助金返還額が決定した場合、業者から回収をして、不足分については国家賠償法に基づき処理したいと、市民には負担をかけないということをお答えされましたよね。それではですね、議会の補正について、予算計上する場合、この補助金返還額についてですよ、一般財源は絶対に充てないということをご確認ください。そういったものが明快にされないから、今の緊急動議を出した質疑もあるわけですから、それと同時にですね、同じく未執行分の費用負担についても、この補助金返還額と同様な形で、いわゆる市民に一切負担かけないで実施するのかどうか。これをここで明確にしておかないと、次の例えば臨時会で補正が上がる。12月定例会でこの補正が上がったときに、これは議会混乱しますよ、また。ですから、未執行事業の分についてもどうするんだと。

そして、これは市単独事業でやっても、同じ仕様でやめなら随契で3,800万円だったということですから、市単独でやっても同じ3,800万円かかるかと思うんですが、先程のこれまでの一般質問等における説明等も聞きながらいきますと、確定ではないけども、部局で計算している数字が返還額が補助金の、3,565万5,000円あると。そのうちに測量費の378万7,000円もあるという説明がされておりましたんですが、この事業の中にはですね、現場業務に委託というのがございます。千百三十何万円ですか、そしてこれもですね、ほ場整備とかん排、畑かん事業も含まれたトータルでこの1,000万円余の業務委託契約されているというふうに思うんですが、畑かん事業執行されていないわけですから、この部分についてはどうするのか。このことについても説明を求めたいと思います。

それから、先程の集中審議でもありましたように、事務費の部分も含めてですね、事務費も国にその事務を行うという形で職員の給料あるいは賃金にやったとしながらやったんだけど、実際には別のものでやったわけだから、それも返還される。その分の負担はだれがするのか。そういうこともやはり明確にしておかないといけないというふうに思いますから、ぜひ誠意を持って説明、答弁をしていただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の議事録の中に任命権者の責任についての事項がない、どうしてかということですが、それは調査委員会の調査内容がこの任命権者については調査する範囲を超えていますので、ないのが当然でございます。

（「休憩」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時12分）

再開いたします。

（再開＝午後4時12分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

これは、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の調査結果によって、懲戒分限審査委員会の中でその職責について判断しておりますので、懲戒分限審査委員会の中で判断がなされております。

それから、市長、副市長の処分については、告発前にやるべきじゃないかというご意見ですけれども、私はちゃんといろんな事案について県、国との対応をしてから、私と副市長の処分については考えたいと考えております。

（「休憩」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩します。

（休憩＝午後4時13分）

再開いたします。

（再開＝午後4時13分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

私が責任がないとは言っておりません。私には責任はあります。それは明確にしておきます。これについては、いろんな事案の対応が済んでから決めていきたいと、そのように考えております。

また、補助金返還についてはですね、補助金返還額が決定しまして、そして事業者からの資金の回収ができて、これを埋めて、そして足りない分は国家賠償法で、その担当のかかわった者で負担するということになります。そして、未執行分についても、市民には負担はかけないつもりでおります。

◎副市長（下地 学君）

懲戒分限審査委員会から職員の処分について市長に答申してあるけど、市長、副市長の責任を明確にしないままでは、取り下げたほうがいいじゃないかというふうなことで質問したんですが、懲戒分限審査委員会は、あくまでも地方公務員としての、いわゆる地公法をきちっと遵守して、業務に従事しているかどうかというふうな視点で審議するところであって、これは先程から指摘があるように、幾つかの法令に抵触しているというふうな審議の結果として、市長に答申してありますので、これは取り下げることはできません。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時16分)

再開いたします。

(再開=午後4時16分)

◎新里 聰君

2点ほどだけ再度確認をしたいと思います。

未執行事業についても市民に負担はかけないということを今話されました。ということは、補正予算等が上がってくる場合、その財源が一般財源であるということはある得ないということで確認をしていいか。市民に負担をかけないということは、市の一般財源を使わないということでありますから、そういう理解でよろしいか。

(「職員で負担すると言っているんだから、これははっきりしてもらわないと」の声あり)

◎議長(下地 智君)

静かにしてください。

◎新里 聰君

整理しますよ。1つ目の補助金、不正受給に関する補助金については、まず返還額が決定した場合、業者から回収する。そして、足りない分については国家賠償法に基づいて関係職員に負担を求めて、市民に負担をさせないという説明ですよね。ですから、それはそれで。それで行うと、市民の負担は一銭もございませんから、ぜひともそういう解決の仕方をこれやらないといけないと思いますので、もう一つの確認は、未執行事業について、今市長の答弁したのは、市民に一切負担をかけませんということでございます。それは裏を返せば、事業するためには予算計上してこなければいけません。その予算計上される未執行分の事業については、その財源の裏づけとして一般財源は用いないということになると思うんですよ。それでよろしいかと。そうじゃないと、今の説明は当たりません。そこは明確にやってください。

それともう一点は……

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時19分)

再開いたします。

(再開=午後4時19分)

◎新里 聰君

それと、もう一つ確認したいのは、いわゆる公文書偽造して作成した、補助金を不正に受給した、そのことについての市長としての職員の告発、本来なら時期も含めて答えてほしいんですけども、告発はやるということを再度確認して、これが確認できたらあと一回残っておりますけれども、質疑は終わります。

〔休憩〕の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時20分)

再開いたします。

(再開=午後4時22分)

休憩いたします。

(休憩=午後4時22分)

再開いたします。

(再開=午後4時54分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

新里聴議員の質問にお答えします。

1つは、未執行分についてでございますけれども、未執行分については、予算の編成上一般財源を一応使わせていただきますけれども、これの穴埋めについては、市民に迷惑かけないようにしっかりと対応していきます。

それから、告発については、今タイミングについて、また告発の範囲についても勉強中ですので、タイミングとその告発の範囲を勘案しながらやっていきたいと、そのように考えております。

〔休憩お願いします〕の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時55分)

再開いたします。

(再開=午後4時56分)

◎新里 聡君

2回で質疑を終わろうと思って、明快な答弁を求めました。返ってくる言葉は耳ざわりのいい言葉であります。要するに市民に迷惑はかけないけれども、未執行分の工事については、一時立てかえておきたいと。だけど、この一時立てかえておくものと市民に迷惑をかけない、その整合性、どういう形であれば市民に迷惑をかけないで一時的に未執行业務が一般財源使ってやったときに、どういう形で、一般財源でやるということは、もう既に市民に迷惑かけることになるわけですから、それを市民に迷惑かけないという、それはどういう形でやるのか。それで、例えば補助金返還に係る不正受給分について、何月何日までに支払いしなさいという形で出てきた場合、これ議会において否決はしても支払い義務生じているわけですから、上野であった不祥事みたいに、これ市長の権限でできますよね。

しかし、未執行业務の分については、それはできないと思うんですよ、支払い義務じゃないわけだから。ただ、議会としても一日も早く補正に上げて未執行业務やりたいということ自体も考え方は一緒なんです。でも、その財源をどこに求めるんですかと、どういう形でやって市民に迷惑かけないんですかと、そのところの担保をきちっと言わなければそれは理解できないでしょう。そういうことの担保もないまま補正で

上がってきて、また議会を混乱させるんですか。それを明確にしたいからこういった時間を費やして質疑しているわけで、そこのところはやっぱり、それと見ていてですね、市長が判断することについて、他の部課長が横やり入れる。閣内不一致ですよ、これ。国会でだったらそういう大臣はみんな首です。おかしいことですよ。市長が政治的にどう判断するかを問うているんであってね、そこを事務員がどうのこうのと、そこに言うべき筋合いのものじゃないと思いますよ。ですから、市長において市民に一円たりとも負担をかけないと。ただ、事業を早期に執行するためにその間一時的に一般財源をお願いしたいんだけど、この担保はどのような形でやりますというところを明快に説明してください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

その担保について勉強中ですけども、地方自治法の第243条の2などを適用できるのかなと、今勉強しております。

（「休憩して」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時00分）

再開いたします。

（再開＝午後5時09分）

◎池間健榮君

今日質疑させていただいてね、僕は本当に与党の議員の皆さん本当にお礼を申し上げたいと思っております。

非常にですね、今聴議員に対する答弁聞いても、残念であります。勉強中であるとかね、この勉強中が一番くせ者なんです。皆さんはですね、過去にこういう事件は経験していらっしゃるんです、5年前に。このときも議会在ち上げた100条調査権発動による委員会報告書があります。この中に8名の委員がいますけれども、8名の中で現職7名います、これを経験した議員。例の農振地域虚偽証明書発行のときの100条委員会のこれ調査報告書ですよ。市長、当時のですね、マスコミの記事も少し持ってきましたよ。今回と同じです、これ、全部。全部一緒です。僕が今、要因は、この大きな一番の今回の問題の要因はどこにあるかということで、これまで宮原地区は場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会報告書の中でね、1人の職員がすべてやったという報告書ですよ。これは、新里聴議員が指摘あったように、これは多くの関係部署がかかわっているんですね。特に経済部長も答弁されたように、工程表に参加する現場で新たにつくる業務の嘱託職員がいるんですよ、日報をつけてね、報告する人も。測量会社もある意味では、これぐるですよ、言葉は適切じゃないんですけども、そして常に財政課、会計課、報告書にあるように、これは複数で進んでいる。そして、銀行の方にも迷惑をかけている。すべてこれ1人の職員でされていないというのは、この議事録で証明できますよ。

問題なのは、この5年前のいわゆる農振除外虚偽証明書発行時のね、このときの課長の皆さん、左からずっと見ますけれども、今部長で本会議に座っていらっしゃるけれども、現総務部長、支所長、財政課長ですよ。局長、当時の農政課長ですよ、村づくり課長は、もうおやめになりましたから言いませんけれども、参事になられた方は都市計画ですよ。建設部長、港湾課長ですよ。教育次長であったり、

智子部長、総務課長でしたよね、教育総務課長ですよ。皆さんが全部こうやって当時言っていることと、当時の100条調査委員会で報告した議会の報告書、これ見たらですね、同じことしゃべっているんです。私は、これがこの体質が残っているから宮古島変わらないんです。なぜか。旧平良市に採択された事業をそのままの人たちが全部引き継いできて、下崎で問題を起こしたり、パイナガマで問題起こしたり、港湾緑地を売却したり、狩俣のふれあいランド、そして今の宮原、この事件が起きて、職員が逮捕されて、その1年後から今大きな要因と報告書になっているように、測量会社の成果品が上がっていないと、もう1年後から始まっているんですよ、この逮捕劇からね。

公印の保管はしっかりやりましょう。決裁は立ち会ってやりましょう。そのときの課長の皆さん、今ずっとみんな前で堂々と部長で座ってらっしゃるんじゃないですか。なぜそういう人たちが調査委員会のメンバーとして、おかしいですよ、こんなの。私は、この体質を変えない限りは、市長、あなたを支えてきたこの人たちがしっかりやらない限りはね、防げないです、こういうこと、隠ぺい体質。何とかね、素人である、残りの議員に失礼ですけれども、議員をだまそうなんていうことをね、今の議員だっているいろいろ勉強しているんですよ、しっかり弁護士とも相談して。市長、どう思いますか、私の今回の一番大きな要因は、この旧平良市体質、現在全部座っていらっしゃる部長の皆さん、当時の課長の皆さん、この経験が生かされていない。市長、私の意見について、私はこれが一番大きな要因だと思います。これは、この100条調査権の発動の中の調査報告書は、当時の旧平良市の委員会の報告書の中にちゃんと書かれていますよ。私は、これが一番、この体質が変わらない限りはだめだと、そういうふうに認識しておりますけれども、市長の考えをまずお聞かせください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

過去の旧平良市時代にもいろんな事件がありました。そして、これを反面教師としてしっかり勉強して、そしてやっていく覚悟を持って仕事はみんなやっていると思うんですけれども、常々私からも綱紀の肅正等について言っているんですけども、これが十分守られていないという現実が今回のような事件を引き起こしたことについて、深く不徳のいたすところと反省しております。

◎池間健榮君

反省はですね、猿に申しわけないですけど、猿だって反省するんですよ。オオカミだって童話にあるじゃないですか。オオカミだ、オオカミだって、2回も3回も5回もやっているよね、あとはもうだれも助けられない。教育長そうじゃないですか。5年前にこういった前代未聞の逮捕劇まで出しておきながら、この合併後3年間事務ミス、事務ミスでこれまで来て、そして今でも反省しています。今でもシステムを変えます。そして、その当時の課長の皆さん一番しっかりするべき課長の皆さんが今部長で座っていらっしゃる。そして、今ごろ勉強というお話をする。そんなの子供たちに失礼ですけれどもね、子供でもできますよ、こんなことは。これひとつ後で調べてくださいよ。

そしてね、さっき補助金返還の問題とか、今度賠償金の問題等についてはね、市民に不利益を与えないと言っているんですけれども、これは新里聡議員が納得したから、僕はあえて突っ込みませんけれども、まだ勉強中だと、刑事告発について。勉強中だとおっしゃるんですか、僕は立派な医者だと思し、学校の先生でしたから、そんなことないと思うんですよ。皆さんは、当時虚偽公文書作成罪で告発していますよね、職員を。その根拠法令は何ですか。部長、勉強中である部長、その根拠法令は何ですか。当時皆さん

が告発人、伊志嶺市長、告発の理由、虚偽公文書作成、当時皆さんは法律に基づいて告発をされていますけれども、1人の職員をね。この法律は何に基づいているんですか。勉強しないといけんか、もう一回。皆さん経験していらっしゃるじゃないですか、5年前に。根拠法令は何ですか。

市長、私ども議会がですね、調査なくして発言なしなんです。常に調査をし、議事録をさかのぼって、5年前であろうが、10年前であろうが、すべてそれによって弁護士と相談をして、勉強して、その上で発言しているんですね。5年前に告発できて、今告発するのにちゅうちょしている勉強中のその根拠法令を、5年前できて今勉強中の根拠法令を出してください。なぜ5年前にできて今できんか。

答えないから言いますけれどもね、ちょっと読み上げますから、虚偽公文書作成として、刑事訴訟法で示された公務員の義務に基づき、さらに職員全員の不名誉となる行為と判断をして伊志嶺亮市長が告発しているんですよ。当時も1人の職員を告発して、最終的に司直の手にゆだねられて、2人の逮捕者が出たんです。なぜ虚偽公文書作成という、同行使、詐欺ということで、もう一月前からわかっていることに対して、今ごろ勉強しているんですか、市長、調査委員長、副市長、総務部長、根拠法令示してください。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時22分）

再開いたします。

（再開＝午後5時24分）

◎総務部長（宮川耕次君）

根拠法令はですね、公文書偽造ですが、刑法第156条が根拠となっております。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時24分）

再開いたします。

（再開＝午後5時40分）

◎総務部長（宮川耕次君）

済みません。5年前のを今文書をですね、探している途中ですが、一応新聞記事をですね、参考にしながらですね、現在のあれにも言及していきたいと思います。これは、まず刑法第156条の虚偽公文書作成罪に現在ののがですね、該当すると考えております。

そして、公務員はですね、そういった不正行為を知った場合、刑事訴訟法第239条第2項で告発する義務を負っております。そういった形での告発になろうかと思えます。5年前も同様な立場での告発だったというふうに新聞によればそういうことですので、同じ内容だろうというふうに考えております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時41分）

再開いたします。

(再開＝午後5時43分)

◎池間健榮君

議長の許可を得てですね、余り休憩時間を求めるとおかしくなったんでね、僕はあえてこういう組み立てで聞いたかったから、当然、今はその根拠法令だけを示しなさいということで発言をしましたがけれども、一回だけはね、議長の裁量でお許しをいただきたいと思うんですけどね。

◎議長（下地 智君）

いや、これは例外はだめだよ。

◎池間健榮君

議長がそういうのであれば、永遠としゃべり続けます。一番の要因です、原因。なぜこの5年前の事件を持ち出してきたかということはね、これまで答弁があるように、今度の事件の要因というのは、そのかん排事業に関する測量設計業務の成果簿がないからというのが大きな一つの事件、それは平成15年の話なんですよ。この事件は、平成14年の6月の話なんです。これだけの事件を起こして、この100条調査の報告書の中にもあるように、現在座っていらっしゃるくどいようですけども、当時の参事だったり、課長の皆さんですよ。決裁印が押印されていないとか、いるとか、起案文書によるそういった虚偽の証明書、こういったことについては、これまでもお互いを信頼をして、公印使用を認めた。これが一番大きいと。したがって、公印押印については、チェック機能を強化しながら、しっかりと取り組んで再発防止に努めたい。当時の総務部長なんかね、公印管理については、本来立ち会ってやるのが当然で、反省すべきであると。今後は、公印の押印の際には立ち会うシステムで行うべきであるとして、起案文書のチェック機能の強化、公印管理の強化に努め、時としては後関もしっかりと厳しくチェックしていくと。これだけやりながら、当然市長が義務として刑事訴訟法第239条、義務として公務員は犯罪を見つけたときには告発する義務があるから、皆さんは当時告発しているんですよ、伊志嶺市長名で。

こういった大きな問題を5年前に起こして、そしてその翌年からもう設計事務所、いわゆるコンサルが成果品を出さなくても、なぜそれがみんな印鑑が押せるんですか。平成16年といえば旧平良市の問題ですけども、その結果が今度の平成18年の合併後の今見つかったことなんですよ。悪いことをしたら最後は見つかるんですね。市長、そうじゃないですか。悪いことをしたら見つかるんです、最後は。先生そうですね、副市長。学校でそう教えませんでしたか、子供たちに。悪いことをしたら後で見つかるからやるなよって。子供たちに対して失礼ですよ、これは。市長、この1年後に起きた、そしてそれを隠し続けてきたこの体質については、市長はどう思われるのか。そして、部長はね、なぜこの刑事訴訟法に5年前はちゃんと義務を果たして、なぜ今は義務を果たしていないのか。その2点については、答弁をお願いします。

そしてね、これは皆さんが義務を果たさなければ、この際ですから、自民党会派さん、公明さんも出席いただいて、今度は義務を果たさない市長も含めて、議会の議決を踏まえてね、それなりの対処法とらなないといけないから、そしてね、一番大きな今やめられた課長が任意で出席してこういうことを述べられているんですよ。畑地かんがい施設の設計委託業務の決裁を持ってきたと。以前に発注された業務なので、何で同じ委託業務を行うのかと指摘したと書いてあるんでね。そう答弁しているんですよ。やめられた課長、部長、全部知っていたの、このことは。調査委員会の議事録の中に書いてあるんですよ。こういうこ

とも副市長、委員長、読んで報告書は作成されたんですか。調査委員会報告書の中にあるように、あの優秀な職員に全部罪をなすりつけて、5年前のこの刑事事件のことも忘れて、あの職員にね、皆さん何ですか、これ。上司に相談することなく、市長の第一声のコメント、丸ごと自分で抱え込んでというね、あの人のあの公務員の、皆さん、人生を何とされているんですか。あの優秀な40歳の公務員を、将来ある公務員を皆さんどうい調査をしたからね、停職1年とあって、なぜそういう調査報告になったんですか、副市長。皆さん、将来ある若い職員をつぶしてしまうんですか。こんなこと我々議会が黙って見過ごすわけにいかないだよ。我々だって子供いるんです。孫もいますよ。そういう人間的に皆さん公務員の1人の首を切れば、すべて世の中が片づくと思うようなこの姿勢こそが市長、副市長ね、お聞き取り願いたいと言っているんですよ。あなたがやらなくても、次の市長がやる。もうこの旧平良市体質は直らないから、残りはみんな参事になって、静かに何かをまとめるんですよ。これが証明しているじゃないですか。合併というのはね、苦しい思いをして合併というのはみんな合併したんですよ。何ですか、今の体質は。

3点、なぜ義務を果たさないのか、市長こういった事件が起こった1年後からなぜこういうことが起きている、この体質は何ですか。その後もずっと旧平良市で採択された事業は、下崎からふれあいランドからバイナガマまでずっと同じことの調査特別委員会の設置じゃないですか。こういう人がみんな部長になっているから、旧町村の皆さんは巻き込まれているんですよ。あえて懲罰にかかっても申し上げますけどもね、私は懲罰動議出してもいいですよ。当時の100条調査委員の名簿は、友利恵一前議長、眞榮城徳彦、富永元順、宮城英文、新城啓世、與那嶺誓雄、上里樹議員ですよ。私はね、当時の反省を踏まえて、当局をしっかり指摘すべきは、当時の100条委員会のメンバーです。質疑もない、何もなし、形だけのこういこと終わらそうなんてことをね、私はそういうことではね、宮古島つくれんと思うよ。

だから、私は特別委員会の設置をやるなど言っているんです。もうこれ以上職員を責める必要もない。あとは司直の手に5年前と同じように皆さんが刑事訴訟法に基づいてね、しっかりこの陰ながらどうなったかを、もう司直の手にゆだねて、この問題は終わらせたほうがいい。そして、市長もですね、最後に申し上げますけど、市長、副市長、速やかに市民が今支えているのであれば、私は悪いことはしていません。みずから辞職をして、みずからですよ、もう一度選挙に出てください。政治家はそうですよ。医者はずね、医療ミス、看護婦がやったことに対して、医者はどうしますか、医者は。間違っ薬を投与して、患者が亡くなったときには、医者はどうするんですか、医者は。政治もそれぐらいの責任があるんですよ、政治も。最後に、この医者としての立場と政治家としての立場の身の処し方を聞いて、私は質疑を終わります。4点。

◎市長（伊志嶺 亮君）

5年前の体質が残っているということについては、先ほども申し上げましたように、学習ができていないということで、大変反省して遺憾に思っております。

（議員の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

それから、告発をちゅうちよしているわけではございません。今告発の範囲をどの範囲でやるかを今考慮しているところでございます。

それから、政治家として身の処し方は、今回の事件について、県や国との対応をしっかりしてから考え

たいと思っております。

以上、3点です。

◎副市長（下地 学君）

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会で特定の職員にだけ責任を負わせ過ぎじゃないかということなんです、調査委員会は厳正公正に調査をし、そしてその調査委員会の報告を受けて、市長から諮問があった職員については、懲戒分限審査委員会で審査の対象として、その諮問事項に照らして本人の弁明書に基づいて審査を行っております。したがって、特定の人にだけ責任をとらすというような審査はいたしておりません。

（「なぜ義務を果たさないかという」の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

義務は果たします。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時56分）

再開いたします。

（再開＝午後6時30分）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時30分）

再開いたします。

（再開＝午後6時33分）

◎副市長（下地 学君）

関係職員の処分の量定について整合性に欠けるんじゃないかという指摘なんです、懲戒分限審査委員会は8回にわたって審査をし、そして個々の職員がかかわった業務内容、そしてどういう法令に抵触しているか、こういうのを審査して、総合的に判断し、全会一致でこれ確認して、市長には答申してあります。この答申が整合性に欠けるかどうかということについては、処分の裁量権は市長にあるので、市長が判断することですので、私どもとしては、厳正、公正な審査の結果を答申したと考えております。

（「休憩願います」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時34分）

再開いたします。

（再開＝午後6時42分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

今さきの懲戒分限審査委員会の委員長の答申にもありましたように、厳正に庁内の各規則に照らし合わせて決めた量刑であります。ですから、これは尊重したいと思っております。しかし、やはり私の判断の範囲もあることですので、私も判断をして、改めてまた懲戒分限審査委員会にかけ直すのか、あるいはもう懲戒

分限審査委員会にかけないで、そのまま告発に持っていくのか、そのあたりを考えてみたいと思っております。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ありませんか。

◎池間雅昭君

宮原ほ場整備のことについてと、これは補助金にかかわる問題ですのでね、私の件についてもお伺いしていこうと思うんですけれども、まず市長ね、確認したいことは、告発はいたしますと、これは速やかにいたしますということよろしいでしょうか。

それから、補助金返還の部分については、国家賠償法に基づく求償権を行使して、きちっと補てんをするということですね。もう一つ、私が納得いかないのはですね、いわゆる未執行部分の事業費、これを市民に負担をかけないように一般財源でやりますという、この意味が私にはわかりません。一般財源でやるということは、すなわち市民に損害を与える、負担かけることだと思うんですけれどね、だから市民に負担を与えないということは、市長はいつも言うんですけれども、上野のいわゆる裁判所からの差し押さえ案件、職員がその通達を見過ごしたということで、結果として1,260万円の市に入るべきお金がですね、逆に損害賠償ということで、市民の手に渡ってしまった。それに対しても、市長はずっと市民に損害は与えませんが、私に言ってきたんですけれども、既に与えているんですよ。1,260万円の金が一般財源に残っていれば利息もつきますよ。国保の財源としても使えますよ。こういうことをしておいてですよ、また今回も一般財源で事業はやりますと、市民には負担かけませんと。これは市民に負担をかけないという根拠を示してほしいと言っているんです。どういうふうなことをするから、法律に基づいて職員から取りますと、これだっただけ時間がかかるじゃないですか。そういうことじゃなくて、手っ取り早くですね、そういうふうにして市民に負担をかけないという方法をきちっと示していただきたいと思えます。

それと答申の内容についてお伺いします。今までも同僚議員のほうから質問ありましたけれども、私にはね、答申の内容が停職処分1年1名、これはどういう理由でこの職員は1年の停職なんですか。どういう理由ですか、1年停職した理由です、決定した。

次に、部長級が減給処分10%、6カ月、これの根拠も示してほしい。この部長何をしたから10%の6カ月なんですか。皆さんの答申を聞いているんですよ。この部長は何をしたから10%の6カ月の減給になるんですか。以下、同じように部長級、補佐級あるいは課長級、みんな処分してあります。これらをこの処分内容で決定した根拠を示してほしい。何をしたから1人は停職で部長は10%、くどいようなんですけれどもね、何をしたんですか、この職員。

それと市長ね、この告発について今検討中というんですけれども、ならば副市長にお伺いします。この処分をされた22名の職員の中で、虚偽公文書作成及び行使をした職員は何名いますか。だれだれですか。これわかるはずですよ。同じように虚偽公文書作成、そして行使したにもかかわらず処分が違いますよね。何名います。そして、市長今ははっきりしているこの刑法違反その職員についてはですよ、はっきりしている人については速やかに私は刑事告発すべきだと思うんです。やっていただけますか。今わかっている部分についてはやる。そして、後またわかった部分についてはやる。そういうふうな形でやっていってもよろしいんじゃないですか。少なくとも全員協議会でもですよ、2人ははっきりしているじゃないですか。今さっきもあったように、平成15年のこの委託業務について、成果品がないのにあるというふうな虚

偽報告をした。これも加えると3名ははっきりしているじゃないですか。このはっきりしている職員からまず速やかに告発をしていただきたい、そういうふうに思うんですけども、いかがでしょうかね。

それとですね、会計管理者にお伺いします。今日の新聞に書いてあります。これは、私の一般質問に対しても当市から毎年毎年1億円以上の補助金をもらっているね、宮古土地改良区の理事長のコメントです。いわゆるですね、本当は代表監査委員にもお聞きしたかったんですけども、私が一般質問でお聞きしたのはですよ、こういう個人名義の口座があるんだけど、どうですかと。適切ですか、この補助金を受けさせてよろしいですかどうかということを知りたいんです。それに対して、こういう個人口座があって、承知していると、こう答えたわけですか。これお読みしますね。これも大変なことが書いてありますよ。まず、2008年9月23日付に……

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

ちょっとこの内容が違うんですが。

◎池間雅昭君

補助金に関する事です。これも補助金に係る事です。

◎議長(下地 智君)

今回の場合は、宮原の土地の問題ですから、議題が……

◎池間雅昭君

ちょっと待って下さいよ。あのね、だから、代表監査委員に本当は聞きたかったんだ。補助とのかかわりですよ。決算書も出されているんです。決算の中に宮原ほ場整備も、そしてこれの補助金について全部書いてあるんですよ。だから、私は代表監査委員呼んでほしいと言ったんです。これ決算書の中に入っているんですよ、宮原ほ場整備と一緒に。そして、この決算書を出すに当たって、監査委員からこういうふうに意見書も出されているわけです。一般会計、それから特別会計含めて9件もにわたって意見書が出されているんですよ。そのことについても、そしてこの宮原のほ場整備についてね、なぜそれを把握できなかったのか。監査委員が把握してですよ、あるいは1回目の変更計画の時にね、それをわかっておれば、それから後の事例は私は防げたと思うんです。ですから、代表監査委員をお願いしますと言ったんですよ。これは、大いにかかわりがあるんですね。

そして、公金の取り扱いですから、前の質問やったように、監査する気ありますか。監査委員の条項には市長が求めた場合は補助金とか、負担金とか、そういったことに対しては監査しなさいと、あるいは監査委員が率先してやるべきだというふうになっているんですね。ですから、これらも含めて質問したかったんですけども、代表監査委員がおられないから、1点だけ。我々が補助金を出しているところですね、こう書いてある。個人名義の口座は現実には個人名義括弧して事務局長と書いてあります。

◎議長(下地 智君)

池間雅昭議員、宮原の土地改良の問題ですから、これにかかわることに絞ってやっていただけますか。

◎池間雅昭君

ですから、補助金に関係する問題だから、一言だけ。公金を入れるために個人名義の口座を開設できますか、会計管理者。これは補助金や負担金の取り扱いに関する事なんですよ。そして、補助金適正化法

と、宮原の問題もそうです。そして、宮古島市の補助金交付規程、これにも関することなんです。この点について効力と会計処理ができるかどうかというのを答えてください。公金を受けるために個人名義で口座が開けるかどうかです。これね、市から毎年毎年1億円もの負担金をやっている、しかも理事長がですよ、こういう発言をすべきじゃないと思うんですよ。それは、もうこれ以上しませんから、この点だけお答えいただければいい。

再度お聞きしますね。この処分された職員の中で、何名が虚偽公文書作成及び行使で処分されているのか。そして、はっきりしている人3名いるわけですから、市長ね、このはっきりとした3名について、速やかに告発をするつもりはないのか。それから、未執行の事業分については、一般財源と言わずに、関係市長、副市長を含めて関係職員でですよ、財源を確保して、それを事業費に充てるべきだと思うんですけども、いかがですか。はっきり申し上げます。退職金担保にしてでもね、借りて、事業費に充てるべきですよ。いかがですか。それと補助金返還部分については、きちりとこの国家賠償法に基づいて求償権をやるという話ですから、もう一度確認させていただきます。お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

補助金返還分については、関係業者から金品を回収して、それに充てて、足りない分については国家賠償法で求償していきたいと、そのように思っております。

また、未執行分については、予算の編成上一般財源を使わせていただきますけれども、これについては、市に損害を与えたわけですから、市に損害を与えた職員については、地方自治法あるいは刑法等でこれを回収することができるとなっておりますので、どれが該当するかわかりませんが、市民に負担を与えないように回収していきたいと、そのように考えております。

◎副市長（下地 学君）

停職1年という担当職員と部長職だけど、10%の減給6カ月と、なぜこういうふうな量の差があるかということなんです、ちょっと時間がかかるんですが、時間もらって説明させていただきます。

1つにはですね、測量設計委託業務にかかわる問題として、1つには成果品を確認しないままに、まず実績報告が作成されているということなんです。これは、担当職員がですね。ですから、これは虚偽報告ということで、まず法令に停職していると。先ほどから言っているように刑法にも反するし、もう一つは、地方公務員法の第29条第1項にも該当すると。これにですね、ここにかかわっている職員が2人です。これが職員の担当職員が設計業務にかかわった大きな問題です。あとは、宮原ほ場整備工事にかかわって、第1回の変更設計協議書の作成がされているけど、設計書のないままの変更協議書が作成されているということです。

さらに、2点目はですね、繰り越し手続を得ないままに年度を越えた工期の設定がされている。いわゆる繰越明許ないままに随契がされているということでもあります。

そして次はですね、未執行部分の部分払いの検査調書を作成しているということなんです。それから、第2回の変更契約、協議書の作成、監督員として県との協議を得ないままに工期変更の変更協議書を作成しているということです。さらに、これも虚偽報告ということになるけど、かんがい排水工事が未執行なのを知りながら検査調書を作成している。これは、検査立会人、畑地かんがい施設工事を完了していないと知りながら、現場に立ち会い、財政課検査係に検査調書の作成依頼をしたということになっております。

それから、同じく虚偽報告なんです、事業完了していないまま実績報告がされている。この実績報告の起案をしているということなんです。そして、県へも提出をしていると。さらに、これも同じく虚偽の報告なんです、5月30日に県への実績報告、新たに現場監督員として検査調書を新たに作成し、押印しているということで、これは財政課検査係とは別に、課で検査調書が作成されているということです。さらに、これも同じ虚偽の報告なんです、工事が完了していないにもかかわらず、目的物引渡書を受け取って、みずから検査年月日を記入し、上司の決裁を受けていると。これも虚偽の報告ということになっております。さらに、契約約款における部分払い適用除外にかかわらず、支出決議書の合議を行っているということ、大体担当職員がかかわったのは、こういった部分であります。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後7時03分）

再開いたします。

（再開＝午後7時04分）

◎副市長（下地 学君）

これは検査調書とか、報告書とか多岐にわたっているのですね、設計業務の部分にかかわっては、2人なんです。

それから、ほ場整備の変更契約にかかわっては、これは上司も含めて4名がかかわっております。

それから、部分払いの報告書の作成については、上司も含めて4名がかかわっております。県との協議を経ない協議書の作成、これは2人です。

それから、財政課の検査係に検査調書の作成依頼をしているのがこれは1人です。虚偽報告にかかわって、実績報告書の提出、これについてはかかわった職員が4名になっております。5月30日の実績報告、検査調書の作成にこれは押印してるということで、これは1人なんです。

それから、押印じゃなくて検査作成、工事完了ないまま検査員としての検査調書を作成したというのが1人と、それに決裁したという上司がかかわっております。工事の完了していない検査月日の記入等についてですね、当時の目的物の引渡書にみずから検査月日の記入等をしているということで、まず上司の決裁も目的物の引渡書には上司3名がかかわっております、決裁にですね。契約約款における部分払いの適用除外の部分については、これは3名がかかわっております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

この虚偽の公文書の作成については、かなりの数の職員がかかわっていると思っております。ですから、その数を今確定しておりますので、それを確定してから告発したいというように思っています。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後7時08分）

再開いたします。

（再開＝午後7時09分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

私が考えたのは、告発したら、例えば1人告発しても、これは全職員がかかわった職員が調べられます。ですから、それによって司法の判断が下されると思います。ですから、1人を告発してもいいんですけども、そうすると1人だけをターゲットにして告発したというそしりを免れないので、なるべくは私も職員かわいいもんですから、かわいいけども、やはり法を犯したものは告発しなきゃいけない義務もありますので、それをしっかり確かめてからやりたいということです。

(「休憩」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後7時10分)

再開いたします。

(再開=午後7時17分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

告発はいたします。告発の対象については、もう少し考えさせてください。

◎議長(下地 智君)

休憩します。

(休憩=午後7時18分)

再開いたします。

(再開=午後7時19分)

◎池間雅昭君

市長ね、今の副市長の説明で、もうはっきりとわかっているんですよ。刑法違反というのは、わかっているんです。虚偽公文書作成及びその行使、それに加えてね、補助金適正化法違反もあるんですよ。そうでしょう。ですから、今まではそういった人数が特定できないから、その幅をきちっと特定してからやりますと言ってきたけども、ちゃんとわかってきたじゃないですか。何名、何名全部副市長答えたじゃないですか。わかっているでしょう、副市長。だれが何回印鑑を押した、かかわった、だれがかかわっている。みんなわかるでしょう。だから、5年前と同じように速やかにね、刑事告発すればいいでしょう。そうしたら全容が明らかになってくるんですよ。

それに今、まさに市民がね、この問題で関心持っているのは、今日の地元紙にも書いてあったように、だれが賠償するんですか、だれが払うんですかということなんです。市の不祥事によって、職員の不祥事によって、補助金返還という事態がでてきた、未執行の事業がでてきた、だれが負担するかということが今最も市民の知りたいことなんです。それをあやふやにして一般財源で事業する。それは、一般財源で未執行部分を事業するならば、それを担保してくれと言っているんです。何を財源にするんですかと。担当職員から、民法に基づいて取るとか、とんでもない話です。それこそまさに、市民に損害を与えているじゃないですか。

告発をしますと、それから補助金返還分については、国家賠償法に基づいて求償権速やかにやると。今度はですね、市長、この未執行部分について、何を担保にして一般財源から出すんですかということに答弁してもらわないと、一般財源で措置してもこれは議会認めませんよ。何で皆さんのしりぬぐいを議会が

やらなくちゃいかんですか。いつもそうでしょう。これについて聞きたい。

まず、刑法違反を起こしている職員については、人数は特定されているわけですから、だれだというふうに特定されるわけですから、これについては健やかに告発をする。そして、一般財源でやるならば、その財源を市民に負担させないように皆さんが責任をとって弁償すると。それについてね、明確なご答弁を願います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

告発については、なるべく速やかにいたします。それから、宮原の受益農家からも要請がありましたので、宮原の受益農家に一日も早い作業を完了するように一般財源から出していただいて、一応事業執行して、そしてその分については、いろんな法律に従って、職員から市に与えた損害については請求できることになっていますので、それをもって充てます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後7時24分）

再開いたします。

（再開＝午後7時27分）

◎池間雅昭君

市長ね、市長の考えている市民に負担をかけない、市民に損害をさせないというね、ことをです、市民にわかりやすく説明してください。どういうことを市民に負担をかけない、市民に損をさせないというんですか。あなたは今までね、何遍市民に損害かけているんですか。下崎地区の契約保証金、皆さんの不手際で返したでしょう。パイナガマについても、議会の議決を経ないで変な契約して、市民に対してはこれは不利益をこうむっているんですよ。裁判所の差し押さえの問題、全てそうじゃないですか。議会はね、市民のためと思うから、そういう支出は認めてきたんですよ。けど、いつまでもみずからの責任を放棄して、延命して、常に議場に責任をなすりつけるような行為ね、これは絶対に許せない。我々だって農家の皆さん方に早くね、畑かん事業をきちっとやって、その恩恵を受けさせてあげたいですよ。だけど、責任の所在もはっきりしないで、その財源の確保もできないでね、それをはい、そうですかというふうに認めるわけにはいかないでしょう。市長、あなたのお金だったらそう使いますか。あなたのお金だったら、この未執行の部分に事業に使いますか、何も担保なくて。おかしいでしょう。既に市民に対して不利益を与えているんですよ、市長。今後、前の2人の議員もおっしゃってありました。この問題が解決しない限り、予算措置をしようとしても、おかしな方向に展開していくんですよ。担保はあるんですかということになるんですよ。だれが払うんですかということになるんですよ、この金を。いつ払うんですかとなるんですよ。いつ、だれが、どのようにしてこれを負担するかということになるわけでしょう、次の議会でも。それをはっきりしてくださいと言っているんです。そうしたら我々喜んでこの予算については多分認めると思いますよ、農家のためですから。

再度お聞きします、市長。市民に不利益を与えない、負担はかけない、どういう意味でおっしゃっているのか。そして、この未執行分についてはですね、100%担保をとってでなければ事業は執行できないと

私思っていますから、その担保をはっきりとお願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

市民に不利益を与えていることについての責任は感じております。ですから、この未執行分については、議会の皆さんの協力を得て、宮原の受益農家のために予算使わせていただいて、これの補てんについては、しっかりと対応いたします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 7 時31分）

再開いたします。

（再開＝午後 7 時33分）

ほかに質疑ありませんか。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 7 時33分）

再開いたします。

（再開＝午後 7 時34分）

休憩いたします。

（休憩＝午後 7 時34分）

再開いたします。

（再開＝午後 7 時34分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

質疑なしと認めます。

これにて宮原地区補助金不正受給問題について、会議録開示後の市長、副市長に対し、詳細な説明と関連して質疑を終結いたします。

一般質問通告者の質問は、本日をもって全部終了いたしました。

お諮りいたします。あす9月26日は一般質問の最終日となっておりますが、この際日程を変更し、休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

(散会=午後 7 時36分)

平成 20 年

第10回宮古島市議会(定例会)会議録

9月29日(月) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第7号

平成20年9月29日（月）午前10時開議

- 日程第 1 議案第82号 平成20年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第2号）
（委員長報告）
- ” 第 2 ” 第85号 平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第 3 ” 第86号 平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（ ” ）
- ” 第 4 ” 第88号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
（ ” ）
- ” 第 5 ” 第89号 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（ ” ）
- ” 第 6 認定第 1 号 平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について（ ” ）
- ” 第 7 ” 第 2 号 平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 8 ” 第 4 号 平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 9 ” 第 7 号 平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第10 ” 第 8 号 平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第11 陳情書第11号 宮古島市環境清掃事業協同組合との一括契約について（陳情）
（ ” ）
- ” 第12 ” 第13号 地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について（要請）
（ ” ）
- ” 第13 ” 第15号 宮古島市の国民健康保険税の引き下げに関する陳情書（ ” ）
- ” 第14 ” 第16号 国民健康保険税の引き下げに関する要請（ ” ）
- ” 第15 ” 第18号 学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情
（ ” ）
- ” 第16 ” 第19号 「30人以下学級完全実現」のための陳情（ ” ）
- ” 第17 ” 第20号 「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情（ ” ）
- ” 第18 ” 第21号 幼稚園の教育条件整備と臨時職員の待遇改善を求める陳情（ ” ）
- ” 第19 議案第79号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）（市長提出）
- ” 第20 ” 第81号 平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）（ ” ）

- 日程第 2 1 議案第 8 3 号 平成 2 0 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(市長提出)
- ” 第 2 2 ” 第 8 4 号 平成 2 0 年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(”)
- ” 第 2 3 ” 第 8 7 号 平成 2 0 年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(”)
- ” 第 2 4 ” 第 9 0 号 字の区域の変更について (”)
- ” 第 2 5 ” 第 9 1 号 字の区域の変更について (”)
- ” 第 2 6 ” 第 9 2 号 字の区域の変更について (”)
- ” 第 2 7 ” 第 9 3 号 あらたに生じた土地の確認について (”)
- ” 第 2 8 ” 第 9 4 号 字の区域の変更について (”)
- ” 第 2 9 ” 第 9 5 号 市道路線の認定及び変更について (”)
- ” 第 3 0 認定第 3 号 平成 1 9 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
(”)
- ” 第 3 1 ” 第 5 号 平成 1 9 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて (”)
- ” 第 3 2 ” 第 6 号 平成 1 9 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(”)
- ” 第 3 3 ” 第 9 号 平成 1 9 年度宮古島市パブリックゴルフ事業歳入歳出決算認定について
(”)
- ” 第 3 4 ” 第 1 0 号 平成 1 9 年度宮古島市水道事業決算認定について (”)
- ” 第 3 5 陳情書第 9 号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請)
- ” 第 3 6 ” 第 1 0 号 旧城辺町道 7 号線 (福嶺小学校門前) 拡幅整備工事、早期事業採択につい
て要請
- ” 第 3 7 ” 第 1 2 号 公共工事での事業用自動車 (緑ナンバー) 使用の指導方について(陳情書)
- ” 第 3 8 ” 第 1 4 号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法 (仮称) の速やかな制定を求める
意見書」採択を求める陳情
- ” 第 3 9 ” 第 1 7 号 農業振興を図るための各種助成の復活・拡充の要請
- ” 第 4 0 ” 第 2 2 号 公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択につい
て陳情
- ” 第 4 1 同意案第 2 号 教育委員会委員の任命について (市長提出)
- ” 第 4 2 意見書案第 8 号 国民健康保険の国庫負担を増額し、国民健康保険税を引き下げを求
める意見書 (文教社会委員会提出)
- ” 第 4 3 ” 第 9 号 国民健康保険税の引き下げを求める意見書 (”)

◎会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 82 号 平成 20 年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
（委員長報告）
- ” 第 2 ” 第 85 号 平成 20 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
（ ” ）
- ” 第 3 ” 第 86 号 平成 20 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
（ ” ）
- ” 第 4 ” 第 88 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
（ ” ）
- ” 第 5 ” 第 89 号 宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
（ ” ）
- ” 第 6 認定第 1 号 平成 19 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について（ ” ）
- ” 第 7 ” 第 2 号 平成 19 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 8 ” 第 4 号 平成 19 年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 9 ” 第 7 号 平成 19 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 10 ” 第 8 号 平成 19 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
（ ” ）
- ” 第 11 陳情書第 11 号 宮古島市環境清掃事業協同組合との一括契約について（陳情）
（ ” ）
- ” 第 12 ” 第 13 号 地方税法第 37 条の 2 及び第 314 条の 7 に基づく条例改正について（要請）
（ ” ）
- ” 第 13 ” 第 15 号 宮古島市の国民健康保険税の引き下げに関する陳情書（ ” ）
- ” 第 14 ” 第 16 号 国民健康保険税の引き下げに関する要請（ ” ）
- ” 第 15 ” 第 18 号 学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情
（ ” ）
- ” 第 16 ” 第 19 号 「30 人以下学級完全実現」のための陳情（ ” ）
- ” 第 17 ” 第 20 号 「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情（ ” ）
- ” 第 18 ” 第 21 号 幼稚園の教育条件整備と臨時職員の待遇改善を求める陳情（ ” ）
- ” 第 19 議案第 79 号 平成 20 年度宮古島市一般会計補正予算（第 5 号）（市長提出）
- ” 第 20 ” 第 81 号 平成 20 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）（ ” ）
- ” 第 21 ” 第 83 号 平成 20 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
（ ” ）
- ” 第 22 ” 第 84 号 平成 20 年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
（ ” ）

日程第23	議案第87号	平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算(第1号)	(市長提出)
" 第24	" 第90号	字の区域の変更について	(")
" 第25	" 第91号	字の区域の変更について	(")
" 第26	" 第92号	字の区域の変更について	(")
" 第27	" 第93号	あらたに生じた土地の確認について	(")
" 第28	" 第94号	字の区域の変更について	(")
" 第29	" 第95号	市道路線の認定及び変更について	(")
追加日程		宮古島市長伊志嶺亮君の不信任に対する決議の動議	
日程第30	認定第3号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
" 第31	" 第5号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第32	" 第6号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	(")
" 第33	" 第9号	平成19年度宮古島市パブリックゴルフ事業歳入歳出決算認定について	(")
" 第34	" 第10号	平成19年度宮古島市水道事業決算認定について	(")
" 第35	陳情書第9号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)	
" 第36	" 第10号	旧城辺町道7号線(福嶺小学校門前)拡幅整備工事、早期事業採択について要請	
" 第37	" 第12号	公共工事での事業用自動車(緑ナンバー)使用の指導方について(陳情書)	
" 第38	" 第14号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情	
" 第39	" 第17号	農業振興を図るための各種助成の復活・拡充の要請	
" 第40	" 第22号	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情	
" 第41	同意案第2号	教育委員会委員の任命について	(市長提出)
" 第42	意見書案第8号	国民健康保険の国庫負担を増額し、国民健康保険税を引き下げを求める意見書	(文教社会委員会提出)
" 第43	" 第9号	国民健康保険税の引き下げを求める意見書	(")
追加日程		宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為の調査に関する動議	

平成20年9月29日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第88号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
認定 第1号	平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	継続審査

平成20年9月29日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第13号	地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について (要請)	継続審査	

平成20年9月29日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

総務財政委員会
委員長 前川 尚 誼

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
認定 第1号	平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
陳情書 第13号	地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について（要請）

2. 理 由

認定第1号、陳情書第13号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成20年9月29日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

文教社会委員会
委員長 下地 秀 一

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第82号	平成20年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第85号	平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第86号	平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第89号	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	”
認定 第2号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
認定 第4号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第7号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第8号	平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	”

平成20年9月29日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

文教社会委員会
委員長 下地 秀 一

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第11号	宮古島市環境清掃事業協同組合との一括契約について（陳情）	採択すべきもの	
陳情書 第15号	宮古島市の国民健康保険税の引き下げに関する陳情書	”	
陳情書 第16号	国民健康保険税の引き下げに関する要請	”	
陳情書 第18号	学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情	継続審査	
陳情書 第19号	「30人以下学級完全実現」のための陳情	採択すべきもの	
陳情書 第20号	「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情	”	
陳情書 第21号	幼稚園の教育条件整備と臨時職員の待遇改善を求める陳情	”	

◎採択の理由

陳情書第15号、陳情書第16号、陳情書第19号、陳情書第20号、陳情書第21号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

陳情書第11号については、組合と一括契約しても他の事業所、新規事業所との契約が一切ないというわけではなく、最近の燃料費の高騰や不法投棄問題等、マイナス要因がたくさん出ている中で、業務を一括し

て契約することは協力体制の強化にもなり、不法投棄の未然防止等も期待出来ることから一括契約に賛成であるという意見と、一括契約すると、分別収集を徹底する等、いい意味での競争がなくなり、公平な業務を行うという観点から、一括契約というのは慎重であるべきで、できれば自由な契約である方が良いという反対の意見があり、採決の結果、2対2の可否同数となり、委員長裁決により採択すべきものと決した。

平成20年9月29日

宮古島市議会
議長 下地 智 殿

文教社会委員会
委員長 下地 秀 一

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
認定 第2号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定 第4号	平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定 第7号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定 第8号	平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
陳情書 第18号	学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情

2. 理 由

認定第2号、認定第4号、認定第7号、認定第8号、陳情書第18号については、閉会中も慎重審査を要する。

議案第79号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）修正案の提出について

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の2および会議規則第17条の規定により提出します。

平成20年9月29日

宮古島市議会

議長 下地 智 殿

提出者 議員 前 川 尚 誼
" 議員 仲 間 明 典
" 議員 新 里 聰
" 議員 池 間 健 榮
" 議員 池 間 雅 昭
" 議員 與那嶺 誓 雄

議案第79号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）修正案

議案第79号 平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）を次のとおり修正する。

第1条中「620,619千円」を「618,119千円」に、「32,642,022千円」を「32,639,522千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正中次のとおり改める。

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正の額	計
11. 地方交付税		12,406,847	355,014	12,761,861
	1. 地方交付税	12,406,847	357,514	12,764,361
歳入合計		32,021,403	618,119	32,639,522

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正の額	計
2. 総務費		3,684,426	△24,313	3,660,113
	1. 総務管理費	3,064,748	△21,813	3,662,613
歳出合計		32,021,403	618,119	32,639,522

◎修正の理由

2款総務費1項総務管理費 宮古島市誕生記念及び全日本トライアスロン宮古島大会の充実発展に寄与する映画『太陽（ていだ）』制作協賛金について

この修正は、歳出の2款総務費1項総務管理費2,500千円を削除し、それに伴い歳入の11款1項地方交付税2,500千円を削除したいとの案である。

トライアスロン事業に予算計上しないまま、市長の独断で行われた行為を予算が足りないからと市に求めるのは、筋違いである。

平成20年第10回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成20年9月29日

（開議＝午前11時15分）

◎出席議員（27名）

（閉会 午後11時24分）

議長（22番）	下地 智 君	議員（13番）	宮城 英文 君
副議長（15〃）	嘉手納 学 〃	〃（14〃）	眞榮城 徳彦 〃
議員（1〃）	友利 惠 一 〃	〃（16〃）	新城 啓世 〃
〃（2〃）	仲間 明典 〃	〃（17〃）	上地 博通 〃
〃（3〃）	池間 健榮 〃	〃（18〃）	平良 隆 〃
〃（4〃）	新里 聰 〃	〃（19〃）	亀濱 玲子 〃
〃（6〃）	佐久本 洋介 〃	〃（20〃）	上里 樹 〃
〃（7〃）	砂川 明寛 〃	〃（21〃）	與那覇 夕ズ子 〃
〃（8〃）	棚原 芳樹 〃	〃（23〃）	豊見山 恵栄 〃
〃（9〃）	前川 尚誼 〃	〃（24〃）	富永 元順 〃
〃（10〃）	與那嶺 誓雄 〃	〃（25〃）	富浜 浩 〃
〃（11〃）	山里 雅彦 〃	〃（26〃）	下地 秀一 〃
〃（12〃）	池間 豊 〃	〃（27〃）	下地 明 〃
		〃（28〃）	池間 雅昭 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	下地支所長	平良 哲則 君
副市長	下地 学 〃	水道局次長	砂川 定之 〃
総務部長	宮川 耕次 〃	消防長	砂川 享一 〃
企画政策部長	久貝 智子 〃	教育長	下地 恵吉 〃
福祉保健部長	譜久村 基嗣 〃	教育部長	長濱 光雄 〃
環境施設整備局長	長濱 博文 〃	生涯学習部長	饒平名 建次 〃
経済部長	上地 廣敏 〃	総務課長	伊良部 平師 〃
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺 大 〃	財政課長	石原 智男 〃
会計管理者	平良 富男 〃	企画調整課長	下地 信男 〃
伊良部総合支所長	垣花 恵 〃	農政課長	村吉 順栄 〃
平良支所長	狩俣 照雄 〃	水産みどり課長	下里 明光 〃
城辺支所長	平良 光成 〃	観光商工課長	笠原 渥 〃
上野支所長	砂川 正吉 〃	道路建設課長	前里 重信 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	喜屋武 重三 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美 〃	庶務 係 長	友利 毅彦 〃
補佐兼議事係長	前里 安男 〃		

◎議長（下地 智君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前11時15分）

本日の出席議員は、17名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりでございます。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

今回経済工務委員会に付された件で少しお話ししたいことがありますけども、発言の許しをいただければと思いますが、よろしくをお願いします。

◎議長（下地 智君）

はい、どうぞ。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

よろしいですか。

◎議長（下地 智君）

はい。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

今議会経済工務委員会に付された件で一日も委員会が開会されていないということで一言申し上げたいことがあります。発言の許しをいただきましたので、感謝いたします。

今回経済工務委員会に付された一般会計補正ほか10件の議案、5件の認定、6件の陳情書、そしてそのほかに3件の資料配付、この3件については審査の対象外でありますけども、これが出されました。26日も日程を変更し、休会にして、26日の一日も、委員会のほうに特別な1日を当てられたにもかかわらず、一日も委員会が開かれなかったということに対しては大変委員長として市民の皆さんにおわびをしたいというふうに思っております。ただ、委員の中には嘉手納学副議長初め與那覇タズ子委員、そして山里雅彦副委員長、開会に向けて一生懸命頑張った委員もおられることも事実でありますから、この辺もご報告は申し上げたいと思います。

それから、この陳情書3件を取り上げなかった件に関しても宮古土地改良区に対する補助金の使途に関する陳情書とホテルアトールエメラルド宮古島売却についての陳情書2件がありましたけども、この陳情書の中には納入業者の、三十数件の業者の陳情書もありましたから、まさに市民の声を取り上げるのがやはり市民から負託を受けた私どもであるというふうに思っておりますので、中身をしっかり審議した中でですね、数の横暴じゃなくて、中身の中で取り上げるべきじゃないかというふうに申し上げたいというふうに思っております。二度とこのようなことがないようにですね、各委員会とも特に今回は経済工務委員会でありますから、強く反省を申し上げながら、これはまた行政にもお願いすることでもありますけども、ぜひお願いしたいと思います。そして、ぜひ本会議場にいらっしゃる議員の皆さんで経済工務委員会に付されたすべての議案を審査していただきたいということをお願い申し上げて私のコメントとします。ありがとうございました。

◎議長（下地 智君）

この際、日程第1、議案第82号から日程第18、陳情書第21号までの計18件を一括議題とし、総務財政委

員長並びに文教社会委員長からそれぞれ審査報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

総務財政委員会に付託されました委員長報告を行います。

宮古島市議会議長、下地智殿。総務財政委員会委員長、前川尚誼。

委員会審査結果を報告します。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第88号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、原案可決。

認定第1号、平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について、継続審査。

続きまして、陳情書審査結果報告を行います。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第13号、地方税法第37条の2及び第319条の7に基づく条例改正について（要請）は、継続審査であります。

（議員の声あり）

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

済みません。地方自治法第39条の2及び第314条の7に基づく条例改正について（要請）、継続審査であります。

閉会中……

◎議長（下地 智君）

委員長、37条に訂正。地方税法第37条。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

済みません。陳情書、もう一度繰り返します。

陳情書審査結果の報告。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記。陳情書第13号、地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について（要請）、継続審査です。

閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

認定第1号、平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について。

陳情書第13号、地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について（要請）。

2、理由。認定第1号、陳情書第13号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎文教社会委員会委員長（下地秀一君）

それでは、文教社会委員会としまして委員会の報告をします。

委員会審査結果報告書。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第82号、平成20年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第2号）、原案可決であります。

議案第85号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第86号、平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第89号、宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、原案可決。

認定第2号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査。

認定第4号、平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査。

認定第7号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査。

認定第8号、平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査。

次に、陳情書審査結果報告を行います。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第11号、宮古島市環境清掃事業協同組合との一括契約について（陳情）、採択すべきもの。

陳情書第15号、宮古島市の国民健康保険税の引き下げに関する陳情書、採択すべきもの。

陳情書第16号、国民健康保険税の引き下げに関する要請、採択すべきもの。

陳情書第18号、学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情、継続審査。

陳情書第19号、「30人以下学級完全実現」のための陳情、採択すべきもの。

陳情書第20号、「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情、採択すべきもの。

陳情書第21号、幼稚園の教育条件整備と臨時職員の待遇改善を求める陳情、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第15号、陳情書第16号、陳情書第19号、陳情書第20号、陳情書第21号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

陳情書第11号については、組合と一括契約しても他の事業所、新規事業所との契約が一切ないというわけではなく、最近の燃料費の高騰や不法投棄問題等マイナス要因がたくさん出ている中で、業務を一括して契約することは協力体制の強化にもなり、不法投棄の未然防止等も期待出来ることから一括契約に賛成であるという意見と、一括契約すると、分別収集を徹底する等、いい意味での競争がなくなり、公平な業務を行うという観点から、一括契約というのは慎重であるべきで、できれば自由な契約である方が良いという反対の意見があり、採決の結果、2対2の可否同数となり、委員長裁決により採択すべきものと決した。

次に、閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

認定第2号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号、平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号、平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

陳情書第18号、学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情。

理由。認定第2号、認定第4号、認定第7号、認定第8号、陳情書第18号については、閉会中も慎重審査を要する。

以上、報告します。

◎議長（下地 智君）

これより総務財政委員長並びに文教社会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎池間健榮君

休憩願います。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時29分）

再開いたします。

（再開＝午前11時35分）

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第82号、平成20年度宮古島市老人保健特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第2、議案第85号、平成20年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第3、議案第86号、平成20年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第4、議案第88号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第5、議案第89号、宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第6、認定第1号、平成19年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定については、総務財政委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。認定第1号については総務財政委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号については総務財政委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第7、認定第2号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。認定第2号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号については文教社会委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第8、認定第4号、平成19年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。認定第4号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号については文教社会委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第9、認定第7号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、文教社会委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。認定第7号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号については文教社会委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第10、認定第8号、平成19年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定については、文

教社会委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。認定第8号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については文教社会委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第11、陳情書第11号、宮古島市環境清掃事業協同組合との一括契約について(陳情)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第11号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

これを採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数であります。

よって、陳情書第11号は採択されました。

次に、日程第12、陳情書第13号、地方税法第37条の2及び第314条の7に基づく条例改正について(要請)については、総務財政委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第13号については総務財政委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第13号については総務財政委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第13、陳情書第15号、宮古島市の国民健康保険税の引き下げに関する陳情書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第15号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第15号は採択されました。

次に、日程第14、陳情書第16号、国民健康保険税の引き下げに関する要請に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第16号は採択されました。

次に、日程第15、陳情書第18号、学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情については、文教社会委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第18号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第18号については文教社会委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第16、陳情書第19号、「30人以下学級完全実現」のための陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第19号は採択されました。

次に、日程第17、陳情書第20号、「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第20号は採択されました。

次に、日程第18、陳情書第21号、幼稚園の教育条件整備と臨時職員の待遇改善を求める陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第21号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第21号は採択されました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議を2時から再開いたします。

休憩いたします。

(休憩＝午前11時50分)

再開いたします。

(再開＝午後2時52分)

日程第19、議案第79号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)から日程第40、陳情書第22号、公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情の22件については9月26日までの審査期限を付しましたが、審査期限までに審査を終了しませんので、会議規則第44条第2項の規定により本会議において議題とし、審議することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

それでは、まず日程第19、議案第79号から日程第34、認定第10号までの計16件を一括議題とし、質疑に入りますが、今回は委員会での審査を得ず、本会議で直接審議すべき状況となりましたので、この際会議規則第55条の質疑の回数を3回にこだわることなく、同条ただし書きを適用し、発言を許したいと思いま

す。

質疑があれば発言を許します。

◎山里雅彦君

議案第79号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）についてお伺いします。

始める前にですね、先程我々経済工務委員会の委員長からですね、ありましたように市民からの陳情書6件初め議案11件、認定5件経済工務委員会に付託されました。残念ながら審査に入ることができませんでした。このことに関しましては、議会もそうであります、最大の原因は市長初め副市長、そして部課長以下職員間の意思疎通のなさが最大の原因だと思っております。今後二度とこういうことが起こらないようにですね、経済工務委員会の副委員長としてもしっかりと対処していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、議案第79号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）、43ページをお願いします。第6款のですね、農林水産業費の中の2目農業総務費についてお伺いします。真ん中あたりのですね、イムギャー公園維持管理費についてお伺いします。これは、せんだって17日の新里聡議員の議案質疑の中でもありました。公園の上にある名所といますか、牛を形取ったですね、その、市民とか観光客がちょっと物が落ちてきて危ないんじゃないかということでこれを撤去するというものであります。撤去するのは構わないんですが、イムギャー公園というのは来月のなりやまあやぐまつり等、もしくはまたシュノーケリング等ですね、すごい観光地であります。そのために、壊すのもいいんですが、土地整備事業してもかんがい排水が来ないということは壊してもつくらなければ意味がないと思いますので、しっかりとですね、そのことを答えていただきたいと思ひます。

次に、47ページをお願いします。47ページ、6款農林水産業費、3目のですね、農業振興費についてお伺いします。真ん中のちょっと上あたりですかね、強い農業づくり交付金事業（宮古地区一円）さとうきび収穫機械化推進補助金とあります。多分ハーベスターだと思ひますが、ハーベスターの種類とですね、台数、そしてどの地域に今回は配置されるのかお伺ひしたいと思ひます。

次に、53ページお願ひします。6款農林水産業費のですね、2目水産業振興費についてお伺ひします。それと、その下のですね、5目海業センター費についてもお伺ひします。補正額がマイナスの528万3,000円、そして5目のですね、海業センター費がマイナスの936万9,000円となっておりますが、これからですね、水産みどり課はですね、魚の稚魚の放流初めタイワンガザミの放流など宮古島市には育てる漁業がこれからもっと必要になってくると思ひますが、これ人件費、仕事が増えて人が減るのは、これどういふことでしょうか、説明をお伺ひしたいと思ひます。

次に、57ページ、8款土木費、2目の道路維持費についてお伺ひします。真ん中からちょっと下のですね、富名腰16号線舗装工事についてお伺ひします。650万円という金額でありますから、金額的に見てもですね、舗装工事、U字溝とか擁壁、境界ブロック等はないように思われませんが、幅員等初めですね、工事の内容の説明等をしていただきたいと思ひます。

聞いてから再質問したいと思ひます。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、43ページでありますけれども、これは初日の質疑の中でも新里議員にお答えをしておりますけれ

ども、危険建物ということで和牛を形取った東屋がありますけれども、あれ取り壊します。当然壊した後はですね、予算書計上されておりますようにですね、委託料200万円、これ設計監理の分であります。それから、工事請負費の1,400万円、これは撤去を含めた新しく建てかえる分ですね、これを含めて1,400万円の計上をしてあります。

次に、47ページでありますけれども、強い農業づくり交付金事業であります。これは小型ハーベスター1台を予定いたしております。地区については、まだ決定しておりません。これは、一般質問でもありましたけれども、機械導入についてのですね、関係機関、製糖工場含めてのですね、地区協議会というふうなものが組織されておりますので、その中でハーベスターの必要な地区を選定して決定をしていくと。従来の決定方法と若干違ってくるというふうにご理解願えればと思っております。

次に、53ページの水産振興費の5,283万円の減であります。これは人事異動に伴う職員減による人件費の減分であります。

5目の海業センター費も同じように人事異動に伴う人件費の減ということであります。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

富名腰16号線の予算措置についてお答え申し上げます。

工事請負費600万円となっておりますが、これは舗装のみでございます。舗装と一部の排水処理だけの予算措置でございます。

◎山里雅彦君

47ページのさとうきび収穫機械化推進補助金であります。ハーベスターはですね、最近小型ハーベスターが主流になっておまして、どこの地域でもですね、今のどから手が出るようにですね、欲しがって要求しております。いろんな製糖工場初め農家の方々、JAですか、そういうところとですね、納得がいくまでといいますかね、しっかりですね、調整して、そのためには今後どういうふうな形でこの出ております事業が、口だけ言うのは何でもできますからね、実際に動くということになった場合にですね、いつからやるのか、それをもう一度お伺いしたいと思います。

53ページの2目水産業振興費と5目海業センター費についてであります。先程だと人件費、職員の減によるという話を部長からされていましたが、部長、ありがとうございます。いつもは課長の答弁をいただきますけれども、ありがとうございます。これは、人が減るといのはですね、水産みどり課の事業が減ることでしょうか。水産みどり課の規模縮小ということですか。今定例会にも與那嶺誓雄議員だっただけだと思っておりますけど、水産振興もしくは農業振興なくして我が宮古島市の観光産業もしくは宮古島市の将来はないということで今市長も再三訴えております。その中でですね、水産みどり課がですね、規模縮小になるから人件費の削減、人が減るのか、人件費が削減されるのか、そのところもう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

57ページの2目道路維持費についてであります。多くの議員の皆さんがこの場所に、道路については一般質問されております。前々から必要だという当局はですね、話をしております。幸いですね、もうされました。今後されておりますので、ぜひですね、一日も早くということを念頭に置いて頑張ってください。そういう意味でもう一度例えば12月前でやるのか、もしくは年度内3月いっぱいやるのかということも加えて説明していただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

今議会で補正が認められた場合には、速やかにですね、工事の執行に向けて担当課とともに取り組んでいきたいと考えている次第です。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、47ページのハーベスターでありますけれども、従来、合併前からですね、ハーベスターの導入につきましては旧市町村でも導入地区あるいは事業主体等についてですね、明確に基準を定めてやっていなかったというふうなこともありました。平成18年、これは合併後ですけども、平成18年の5月の1日に4者協議会というふうなものをつくっております。これは、沖縄製糖、宮古製糖、それからJA、それから宮古島市ということで、この4者協議会において導入地区、それから事業主体を内定する覚書を締結をしているということでもあります。しかしながら、議員が指摘しておりますようにハーベスターの事業についてはどの事業主体でも早目に導入をしたいというふうなのが、そういった声が多々あります。したがって、今後につきましてはですね、宮古地区農業機械化推進協議会、いわゆるその協議会の中で本当に機械化推進に向けて今困っている地域、これを重点的に絞り込んで決定をしていきたいというふうなことであります。したがって、これまでの旧市町村から新市に引き継がれた時点あたりの導入の選考の方法とは若干違ってきていると、違うというふうなものもご理解いただきたいと思います。

それから、水産業振興費の減、いわゆる人件費の減でありますけれども、これは庶務担当が林務と水産と統合したことによりましてですね、庶務を1つに、1人にまとめたということで1人分の人件費が浮いてきたということですね。

それから、5目の海業センター費につきましても補佐級の職員が異動になって減になっておりますけれども、これは業務そのものを縮小しているということではございません。したがって、少数で業務はこれまでどおり進めていこうということですね。恐らく定員適正化計画なども合致してきているのではないのかなというふうに考えております。

◎山里雅彦君

ハーベスターについてであります。これまでもですね、導入地区のですね、基準的なものがないということでこれまでも答弁を一般質問の中でもですね、議員の、答弁されております。これまでもされたことがないにもかかわらず、この2カ年半ですか、3カ年ですか、毎年のようにこのさとうきび収穫機械化推進補助金はあります。ぜひですね、いろんな地域を担当あるいはですね、住民の声を聞くし、農家の声を聞く。そして、たまには若い人の集まりも行ってですね、そういうふうな導入についての必要かどうか、もしくはまたお年寄りの方々のためにもですね、楽な収穫になるようにですね、一番のサトウキビの大変さは池間健榮議員が一番わかっていると思いますけど、収穫が大変でありますので、ぜひですね、満遍なくですね、宮古地域を網羅してですね、導入のほうはしていただきたいと思います。

次に、57ページの富名腰16号線舗装工事についてであります。部長ね、いつもそう言うんですね。予算は、補正で出します。ただ、事業はね、いつになるかわからない、そういうことですよ、今ね。そこが問題なんです。これは、多くの議員がこれまでずっとこれ出しております。数字的なもの、もしやるのであればそういうものをですね、しっかりいつやるんだと。一日も早く、今日にでも行って見てくだ

さい、自分の車で。大変ですよ。建設部長、ぜひ今日にでも終わってからですね、午前0時になるかもしれませんが、現場は見させていただきたいと思います。その点だけ聞いて終わりたいと思います。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

12月までにはですね、工事を発注して、なるべく完了できるような体制で臨んでいきたいと思います。

◎與那覇タズ子君

1点ほどちょっとお尋ねします。

農業振興費のですね、44ページの農業食品産業競争強化支援事業負担金が230万円組まれているんですが、この事業内容をお聞かせいただきたいと思います。

◎経済部長（上地廣敏君）

44ページ、農業振興費のですね、農業食品産業競争強化支援事業230万円の補正でありますけれども、これは宮古地区の農業振興会が事業主体となっております、230万円そのまま市の負担分であります。事業内容につきましてはですね、プリンスバイト、これは農薬ですけれども、これを380ヘクタールぐらいに使いまして、ハリガネムシなどの防除、そういった事業をやるための市の負担分であります。宮古地区農業振興会が事業主体になっているというのは、多良間村を含めて実施をするということで振興会が事業主体となっております。実証試験費であります。

◎與那覇タズ子君

それは、毎年継続される事業なんではないですかね。

◎経済部長（上地廣敏君）

平成20年度と平成21年度の2カ年事業であります。

◎亀濱玲子君

少し質問させていただきます。

一般会計補正予算から3点ほど質問させていただきたいと思いますが、42ページの農林水産業費の農業費から担い手アクションサポート事業というのが何ページかにわたって書かれているんですが、マイナス予算で随分出ているものですから、それについてどういう事業内容で、なぜマイナスなのかをお答えいただきたいと思います。

もう一点はですね、51ページの農林水産業費の林業費ですけれども、ここに3点ほど事業名が補助金で上がっておりますが、流域公益保全林整備事業、特定森林造成事業、流域育成林整備事業、今年度の分はどの場所で、どういう内容の事業なのかということをお教えください。

もう一点ですが、55ページの商工費ですね、平成20年度ニューツーリズム創出・流通促進事業というのが計上されておりますけれども、この事業はどのような内容なのかをお教えいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、42ページですか、担い手アクションサポート事業、これはですね、農業後継者、いわゆる農業の担い手を育成する事業でありましてですね、ほとんどがソフト事業であります。いわゆる経営相談、農業経営の相談だとか、スキルアップ支援あるいは組織化活動支援を行う。それから、技術営農支援、それから担い手育成の確保の活動のための事業だとかですね、そういった農業経営を今後やっていこうというふ

うな担い手の育成のためのトータル的な支援事業だというふうにご理解していただければと思っております。

次に、51ページでありますけれども、これは林業振興費であります、まず特定森林造成事業というふうなものであります、これは耕作放棄地などですね、荒廃地などを利用して森林整備を図るというふうな事業であります。これは、宮古一円を考えておりますけれども、地域が指定、今予定地域をまだ聞いておりませんので、もし予定地域があるのであれば後で報告をしたいと思っております。

それから、もう一方の流域育成林整備事業、これは主に水源涵養を主とする目的で整備をしていくというふうな事業であります。

次に、観光、ニューツーリズムの創出でありますけれども、結局従来の観光、これまで言われている周遊観光でありましたけれども、これからは地域の特色ある新しい観光のあり方を探っていこうというふうな形でこのニューツーリズム事業を位置づけておまして、原資となるのは対米請求権からの助成を受けて今年度から実施をしていくというふうな形をとっております。事業内容につきましては、ガイドの養成あるいはDVD、パンフレット等の印刷費用、それからあと会議費、意見交換用分析報告書等の作成費用、あるいはこれは観光地めぐりをして実際に試験運行などもいたしますけれども、こういったもののバスの移送費用だとか、そういった形でトータルで140万円ほどですか、活用して新しい宮古地域の観光をつくっていこうというふうな形の事業であります。

◎亀濱玲子君

ありがとうございます。

じゃ、少し再質問させていただきますけれども、この担い手アクションサポート事業は46ページから何ページかわたっておりますけど、マイナスになっているんですが、それはマイナスになっても事業的には影響がないのかということが1点。

もう一点ですけど、今説明いただきましたニューツーリズムの内容説明いただきましたけど、これはモデル事業として何かどこかの特定の組織か、あるいは地域かを限定して委託してやるものなのか、少し具体的にどういう形でこれが平成20年度運営されていくのかということをお答えいただけますでしょうか。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後3時40分)

再開いたします。

(再開＝午後3時41分)

◎経済部長(上地廣敏君)

この担い手アクションサポート事業はですね、当初概算で予算つくってありましたけれども、実際にヒアリングを実施しましてですね、これがおおよそ確定をしております。したがって、今回の減につきましては確定した金額でもって補正減を見込んでいると、やってあるということになります。

それから、このニューツーリズム創出・流通促進事業でありますけれども、これは他の組織に委託をす

るということではありませんで、たしか今月の初めごろですね、協議会を立ち上げました。委員が大体約40名ぐらいですか、その協議会の中でいろいろ宮古の観光についてですね、のあり方について協議をしてその報告書をまとめたいということで、今年度中にその報告書をまとめるということで大体年に3回ぐらいで、あと2回ぐらいの協議会を予定をいたしております。

◎池間 豊君

本来委員会では質疑をする立場じゃなくて、指名する側にあるものですから、せっかくですので、少しばかり質疑をさせていただきます。

57ページですね、土木費の中の、道路新設改良費というのが3目にありますけど、これは継続事業というふうに思っておりますので、せっかくこういうふうに放映される状況の中ですから、この場所とですね、進捗状況と、なぜこれだけの金額が9月定例会に補正されたのか、というこの3点をまずご説明願いたいと思います。

それから、59ページですね、同じく土木費の1目都市計画総務費の中で風景づくり推進事業費補助金というのが400万円計上されております。先程も、先日も議案上程の中で質疑があったかと思うんですが、耳なれない言葉ですので、もう一度どういった事業内容なのかをお答え願いたいと思います。

それから、75ページ、パブリックゴルフ場についてですけども、今この件も議案上程のときに新里聴議員からも質疑がありましたが、この現在売却が破棄された後の運営状況ですね、それとさらに新たに売却するための準備が行われたと思います。その辺の状況もお聞かせ願いたいと思います。

そして、いつごろになればこの準備は整って売却の準備が完了するのか。完成して売却に向けての公募ができるのかということもお答え願いたいと思います。

それと、もう一点は職員の身分の扱いもいろいろ取りざたされております。その件についてもお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

池間豊議員のご質疑のまず58ページですね、B-54号線（道路改築事業）なんですが、場所はですね、ボウリング場前の道路でございまして、この2,000万円は内示の変更による補正であります。

次に、59ページの都市計画総務費の中の都市企画費ですね、風景づくり推進事業費補助金、これはさきの本会議の質疑にもございましたが、当初一般財源で組んでございましたが、景観形成団体に認定されたということで補助金がつきましたので、その補助金分を補正として計上してございます。内容としましてはですね、景観形成のための委託を行うことになってございます。

それから次に、75ページのパブリックゴルフ場の補正でございしますが、これは人件費の補助額の補正とになってございます。売買につきましては、先程の議会でもご答弁申し上げましたように、これからですね、再度公募を行いまして、公募をかけた上で売却先を模索していくという事務手続になろうかと思っております。

それから、職員の身分の取り扱いにつきましては、せんだっての議会ですと、副市長のほうで答弁したとおりになるかと思われまます。

◎議長（下地 智君）

本日の会議は、議事の都合上あらかじめこれを延長します。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

済みません。答弁にちょっと足りない部分がありましたので、75ページの1,262万1,000円ですね、パブリックゴルフ場の補正の計上ですが、これ人件費の補助ではなくてですね、元利償還金の、これまで半年間分だけ計上してございませんでしたので、これから半年間分の計上分の補正額でございます。

◎池間 豊君

パブリックゴルフに関しては、その辺をお伺いしようかなと思ったけど、訂正もありましたんで、この58ページですね、B-54号線については場所はボウリング場の前というふうに説明いただきました。ただ、進捗状況がどのぐらいかというもお伺いしているけど、答えていないですね。その辺もお願いします。

それから、なぜこの金額を補正したのかという部分に関してもよろしくをお願いします。

それと、この風景づくり推進事業費補助金ですね、これも答え方が少し聞きにくかったんで、もう一度お願いします。どういった内容の事業なのかということについてもう一回お願いしたいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後3時50分)

再開いたします。

(再開=午後3時50分)

◎建設部長兼地域戦略局長(與那嶺 大君)

まず、59ページの風景づくり推進事業費補助金でございますが、宮古島市がですね、今年景観団体に認定されました。それに伴いまして、補助事業が受けられることになりましたので、当初一般財源で組んであったものが補助事業でできたということでこの補正額を組んでございます。景観計画形成のためですね、委託事業でございまして、これから景観形成条例を策定するためですね、例えばワークショップとか、じゃまちづくりをするためにこういった形の委託を行っていくのか、あるいは住民への周知をどのように行っていくのかということが主な委託の内容となっております。

それから、B-54号線の何でこのような形の補正になったのかということでございますが、当初予算要求をする段階に例えば標準と最大、最小の枠の範囲がございまして、当初の予算は標準のほうで概算要求してございまして、今回最大のほうで予算要求したところですね、2,000万円の補正増が出たということです。

(「進捗状況」の声あり)

◎建設部長兼地域戦略局長(與那嶺 大君)

進捗状況は、大体现在ですね、約70%の進捗率でございます。

◎仲間明典君

水産みどり課の課長が見えているので、水産みどり課の課長に1つだけ伺います。

53ページの漁港管理事務費の中の公有財産購入費というのがありますが、これは何をかうんですか。

◎経済部長(上地廣敏君)

これは、質疑のときもですね、答弁いたしましたけれども、池間島のですね、漁業集落整備事業の中で道路、集落道を整備しましたけれども、その一部が相続がされていなくてですね、相続関係に時間を要したということで今回相続の手続が整いましたので、そのつづれ地代、それから測量して所有権の移転をする手続費用ということであります。

◎山里雅彦君

48ページお願いいたします。6款農林水産業費、3目の農業振興費についてお伺いします。

上からですね、読みますが、園芸振興事務費972万8,000円、園芸作物用種子・種苗購入補助事業、施設園芸共済加入推進事業補助金、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金、そしてその下に園芸作物用被覆資材購入補助事業、園芸作物用被覆資材購入補助金、それからその一番下、ハリガネムシ成虫防除委託事業、そういうのがありますけどですね、各事業はどのように行われているのか。もしくは最近ですね、施設園芸とか、園芸作物とか、いろんな形でいろんなセンターへ行ってですね、購入しております。もしそういうセンターとか、そういうところで市民が購入する際に事業的なもので助成されているのか等ですね、についてお伺いしたいと思います。

その次、49ページ、6款の農林水産業費、3目です。農業振興費の諸収入のところですね、さとうきび生産奨励助成金135万9,000円とありますが、余り聞きなれない助成金ですので、説明をお伺いしたいと思います。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、48ページの園芸振興事務費の中の園芸作物用種子・種苗購入補助事業でありますけれども、これはカボチャ、とうがん、ゴーヤ、タマネギ等の種子の購入費であります。

次に、施設園芸共済加入推進事業補助金、これはサトウキビ共済あるいは施設園芸のハウスの共済加入、そういったものへの補助金であります。

次に、特定野菜もですか。特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金については、ちょっと後で報告をしたいと思います。

それから、園芸作物用被覆資材購入補助金、これはビニールとか防虫ネットへの補助金であります。

以上は農政課のほうで担当しておりますけれども、これから以下、下のほうについては伊良部の経済、建設課のほうで担当いたしておりますので、伊良部総合支所のほうでお願いをいたします。

それから、諸収入のさとうきび生産奨励助成金というの、135万9,000円ですが、ありますけれども、これはですね、沖縄製糖、宮古製糖からの助成金を活用するということで、このほうに諸収入の生産奨励助成金を充てますよということであります。したがって、補正予算のですね、歳入の諸収入の雑入のほうに沖縄製糖、宮古製糖からの補助金の金額が入っておりますので、その一部の135万9,000円を充てるといふふうなことであります。

◎議長（下地 智君）

しばらく休憩いたします。

（休憩＝午後4時00分）

再開いたします。

（再開＝午後4時01分）

◎経済部長（上地廣敏君）

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金でありますけれども、これは新しく対象品目としてオクラが認定をされたということで、これにオクラの分の負担金であります。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

49ページ、3目農業振興費の諸収入でさとうきび生産奨励助成金135万9,000円が補正されております。これは、農家のサトウキビ生産を奨励する農薬の補助とか、病害虫の農薬補助、これに宮古製糖さんが助成する金額で135万9,000円となっております。

◎山里雅彦君

農業振興費についてはですね、漢字が余りにも二重も三重も並べられてですね、ちょっとわかりにくいんですけど、ビニール、防虫ネット、施設園芸、どういうふうな事業があつてですね、市民にもわかりやすくこれが利用できるのかということも聞きたかったんですけど、これは後でいいです。

49ページのさとうきび生産奨励助成金であります、これは伊良部地域だけの事業ですか。ほかの4市町村あるんですか、旧4市町村……わかりました。終わります。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ありませんか。

◎新里 聰君

一般会計補正予算について2点ほど。

先程來說明聞いておるけど、余りわかりませんので、59ページのこの風景、委託料ですか、これは景観形成団体として認定だから、今回400万円の補助金が認められたから委託料として603万7,000円を計上したという意味なのかどうか。そして、委託料の603万7,000円というの、先程もちょっと説明があつたんですけども、かなり高額な委託料だというふうに思いますから、その委託料について内容的にもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

次は、73ページ、社会教育費なんですけども、図書館費、博物館費、文化ホール運営費、人件費が1,500万余円、400万円余、500万円余という形で給料だけで増額補正されておりますけども、これ人員が増えたということになろうかと思うんですが、何を目的としてというのかな、何名いた人員が何名に増加をして、それは何のために人員の増が図られたかということについて各目ごとに説明していただきたいと思ひます。

◎議長（下地 智君）

これは、文教社会委員会じゃないんですか。

（「文教社会委員会の委員長にやればいいんですよ」の
声あり）

◎新里 聰君

大変失礼しました。この件については取り消しますので、59ページだけよろしくお願ひします。

◎議長（下地 智君）

済みません。これ聞いていいそうです。

◎新里 聰君

聞いていいですか。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

どうぞ。

◎新里 聰君

説明ができるのであれば説明してください。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後4時08分)

再開いたします。

(再開＝午後4時34分)

◎建設部長兼地域戦略局長(與那嶺 大君)

委託料の補正についてお答え申し上げます。

まず、補正前の額の1,217万5,000円の中にはですね、マスタープランの策定と景観形成の予算でそれぞれ817万5,000円と400万円で1,217万5,000円になります。今回の補正につきましては、景観ガイドライン策定に65万円の補正増、それからですね、伊良部地区の都市計画区域編入に伴う基礎調査にですね、491万4,000円、それから宮古島市の都市計画事業の都市計画変更に伴う委託料、これが3の4号平2号東環状線、それから県道平良一城辺線沿道地区、平良一与那覇線沿道地区、それから下里通り線沿道地区、これらの変更の箇所が6カ所ございまして、その変更に伴う委託料が47万円と3,000円で合計603万7,000円の補正増となっております。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後4時36分)

再開いたします。

(再開＝午後4時37分)

◎総務課長(伊良部平師君)

73ページの一般会計補正予算で博物館費の人件費の増、それから文化ホール運営費の人件費の増ですが、それぞれ1名の増加となっております。博物館はですね、昨年当初6名でした。今年度当初6名の予算なんですけど、昨年度半ばごろに退職が1人出まして、予算要求時で当初予算より1人減の予算を組んだために今回の補正増となっております。それから、文化ホールは地域の活性化を図ろうということで主幹の増ということで1名増となっております。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後4時37分)

再開いたします。

(再開＝午後4時38分)

◎生涯学習部長（饒平名建次君）

補正予算の73ページですね、図書館費の補正について説明いたします。

人件費の増でありまして、中央図書館建設準備室、職員が2人配置されておりまして、これが企画政策部から教育委員会に配置がえとなっております。それで2人増ですね。それから、城辺図書館に主幹が1人配置されまして、1人増ということです。合計3名の増による人件費増でございます。

◎新里 聰君

まず、59ページなんだけども、説明を受けているが、中身がわかりません。風景づくり推進事業費補助金というものが400万円認められました。まず、そのことは、ですよ。それによって何が増えたかというのが、実は今まで説明聞く中では委託料の603万7,000円が新たに計上されたのかなと。それは、風景づくり推進事業費補助金というのが認められたためにこの金額が計上されたのかなという理解の仕方だったんですけども、そうでもないようで、じゃこの風景づくり推進事業費補助金という400万円はどのようなものに割り振られているかということについてこの説明をしていただければ理解ができると思いますから、お答えいただきたいと思います。

それと、73ページですけども、図書館費、人件費が給料だけで1,500万円余ですから、大体3人分増だなというのはここでも推測できるんですが、要するに何のために増えたかというのが聞きたいわけよ。先程水産みどり課のところでは人件費が減らされているんだけど、この図書館だとか、博物館、博物館については6名いるけども、当初5名計上してあったために今回補正でやったという説明ですが、文化ホールについては主幹を1人増員したと。だから、増員したから計上されることはわかるんだけど、何のためにそこを増員しなければならなかったかと。いわゆる現場において職員が不足だとあちこちで言われている中でここに配置をした理由というのはどういう理由ですかというのを聞いているわけですから、答えていただきたいと思います。

◎生涯学習部長（饒平名建次君）

73ページの図書館費について説明いたします。

城辺図書館には3名の職員が配置されておりまして、先程説明したように主幹が1人配置されて1人増ということでもあります。これは、合併に伴いまして城辺図書館の図書館サービスを上野地区まで範囲を広げですね、図書館サービスを強化したいということと、それからまた全体の図書館の業務のほうを主幹を配置して把握するというで強化したいということによって1人配置増ということになっております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

委託料の603万7,000円についてご説明申し上げたいと思います。

当初一般財源で400万円の景観形成の分、事業費を組んでございましたが、今回国庫支出金で400万円が認められましたので、これは国庫支出金のほうに置きかえてございます。それで、この603万7,000円の内訳というのは先程申し上げましたように65万円が景観づくりの風景づくり推進事業費の65万円、それから491万4,000円が伊良部地区の都市計画区域編入のための基礎調査の委託料ですね。そして、47万3,000円

が申しあげましたように6カ所ですね、都市計画変更のための委託料の計上でございます。合計で603万7,000円の補正増となっております。

◎新里 聰君

そうしますと、59ページですけども、当初400万円計上されていたものが国の補助が認められてこれは財源振りかえで歳入だけ入ったと。そして、603万7,000円というのは新たに景観づくりですか、あるいは伊良部の基礎調査とか、そういうもののために新たに計上されるということですね。はい、わかりました。

この73ページですけどもですね、僕はよく前回の一般質問でも話したんですが、総務課長、合併以前の主幹以上の、要するに合併時におけるね、主幹以上の人数、そして現在の主幹以上の人数。要するに合併当初1,024名ですか、職員。そういう中における主幹以上の人数と、980名ぐらいですか、現在は。これは、もう合併以前よりもそういったものが、主幹以上が増やされると、上野のほうも強化されているというんだけど、そういう頭ばかりが増えるもんだから、要するに下端で働くと言ったら語弊なんだけど、現場で直接仕事に携わる職員がかなり窮屈で、いろんな問題が発生しているのかなと思うんですけども、この予算でこういう指摘するのはなんですが、やっぱり適正にですね、何担当、何担当がいて、組織はピラミッド型じゃないといけないと思うわけですから、それがどうもこの宮古島市、頭のほうだけが人数多くなって下のほうが何か僕の足みたいになって細くなっているような感じがしますんで、そここのところ指摘をして僕の質疑は終わりたいと思います。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ありませんか。

◎池間健榮君

経済工務委員会がですね、付託差し戻されたということで、当然我々総務財政委員会でも審議したやつが委員長報告ない。改めてもう一度これ確認しないといけないのでね、まず2款の総務費のですね、総務管理費、トライアスロンの960万円余の補正ですよ。いろいろ請求書の日に覚書が250万円映画制作会社と交わされたり、急いでこうやって同じ日にちにですね、請求書と。映画制作会社から何でこういってことで、つじつま合わせたような形で、なぜこういう書類が次々と出てくるのかですね。これ総務財政委員会で一たん、委員長報告にはないですけども、これは流れとしては250万円認められないということで議論をした経緯があるんですけども、市長にこの件は何いたいんですけどもね、確かに宮古島トライアスロン実行委員会では会長名でこれは覚書交わされているんですよ。ただし、これはしっかりと経済が厳しい状況の中で寄附金、そして協賛金というのはおのずと性格が違うわけですよ。当然それは経済は生き物ですから、もうかっていた会社も次はどうなるかわからない。日本全国各地でトライアスロンというのは非常に今運営が厳しい。そういう状況の中であえてこういった形でね、覚書を交わして500万円の映画制作に250万円宮古島市が協賛します、宮古島市が協賛するということはだれに相談をして市長、こういう裁量権があるのかどうか。片方でトライアスロン実行委員会が覚書を交わし、片方で映画制作会社と宮古島市協賛金として250万円相手方と約束をします。この整合性について市長の意見をですね、議会で補正を求めている以上はちょっと市長の意見を聞かせてください。まず、それから聞かせてください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮古島トライアスロンの実行委員会では、過去にもいろんなイベントを行っておりまして、タレントを

呼んだりする場合も実行委員会の予算の中でこれは今までやってきております。当然経済がそのまま続くものと思ってこの映画の『太陽（ていだ）』についても実行委員会の中で処理しようということでこれは手をつけたんですけども、経済状況の中でこれが協賛金が得られなくなって、そしてこの実行委員会の中だけで対応できなくなりましたので、今回の補正をお願いしているわけでございます。

◎池間健榮君

そういう説明はですね、何回も聞いておりますよ。片方で農家が今水が引けなくて大変ということと、片方で宮古島のPRのために経済が厳しい状況の中で業者の皆さん協賛してもらえ、寄附もらえない、こういう状況の中でですね、安易にじゃ実行委員会できませんでしたから、結果的には市民に負担をかけるという形で250万円をお願いするわけじゃないですか。これは、責任持ってやらないといけないんじゃないか。片方で請求書が来たら覚書を締結する、根拠のために。片方で宮古島市協賛金として約束をしていると。使い分けているじゃないですか、こういうことは。これだれも今回の補正が上がりなければわからないですよ、こういうことは。私も14年トライアスロンに出ていますけど、1回ボランティアとして映画制作にも参加しましたよ。みんなボランティアでやっている。彼らだけが500万円映画制作するためにね、そのうち半分は宮古島市が負担しなさいという約束がね、あると、やはりそれはそういう約束をした時点で市民にもそれは言うべきじゃないですか。これは、協賛金ですよ、宮古島市。これは、実行委員会の会長名での覚書ですよ、整合性合わないじゃないですか。片っ方では宮古島市の協賛金、片っ方ではトライアスロン実行委員会の伊志嶺亮、使い分けているじゃないですか。なぜ片方で宮古島市を、宮古島市の協賛金ということは議会の議決を踏まえないといけないじゃないですか、実行委員会の金じゃないんだから。そうはなりません。市長、勝手に宮古島市の名前で協賛していいんですか、議会の議決を踏まえなくて。裁量権に値しますか、その辺をお聞かせください。

それとですね、60ページですね、8款土木費の中の5目の土地区画整理費、その中の下里・西里地区都市再生整備計画策定委託業務の委託料、この事業の説明とですね、委託内容含めて。そして、今空き地になっている根間地区の部分との関係についてね、もしあるのであれば。それと全く関係ないこれ下里、西里の都市再生整備計画なのか、この関連性についてね、お聞かせください。

それと、13款の諸支出金ですね、パブリックゴルフ場の、この補正は当然売却できなかったことによる補正だと伺っておりますけれども、そして今後どうしますかという質疑に対して今後公募をかけて売却に努力するという答弁でありました。

それでは、お聞きをしますけれども、前回議会において当初落札した業者は、事業所は、業者ですかね。なぜ仮契約、議会に上がってこないんですか、何があるんですかと言っていたら、実はパブリックゴルフ場の中に県有地があったり、一部市有地があると。それで、相手企業がそれを解決しなければだめだと言ってきている、そういう話がありました。当然相手方は民事再生法によって、会社更生法によって、もうなくなりましたけれども、皆さんはこの問題はもう解決して出しているのでしょうか。この部分についてお伺いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

この映画『太陽（ていだ）』ですけども、これは宮古島市誕生を記念してつくろうということでずっとやってきた映画でございます。そして、一応ある程度撮れまして、ラッシュをマティダでやりました。と

ってもそれでもいい映画だなと思いましたがけれども、制作者としては完璧を期すためにもっと質を高めようということで、それからまたたくさん撮り直しまして、西里大通りなんかでボランティアの方に出てもらって、エキストラになってもらって、またリメイクをしたりしました。そういうもので費用がかさみまして、こういう事態になったので、宮古島市誕生という名前がありますので、宮古島市としても協力していきたいということで、覚書を交わしてありますので実行委員会として、今回の補正をお願いをしている次第でございます。

◎池間健榮君

だから、こういうことをですね……

◎議長（下地 智君）

休憩します。

（休憩＝午後4時57分）

再開いたします。

（再開＝午後4時59分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

当初は、宮古島トライアスロン実行委員会の中で処理できるものと思って頑張ったんですけども、諸般の事情でこれが処理できなくなって今回の補正をお願いしているわけでございます。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

60ページの下里・西里地区都市再生整備計画策定委託業務の補正につきましてご説明申し上げます。

現在西里、下里地区はですね、根間地区の土地区画整理事業も含めまして、新たな再生の整備計画の予算を組み立てるために委託を予定してございます。その中で根間地区の中ですね、交流拠点施設、その中の整備につきましてもその中で検討していきたいと考えているところでございます。当然その計画の中で連動して根間地区の交流拠点施設の整備も図っていけるものだと思います。

次に、パブリックゴルフ場の現在の状況でございますが、現在池間健榮議員からご指摘のありました事業者からですね、指摘のございました個人有地あるいは県有地の相続手続の協議をですね、県を含めて現在手続を急いでございます。個人有地の中には、ほぼ相続のほうもですね、やがてできるような土地もございますので、急いでですね、個人有地につきましては宮古島市のほうで買収を行いまして、また県有地のほうでもですね、県のほうと協議を急ぎながらですね、県のできない分は宮古島市のほうが事務の手続を肩がわりしてでも急いでですね、やっていきたいと考えております。その上で改めて公募をかけていきたいと思っています。

◎池間健榮君

根間地区については、これ旧平良市の議員の皆さん、よく僕も議事録読ませていただきました。でも、やっぱりああいう今の状況では僕はまずいと思います。よく僕らも言われます。しっかりですね、やはり予算計上するわけですから、連動させながら早目に目的を達成できるようにですね、これは頑張っていたきたい。特に根間地区についてはですね、空洞化目立つわけですよ、下里、西里含めてですね。これは、やはり昔からの宮古島のね、我々町村部から出てきても下里、西里市場通りというのはやはり昔みたいに活性化していただきたいから、こういうことを申し上げているわけです。これについては、ひとつ頑張っ

てください。

それと、パブリックゴルフ場ですね、議会では大体検討します、急いでやっておりますので。しかし、もう1年がたとうとしているわけですね。これまで県と何回協議され、この個人有地の皆さんと何回協議されて、急いでやるということですから、その上で公募をかけると言っているんですけども、これ何回協議して、めどはいつなんですか。その点についてももう一度お聞かせください。

市長ですね、何回も申し上げているとおり経済は生き物、サブプライムローン問題も含めて、外国人投資家も含めて今厳しい、リベート事業というのは非常に厳しい状況になってきている。じゃ、市長は宮古島トライアスロン実行委員会ではこれ予算計上されたのか。実行委員会ではどういう協議がなされて予算計上されたんですか、これ。それについてお聞きをして私の質疑は終わります。

◎企画政策部長（久貝智子君）

トライアスロンの今おっしゃった『太陽（ていだ）』の協賛金ですけども、当初予算での計上はしておりません。年度中途で出てきました。

（「議長、ちょっと休憩して」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時04分）

再開いたします。

（再開＝午後5時08分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

池間健榮議員からの質問なんですが、現在までですね、県のほうと4回ですね、それから個人のほうと、旧平良市関係の個人有地との交渉で4回それぞれ交渉を行ってございます。

（「めど」の声あり）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

めどにつきましてはですね、県のほうとの協議もあることですから、今宮古島市としましてはなるべく早い時期に解決をすることを目標にですね、対策室、全職員で尽力していきたいと思います。

◎亀濱玲子君

特会についてなんですが、公共下水道事業特会の補正で7ページ、工事請負費が2,000万円計上されておりますけれども、これはどこの事業ですかということと、せっかくの機会なので、公共下水道事業の全体の工事の中での進捗率というか、進捗状況と引き込み可能世帯の中の加入率はどれぐらいになっているのかということをお聞かせいただきたいというのが1点。

もう一つはですね、農漁業集落排水事業の特別会計なんですが、これに補正では人件費がマイナス計上で出ておりますけれども、もしすぐ答えることができないなら資料でもいいんですが、この各集落排水事業がありますけれども、これはこれまで随分課題となってきた事業でありますので、その引き込み加入率がそれぞれどうなっているかということと、今現在かかわっているそれぞれの事業の課題というものが恐らくあると思うんですね。それは、さまざまの間加入率が問題になってきたわけでもありますので、それについてすぐ率を答えていただくのが難しければ集落排水については資料の提供でも構いませんの

で、お願いいたします。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

2,000万円の工事請負費の計上でございますが、主に修繕費の計上でございます。ベルトコンベヤー及び脱水機制御盤の修繕工事、それから常圧浮上濃縮装置制御盤、そして曝気装置の修繕、それから空気圧縮機の取りかえ工事、これらの修繕を予定して2,000万円を計上してございます。

それから、進捗率と引き込み率のほうについてはですね、現在資料を持っていませんので、後日回答いたしたいと思います。

◎経済部長（上地廣敏君）

多分農漁業集落排水事業の実施地区6カ所だと覚えておりますけれども、今加入率あるいはその地域ごとの課題のですね、資料を持ち合わせておりませんので、それについては後で資料として提供したいと思います。ただ下地地区について言えることはですね、上地のほうは加入率大体75%近くいっていると思います。それと、与那覇地区がですね、今30%台に低迷しているということでありまして。それから、7地区です。川満のほうの集落排水始めておりますけれども、向こうのほうは個人負担、いわゆる合併前、これは今も引き続いておりますけれども、下地地域においては個人負担を10万円を限度にすると。10万円を超えた分につきましては、町が全額補助していたものですから、それは現在でも引き継がれております。ただ、与那覇集落については高齢世帯が非常に多いというふうなこともあって、なかなかその10万円の支出が大きいというふうなことなども手伝ってですね、加入率がいまいち低迷しております。川満集落につきましては、個人負担の10万円分を部落が助成しようという形ですね、今年次的に計画を立てて実施をしておりますので、川満集落につきましてはほぼ100%の引き込みが可能ではないのかなというふうに感じております。

それから、補正予算の減でありますけれども、建設費と集落排水事業の事業そのものはですね、ハード部分がほとんどもうないということで、これまで兼任ではありましたけれども、集落排水事業から人件費を支出しておりました。また、それが赤字の要因にもなっておりましたので、平成20年度からはですね、これを農地費の人件費を活用して農地費で出すということで今回補正減というふうになっております。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後5時15分）

再開いたします。

（再開＝午後7時01分）

議案第79号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）につきましては、前川尚誼君ほか5名の連名により修正の動議が提出されました。

この際、修正の動議提出者から説明を求めます。

◎前川尚誼君

議案第79号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）修正案について説明します。

議案第79号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）を次のとおり修正する。

第1条中「6億2,061万9,000円」を「6億1,811万9,000円」に、「326億4,202万2,000円」を「326億3,952万2,000円」に改める。

次の表、別表がございますので、この表はごらんになってください。

修正の理由。2款総務費1項総務管理費、宮古島市誕生記念及び全日本トライアスロン宮古島大会の充実発展に寄与する映画『太陽（ていだ）』制作協賛金について、この修正は、歳出の2款総務費1項総務管理費250万円を削除し、それに伴い歳入の11款1項地方交付税250万円を削除したいとの案である。トライアスロン事業に予算計上しないまま、市長の独断で行われた行為を予算が足りないからと市に求めるのは筋違いである。

◎議長（下地 智君）

これで説明は終わりました。

これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第19、議案第79号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）であります。本件に対しては前川尚誼君ほか5名の連名による議員提出の修正案がありますので、まず修正案に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて修正案に対する討論を終結いたします。

これより議員提出の修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 智君）

挙手多数であります。

よって、議員提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正可決された部分を除く原案について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第79号、平成20年度宮古島市一般会計補正予算(第5号)は修正可決されました。

次に、日程第20、議案第81号、平成20年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第21、議案第83号、平成20年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第22、議案第84号、平成20年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第23、議案第87号、平成20年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第24、議案第90号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第25、議案第91号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第26、議案第92号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第27、議案第93号、あらたに生じた土地の確認についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第28、議案第94号、字の区域の変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第29、議案第95号、市道路線の認定及び変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

(「議長」の声あり)

◎池間 豊君

動議の提案がありますので、ご了承いただきたいと思います。

(「賛成」の声あり)

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後7時11分)

再開いたします。

(再開＝午後7時55分)

(「議長」の声あり)

◎池間 豊君

先程動議を提案いたしましたけれども、今この議案第79号か議案第95号までの議案に対しての採決は定数の過半数という中でいびつな諮り方をしてきました。この際、全員、野党自民党会派、公明会派参加していただいておりますから、動議は取り下げますから、全員参加の中で残りの議案を採決していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長(下地 智君)

休憩します。

(休憩＝午後7時57分)

再開いたします。

(再開＝午後7時58分)

ただいま池間豊君から動議が提出され、所定の賛成があり、動議は成立したところでありますが、直後休憩に至ったところであります。また、議題として取り上げないうちに動議の提出者から動議の撤回の申し出がありましたので、ご報告いたします。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後7時59分)

再開いたします。

(再開＝午後8時00分)

(「議長」の声あり)

◎上地博通君

宮古島市長伊志嶺亮君の不信任に対する決議の動議を提出したいと思います。

(「賛成」の声あり)

◎上地博通君

理由はですね、これまで市長は議会で辞職勧告が議決されたことに対し、国からの補助金返還額が決定

した後で考えると、これまで態度をはっきりしておりません。まず、それが1つ。2つ目に、親族が当事者であるにもかかわらず、下地学副市長を宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の委員長に指名したことは組織の長として事件処理能力に欠けていると思われること。3つ目に、さまざまな不祥事が次から次へと出てくるにもかかわらず、まず有効な再発防止策がとれないこと。4つ目に、このような市長では宮古島市民として恥ずかしい、やめるべきだと大勢の市民が言っていること、以上であります。これをぜひ本日の日程に上程して審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(「賛成」の声あり)

◎議長(下地 智君)

ただいま上地博通君から宮古島市長伊志嶺亮君の不信任に対する決議の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

(「議長、この際休憩を求めます」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後8時02分)

再開いたします。

(再開＝午後8時05分)

◎議長(下地 智君)

この際、本動議を日程に追加し、議題とすることについて挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数であります。

よって、この際宮古島市長伊志嶺亮君の不信任に対する決議の動議を日程に追加し、議題とすることは可決されました。

これより本動議を議題とし、提出者から説明を求めます。

◎上地博通君

宮古島市長伊志嶺亮君の不信任に対する決議の動議を申し上げたいと思いますので、皆様の賛同お願いしたいと思います。

伊志嶺市長は市長就任以来、告発事件に発展した下崎地区市有地売買問題やパイナガマ公園用地購入問題、上野地区の補償金二重払いによる不当利得返還問題、そして宮原地区ほ場整備に係る補助金不正受給問題等、いくつもの不祥事が続いているが、特に宮原地区の工事未着工不正支払い事件は前代未聞の信用失墜行為として市民の批判にさらされております。特に工事未実施業者が下地学副市長の親族であるという事実は許し難い背任行為であります。この問題は虚偽公文書作成及び行使、補助金不正受給、公金不正支出等で刑事事件に発展することは必至であり、加えて補助金適正化法違反は国から補助金返還訴訟が起こされることが確実視されており、職員に負担させると言っている返還金や未実施工事代金の問題は市民

負担も含めて今後の補助事業のあり方に大きな影響を及ぼすものと懸念されております。このような事態になったことへの市長の責任が極めて重大であるにも拘わらず、責任の所在を明らかにすることを拒み続け、議会の混乱を招いた伊志嶺亮市長の責任は極めて重大であると断ぜざるを得ません。伊志嶺亮君が宮古島市長として市長職にとどまることは、宮古島市民にとって明らかな損失であり、許されません。よって、伊志嶺亮市長を不信任いたしたいと思います。皆さんの賛同をよろしくお願いします。

◎議長（下地 智君）

これで説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎池間健榮君

これまで下崎偽証罪の告発、不信任案、そして今回の辞職勧告決議案、辞任要求すべて私も賛同してまいりました。あえて今回不信任案決議が提出されていますけれども、市民、団体が報道によれば3名の方を告発しております。当然、変更契約にかかわった分、そしてその変更契約の違反をしながら部分払いしたという部分、当然これは副市長の親族に当たるということで、ここに焦点を当てて弁護士代理人を立てての刑事告発だと私は話を伺っておりますけれども、不信任案を出す前になぜ議会としての役目、いわゆる刑事告発についての動議が先にならなかったのか、まずこの点についてですね、考えをちょっとお聞かせ願いたい。

◎上地博通君

実は、我々も議会として刑事告発をすべきだということで一応検討してみました。しかし、いろいろ調べた結果ですね、法人格を持たない議会には告発をする資格がないということだったものですから、議会としての告発はやりませんでした。

◎池間健榮君

一部与党からですね、議会の最高の権限である百条委員会の設置、これもまだ出ていませんけれども、我々総務財政委員会で前課長を参考人として招致をして、その中で事実を見出しながら最終的に百条委員会の設置も考えておりましたけれども、結局今日会議を閉じようというような雰囲気になったものですから、ちょっとおかしいなと。それでは、なぜ皆さんは市民に対しての説明責任としてこの調査特別委員会の設置及び百条調査権の発動ということについてはなぜ提案をされなかったのか。当然偽証罪という部分でしか議会は告発されないわけですから、そういった部分についてですね、やはり皆さんは考えたことがないのかどうなのか。私は、議会をボイコットするという手法じゃなくて、やはり調査特別委員会の設置の動議を出し、そこで市民に対して明らかにこの事件の全容を解明するのもまた一つの手法だと思ったんですけれども、あえてこの部分をやらなかった理由についても、最後になりますけれども、お聞かせください。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

静かにしてください。

◎上地博通君

今ですね、池間健榮議員からありましたけれども、今まで要するにこの事件というのはだれが悪いことをしたということがすべて一応わかっているわけですよ。職員がやったということもすべてわかっているわけです。じゃ、百条委員会は何をこれから調べるんですか。やったことも全部わかっている。どういう悪いことをしたということもわかっている。これ以上百条委員会が調べることがないということは池間健榮議員みずから言っていたことじゃないですか。それを今さらそれを言うのはおかしいと思います。そういうことで百条委員会の設置をしなかったというのはそういうことでございます。

◎池間健榮君

私は、皆さんと行動をともにして全部乗ってきましたよ。ボイコットもしたという話が出ておりますけれども、私は審議拒否、いわゆるこういった形での出席はどうかということで正当な理由とは何ですかと、そのことを聞きたいから、これが聞けない状態だったから私は出ていったわけであって、正常に戻ろうという動議が取り下げということがあったもんですから、私も戻ってきたんです。そういうことです。私は、速やかにこの宮原の問題で市長がおやめになれば当然議員辞職する覚悟でこれに賛同するか否かを聞きたいがために質疑を申し上げていると、そういうことですから、私の質疑はこれで終わりたいと思います。

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後8時14分）

再開いたします。

（再開＝午後8時15分）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております宮古島市長伊志嶺亮君の不信任に対する決議の動議については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

ただいま長い日数というか、時間にわたって今議会の議案の審議拒否をなさってきた皆さんがここに、議場に入られて、それで市長の不信任案を出すということになっておりますけれども、私はこの間ずっと言ってきたことではありますけれども、確かにこの宮原地区のほ場整備に係る不正行為に関する件は極めて重大であります。ですから、議員がみずから議員の責任において、議会の責任において調べるということを、まだ全容説明は私はできていないと思っています。資料がどんどん今出されて、それが皆さんの手

元に届いている。その中でしっかりと問題を解明をしていって、そして本当に市長が責任をとるということは宮原地区の農家に最後までこの事業を執行するということを持ってやるということが私は今市長がやらなければいけないことだと思っています。ですから、これについてそのこと、みずからの審議ということをしてしないまま市長に不信任案を出したことに關して反対いたします。

◎池間健榮君

賛成の立場から討論をいたします。

私ども会派は、不信任案、辞職勧告決議案、この問題と直接市民に影響が出る補正予算しっかりと議論をし、委員会へ付託されて肅々と討論、表決まで先程までやってまいりました。これまでのこの不信任案に書かれているとおり、もはや市長、副市長初め市政を預かるべきではないと私は思っております。速やかに不信任案を通して、そして市長は議会も解散させて新しい人たちで、もう一度やりたければここにいらっしゃる同僚議員も再度市民の負託を得て新しい合併した宮古島を誕生させるのが今の我々に置かれた立場だと思います。もはや旧平良市の5年前のあの事件も省みず、学習もしないまま今回同じような問題を起こしたということは、私はこれ以上は解散しなければ体質は直りません。そういう意味では速やかに不信任案を通し、市長もおやめになって、どうぞ権限として議会も解散させてください。賛成の立場で討論しました。私は、これは市民が判断すると思いますので、多くの皆さんの賛同を得て私の提案が通りますように討論を終わります。

◎上里 樹君

ただいまの動議に反対の立場から討論をいたします。

私は、議会冒頭から、初日から審議を拒否していること、そのことについては一般質問の場できちんと表明いたしました。議会は、議員にとって命だと考えます。議場の中で徹底して話し合う、そのことをなくした議会は命を失ったも同然、そのように思います。今市民にとっていつまでもミスが繰り返される、そのことに対して本当に怒りの声が上がっています。一体どうしたのか。その繰り返されるミス、本当にあってはならないことだと考えます。その問題を徹底して解明すべき議会がみずから解散してくれと言い、きちんと問題を解明しようという姿勢に立たないことは私はいかかなものかと思えます。今なすべきことは、行政の側が宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会を設置してしっかりとした解明をそれなりにやってまいりました。そして、報告書を出しました。その報告書に基づいて議会の責務を果たす、議会の側できちんとした解明を進めること、そのことをしてきちんとした当局と力を合わせて再発防止策、これを提示して問題の解決を図っていく、そのために今力を合わせる事が大事だと思えます。だれかが責任をとり、だれかがその罰を受けてもこの問題の根本解決にはなりません。再発防止のためにも私はきちんとした今行政と議会が責務を果たし、そうしてこそ行政も議会も市民の信頼を勝ち得る、そのように考えます。よって、このたび出されました不信任の動議に対して反対といたします。

◎眞榮城徳彦君

不信任に対する決議の動議に賛成の立場から討論いたしたいと思えます。

下地明議員並びに上地博通議員からも立派な説明がありました。審議拒否の理由、そして不信任に対する決議の動議を提出した理由、私どもは全くそのとおりだと。いわゆる伊志嶺市長並びに執行部の責任の所在のあり方、そして市民に対する説明責任のあり方、こういったものがきちんとなされていない以上、

我々は執行部並びに伊志嶺市長を信用することもできませんし、この市長のもとで議会運営をしていく、審議をしていく、このことが私は議員の主体性として耐えられない、そういうことから我々は審議拒否したのであります。今上里樹議員からも意見がありましたけども、確かに議員は議会が命です。そして、議会における真摯な討論、議論が我々のすべてであると私も考えておりますけれども、この面々と続いた一連の不祥事において今宮古島市議会あるいは宮古島市政そのものが大きく問われなければならないし、根本的な改革を今しなければならぬ重要な時期だと思っております。

私たちは、まず市長、副市長としての為政者としてのですね、道義的責任、これを市民の前に明らかにしていただきたい。私は、真剣にですね、そのことを我々議会は望んでいますし、当然市民もそれを望んでいると思います。そして、数々の不祥事に見られるように市長のですね、組織の掌握力の欠如、なさ、これは一体市長が政治家として本当に宮古島市5万5,000の市民のために前向きになって、真剣になって取り組んでいるのかどうか、私はそれも問いたいと思います。それから、3番目に職員の上司に対する信頼感、そして尊敬のなさ、尊敬の念ですね。これのなさ、こんなだらしない、そして情けない宮古島市の行政組織はないと思いますよ。もう一回点検をしてみてください、市長。それから、個々の職員相互の不信感からくる公務員としての市民に対する奉仕の精神の欠如、私はあえて申しますけども、確かに優秀な職員も、すばらしい職員もいらっしゃるでしょう。ところが、組織全体としてトップが腐ってしまえば、これだけ1,000名の膨大な数の職員がですね、一朝一夕にこれが改善するとは思えないんですね。荒療治が必要なんですよ。市政改革が必要なんです、今。

ですから、私が言いたいのはですね、市長みずからこのようなこの期に及んでは私の責任ですと。そして、執行部の責任ですと。私は、池間健榮議員のようにですね、議会を解散する理由はないと思うんですけども、議会は一生懸命私どもはやっていると思います。そして、私はこれからも宮古島市議会を一生懸命支えていきたいと思っております。ですから、私は議員の一人として正面からやめてほしいと。要するにこの一連の宮古島市のだらしない、情けない体質のすべての元凶はですね、市長と副市長にあると言わざるを得ない。速やかにやめていただきたい。

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより本動議を挙手により採決いたします。

市長不信任の表決については、地方自治法第178条の規定により議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は26名であり、議員数の3分の2以上であります。

挙手のない者は否とみなします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長（下地 智君）

出席議員の4分の3は20人であります。

ただいまの賛成者は19名で所定数に達しません。

よって、宮古島市長伊志嶺亮君の不信任に対する決議の動議は否決されました。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後8時28分)

再開いたします。

(再開＝午後8時34分)

◎新城啓世君

先程休憩をとらせていただきまして、同僚議員と協議しましたけれども、我々はですね、これまでの議案審議等に全くタッチしておりません。そういった中でのこれからの採決に応じることはやっぱり理にかなわないことをごさいますて、今回これ以降につきましては退席させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後8時35分)

再開いたします。

(再開＝午後8時35分)

次に、日程第30、認定第3号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第3号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数であります。

よって、認定第3号は承認されました。

次に、日程第31、認定第5号、平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより認定第5号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（下地 智君）

挙手多数であります。

よって、認定第5号は承認されました。

次に、日程第32、認定第6号、平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第6号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、これを承認することに賛成の諸君を求めます。

(挙手多数)

(議員の声あり)

◎議長（下地 智君）

これだけね。

挙手多数であります。

よって、認定第6号は承認されました。

次に、日程第33、認定第9号、平成19年度宮古島市パブリックゴルフ事業歳入歳出決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

これにて討論は終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

認定第9号は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は承認されました。

次に、日程第34、認定第10号、平成19年度宮古島市水道事業決算認定について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本案について承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は承認されました。

しばらく休憩いたします。

（休憩＝午後8時39分）

再開いたします。

（再開＝午後10時04分）

次に、日程第35、陳情書第9号から日程第40、陳情書第22号までの6件を議題とし、討論に入ります。

まず、日程第35、陳情書第9号に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第9号を採決いたします。

陳情書第9号は、これを採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第9号は採択されました。

次に、日程第36、陳情書第10号に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第10号を採決いたします。

陳情書第10号は、これを採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第10号は採択されました。

次に、日程第37、陳情書第12号に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第12号を採決いたします。

陳情書第12号は、これを採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第12号は採択されました。

次に、日程第38、陳情書第14号に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第14号を採決いたします。

陳情書第14号は、これを採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第14号は採択されました。

次に、日程第39、陳情書第17号に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第17号を採決いたします。

陳情書第17号は、これを採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第17号は採択されました。

次に、日程第40、陳情書第22号に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第22号を採決いたします。

陳情書第22号は、これを採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第22号は採択されました。

次に、日程第41、同意案第2号、教育委員会委員の任命についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第2号を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第42、意見書案第8号及び日程第43、意見書案第9号の2件を一括議題とし、文教社会委員長から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長(下地秀一君)

それでは、文教社会委員会としまして、意見書案第8号、国民健康保険の国庫負担を増額し、国民健康保険税を引き下げをを求める意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。

国民健康保険の国庫負担を増額し、国民健康保険税を
引き下げをを求める意見書(案)

国民健康保険税は、1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。しかし国民健康保険加入者は、無職者、年金生活者など所得水準の低い人が多く、医療費の増加などを受け加入者の保険料負担は重くのしかかっています。

最近の原油高騰、食品物価の引き上げで、日常生活に不可欠な食料品や生活用品が軒並み値上げされ、給料や年金が引き下げられている状況の下で、非消費支出である保険税がこのような大幅な引き上げにより、「もう生活ができない」という悲痛な叫びがでています。

さらに、「後期高齢者医療制度」の導入により、保険税を年金から強制的に天引きされることや、前期高齢者の国民健康保険税が年金から天引きされるなど、少ない年金生活者にとってはまさに死活問題となっています。

よって、国におかれては、国民健康保険法第1条に定める目的である「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ため、国の責任において国民健康保険税を引き下げ、保険者の負担を招くことなく、安定して国民健康保険制度の運営が可能となるよう、国庫負担割合の引き上げを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 国庫負担の増額を行い、国民健康保険税の引き下げを求めます。
2. 75歳以上の高齢者を差別する「後期高齢者医療制度」の廃止を求めます。

平成20年9月29日

沖縄県宮古島市議会

あて先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

次に、意見書案第9号、国民健康保険税の引き下げをを求める意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。

国民健康保険税の引き下げを求める意見書（案）

「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と国民保健法では、国民への医療保障は国の責任であることが謳われています。これは憲法で保障されている人間らしく生きる「生存権」から導き出されています。ならば行政側の義務としては国民が払える税額を、また支払い能力を持ちうる環境整備がなされるべきであります。いま原油価格の高騰で漁にも出られない漁業者や、肥料・飼料等の生産コスト増で生産ができない農業者、財源論優先で人間の尊厳がふみにじられる高齢者などが窮状打開、人間らしいくらしを行政に求める大集会が県内外で続々と開かれています。

今こそ緊急に誰もが安心して医療が受けられるように、払える国保税と、それを保障する環境作りを市民と自治体が共に声をあげることが何よりも必要であります。

つきましては国保税の引き下げを図る事項の緊急な実行を要請致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 国保事業に関する国庫負担割合を計画的に復元させることを国に要求すること。
2. 国保税引き上げの要因となっている「後期高齢者支援金」の大本である「後期高齢者医療制度」の廃止を国に要求すること。
3. 県独自の国保財政支援を他府県なみに実施すること。

平成20年9月29日

沖縄県宮古島市議会

あて先、沖縄県知事、要請書として沖縄県議会議長。

以上、提案いたします。

◎議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎池間健榮君

今宮古島市は、国保税を値上げしてですね、国に値下げを求めるということは、これはいいことなんですけれども、自民党会派も含めて今欠席している状況の中でね、意見書というのは全会一致の原則が好ましいと言われております。当然これは我々だけでこの意見書に審議をやらないといけないのでありますから、国に要請する、県に要請する、じゃ宮古島市が今値上げした、当然それは合併特例法による税の不均一課税という問題が5年間猶予されているこの中でやりました。しかし、旧平良市も上がっているわけですね。そして、負担が大き過ぎるということで今市民は大きな声を上げています。そうであれば国にこのような意見書を出す場合においては当然この3番目にあるとおり、意見書案の。県独自の国保財政支援を他府県並みに実施すること。他府県の状況と宮古島市の負担状況についてどこまで調査をされたのか、この点についてまずお尋ねをいたします。

◎文教社会委員会委員長（下地秀一君）

他府県並みに実施することにつきましては、委員会の中では一応そういう中身については質問、質疑な

どはありませんでした。

◎池間健榮君

これはですね、今、今日国会において麻生太郎新総裁が所信表明演説を行っております。後期高齢者の問題についてもさきの一般質問等でもあったように、福祉保健部長については見直し等も含めながら、廃止等も含めながら今後しっかりと対応させていただきたい。当面の間の財政支援については、今回補正された2億円余の支援策を宮古島市は可決しておりますのでね、安易に全会一致の原則を無視した状態の中で、ましてや国、県に出す意見書の中で県独自の国保財政支援を他府県並みに実施することという重要なですね、他府県どうなっているのか。他府県の議会は、どのような要請があるのか。

じゃ、今度はお聞きしますけれども、他府県については調査をしたこともないし、意見も出なかった。じゃ、今度は他府県でいわゆる類似団体である議会等も含めて議会はこういう意見書が国に提案されているという事例があるのかどうか、この点をじゃまたお願いします。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後10時17分)

再開いたします。

(再開＝午後10時17分)

◎文教社会委員会委員長(下地秀一君)

他府県並みということにつきましては、委員会の中では論議はありませんでした。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後10時18分)

再開いたします。

(再開＝午後10時18分)

◎文教社会委員会委員長(下地秀一君)

そういうほかの他府県の議会についてもそういう話はありませんでした。

◎池間健榮君

意見書を出すことは、いいことであります。当然住民に対して税の負担を求められるということも、それは安いほうがいいです。ただ、我々議会は安易に全会一致の原則も無視した状態の中で、そしてこっちに記されているように他府県、他の議会の動向も見ないまま、安易に調査もしないまま、ただ単に国保を値下げしなさいということで、人間らしく生きるとかね、人間らしく生きている人もいるだろうし、これから政府も新しい総裁のもとで後期高齢者医療制度も見直し、廃止等も含めて議論しているさなかの中で私は税負担というのは当然ね、これを提案すれば市民受けはいいですよ。それは、そういう意味ではこれはちょっと議論しないといけない。やっぱり他府県がどうなっているのか、他の自治体の議会はどういう対応を今やっているのか。石油高騰、いろんな今の社会情勢によってどういう状態になっているのか。や

はりこも精査をした上で意見書というのは提案すべきだと思うんです。これ以上は申し上げませんけれども、私もこういうしっかりとした調査報告が出されないまま安易に意見書を提出されて全会一致の原則が今無視された状態の中では他の同僚議員がやったみたいに私も表決には加われんから、退席させていただきます。

(「議長、休憩を求めます」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後10時20分)

再開いたします。

(再開＝午後10時41分)

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2件は委員会提出であり、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託はしないこととなっております。したがって、直ちに処理いたしたいと思えます。

これより討論に入ります。

まず、意見書案第8号に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

◎議長(下地 智君)

異議がありますので、挙手で採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(下地 智君)

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号に対する討論の発言を許します。

◎池間 豊君

これがもし賛成で通ったとしたら、このあて先をそのままやるということになるのかどうか、この辺を聞きたい。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後10時44分)

再開いたします。

(再開＝午後10時44分)

討論ありますか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

◎議長(下地 智君)

異議ありの声がありますので、挙手による採決をいたします。

本案に対して賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(下地 智君)

挙手少数であります。

よって、本案は不採択になりました。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

本案は、否決されました。

ただいま各議案が議決されましたが……

(「議長」の声あり)

◎上里 樹君

動議を提案したいと思います。

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為の調査に関する動議を提出したいと思いますので、日程に追加をお願いします。

(「賛成」の声あり)

◎議長(下地 智君)

ただいま上里樹君から……休憩いたします。

(休憩＝午後10時46分)

再開いたします。

(再開＝午後10時48分)

ただいま上里樹君から宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為の調査に関する動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（下地 智君）

挙手多数であります。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることは可決されました。

この際、追加日程、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為の調査に関する動議を議題とし、提出者から説明を求めます。

◎上里 樹君

ただいまの動議に対し賛成された議員に対し心から御礼申し上げます。

宮原地区ほ場整備工事に……

◎議長（下地 智君）

前でお願ひします。

◎上里 樹君

ただいま宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為の調査に関する動議を提出しましたところ、日程に追加していただきまして、ありがとうございます。

それでは、この調査特別委員会の提案、その説明をさせていただきます。まず、問題となっている宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する件ですけれども、これまで市当局が設置した宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会によって調査が行われて、8月26日には調査委員会報告書、さらに9月11日には再発防止策、この中間報告が同委員会によって出されています。議会においては、今議会の冒頭から集中質疑が行われてまいりましたけれども、問題の全容解明がされない中で性急に市長の責任追及が行われています。今回の宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する件は極めて重要な問題であり、事業の予算、決算にかかわる責任においても議会の立場で独自に問題の究明をし、全容解明と再発防止に向けた取り組みを与野党超えて行うことが必要であると考えます。よって、議会において宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する特別委員会を設置するよう求めます。

まず、調査事項としてですね、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査。

2点目に、特別委員会の設置、本調査は地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により委員8人から成る特別委員会を設置して、これを付託する。

3、調査期限、上記特別委員会は1に掲げる調査について次期12月定例会までとし、閉会中もなお調査を行うことができる。

4、調査経費、本調査に要する経費は20万円以内とします。

以上、賛成者議員として亀濱玲子議員、與那嶺誓雄議員の賛同を得て提案いたします。

◎議長（下地 智君）

これで説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎新里 聰君

提出されている動議についてお伺いしますけれども、特別委員会の設置が8人から成るというふうになっておりますけれども、提出者、賛成者を含めて3名しかございません。8名の委員を設置することにつ

いて、大丈夫かと言ったらストレート過ぎるから、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

◎上里 樹君

調査特別委員会の設置の人数については、会派が7会派あるということから、その全会派を網羅する、そのことが大事だと考えまして、提案いたしました。

◎新里 聰君

7会派あるということで会派から委員を設置するということですが、これ会派の代表にはその話、その旨の了解は得られているのかお伺いします。

◎上里 樹君

まず、これは基準として提案したまでです。それで、調査特別委員会を設置して問題の解明をする、その点では多くの議員の同意がありました。しかし、賛成する声が聞かれました。しかし、提案に当たりましては3人になりましたけども、多数で今度の動議も通りましたことだし、ぜひ皆様方のご理解をお願いいたします。

◎新里 聰君

今この議場を見ても約半分の議員が審議をボイコットしている状況です。この動議に賛成はしたものの、必ずしもこの調査特別委員会設置の委員になることを同意しているというわけでない議員もいるわけでございます。したがって、この8人がまとめられないということがあったらどのような措置をするのかお伺いして私の質疑を終わります。

◎上里 樹君

賛同が得られた以上は調査特別委員会にご参加願えるものと信じております。

◎池間健榮君

新里聰議員から指摘がありましたようにですね、以前パイナガマの調査に必要な調査特別委員会、可決されたんですね。そして、委員の選任を行うときに与党の皆さんから一人もないということで当時の友利恵一議長が預かりになって、その上でしばらくの間、調査特別委員会が設置されない状況がありました。そして、それではいけないということで現議長、当時副議長の招集によって調査特別委員会を設置をし、正副委員長の選任をしてスタートしました。その委員長が途中で投げ出して一回も審議しなかったということもあるんですね。そういう意味で会派が今こういう会派代表に頼っているみたいですがけれども、こういう状況の中で8名確保できるのか。これもですね、私は賛成ですから、心配になってきましたからですね、大丈夫だろうということで提案しているけれども、できなかった場合には与党の皆さんの責任でできるのかどうかをお尋ねをいたします。

◎上里 樹君

賛成多数で通った動議ですので、そのような議員はいらっしゃらないと思います。皆さん方を信じています。

(「いや、まだ通っていないよ、これは」の声あり)

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後11時00分)

再開いたします。

(再開＝午後11時00分)

◎上里 樹君

ただいまのご指摘、動議がこの場で決議されたわけではありませんので、訂正いたします。

◎池間健榮君

民間の方も告発されているわけですから、当然それなりに今後この調査によって新たな事実、新たな証明、どのような資料が今後この調査によって出てくるのか。私は、もうこれ以上は出てこないんじゃないかなという思いもするんですね。県に調査報告もしてあり、国にもやってあります。部長のお話では、今月じゅうに県に報告をし、そして16日には総合事務局に報告するというこの段階において新たにどのような事実、新たな事務調査というのはどういったことが出てくるのか、この点についてもう一度今の提案されているどういった事実が新たに出てくる、予想されるのか、その点を少し聞かせてください。

◎上里 樹君

今度の事件について市当局の宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の報告、これが先程健榮議員がおっしゃったとおり報告がなされます。しかし、これがなぜそういう事件になってしまったのか、そういう経緯、当初からそれを精査していく必要があると私は考えていますので、そういう立場から事実関係が明らかになってくるものと思います。

◎池間健榮君

私は、新たな事実はもう出てこないだろうと。あとは1人でやったか、上司がわからぬままこの事業は進められたか、すべては県に対する報告、そしていわゆる原因究明があって今後の対策、組織再編のあり方、これを今国に報告するための今月じゅうの県への提出だと思っただけでね、私は新たな事実はもうないんじゃないかと、これ以上の事実は。思いますけれども、調査することは市民に対する約束ですから、私はあえて別に反対しませんけれども、それとですね、ちょっと、以前そういう特別委員会の設置、本調査は地方自治法第110条ということが少し法改正になったのか、趣旨が違うのか、私の勘違いだったら大変申しわけないですけど、謝りますから、第110条についてちょっと説明していただいけませんかね。

◎上里 樹君

私もその法改正があって地方自治法第110条がどういう文言になっているか、新しい地方自治法をちょっと調べなければわかりませんが、私が持っている資料によりますと、その第110条の項目に、の2項ですね。書かれていますけども、ちょっと少し字が読めないんで、休憩をお願いします。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩＝午後11時05分)

再開いたします。

(再開＝午後11時07分)

◎上里 樹君

失礼いたしました。その地方自治法第110条ですか、に普通公共団体の議会は、条例で特別委員会を置

くことができるとあります。それがもし古い法律でですね、文言が変わっているようでしたらご指摘ください。

(議員の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩＝午後11時07分)

再開いたします。

(再開＝午後11時07分)

ほかに質疑はございませんか。

◎嘉手納 学君

当局がこれだけの資料を出してですね、議事録も提出して、それを我々が精査しながら集中質疑等も2回もやってきたと思うんですよね。池間健榮議員が言うように、これ以上出てくるものはないというふうに一応思っております。もしそれがこれ以上出てくるというのであれば、逆に言えば行政当局はですね、隠しているということになると私は思うんですよ。だから、それであればですね、本当に逆に言えばもっと追及するのであれば百条委員会しかないんじゃないかなと思うんですけどね、この資料の議事録やっぱり正直にすべてですね、非を認めながら答えているわけですよ。これ以上の調査がなぜ必要なのかですね。ということは、要するにその特別委員会を設定するのであればそれ以上のものを掘り起こさなくちゃいけないということでもありますけど、であれば行政側の宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会ですね、やっていなかったというふうに思っているのかどうかですね、ちょっと教えてください。

◎上里 樹君

市の宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会は、盆前に起きたこの事件、1カ月足らずで本当に忙しい中、調査に、そしてあわせて懲戒分限審査委員会、それから再発防止、大変忙しい中でよくまとめていただいたと私は思っています。ですから、市の調査が不十分とは言っていない。ただ、その調査はいわゆる罰則を適用するための懲戒分限審査委員会だったり、そういう極めて制限された中で調査だということを思った場合に議会の側で必要と思われる参考人を招致して調査をする、そういうことによって当局が、市が調査できない範囲を、枠を広げての調査が議会では可能になります。そういった意味では、もっとなぜこのような事件が起きたか、その背景、なぜそうしたのかというね、職員の抱えていた矛盾とか、そういったものが具体的にわかつています。それを期待しています。

◎嘉手納 学君

今も答えていますけどですね、このより深く、議会が追及するというんですけど、やはりより深くということはより深い委員会をつくるのかどうかですね。上里樹議員が言いました言葉であれば百条委員会まで考えているのかどうか、よろしくお願いします。

◎上里 樹君

今度の調査、議会の役割ということにかんがみて、私はなぜこのような事件が起きたか、その背景、組織的な問題があったのか、それともいろいろな個人的な弱点をカバーするような組織上の問題とかね、体制がとれていなかったのか、いろいろあると思うんですよね。そういう問題をきちんと解明して再発防止

を議会の立場から当局に提案していく、それをやるのが私の一番大きなこの調査特別委員会の役割だと思います。それで、どうしてもさらに深めていく、それが調査特別委員会通して必要であれば、それはおのずとそうなっていくと思います。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後11時13分)

再開いたします。

(再開=午後11時15分)

◎嘉手納 学君

私は、これは同僚議員の池間健榮議員も言っていますが、もう市としても、また携わった職員もですね、正直に答えてその議事録でちゃんとやってきているんじゃないかなというふうに思っております。その経緯を今度は市長も議会で答弁している以上ですね、調査した上で告発するなら告発すると、司直の手にゆだねるということでもありますので、その流れが一番いいんじゃないかなというふうに思っておりますので、私はこのことについてはできれば反対したいなというふうに思っている立場から意見を申し上げます。

◎議長(下地 智君)

これは、質疑だけですから。

(「質疑は、もういいです」の声あり)

◎議長(下地 智君)

休憩いたします。

(休憩=午後11時16分)

再開いたします。

(再開=午後11時17分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(下地 智君)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

◎亀濱玲子君

ただいま出されました調査特別委員会に対する賛成の立場から、もちろんですけど、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今私たちが求められているのは、議会の役割を果たすということなんだと私は思っているんです。確かに先日の新聞に市民の告発の記事も出ています。この間、資料もたくさん議会に提出もされております。市の宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会の報告も出ております。それを読んで改め

て私は議会は議会としてきちっと調べる必要があるのではないかなというふうには感じました。それは、皆さんも質疑の中でおっしゃっていましたが、設計図がないままの事業の遂行、そして補助金の不正受給、工事代金の不正支出、そして正規での手続を得ていない文書の存在、実績報告が虚偽の報告されている、さまざまなことについてまだ全容が解明できていない、全容が解明できていないとずっとこの間集中質疑をしてきたわけですね。その中で当局の報告書の中には、まとめとして書かれている文を皆さんこれは納得できないというような質疑であったというふうに思っています。ですから、本件についてはというふうに書かれておりますお互いの連絡のとり合いがうまくいかない、あるいは1人の担当の職員がかかわったことが一連の不祥事につながっているというようなまとめになっていることを皆さん集中質疑で質疑されたと思うんです。それについては、私は議会が市民に対する説明責任としてしっかりと精査をしてそれを報告をすると、全容解明をします。それは、樹議員がおっしゃったみたいに公開の場で特別委員会が開かれていくということ。そして、議会だから呼べる方たちがいらっしゃるわけですから、それを読んでしっかりともっと広い観点から質疑ができるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひ特別委員会の設置に賛同いただけたらというふうに思います。

◎嘉手納 学君

私は、反対の立場から討論させていただきます。

国や県にですね、担当部長初め資料をしっかりと精査した上でですね、調査報告を受けた上で報告書に基づきながら、提出しながら国、県、そして総合事務局の判断をしっかりと仰がなくちゃいけないというふうに思っております。今まで調査をした中でですね、その本人、22名のかかわった職員、そして関連する業者、そういういろんな部分で聞き取り調査もやってあると思うんですよ。今度は、それを正確に伝えてですね、国、県にこれから呼ばれたり、市長も議会が終わったら行くというふうに話されています。そういう中で委員会ですね、かえって私は事務手続上ですね、差し支えがあるんじゃないかなというふうに思っています。よって、あとは先程も言ったように市長の手で告発なりやってほしいと。そういうことでですね、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為の調査に関する動議については反対します。

◎議長（下地 智君）

ほかにありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより本動議を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

1、調査事項、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査。2、特別委員会の設置、本調査は地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により委員8人からなる特別委員会を設置して、これを付託する。3、調査期限、上記特別委員会は、1に掲げる調査について次期12月定例会までとし、閉会中もなお調査を行うことができる。4、調査経費、本調査による経費は20万円以内とするとする本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（下地 智君）

挙手少数であります。

よって、本動議は否決されました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本定例会に付議された案件の審議は、これを全部終了いたしました。

よって、平成20年第10回宮古島市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

（閉会＝午後11時24分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成20年 9月29日

宮古島市議会

議 長 下 地 智

副議長 嘉手納 学

議 員 会議に出席がないが多かったため、署名せず（砂川 明寛）。

” 仲 間 明 典